

物具裝束鈔をブツグ裝束鈔と唱るも誤也、和書の題號は、音にて唱るあり訓にて唱るもあり、音と訓を交せて唱るもあり、其書によるべし、音と訓を交て唱るを、儒者などは湯桶よみとて笑へども、我國朝廷の事には湯桶よみ多し、是もよみやうの一つの習ひ事なり、古より此國の風俗也、儒者己が生國の事には疎きものあり、

○蒙求和歌源光行撰

安齋隨筆伊勢、云、「蒙求和歌、古書也、序に于、時元久甲子之歲壬申之日、朝議大夫源光行閑居之暇、慨然記之云爾とあり、蒙求の探題を出し註をして、末に和歌あり、四季戀祝禱旅を詠せり、卷は十四卷、歌は二百五十首なれども、只七卷あり、書中凡、古の、古の、古の等の片かなを用たり、

○三條裝束鈔二種

○裝束鈔
安齋隨筆伊勢、云、「三條裝束鈔兩品、三條裝束鈔、一名伏見院宸翰裝束鈔と云ふ、又西三條裝束鈔、一名逍遙院裝束鈔と云ふ、此逍遙院裝束鈔を増補したる書一卷あり、外題はたゞ裝束鈔と計りあり、一名無名裝束鈔と云ふ、すべて裝束鈔と云ふ物は、鳥羽院以來衣

文と云ふ事始りしより以來のことにて、細微の事に拘りたる事どもを記せるなり、上古風儀にはあらず、風流を專とする也、

○江陽屋形年譜

○江源武鑑

安齋隨筆伊勢、云、「江陽屋形年譜は、近江國佐々木氏の家記也と云ふ、佐々木義實、義秀、義郷等の名あり、是は造り名にて、其人は曾てなし、此書は江源武鑑と同じく澤田源内が偽作と見ゆ、用ゆる事勿れ、右の造り名をしらずしては古記録の如く見ゆ、予も初は惑ひき、

○大系圖卅卷

○江源武鑑

安齋隨筆伊勢、云、「慶長年中、近江の國の土民澤田源内と云ふ者、己が家は佐々木六角の嫡流也と偽り、義實、義秀、義郷と云ふ三人の造り名をもつて己が先祖と稱し、その事を實にせんが爲に、卅卷の大系圖并江源武鑑、其外數品の書を著述して、彼三人の造り名を書加へて諸人を欺き、己貴種の家と稱せられて、是をもつて祿を求めんと欲して此姦計を成せり、大賊と謂ふべし、源内が在世の頃は、武士の風俗各家の貴賤を論じ、大名高家皆貴家の後胤を召抱ることを好むゆ

ゑ、源内も佐々木六角の嫡流と偽りし也、享保の末元文の頃より以來、武士の風俗は賤しくなり、今時にいたつては氏種姓を論ずることなく、唯貧福を論じ、家筋も系圖を賞玩せざる今時の人情より見れば、源内が謀計は迂遠にして拙きがごとし、源内が今時の人ならば偽系圖などをば作るべからず、別に又姦計を巧むべし、今の人の姦計より見れば、源内が姦計は淺し、

○古今集

詠歌大概鈔細川、云、「故禪閣作せられし、貫之が奏覽の古今として、正本と思へり、至寶ながら望なきよしのたまへり、其故は、定家卿本を定むる時、法本を取捨して了簡をくはへて、將來の家に證本と與書分明に見えたり、一條家を習はんとがらは、京極黃門以前の本は用ゆべきに非ざるにや、云々、

○名目鈔東山實照撰

安齋隨筆伊勢、云、「湯桶讀、湯は訓にてユとよみ、桶は音にてトウとよむ、如、斯音訓を交へてよむべからず、すべて是を湯桶讀と云ひて、儒者などは甚笑ふことなり、儒書を讀むには湯桶讀は可、笑事なれども、

吾國朝に上古より云ひ馴れたる詞には湯桶讀多くして、それを云ひ違へざるを故實の習事とするゆゑ、東山左大臣實照公名目鈔を撰び置給へり、湯桶讀も讀法の一つ也、儒者をまねて笑ふこと勿れ、

○舊事紀

○國字辨疑吉見幸和撰

○五部書說辨同 ○舊事本紀剝偽伊勢貞丈撰
安齋隨筆伊勢、云、「尾張國東照宮の神主吉見左京大夫源幸和朝臣從四位下也は、博覽豪傑にして、國字辨疑、五部書の說辨、其外神道の書著述數篇、多く皆俗傳の差誤を辨明せり、然るに其編書に、舊事本紀を引て證據とせること多し、舊事紀は古き偽書也、明眼なる吉見氏舊事紀を用ゆる事不審也、或説に舊事紀は正しき古書なれども、聖德太子、馬子宿禰の薨後の事を後人加筆せし故、原本缺、見ゆ、加筆を捨て正文を用べし」といへり、吉見氏も原本缺のごとくなる見識か、然れども舊事紀に太子馬子の薨後の事を載たる外に、偽書の證多く見ゆ、其證は愚述の舊事本紀剝偽に委しく記したれば、今略之、且舊事紀に載る所の神名、日本紀古事記にも見ざる者甚多し、是亦怪しむべきの其一つ也、彼舊事紀は古き偽書なるゆゑ、古きをもつて

惑て古今の學者引用ひたれども、予は信用せず、

○日本史釋圓月撰 ○東海一瀛集同

安齋隨筆伊勢貞丈云、「釋圓月と云ふ者、東海一瀛集の作者、日本史を作て朝に獻す、其書に吳の秦伯をもつて日本の始祖とす、此故に議ありて行はれずと云ふ事、詳に蕉了子が史記鈔の跋に見えたり、圓月は建武年中の人、蕉了子は文明年中の人なりと、井澤長秀が俗説辨に見えたり」

○古史通新井君美撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「此書は白石翁の撰にて、世の學者信用する書なり、然れども伊勢外宮の五部書等を用ひたり、彼書は偽書なり、證とするに足らざるもの也、故に予は古史通を取らず、白石翁漢學に於ては豪傑なれども、本朝の事に於ては漢學の片手わざにしたる故精からず、軍器考も少々誤あるは其故也」

○本朝軍器考新井君美撰

○愚得隨筆朝倉景衡撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「軍器考も白石翁の撰也、此書は愚得隨筆を本基にして、自見を加へて潤飾して書きたるもの也、表には顯さゞれども、武用辨略も少し揚取

れる所も見ゆ、彼愚得隨筆は白石翁の口朝倉孫右衛門日下部景衡と云ふ者浪客にて、樫原流の鎗術を教るをもつて業とせり、景衡武器の古實を好み、古書并近代の諸書武器の事を抜書して十冊とし、愚得隨筆と號す、予白石の孫新井源太郎邦孝と知音にて、彼隨筆を借り寫して熟視するに、是より軍器考は出たり、彼隨筆の中に引書の名を違へたる所は、軍器考にも同じく書違へたり、鞍橋鞍瓦の條に、敏達紀を推古紀と誤り、毛沓の條に、飾鈔を雲閣鈔と誤るがごとき、兩書相同じ、是にて考べし、是又片手わざなる故精からざる所あり、其外誤所々に見えたり、可惜云々、

○俗説辨井澤長秀撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「俗説辨、細川氏の家臣鐵砲頭伊澤十郎左衛門長秀號龍子の撰也、古今の俗説誤り傳る事を悉く辨論し、和漢の群書を引きて證とす、豪傑英才誰か又及ばん、然れども舊事記并倭姫命世紀以下伊勢外宮の五部の書及び度會家の神書等の偽書を引て證とせり、是其瑕也、可惜云々、

○新安手簡新井君美撰

安齋隨筆伊勢貞丈に新安手簡を引き、自註云、「新井筑後

守と水戸の儒臣安積覺兵衛との手簡を集めたる也、

○正木之記

巖松家系附録新井君美云、「正木之記、貞享元祿の間、東都城西麴町善國寺谷と云ふ處に、正木新五左衛門と云ふ人あり、新田家の舊記所持せし由傳へ聞しかば、所縁を求て義元義雄尋ね行しに、先づ上西入道の御物なりとて、白紅幅交の幌衣あり、并に巖松代々の文書其類甚だ多し、いかにして持傳へられしにやと問ひしに、正木答て曰、某が父は正木庄右衛門と申し、其父をも庄右衛門と申て、初は新田と名乗候、宇都宮城主本多上野介殿に小知を得て罷在候、此文書は定て由緒あればこそ相傳へ候はめ、其先の事は承りおよび候はず、亡父庄右衛門の時に、何とぞ系圖を相添候ばやと、年比心をつくし候處に、由良故信濃守殿より、御聞及の由にて御所望候ひしかば、文書等御目にかけて候へば、殊に悦び給て、珍しき物共を披見いたして候、貴殿は正しく我等の家の總領と相見えて候、系圖の事は、我等の家に持傳へ候を委しく寫し進らすべし、又我等武運の爲に候へば、貴殿浪人の間は、毎月五人扶持を相贈り候べしとの御事にて、亡父貧

窮の時節、わけて忝く存候、然るに或日信濃守殿茅屋へ御越候て、最初一覽し候文書の中、義重を新田莊の下司職に補せられ候下文一通、深く所望に候へば、是非我等に賜候べき由類に仰せられ候ひき、多くの文書の中にも殊に秘藏の物には候へども、かく懇意の上は黙しがたく、右の一通を參らせ候、其後は程なく御疎遠のやうすにて、月毎の扶持をも漸く三月ばかりにて送られ申さず、系圖の事も其沙汰なくなり候、兎角申し候ひてもすべき様もなく、大切の文書をだにとられ候、其寫をば仕り置候、本紙は今に彼家に傳へられしと相見え候、借只今此文書等御目にかけて候上、私の願の候は、滿次郎殿御家より某が先祖へ分れ候由の系圖を成され下され候へかし、左候は、此文書共残らず書寫し參らせ候べしと申さる、舊記の寫は甚所望の事に候へども、此人の血脈虚實いかなる事にや計り難ければ、速に約諾に及ばず猶豫しける中に、幸に是よりさき尾張大納言光友卿此文書御覽の次、悉く寫し置かせ給ひしを、御一男少將義行朝臣の許より下し預りて、これを轉寫することを得たり、詳に是を見候に、始は當家の事をするし、終は全

く京兆家の文書と見えたり」

○五十子の記

安齋隨筆伊勢 貞丈云、「五十子の記、此記は、世良田長樂寺第十世松陰軒と云ひし人の、永正年中に記せし所なり、此人當家中興の祖源慶へ睦じかりしかば、其頃より明純、尙純、昌純まで四代の間、執事横瀬宗悦、宗忠等のことを記さる、目錄には五巻と見えしかど、二巻は闕て傳らず、此書武州榛澤郡五十子村増國寺にありと云ふこと、正徳年中江府に朝せし日、新井筑後守君美の物語にて聞しかば、歸郷の後速にこれを求め得て、今當家重寶の第一たり、抑此書長樂寺にあるべきを、洞家の増國寺に藏め置しこと心得がたし、五十子の地は代々巖松家の館ありて、關東多年の戦に、此處手つがひ宜しかりしにや、山内の上杉、巖松と縁者たるによりて、此地をかりて上州白井より出張とす、五十子の陣と云ふは是なり、されば此増國寺も昔は潛家にて、長樂寺の末院なりし由、今に西堂松とて關山の廟所なりと云ひ傳ふ、疑ふらくは彼の松陰西堂長樂寺退隱して、此地を開きて閑居せられし時、此記をか、れしにや、又此記は長樂寺にて記されしか

ど、法類の西堂増國寺を開かれしに、其縁によりて此寺に傳へし所か、いづれにも故ある事と見えたり」

○多識論林道春撰

木瓜考新井 君美、に多識論を引き、自註云、「林道春撰と云ふ」

○新猿樂記藤原明衡

俳優考新井 君美云、「藤原明衡朝臣の撰れし新猿樂記と云ふ物、一卷ありと聞えし、此人は一條六十、三條六十、後一條六十、後朱雀九代、後冷泉七十五、五代の帝に事へし人にてありけり、されば其代に玩びし猿樂と云ふもの、古よりありしことに變れる所もあればにや、新猿樂とはしるされけん」

○江談大江匡房撰

俳優考新井 君美、自註云、「江談も匡房卿の物語をしるせるもの也」

○翰林蒔蘆集僧宜竹撰

俳優考新井 君美、自註に翰林蒔蘆集を引き、自註云、「此書は百四代後土御門院の明應の比、宜竹と云ふ僧の作れる也」

○節用集

人名考新井 君美云、「是は船橋宣賢卿の作られし由、世には申すなり」

○拾芥鈔

人名考新井 君美云、「是は天正五年に撰びし所、作者詳ならぬ由、水戸西山公は仰せ置れし也」

○肥人書

國郡の名の字の事新井 君美云、「天地開け始りて人の代になりし比ほひは、猶異朝の昔結繩の代の如くに、文字を用ゆるに及ばずや、人文の開るに至て、我國にも用ゆる所の字ありとは見えたり、所謂肥人書、薩人書のごとき、これ古の遺風なるべし」

○東鑑

○平家物語

紺珠新井 君美云、「水戸の森丈介はく、東鑑は口也、平家物語に十本あり、異説さまざま也、玉海を以て疑を決す、玉海水戸の文庫に三四本あり、近衛殿にあるよし也」

○ざれ口物語細川玄旨撰

安齋隨筆續集伊勢 貞丈云、「細川幽齋眞筆の繪巻物は、物語の類に見ゆれども、前後ともに切れ失せて、繪も詞書も少し計残りたり、何と云ふ物語と云ふ事も知れ

ぬ、もしざれ口物語と云ふ物にてもあるか」

○源氏物語

○榮花物語

安齋隨筆續集伊勢 貞丈云、「源氏物語などは、全篇始終作りものにて、光源氏を始めて、多くの人の名も行跡もみな作り事にて、虚談なれども、其文の中には、朝廷の故實の考などに證據に引用ゆべき事あり、榮花物語、枕草子などは實録なり」

○古令

○新令

安齋隨筆續集伊勢 貞丈云、「令に古令新令あり、古令は大寶令なり、今傳るは新令、是養老の令なり」

○つれづれ草奥儀鈔高屋近高撰

安齋隨筆續集伊勢 貞丈、につれづれ、草奥儀鈔を引き、自註云、「平安城處士高屋氏、近高、號傲齋の作」

○故實拾要

安齋隨筆續集伊勢 貞丈、に故實拾要を引き、自註云、「中院家の書」

○大鏡藤原爲業撰

安齋隨筆續集伊勢 貞丈云、「大鏡は世繼翁と云々、藤原爲業法名寂念作なり、文徳より後一條までの事也、十四

代百七十五年、帝王大臣等を記す、東見記に見え、幽軒著道春の説を記す、

○水鏡中山忠親撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「水鏡は中山内府忠親作、神代より仁明までの事、」

○續世繼

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「續世繼は、後一條より高倉までの事、」

○世繼物語

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「世繼物語廿卷あり、年山打聞に云、榮花物語の本名なり、榮花は赤染の作と云ふ事誤なり、尾州の太守二卷本より古聞なり、裏に眞字にて註あり、」

○増鏡藤原冬良撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「増鏡は、一條太閤の子冬良作、後鳥羽より後醍醐までの事、」

○彌世繼

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「彌世繼は、宇治大納言隆國作、一名宇治大納言物語と云ふ、古事雜談也、」

○釋日本紀下部兼方撰

群書備考卷之六

○野府記小野宮實賴撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「野府記廿卷は、小野宮實賴作、東見記、」

○類聚國史白基房撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「類聚國史拔書二冊は、松殿關白基房公の拔書也、東見記、」

○詞花集

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「詞花集は、崇徳院仁平元年に撰せられ、其時詞花の二字を切して邪の字と反るをもつて、難せられたり、東見記、」

○麗氣記釋空海撰

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此書は神佛相混するの書なり、空海が作る所なり卅卷あり、東見記、私云、神書にて佛語なり、」

○射方書

○三議一統大雙紙

○雜々拾遺

○當家弓法集

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「三議一統、雜々拾遺に云、清和天皇十七代の後胤公方源義滿公は、尊氏將軍の孫、義詮

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「釋日本紀は下部兼方撰、此一部の内大間は圓明寺入道實經公の間也、私に云、攝問は一條攝政家經公の間也、家繼の子也、都督は雅言也、東見記、」

○日記

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「日記二百廿冊は、九條殿道長及び兼實等の記、東見記、」

○明月記藤原定家撰

安齋隨筆續集伊勢貞丈、云、「明月記六十三冊は定家作、東見記、」

の子息也、十一歳にて天下の家督を繼ぎ、次第に昇進して大相國に至り給ふ、將軍奢の餘りに、我在世の内一日なりとも、天子の號をのぞみ給ひしかども、天道に憚りて其心をもたし給へり、然れども此世より將軍をば公方と稱號し、萬事の禮法を院の御所に比し給へり、此時義滿公武家の故實を定めんと仰有て、今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫介長秀、伊勢武藏守滿忠等に下知し、一天下の侍を十一位に分ち給ふ、いはゆる御一族、大名、守護、外様、評定、御供衆、申次、番方、國人、奉行、末男是なり、公方の直臣は胎中六位に比するゆゑ、敍爵するには五位なり、末男は無官の御家人を云へり、然れども六位に准ずる也、其外萬の法式をあめる事十二卷、是を射方の書と云ふ、義滿公薨御の時、敍して太上天皇の號を授け給へり、雜々拾遺の奥書に藤原行定筆記の由見えたり、書中に信長、秀吉の時の比の事をも記せり、行定は慶長天正の比の人か、右に見えたる文三議一統と云ふ名目は、後人えず、騃方の書計あり、三議一統といふ名目は、後人此書を據として、小笠原長秀覺書したる當家弓法集と云ふ書的首篇に書添へをもし、序文をも造り加へ、

三議一統大雙紙と云ふ題號を造り、元の題號の上に重て書加へたる所也、今川左京大夫氏頼、伊勢武藏守満忠と云ふ人は曾てなき人也、僞りて作りたる也、名兩家系圖に無之、右記録にも見えず、又十一位と云ふ名目室町家の記に無之、十一位に止るにあらず、南朝紀傳の説は是と異也、

○名目鈔聞書

安齋隨筆貞勢、に名目鈔聞書を引き、自註云、「井壺門弟記、」

○刊謬正俗伊藤長胤撰

安齋隨筆貞勢、云、「西土の顔師古が書に、刊謬正俗と云ふ書あり、我邦の伊藤長胤が書にも刊謬正俗と云ふ書あり、」

○親族正名太宰純撰

安齋隨筆貞勢、云、「太宰純が著せる書に親族正名あり、詳悉なる書なり、」

○那須國造碑考佐々宗淳撰

那須國造碑釋文新井君美、奥書日下部、云、「那須國造碑釋文一篇、借吉子坦之本、摸寫挿架云々、先是佐々宗淳著考、今并收備子考證、」

○弓馬三祕書

○建久四年富士牧狩日記
本朝軍器考餘新井君美、自註云、「伊豆國田中住人小林中務少輔覺書一冊、多賀豊後守聞書一冊、源大藏少輔道春家記一冊、合て弓馬三祕書と云ふなり、」同書書入貞勢、云、「弓馬三祕書は、此三篇を組合て往年版行したり、三祕書の號書肆の名附し所也、今は版絶えたり、三篇の内高忠聞書と道春笠掛聞書は正しき古書なり、小林の聞書は疑しきものなり、取るに足らず、其書名富士牧狩日記と云ふ書の終に、建久四年六月二十日伊豆國田中住人小林中務少輔と記せり、其書中御鍵大將見えたり、建久の比は手録はありたれども、鍵と云ふ物なし、鍵の字もいまだ出來ず、其頃の狩は弓矢のみを用ゆ、鍵を用ゆる事のなかりし也、是にて其偽書なることを知るべし、」

○源氏物語

朝鮮聘使錄唐橋、所賜朝鮮國王屏風圖畫傳贊條云、「紫式部編書圖一隻狩野洞松畫、紫式部之源氏一編、縱橫六十帖、卓絶古今者矣、始承上東門院之教、新說機杼、因而成文、趨石山寺謁大士也、時八月十五夜、一道平流山間、明月一輪涵空映水、蕩漾淪漣、

渺、神思光音風際詞、群濬發氣蘭言珠、自恐文機輒散趣、就佛前大般若經、反面以識、立成須磨之卷、首諸桐壺帚木、以次編成、蓋齊物論之奇、結之一夢、西廂之奇、復以夢結、惟源氏之奇、至雲隱而一筆句斷、至今無人窺其涯、溪上原内廷下、悉人事本平、情性之自然、莫可止遏者、雖或未逃艷史、葩經之稱、其實寓乎典故、贊化之意、竟成一家之鉅編、豈尋常後女閨咏同日語耶、式部正五位下越前守爲時女也、

○枕草子

朝鮮聘使錄唐橋、所賜朝鮮國王屏風圖畫傳贊條云、「清少納言捲籠圖一隻、清少納言清原元輔女、永延帝之才人也、帝因雪盛下、顧眄言、香爐峯景當何如也、清氏侍側、無所陳亟趨而捲籠、則恍然矣、一時稱其敏捷、想係白樂天堂東壁題詩、有遺愛寺鐘倚枕聽、香爐峯雪捲籠看之句也、蓋祕思妍辭、聘於兔園之賦、方喻體物、禁蘇子之咏、若夫柳絮片言、艷崑山之玉屑、珠簾一揆、訝天風良清吹、不涉於言而妙於事形、收儀而成其趣、清氏可謂傑之矣、有枕草子若干卷、行于世、」

○枕草子

朝鮮聘使錄唐橋、所賜朝鮮國王屏風圖畫傳贊條云、「清少納言捲籠圖一隻、清少納言清原元輔女、永延帝之才人也、帝因雪盛下、顧眄言、香爐峯景當何如也、清氏侍側、無所陳亟趨而捲籠、則恍然矣、一時稱其敏捷、想係白樂天堂東壁題詩、有遺愛寺鐘倚枕聽、香爐峯雪捲籠看之句也、蓋祕思妍辭、聘於兔園之賦、方喻體物、禁蘇子之咏、若夫柳絮片言、艷崑山之玉屑、珠簾一揆、訝天風良清吹、不涉於言而妙於事形、收儀而成其趣、清氏可謂傑之矣、有枕草子若干卷、行于世、」

○孫子兵法擇新井君美撰

白石手簡新井君美、云、「孫子兵法擇序をやうやく脱稿候ま懸御目候、如例文義は不_レ及_レ申、字法句法などに候、かくの如くに衰憊候ては、とても長もちなるべくやうもなく候、少も息のかゝり候内に、事を殘し候はぬ様にと存候ゆる、如斯に候以上、」

○藩翰譜新井君美撰

白石手簡新井君美、云、「藩翰譜の草稿進_レ之候、第一二三凡例も添候て進_レ候、わかき衆いそがしき紛れに寫され候故、假名ちがひ多く可有_レ之候、それは無_レ御遠慮、御直し可_レ被_レ下、事の相違姓名のうたがはしき所は、落候はぬやうに御つけ紙なされ、御返し可_レ被_レ下候、此書世上披露の事思召の御事候と相見え、いまだ御ゆるしなく候へば、源四より外へは申までもなく候へども、名も人にはしらせ被_レ下間敷候、尤も私方にて撰候事も祕し申事にて候、貴様とても懸_レ御目候事は公へは憚すくならず候へども、校考のためと候はんには、罪のがるべきやと思ひ候のみ候、段段に遣可_レ申候、先四冊を進申候已上、十一月十日、

凡例とくと御心得候はねば御不審にて候、よく御覽可被成候以上、

○采覽異言後編

白石著述書目源朝、云、「采覽異言二卷、後編五卷、撰者未詳、」

○大極圖述二卷

白石著述書目源朝、云、「大極圖述二卷、新刻人物誌以爲鳩巢著述、未知名孰是、」

○北海隨筆一卷

白石著述書目源朝、云、「北海隨筆一卷、非先生著書、當刪去、」

○除邑錄二卷、林信篤撰

白石著述書目源朝、云、「除邑錄二卷、除邑錄三十三卷、林信篤所撰也、此目當刪去、」

○行賞錄二卷

白石著述書目源朝、云、「行賞錄二卷、此書亦疑林氏之書、」

○國朝舊章錄十卷、柏崎永以撰

白石著述書目源朝、云、「國朝舊章錄十卷、此書柏崎永以所輯錄也、此目當刪去、」

○烈祖成績二十卷

白石著述書目源朝、云、「烈祖成績二十卷、此書水藩史臣等、以侯命所擇也、此目當刪去、」

○國喪正議一卷

白石著述書目源朝、云、「國喪正議一卷、鳩巢氏文、」

○室町殿日記

雜說問答貞勢、に室町殿日記を引き、自註云、「天文永祿頃の日記なり、」

○思のまゝの日記二條良基撰

輅考貞勢、に思のまゝの日記を引き、自註云、「貞治六年二條良基公記、」

○難太平記今川貞世撰

あかどりの考貞勢、に難太平記を引き、自註云、「今川伊豫守源貞世入道了俊之所記也、」

○武家閑談木村高教撰

あかどりの考貞勢、云、「武家閑談、同續篇は、享保六年木村彌十郎高教、御旗本の士なり、武德編年集成を撰て獻ぜし人なり、四戰記聞其外著述多し、浮華の俗人なり、」天文永祿以來諸家の舊記實錄に載する所を取て、精選したる書なり、されば近年の書也といへど

○武德編年集成同

あかどりの考貞勢、云、「武家閑談、同續篇は、享保六年木村彌十郎高教、御旗本の士なり、武德編年集成を撰て獻ぜし人なり、四戰記聞其外著述多し、浮華の俗人なり、」天文永祿以來諸家の舊記實錄に載する所を取て、精選したる書なり、されば近年の書也といへど

も、考證に備ふべきもの也、

○婚入記

あかどりの考貞勢、に婚入記を引き、自註云、「東山殿の頃、我先祖記之、」

○秉燭譚伊藤長胤撰

烟草集說貞勢、に秉燭譚を引き、自註云、「伊藤長胤著、」

○和漢珍書考或問鶴飼信興撰

烟草集說貞勢、に和漢珍書考或問を引き、自註云、「鶴飼信興著、」

○會津年譜

烟草集說貞勢、に會津年譜を引き、自註云、「記者未詳、」

○事蹟合考柏崎永以撰

烟草集說貞勢、に事蹟合考を引き、自註云、「柏崎永以具光著、」

○腐纜集

烟草集說貞勢、に腐纜集を引き、自註云、「俳諧師立志著、」

○卷懷食鏡

烟草集說貞勢、に卷懷食鏡を引き、自註云、「貞庵香月

午山著、」

○續砂石集僧南溟撰

別本安齋隨筆貞勢、云、「寛保癸亥年、南溟と云ふ僧の著述して梓行せる續砂石集と云ふ書六卷あり、」

○職原鈔

藝苑日涉村瀨、云、「職原鈔、各官下附唐名者、所以考之彼此、制作之異同耳、」

○撰集鈔僧西行撰

藝苑日涉村瀨、自註云、「撰集鈔、或以爲後人僞撰、然其出亦非近代一矣、」

○醫心方

藝苑日涉村瀨、自註云、「醫心方三十卷、丹波康賴撰、一曰雅忠、萬安方五十七卷、一曰六十二卷、梶原性全撰、」

○樂曲考物茂編撰

藝苑日涉村瀨、云、「屬者在三六如師許、見物徂徠樂曲考、就漢宋齊隋唐禮樂志及羯鼓錄、教坊記、樂府雜錄、杜氏通典、陳氏樂書、邦樵通志、宋史樂志、玉海等、採摘數條、上方朱書此方所傳樂曲同名者、」

○夢想卷大坪道輝撰

鞍鏡工記貞勢、云、「鞍鏡製作の法記したる書に、夢想

卷と云ふ書あり、其奥書に永享九年五月十五日大坪入道道禪直弟判とあり、

○舊事本紀

勢語臆斷別勘伊勢、云、「按、舊事本紀は古代の偽書なり、日本紀、古事記、古語拾遺、其外何か古書を少し取交て書綴りこしらへたるもの也、聖徳太子蘇我馬子が撰まれしと云ふ書に、太子馬子等の薨せられし年より遙に後の代の事を被載たる事多し、これにて大方その偽を考べし、其外にも偽書の證據多し、事長ければ此には論せず、これを略しぬ、別に予著せし舊事本紀別偽といふ書に、詳にその偽を論辨せり、」

○安達藤九郎盛長私記

○享保改撰系圖

源家八領鑑考附録伊勢、云、「安達藤九郎盛長私記と云ふあり、其書中に源家八領鑑の事を委細記せり、古書なりとて世に信する人多けれども、古書にはあらず偽書なり、又大江廣元の日記を引用ひたり、見聞私記も古書なりとて世に信する人多けれども、是も偽書なり、盛長私記、見聞私記の兩篇は、享保年中江戸青山に居住せし浪人須磨不音と云ふ者の偽作せし書なり、

不音元は水野駿物に仕へて加藤仙安と號し、古戦物語を職とす、後浪人して名をあらため、須磨不音と云ふ、享保改撰系圖も不音が作なり、右の兩書共に評論するに及ばざる雜冊子なれども、世に多く偽書と云ふ事をしらすして信仰する書なる故、もし人に洩れて、吾が弱孫共のかの偽書に誑かされん事を恐れて、盛長記の八領鑑記の文を取て、論辨して左に載す、此八領鑑の文偽なる事をさとりて、其全篇の妄作をしるべし、盛長記の妄作をさとりば、自から見聞私記の偽撰なる事をも推してしるべし、又云、「貞丈云、折綴と云ふことを書て、夫を事ありがほに釋せんとて、古文眞實後集の進學解の註を引て、くだしく牽強の説を述べたれども、面白からぬ事なり、また古文後集の註を引きたるは大に時代相違なり、此盛長記は文治四年に記たる事とこしらへたるに、文治四年より百七十九年の後に編みたる事、後集の林以正が註を引用ひたるは、偽作の中の又偽作なり、本朝の文治四年戊申は異朝にての宋朝の孝宗の代淳熙十五年戊申に當るなり、其年より百七十九年を歴て、元朝の順帝の代至正廿六年丙午本朝に光嚴院御代貞治五年丙午に當るに、三山林以先生と云ふ者、古文後集の古註を改めて新註を作りたり、本文に引たるはかの

新註なり、盛長いかほど明智ありとも、百七十九年後に来るべき新註を、以前にしりて用る事はあるまじき事なり、此一事にて偽書なる事明なり、又云、「右藤九郎盛長私記は須磨不音が、甲冑の製作古今の差別ある事をしらす、今制を以て古制の事を偽作したる故、人を誑かさんとすれども、ばけあらはる、也、人をたぶらかすは人の道にあらず、狐のたぐひなり、盛長にばけし狐のふるよろひおどしをこねて尾に見えにける、」

○兼好傳考

南嶺子評伊勢、云、「貞丈按、兼好傳考と云ふ書あり、園太曆、兼好集、吉田拾遺、磧礫集、其外諸書を集めて、兼好が事跡を委く書きつらねし物なり、」

○武門故實百ヶ條桂秋齋撰

○武門故實百ヶ條評伊勢貞丈撰

南嶺子評伊勢、云、「貞丈按、秋齋は京都出生の者にて、武門の事は曾てしらぬ者也、その證は、秋齋が著しける武門故實百ヶ條と云ふ書あり、其書に記す所の事ども、皆妄作の臆説にして、故實と云ふべき事一つもなし、腹を捧て笑ふべき事のみなり、故に先年予其評

を書きて一書とす、讀人あらば秋齋が妄作をしるべし、かの尾張にて秋齋が門弟になりて武門の故實を聞し人々、二百人に過たるよし、愚蒙なる人も多くあればあるもの哉、その人々の秋齋にあざむかれし事、痛ましき事なり、」

○和語一字傳

○和語一字總括

秋齋問語評伊勢、云、「和語一字傳、和語一字總括などいふ書ありて、一語の釋あり、其意おぼつかなし、」

○位記問答

秋齋問語評伊勢、に位記問答を引き、自註云、「此書題號品々あり、新野問答と書きたる本もあり、非なり、」

○舊事紀

○舊事紀偽書考桂秋齋撰

○ぬなは草同

秋齋問語評伊勢、云、「秋齋は舊事紀偽書考と云ふ書を著はして、舊事紀の偽書なる事を辨じたり、其辨最も當れり、同作ぬなは草にも其事を記して、壺井鶴翁が著述に舊事紀を引きしを諫めしが、承引せざりしかば交を絶し由をしるせり、」

○前太平記平山素閑撰

秋齋問語評伊勢、自註云、「前太平記は林家の門人平山

素閑と云ふ者の作なり、寶永正徳の頃の人なり、無故實の事共多し、取用て證とすべき物にはあらず、

○藤九郎盛長私記

扶桑見聞私記辨偽伊勢貞丈云、「或人曰、享保年中加藤仙安と云ふ者あり、古戦の故事を談するを以て、水野監物に臣とし仕へしが、後に仕を辭し、去て浪人となりて江府青山に居住し、姓名を改て須磨不音と號す、この不音扶桑見聞私記と藤九郎盛長私記を偽作して、古書なりと欺き、是を賣つて莫大の金銀を得たり」云云、

○先代舊事本紀

○日本書紀

先代舊事大成經
先代舊事本紀、日本書紀、古事記是也と云へり、舊事本紀は偽書なり、聖徳太子蘇我馬子兩人撰也と云ふに、彼兩人の薨後の事見えたり、此外偽作の證多し、今此所に書き盡されず、全編日本紀、古事記古語拾遺等を本として、何か外の書をも少し取交せて作りたるもの也、古偽の書なる故、古人も其偽を察せずして多く引用ひたるを見て、後代歴々の學者も惑ひて、

多く是を引用ひしは、無眼とや云ふべき、又別に先代舊事本紀と云ふ書七十二卷あり、一名を先代舊事大成經とも云ふ、此書は近き頃黒瀧の潮音と云ふ禪僧肥前の人、上野國館林、廣濟寺住職、黃檗宗と、志摩國伊雜宮の神人に頼まれて、浪士水野采女と相謀て偽作したりしに、後に其事顯れて、天和元年に兩人ともに流罪に處せられし也、此大成經の偽をしらずして用ゆる神道者もあり、學者も引用ゆる人あり、

○天元神變神妙經

○地元神通神妙經

神道獨語伊勢貞丈云、「神道者の説に、神道に三部の神經あり、天元神變神妙經、地元神通神妙經、人元神力神妙經是也、此三部の神經は天兒屋根命の神宣也、後に北斗七星宿真君降て、漢字に寫して經とすと云へり、その神經は見ざれども、其題號に據て考るに、偽書としたりたり、神變神通神力などと云ふは皆佛家の詞なり、天兒屋根命の時に佛法はなかりしなれば、佛家の詞は聞知り給ふべからず、又北斗七星宿真君降ると云ふは道家の説に似たり、道家に大乙真君の名あり、北斗星化して道人或は童子に成來ると云ふ類

の事、道家の説にあり漢字に寫すとは、神代の文字にてありしを改て漢字に寫したるといふことと聞ゆ、神代に文字なかりし事は前に記す如し、又後にと云ふ詞、何の時代を指すや、さほど貴き神經を真君降て漢字に寫したる奇妙不測の珍事ありし事を、何天皇の御宇幾年某月日何の地に降て寫せりと詳明に云はずして甚暗し、彼是を以て考るに、彼神經は偽書なり、定めて中臣卜部などの古く正しき家にては、かゝるあさましき偽書をば用ひ給はざらんと推量りぬ、

○倭姫命世紀

○寶基本紀

○阿波羅波命紀

○飛鳥本紀

○太田命本紀

○五部書說辨

神道獨語伊勢貞丈云、「神道者の説に、五部の書とて伊勢神宮の祕書あり、倭姫命世紀、一名大神宮本紀、寶基本紀、阿波羅波命紀、一名御鎮座次第記、飛鳥本紀、一名御鎮座傳記、又名是なりと云へり、此五部の書は、古書のごとく造りたる偽書なり、倭姫世紀に屏佛法息舉再拜と云ふ文字あり、倭姫命は十一代垂仁天皇の皇女にして、天皇廿五年に伊勢國五十鈴川の川上に太神の宮所を定め齋き祭り給へり、其年より以後五百七

十一年を経て、三十代欽明天皇の十三年に始て佛法渡り來れり、倭姫命五百七十二年以前に佛法を知り給ひて、屏佛法息と宣ふ事は決してあるまじき事なり、此一事をもつて全篇の偽作を推考ふべし、此世紀を始めて、五部の書みな佛家の語を以て書けること所々にあり、又國史實錄に符合せざる妄説多し、此事は尾張國東照宮の神主源幸和朝臣、吉見左京大夫、從四位下、五部書說辨十二卷を著して詳に論辨せり、其書を見せしむべし、

○砂石集無住法師撰

○砂石集

○神道獨語伊勢貞丈

○足利季世記

○和學辨藤崎維章撰

○朝野雜記同

○詳略日本史同

具足羽織記不著撰人に足利季世記を引き、自註云、「勝軍地藏山軍記」
南畝叢書太田東海談錄、小序太田云、「平維章、字子文、號東海、稱金吾、篠崎氏、江戸人、嘗爲國子館書生、所著有和學辨、滄溟尺牘解、行于世、又有朝野雜

記、詳略日本史、未成」

○冠韻僧譜

○倭漢三才圖會寺島良安撰

東海談維章、云、「冠韻僧譜は文章の法度なく、文字の位置をややまり顛倒多き事、あげて算ふべからず、人見氏の序をか、れしはいかにぞや、人に頼れて序をか、ば、よく編中を見て文字顛倒なきやいなやを僉議すべし、其書の義理と文章のあしきは論ずるにあらず、只唐人が見ても、よく作者の意の通によめるならばよし、さなくば序を辭退して可なり、和漢三才圖會も重寶なる書なれども、寺島良安が手前の了簡をかきし所は、文字ごとく顛倒あり、かやうの書に序をか、くは、序者の意いやしく見ゆ、又云、「倭漢三才圖會の倭の字を見れば惡心し、何ぞ和の字を書かれぬや」

○六國史

東海談維章、云、「版行の六國史は、落丁錯簡脱字誤字甚多し、其内日本紀は一入錯簡落丁多し、文徳實錄も三百字程不足の所あり、三代實錄は一向略本也、よく學を好む人は校合して用べし」

○源氏物語辨藤原通時、源藤孝同撰

○岷江入楚同

東海談維章、云、「源氏物語の辨百廿四卷、中院也足軒と源藤孝と兩人して編まれし書なり、はじめ此書を造就せんとて書籍を多く集め、一句一言此物語に關涉するをば盡く拔萃せらる、即世に行はる、岷江入楚五十なり、然れば入楚は辨を編まん爲にして草稿なるを、辨は藏れて世に行はれず、世に出すまじき入楚は、多く人間に流れ傳はる、岷江入楚は本名濫觴無底鈔と名づく、此二つの名は孔子家語に出たれども、也足軒は山谷が岷江本濫觴、入楚乃無底と云ふ詩にて名づけられしとぞ、中院姓藤原、名は通勝といふ、藤孝は細川幽齋なり、丹後の田邊の城に居られし時なり、通勝卿は此時天譴を承て田邊に蟄居する事凡十九年、その再徴されし時、天皇御製の詩を賜ふ、通勝卿芳韻を和し奉る、載せて一人一詩にあり」

○なるべし物茂編撰

東海談維章、云、「なるべしといふ書は、赤城翁の茗話なり、未練の學者の、假字の外題を嫌うて、可成談と改め名づけしは、さて、文旨なる學者かなと、其鐵面を見たくおもふなり、又奈流邊志と書きたるは、彌

文旨千萬なる僻事かな」

○草人木

東海談維章、云、「喫茶禮の書に草人木と名づくるは、茶の字を分たるなり」

○諺草貝原好古撰

○和爾雅同

○和漢事始同

○日本歲時記同

東海談維章、自註云、「諺草は貝原久之進好古が作なり、好古は貝原樂軒が子なり、篤信是を養ひて子とせり、樂軒は篤信の兄なり、和爾雅、和漢事始、日本歲時記等は皆好古が編む所なり、好古書を編むの才ある事、益軒文集に見えたり、惜哉篤信に先ちて卒せり」

○吉野拾遺四卷

○櫻雲記三卷

東海談維章、云、「吉野拾遺四卷、編者の名を逸す、南朝の王人の手に出つと見ゆ、鸞峯文穆先生の序あり、坊間版行の書には序なし、櫻雲記三卷、是亦南朝の日記なり」

○大明律譯解柳原玄輔撰

○印章備考同

南畝叢書太田、柳巷談苑柳原玄輔、小序太田、云、「柳原玄輔、字希朝、號篁洲、稱小太郎、和泉人、其先伊賀人、下山氏也、幼爲外父所養、冒柳原氏、少遊京師、受業木

下順庵之門人、後隨外父而東遊、見順庵於江戸、順庵稱其才學、未幾應紀藩聘、其學博覽、兼善篆隸、旁通星曆五行數術之說、最以經濟自任焉、寶永三年丙戌春正月病終、其家、歲五十一、所著詩略、見新井君美停雲集、嘗奉藩命著大明律譯解、又有印章備考等」

○甲陽軍鑑

柳巷談苑柳原玄輔、云、「甲陽軍鑑といへる書は、高坂彈正が書けりといふ、すべて駁雜にして信用しがたき事多し、いづれにも甲州の者の手より出たるにや、賊首信玄をばある神ある佛とかきたり、後秀吉興りて信玄が兵を率ゐけることを聞て、あはれ小刀細工なり、いま迄ありなばわが草履取にこそすべけれといひけると、川角太閤記に見えたり、秀吉の比まで世にありなば、寔にさぞあるべけれ」

○源氏物語

柳巷談苑柳原玄輔、云、「紫式部が、そらごとをもて源氏物語をつくりたる罪によりて地獄にいり、苦患しのびがたきゆゑに、早く源氏物語を破りすて、一日經をかきてとぶらふべしと人の夢にみえたりけると、康

頼入道が寶物集にかきたり、水滸傳をつくりて子孫の陋になりける例しもあれば、式部が地獄にいりたるはさもあるべし」

○大學啓蒙中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「寛永五年戊辰、先生二十一歳、是歳初學同志のために大學啓蒙を著す、其書もつばら四書大全に従ふ、後これを見て、いまだ不精として破之」

○醫室中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「寛永十有五年戊寅、先生三十一歳、大野了佐といふ者あり、彼父先生と親く友たり、了佐嫡子なりといへども、稟質極て愚魯鈍味にして、士業繼ぐに足ざるを以て、父嘗て賤業を營しめんことを計る、了佐これを憂て先生に來て曰、我醫にならんと欲す、願はくは醫書の句讀を教へよ、先生その志を憫みて、授て大成論をよましむ、先二三句を教ふる事二百遍ばかり、已より申に及で漸く記す、食に退て後これを讀むに、みな忘る、又來てこれを習こと百遍餘にして、始て記得す、これより以後日に來て習こと年を経、先生江陽に歸るに依て、今年來て醫を學ぶ、先生その醫術を曉得しがたきを以て、醫室を作てこれに授け、又是を講じて其意に通せしむ、後醫を以て世に渡り、數口を養ふに足れり」

○翁問答中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「寛永十有七年庚辰秋、豫陽の同志の求に依て翁問答を著す、已にして後其書心にかなはざる處多し、故にこれを改んと欲して、同志といへども博くこれを示さず、然れども癸未の春梓人此を盗み取て版行す、先生此を聞て、梓人をしてこれを破らしむ、此より後改め正んと欲す、曰、上卷は孝經に觸發して其意を寫し書す、故に其論穩當なり、下卷は世を憤り弊を矯む、是を以て其說抑揚太過なる事を免れず、故に先下卷を改んと欲すと、こゝに於て數條をあらたむ、疾を以て終にならず」

○孝經啓蒙中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「寛永十有八年辛巳秋、孝經啓蒙を著さんと欲す、疾に依て又成らず、明年終に啓蒙をなす、後其說經旨に叶はずとして改め正んと欲す、然れども終に果さず」

○小醫南針中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「寛永二十年癸未、先生三十六歳、是年山田氏森村氏のために小醫南針を撰ぶ」

○神方奇術中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「正保元年甲申、先生三十七歳春、森村氏山田氏のために神方奇術を撰ぶ」

○鑑草中江原撰

藤樹先生年譜不著撰人云、「正保四年丁亥、先生四十歳秋、鑑草刊行、先生嘗翁問答兩部を著す、然れども學日に進むに至て、此問答愈其心に叶はず、改正の志ありければ、博く門人にだに授け給はず、然るに癸未の年梓人の手にもれて、既に梓にちりばめしを、幸に早く知て是を破る、版屋迷惑なるよしを再三歎きしに依て、損のつぐのひにとて、女中方の勸戒の爲に嘗て著し置給ふ書を、鑑草と題し彼に授く」

○軍陣聞書八木忠勝撰

四季草伊勢貞丈に軍陣聞書を引き、自註云、「永正八年に、八木若狹守忠勝がしるせし書なり」

○小笠原大雙紙

四季草に小笠原大雙紙を引き、自註云、「室町殿の時代の書記なり」

○騎射秘鈔小笠原持清撰

四季草伊勢貞丈に騎射秘鈔を引き、自註云、「小笠原持清の記」

○犬追物聞書小笠原元長撰

四季草伊勢貞丈に犬追物聞書を引き、自註云、「小笠原兵部大輔元長の記なり」

○歩立體拜記

四季草伊勢貞丈に歩立體拜記を引き、自註云、「奥に永正二年二月五日とあり、作者不知」

○法量物小笠原朝長撰

四季草伊勢貞丈に法量物を引き、自註云、「小笠原備前守朝長、應永年中記されし書なり」

○流鏑馬次第小笠原持長撰

四季草伊勢貞丈に流鏑馬次第を引き、自註云、「小笠原備前守持長、永享八年八月記之」

○扶桑見聞私記

○安達藤九郎盛長私記

四季草伊勢貞丈に云、「扶桑見聞私記并版行したる犬追物秘記に、養和二年頼朝の時の犬追物の式なり迎載せたるを見しに、正和四年武藏國豊島郡王子村にて、島

津薩摩守家久が官命によりて張行せし犬追物の式と、林春齋が書きたりし犬追物御覽記を本として、島津氏の家士射手検見喚次を勤めし者どもの姓名を迷はし、頼朝の時の侍の名に書きかへたり、その始終の式は、御覽記の趣を用たり、馬場日鈔其外の事は、御覽記に見えざる新作の妄説もまじりたり、世の人を惑す事、其罪輕からず、島津家の犬追物は鎌倉の御所の犬追物として、彼家に相傳せられたり、正和年中の御覽記を見るに、室町殿の頃行れし犬追物とは違ひたる所あり、一家の風儀あり、故に云、扶桑見聞私記、始は大江廣元日記と號し、頼朝時代の日記なりとて、享保年中、初の名須磨不音後加藤佛庵と云ふ浪人者の偽作なり、藤九郎盛長私記も同人の偽作と聞ゆ、

○法要錄鈔
四季草^{伊勢貞丈}、に法要錄鈔を引き、自註云、「室町殿時代、日置流の書なり、」

○射手方聞書

四季草^{伊勢貞丈}、に射手方聞書を引き、自註云、「文安年中に小笠原山城守説を記せしとなり、」

○的出張記^{伊勢貞久撰}

四季草^{伊勢貞丈}、に的出張記を引き、自註云、「永祿六年、伊勢左衛門尉貞久の記、」

○弓箭條多賀高忠撰

四季草^{伊勢貞丈}、に弓箭條を引き、自註云、「多賀高忠の記、」

○圖的聞書

四季草^{伊勢貞丈}、に圖的聞書を引き、自註云、「小笠原持長、持清、政清、政廣、元清、元長の説を集めたる書なり、」

○雑々拾遺藤原行定撰

四季草^{伊勢貞丈}、に雑々拾遺を引き、自註云、「藤原行定の作、」

○三議一統

○三議一統辨

四季草^{伊勢貞丈}、云、上略、「彼時作られし書を三議一統といふといへり、此説覺束なし、今世に三議一統といふ書あれども、夫は小笠原長秀が隨筆の當家弓法集といへる書に、後人序を續ぎ、爲家門といふ一卷を作りかへて、その書に義滿公の仰に因て小笠原兵庫介長秀、今川左京大夫氏頼、伊勢武藏守滿忠三人議定して撰びし書なる故、此書を三議一統大雙紙と名附るよし記したり、是當家弓法集をしひて義滿公の仰に因る撰書になさん迎、取拵へてかの序を後人偽作して附

添へたるなり、かの當家弓法集を熟覽するに、いかにも古き物にて、私の隨筆と見ゆ、將軍の仰によりて撰みし物にあらず、私の隨筆物ならんには一言云ふべき事なし、將軍家の仰に因て撰たらん書ならば、難じ答むべき事多し、委き事は予が先年著したりし三議一統辨といふ書に記せり、前にもいふ如く、義滿公の時作られし書は、應仁の大亂に滅し也云々、

○道照愚草^{伊勢貞順撰}
四季草^{伊勢貞丈}、に道照愚草を引き、自註云、「伊勢六郎左衛門貞順記也、天文の頃の人、法名道照、」

○室町殿日記十五卷
四季草^{伊勢貞丈}、自註云、「室町殿日記と云ふ書、ことば字にて書きて十五卷あり、尊氏義詮義滿三代の事を記し、卷末に飛鳥非雅瑞の跋あり、是は偽筆なり、事實を記す所の實録と曾てあはず、人名に東百官の名多し、室町殿時代に東百官といふ名目なし、」

○海人藻芥^{惠命僧正撰}
四季草^{伊勢貞丈}、に海人藻芥を引き、自註云、「惠命僧正宣守の記、」

○御成次第故實^{伊勢貞藤撰}

四季草^{伊勢貞丈}、云、「伊勢備中守貞藤が書きたる御成次第故實云々、自註云、「永正年中の記、」

○樵談知要^{藤原兼良撰}

四季草^{伊勢貞丈}、に樵談知要を引き、自註云、「一條兼良公の御作、」

○籛中舊記^{伊勢貞宗撰}

四季草^{伊勢貞丈}、に籛中舊記を引き、自註云、「伊勢貞宗の記、」

○大内問答

四季草^{伊勢貞丈}、に大内問答を引き、自註云、「大内義弘問、伊勢伊勢守貞隆答、永正六年の記、」

○貞親教訓書^{伊勢貞親撰}

四季草^{伊勢貞丈}、に貞親教訓書を引き、自註云、「貞親子息貞宗へ教訓、長祿元年、」

○曾我物語

四季草^{伊勢貞丈}、自註云、「曾我物語は、鎌倉將軍の末に書きたる物と覺ゆ、」

○大草流式膳部記

四季草^{伊勢貞丈}、に大草流式膳部記を引き、自註云、「京都將軍家庖丁人大草氏の記なり、」

○雜要鈔

四季草貞勢、に雜要鈔を引き、自註云、「清閑寺家の書」

○年中諸大名の御成之記

四季草貞勢、に年中諸大名の御成之記を引き、自註云、「京將軍時代の書也」

○扶桑見聞私記

○安達藤九郎盛長私記

○犬追物秘記

○訓閱集

○武門故實百箇條

○馭馬故實

○室町殿日記

○室町記

四季草貞勢云、「武家故實の書世にとほし、たま／＼あるは近世の人の妄作したる偽書也、皆古書に合せざる物なり、扶桑見聞私記、藤九郎盛長私記、犬追物秘記、訓閱集、是等偽書なり、又桂秋齋が書きたる武門故實百箇條、同作馭馬故實の類、武門の事もしらすしてしつたり顔に妄作したる事也、室町殿日記といふは眞字に書きて、飛鳥井雅綱卿の奥書あるは偽書也、同名にて平がなにて書きたるあり、是は實記なり、又室町記といふあり、眞字に書きたり、是も實録なり、近世偽書多くなりたる故、古書を多く見たる眼にあらざれば、彼偽書に誑かざる、也、廣く古書を見べき事

なり、古代の中にも其時代々々の風俗あり、又其時代の詞あり、其時世の文體あり、偽書を作る人は是を知らず、今世の風俗詞、今の文體を以て書き、且は年號人名引書等の前後の取違ひなどにて、偽書は顯れ易し、偽書作るほどの人は必智惠薄きがゆるゑに、行届ざる事多し、都て偽はあらはるゝ、慎むべし」

○岡本記岡本縁持

四季草貞勢云、「岡本記は、天正十三年岡本美濃守縁持といふ人の書きし弓馬の書なり」

○節用集

四季草貞勢、に節用集を引き、自註云、「節用集は饅頭屋宗仁が作也、宗仁は林氏、名は鹽瀬、天正の頃の人、三條實倫卿の歌の弟子也」

○諸事當用鈔

四季草貞勢、に諸事當用鈔を引き、自註云、「北畠家記、古書なり」

○節用集

湯土問答貞勢云、「此三十年餘前に、京都へ御使に罷上り候節、京書肆柳枝軒旅宿へ参り咄ども申候、其時六十餘と相見え候、此者物語に、今の版の始りは慶長

の頃よりと相見え候、其時の版は残り不申候へども、摺本は世に多く残り候、其時の物は節用集、庭訓往來、實語經の類なるよし物語いたし候、夫にて考へ候に、節用集家藏せしもの、年の名はなく候へども、慶長の比の物とも可申ものに候」

○選擇集

湯土問答貞勢云、「法然坊の選擇集の印版を可燒失よし、山門より申狀を元久三年に奉る、其臺文書猶今に残る抔申事あれば、其頃はや版本有し事疑なく候、されども中頃の亂世に此摺本も版本も燒亡して、今世に残らぬなるべし」

○狭衣物語大貳三位撰

湯土問答貞勢云上略、「此飛鳥姫の古物語、昔有りて後世に廢れし故、其所名所の據所も知れ不申候、其古物語の事によりて、大貳三位狭衣物語を作り出されし事には見えたれども、今の狭衣は全く作り物語故、其事實齟齬せし事多し」云々、

○平家物語

○源平盛衰記

湯土問答貞勢云、「問、徒然草の野槌に云ふ、勸修寺良門十三代の孫葉室時長、平家物語作者の隨一也と公

卿補任にあり、夫は四十八卷の盛衰記なるべしといへり、補任如此しるし有之候、又作者隨一也と有之候得ば、作者あまたと聞え申候、心得がたき事御座候、答、平家物語の作者、信濃前司行長が通世の後書くと云ふ事徒然草にあり、葉室時長が書きしと云ふ事は公卿補任に見え葉室の系圖にも見えたり、此時長が從弟の、葉室光遠も、此作者の一人たりと、是も同じ系圖に出たり、また琵琶法師のかたる平家の云ひ傳には、櫻町納言子願教法師北野の示現を受て作り出せしと云ふ、信濃前司が作りしは北國平家と云ふ也など云にや、今川了俊の説に、平家物語の後能記のたしかなるによりて書きしとあれば、多くの撰者集りて一部を仕立たるにて、元一書なるに、多くの作者ども己が意に任せて記し置、或は削出しなどせしより、異本多く出來たるなるべし、されども何れの本は何の作と云ふ事いまだ詳ならず、又源平盛衰記も平家物語の異本にして、葉室時長が書きしは是なるべし、野槌書には何によりて斯註されしや心得がたし、又高師直が平家を語るを聞し時、菖蒲の前の事を語りし由太平記に見えたり、今の平家物語并異本、共に菖

蒲の前の事を載せたるなり、唯盛衰記のみに菅蒲の前の事を書きたる故、師直がもとにて物語れるは今の盛衰記なるべしなどいへども、是は平家語の異本にあらず、信濃前司等が書きし時より遙か年を経て後、寶治二年、三年、建長元年、此三年の中に書きしものと見えたり、いかゞなれば、寶治元年巴女越中國にて九十一歳にて死し事を註せしと、又順徳帝を此書に佐渡院と記せるにて、寶治建長の三箇年の内に有る事、思ひて知るべし、巴女が死し年號は註し附たれども、元暦元年木曾殿討死の時、巴女廿八歳なり、此書に見えたり、是を以て九十一の歳をかぞふれば、寶治元年に死したるなり、順徳帝寶治三年九月に崩じ給ふ、佐渡院と申せり、八年後建長元年七月は順徳院と尊號を贈られし、然るに此書に佐渡院とのみ記したれば、順徳院と尊號なき以前に書きたるものなる事明かなり、そのみならず、文曆に撰れし新敕撰、寛元三年に入道ありし頼嗣を入道將軍と記したる如きにて、盛衰記に後年なるもの分明なり、決て慈鎮和尚信濃入道を扶持しおかれて書きしといふ時代のものにあらず、されば平家物語の異本とするはあやまり也、

○文保記 ○永正記
辛酉隨筆石原正明云、「文保記、永正記と云ふ書あり、伊勢の祠官の汚穢の雜事を記したり、中に疑しき事ども官に申て、法家の勘答を得て定めたるも數多あり、神宮にのみ下されて、世にひろからぬ制ながら、准的の例に據あり、志ある人たちが求得てみるべし、」

○玉かつま本居宣長撰
辛酉隨筆石原正明云、「玉かつまにあさまなる誤の何くれとみゆるは、隨筆なるゆゑなるべし、」

○枕草子
辛酉隨筆石原正明云、「隨筆の中に、古へ今にやまとに互りてめでたきは枕草子、李義山が雜纂にもとづきたりといふ説あり、時代のほどを思ふに、さる事ならんもしり難し、又偶合ならんもいかでかしらん、いとよう似たりといふ人もあれど、そは紫磨金身のたとへに黃疸やみを引出るが如し、其色こそ似たらめ、尊さときたなさいといふこよなし、から人もかの雜纂をかしたと思ふすらん、つぎいできて四續まであり、いづる毎にいよゝきたなし、」

○鹽尻天野信景撰

辛酉隨筆石原正明云、「平維章ときこゆるは、篠崎金吾といひし人也、東海談といふ隨筆あり、」

○古言清濁考石塚龍麿撰

辛酉隨筆石原正明云、「本居先生、古と今と清濁違へる事ありといふ説ありて備れり、遠江國人石塚龍麿といふ人、この説をひろめて古言清濁考といふ書をつくれり、いとせ伊勢へ物したりし比、稻懸大平これをみせたりき、旅のならひ何くれと心せかれてよくもえ見たさかりしは、心のこるわざ也、今上木すべくないふ、はやう事なりぬなどいふ、さらば又みる時もあらんかし、そもく此清濁のことなる故は、いひざまの上り去りの異なる也、すべて物いひは、上りざまなるが便よきにや、言便といふもの多く上聲也、上聲の下はにぐる事上にいへるが如くなる故、古すみたるを後には濁るが多し、かの清濁考に書集めたるも、さこそあらんと推はかる、はいかゞあらん、」

○古事記傳本居宣長撰

辛酉隨筆石原正明云、「上略、何よりも本居先生こそあたらしけれ、古事記傳など實とある書つくり出、やんことなきあたりにも物きこしめし、弟子などもよろし

辛酉隨筆石原正明云、「近き世の人の隨筆に珍かなるは鹽尻、そのはじめ三百餘卷ありしとぞ、天野氏身まかりて後、下すをここにきたなき心のやつありて、盗出てほぐにしてうりける故、はやう世にたえて、其家にも纒か七十餘卷のこれりとぞ、堀田何がし是をあたらしみて、世にあまねく求てつひに百卷となせり、猶おびたいし、おのれ囊にこゝかしこ鈔出して寫せる本五六卷みつ、又いと初まなびの物心しらぬほどにて、いかなる事とさだかにはなけれど、よろしき論も考もありつるやうに覺ゆるを、いかで又見てしがな、」

○つれづれ草

辛酉隨筆石原正明云、「隨筆の中にはつれづれ草、いと幸ある書なり、げに其世にとりてはよろしげなる筆つきとはみゆめれど、枕草子など、猶めでたき書はいと多かるを、何ともおもひたして、註さくなど所せきまで作り出てもてはやすなる、大かた此書文章などはけしうはあらぬを、道心がましくさかし立たる事書きちらしたるが、かしら痛き心地す、されど中にも心につく物語もあり」云々、

○東海談篠崎維章撰

きが多加れば、其方はあらぬ事なけれど、下略。

○體源鈔豐原統秋撰

昔傳拾葉宗徳老人云、「近代樂道の達者豊原朝臣統秋といふもの、亂世に生れながら、古き反故をあつめて樂器の來歴を明じて一家につたふ、其を體源鈔と名附、其書につまびらかなり。」

○扶桑略記釋皇圓撰

昔傳拾葉宗徳老人云、「或人の云、扶桑略記は皇圓の筆作にて、大切の日記也、皇圓はひえい山功德院の僧にて、博學大才の聞えあり、是は法然上人源空の師なり、法然に始終三人の師あり、第一源光、中頃は皇圓、後に叡空也、されば皇圓の作誠ならば、僧として折角の事を書置き、世の至寶とせられしもの也。」

○源氏物語

○枕草子

昔傳拾葉宗徳老人云、「古き人の云、源氏物語は我國の名書にて、世に傳はりてもてはやせり、此文ことは歌道の助となる事いくばくぞや、定家も此物語を讀して、源氏を見ざらん歌よみは心うき事など申されしとかや、誠に女性としてかゝる文をつくる事、凡人のわざにはあらざるべし、さて此物語は詞たくみにて、もろ

くの故實を明すといへども、歌はことばより遙におとれりとみゆ、つらく此事を按ずるに、紫式部趣向をかまへ、詞を他人によせて風情を盡しぬれど、其實は作り草子也、夫和歌は心の誠をおこして身に引あてざれば、秀作顯れがたし、式部一代の秀逸あげて云ふべからず、この草子の歌にかぎりて聊をとれるやうに覚えしは、元來心をうかかさずして、詞の次第を書つゝくまゝに與風よみ出したる歌どもなれば、さながら餘所の心地して、我志情うこく事すくなき故に、其まこと現はれず、其故は、此人身にひきうけたる折節の歌ども、多くはみな秀吟也、是其證也、何によつてか此草子の歌にかぎりて劣れるいはれあらんや、又清少納言が草子の筆勢をうかゞふに、其氣情のはたらきし事凡人のふるまひにあらず、此女性に多くの詞をつゞけさせたらんに、恐らくは同日の筆勢あるべしとも思ほえず、をしき事也、式部にくらべていづれを上とせむ我は清女をこそ申さめといはれり、まことに兩人の是非をわかまへし人すくなし、たとへいさゝかさとて判じたりとも、世の人なか／＼用ゆべしとも覺えず、殊に頓河淨辨が頃よ

り後の人、清紫二女の勝劣をの／＼心にて、終に落著しがたし、未代猶かくのごとし、大かたは我このまじき歌にたよりて、勝劣を申さめとこそ覺し也とかたられけり、可然事也。」

○萬國圖說平澤元愷撰

瓊浦偶筆平澤元愷云、「余嘗著萬國圖說、而稿未脱、如今質之荷蘭通事本榮進松君、紀而得解其惑矣。」

○唐船孫七漂海話

瓊浦偶筆平澤元愷云、「明和辛卯夏、和蘭商船載來我漂民孫七者、鎮府命有司慰問、其所申有三口供一冊、和蘭通事松元綱考其所經地方、并爲之圖。」

○海路記

瓊浦偶筆平澤元愷云、「譯士吳生家藏海路記一本、相傳古昔和舶入唐時所錄也、余請而讀之、始載祭周公旦一文一通、鄙陋不足觀、其他定月定日定方及下針法等、皆時俗禁忌之說也、其語其事決非和人之口氣、蓋唐山商客所筆也。」

○伊勢物語

○眞名伊勢物語

○竹取物語

○住吉物語

○宇津保物語

○蜻蛉物語

春湊浪話土肥云、「伊勢物語は在五中將の自記なるものに、伊勢御が筆を加へられし物語にこそ、むかし朱雀院の塗籠に業平の自筆の伊勢物語有しこと、袖中鈔に範兼童蒙鈔を引て記したり、此物語を源氏に伊勢物語とも或在五が物語とも書きて、在五が物語と記せし所には、妹に琴をしへたる所の人のむすばむといひたるをみてと書きたり、此琴を教へたるといふ事、今の伊勢物語にはなくて、在五物語といふ自記なるには有るゆゑに、かく書分けけるにぞ、さらば其書頃までは自記なるものと伊勢御の筆をかへたると、二つながら並べ有しなるべし、又按るに、此物語などやうに書きしもの初なるべし、夫よりさき嵯峨天皇の古萬葉集のかなの序あれども、在五中將の頃までは、昔のならばしにて眞名に書ことは易く、かなには打まかせては書得がたかりけるにぞ、夫故かなな物語など書かんに、まづ昔書きならひし眞名に稿してそれをかなに清書せしにぞあるべき、今に傳はりて此物語には、眞名なるとかななると二つながら有るは、此故なるべし、眞名伊勢物語は具平親王の御五物語の眞名なるに倣て、後に伊勢の筆を加へたる伊勢物語をも、此親王の眞名に書きあらため給ふことないふにや、古今集

かなの序を書かん料に、其養子なる淑望に眞名序を書かして、是を土代として貫之の假名序は出来しといふ事、基俊朝臣の説にあり、延喜の御時猶かくの如し、況や在五中將の時の事思ひはかるべし、菅孝標の女の更科日記にも在五中將物語を見しとあれば、其頃は世にも残りけるにぞ、竹取物語は物語のいでき始の記と源氏にもあれば、伊勢物語より猶ふるきものなる事は明けし、さらば是もはじめは、眞名に書きたるもの、後には假名に書改めしにや有るべき、其時文をも所々改めたるにや、伊勢物語より其文古體ならず、かくや姫を赫奕姫とかきける時の文字のやう、眞名の字の残りたるがごとし、住吉物語も、枕草子に古物語の名の第一に出し、源氏にも古物語とあるぞ、其文の體の古からすみゆるは、是も竹取も同じ類なるか、一説に、此物語にあかつきの鐘の音こそ聞ゆなれと有しに、是を入相とはましかばといふ連歌を、後拾遺集に後一條院の御歌とあれば、此物語後に作出せしにやといへども、稱名院殿の源氏の鈔に、此説あれども古き世のものなる事明けしと註し給ひ、風葉集にも後一條院の御歌といへども、物語に

みえし歌やさきなるべしとかければ、伊勢物語にはどは雲井になりぬとも歌を誤りて、拾遺集に橘のただもとが歌とせし類にて、後拾遺集に古歌を誤りて後一條の御歌とおもひ撰び出せしにぞ、よりに住吉物語を後世の物といふは、却て誤れる説なり、其外にも古物語の今傳はりたるあれども、なかに宇津保と蜻蛉の二つの物語ばかり物語めきたるはなし、それゆゑよみ得がたき事も多くて、翫ぶ人はすくなし、

○新國史

○續世繼

○増鏡

○世繼物語

○彌世繼

春湊浪話土肥云、「宇多醍醐朱雀の上三帝の史を新國史といふ、又續三代實錄ともいへり、小野宮のおとど清慎、教をうけて撰び給ひし、今も世に傳はると聞けども見しことなし、本朝書籍目録に、新國史、仁和より延喜に至るとあれば、宇多醍醐兩帝にて、朱雀の御代には其史及ばで全備せざれば、奏覽に備ふる事なかりしか、夫故あらかじめ續三代實錄の名を儲けられしまゝにて、新國史といふ名にて止たるにや、古記に皆新國史とのみ書かれたり、拾芥、釋日本紀、桃華葉集等、又是

を並べ記す所も、六國史の類には不入なり、されども朱雀帝までは國史を修せられしといふべし、新儀式に、國史は三四代を隔て是を修すといへば、新國史の後は、村上冷泉圓融花山の帝三四代の史を修せらるべき時、一條院の御代に當れるに、其事の御沙汰もなかりしが、其御代の頃には官女に才子多く有し時にて、此國史を修せられぬを、官女の方にてなげきいさどをる事ありて、さて世繼を赤染右衛門の書きしなるべし、故に新國史の次の帝村上天皇の御代に筆を起して、帝王の世紀をつぎてか、れるを以て、世繼とその名をも稱せしなるべし、げにも此世繼の出来ければこそ、つゞきて續世繼、彌世繼、増鏡等の撰ありて、假名ながらも國史連續したり、是赤染右衛門の大なる勳といふべし、又云、「是をふるく世繼物語のみ稱せしに、近き世には榮花物語と稱す、摺本の大鏡に、此世繼の巻の名とて、はじめ月の宴より鶴の林の巻まで卅巻の名しるせり、さらば赤染が書きし世繼といふは、此卅帖なるにぞ、則其卅帖なる鶴の林の終りの詞に、つゞくの有さまもまだく有るべし、見聞き給ふらん人も書附給へかすと書きたり、是

は長元元年の事なり、爰にて赤染は筆をとめしと見えたり、又疑の巻に、淨明寺の燈御堂殿の寛仁二年に火をうちてともし給ひし火、此二十餘年いまだ消えぬと書きし詞、寛仁二年より廿餘年といふは長暦年中なり、長元元年鶴の林まで書終て、長暦中までは十年におよぶ、此時清書せしにぞ、清書の時の詞なるべし、次の殿上花見より紫野までの十帖は、後に外の人書きつゞけたる也、其作者たれといふことは更に所見なければども、此十帖の内に、出羽の辨の歌多く出たるにておもへば、此出羽の辨の筆作か、是を榮花物語といふことは、はじめ卅巻の程をさして榮花の上の巻と書きしこと、根合の巻に見えれば、赤染の書きし三十巻を榮花の上巻と、書きつゞきたる十巻をさして榮花の下巻といふことにて、前後なべて四十巻を榮花物語といふにぞ、又云、「此赤染は一條院三條院の御時よりの人にて、後に上東門院に仕へしことは、大やう見えたる事あれども、年齢の程も身うせしことなど、記せることなければ考ふる所なし、然るに後拾遺集に、中關白道隆公の少將に侍りける時、女にかはりてよめる赤染右衛門の歌二首あり、やす

らはでねなまし物をさよ更てかたぶくまでの月をみし哉、入ぬとて人のいそぎし月影は出ての後もひさしくぞみし、此中關白の少將なりし事を、補任にて考ふれば、天延二年十月より貞元二年正月までにて十二年の間也、此時に赤染の年を凡十六七にてかぞへみれば、世繼を書きとめし長元元年には六十八九年にて、長曆に清書せしにやといふ時は、八十歳に及ぶべし、又後拾遺に江匡房の生れし時の歌あり、此生れし年を補任にてかぞへみれば長久三年なり、其年は八十三四なり、赤染の長壽なるかくの如くなれども、年も凡かぎりあり、榮花の下巻の終堀川の帝の時は、赤染の年凡百四十なれば、いかで其折までながらふべき、是にて末の十卷は他人の手に書きし事明けし。

○源氏物語

春湊浪話土肥云、「幻の卷のするに、物おもひする月日もしらぬまに年も我世もけふやつきぬる、といふ歌にて筆をとめしが如し、又宇治十帖のはじめの詞に、其比世にかすまへられ給はぬ古宮おはしけると書けるは、發端の詞のやうなれば、はじめは前後

別に書きて、後には是を一つに合せんために、匂宮、紅梅、竹川の三卷を書きて、一部とせしが如し、此三卷は史記の列傳などの如く、匂宮と紅梅大臣と竹川の大匠との傳を書きて、前のごとく年序を絶えて次第せず、其上に匂宮の卷より上九年の間も闕けたり、宇治十帖は文の體もことなり、依て宇治十帖は大貳三位の書けるといふ異説も、昔にあるるべし。

○南宮譜真保親王撰

春湊浪話土肥云、「古今榮雅鈔に、真保親王は清和の第一の皇子とあり、此真保親王を南宮と申、管絃の道にすぐれ給うて、南宮譜をあらはし給ふ、此譜今も世に傳はれり。」

○徒然草

春湊浪話土肥云、「つれづれ草上巻に、冷泉萬里小路の内裏を今の内裏と書きたり、此内裏建武三年正月に焼亡せしかば、此上巻は建武三年より以前に書きたる事明なり、又同下巻に藤公明卿を大納言といふ、是は建武三年五月に大納言に補任有りし人なれば、此下巻は建武三年の夏より後に書きしことも亦明なり、この兼好法師は、正中元年に後宇多院の崩御の時

出家せしと、徹書記物語にみえ、扱出家して東國をめぐるて京へ歸り、吉田并雙、岡にすみ、既に十五年を経て再び伊賀國へ行し由は、園太曆に見えれば、園見山の麓に庵を結びしは、延元三年にあたるなり、さらば徒然草の上巻は、建武に吉田并雙、岡にて書きて、下巻は延元に園見山の庵に移りて書きしにぞ、下巻の始の詞に、心あらん友もがなと都こひしく覺ゆるとあり、誠園見山の庵にて書きし筆のすさみとおのづからみえたり、兼好其始め俗なりし時は左兵衛佐にて、正和文保の頃に、後醍醐天皇のいまだ坊にて、二條萬里小路の御所にましませし時此御所に御座の事増鏡に見えたりより仕へ奉りしにぞ、其時の春宮大夫は堀川大納言師信卿なりしが、其御所御曹子に参りし事、則この草子にもみえて、始終此君に心をゆだねて仕へ奉り、法師に成ぬる後まで心を變せざりし人とみえて、此草子の下巻、此帝の吉野へ徙らせ給ひし後まで、先帝とか、す當代と書けり、又南朝へ奉公有りし公卿の事を多く擧げしるし、園太曆に吉野へ御加持に参りし事などもみえし、是等にて兼好の心を推量あるべし、又思ふに、帝の吉野宮へうつらせ給ひしより、間

もなく都をさけて伊賀國に行て、終にこゝにて身まかりしも、南朝へ心を折て参りつかふる便よきを思ひし故なるにや、

○聚分韻略

好古日錄藤原云、「老人夜話曰、大内介は西國一の大名家なりし、周防の山口の城に居る、大内家藏版の聚分韻略あり、義隆家刻の跋あり、其本今稀に存す、」

○水鏡

好古日錄藤原云、「御厨子所預の家所藏の水鏡、活字本也、其文印版の水鏡と大異同あり、水鏡の原本ならむ、印版の水鏡は、後人猥に日本紀に據て取捨したる所有りとみゆ、」

○神代紀

好古日錄藤原云、「神代卷二冊、俗傳へて敕版と稱し、元龜帝の刻ませ給ふと云ふあり、正保帝の下鴨鴨脚某へ恩賜の本も此印本なり、今に其家に傳ふ、簽は即元龜帝の宸翰也、」

○年中行事畫

好古小錄藤原云、「年中行事摸本、土佐家傳云、凡六十卷、今所在二十餘卷、盡刑部大輔光事、事々物々古を徴すべし、此畫及び春日權現驗記、

畫卷中の至寶也、

○唐儂畫一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「教訓鈔及び續教訓鈔に載する所の唐儂畫なるもの也、樂儂圖中の至寶也、」

○吉備公入唐繪詞二卷

好古小錄藤原貞幹、云、「吉備公入唐繪詞、二卷、今下卷逸、畫說東征傳繪緣起に見えたり、光長書下部兼好、畫說

○伴大納言繪詞三卷

好古小錄藤原貞幹、云、「伴大納言繪詞、三卷、畫者姓名闕、畫力精絶、事々古を徵すべし、首卷詞逸す、」

○相撲人圖一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「相撲人圖、一卷、畫基光及び公望、基光子阿闍梨、其圖古昔相撲の事皆徵すべし、基光の畫存するもの、此外にみず、」

○賀茂祭草子一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「跋云此繪龜山院御繪合之時、經業卿所調進也、畫爲信卿、詞定成朝臣書之、元徳二年閏六月中旬之頃令寫之、畫繪所預隆兼朝臣、詞入道内藏權頭季邦朝臣寫之、幹嘗て展翫する前後六七次、對する毎に結構および畫圖の凡ならざるを覺ゆ、」

且隆兼摸する所にして隆兼に似ず、隆兼摸に於て己を用ざるを見るべし、原本と相比せば出藍の勢あらんもの也、△新摸本、元祿七年閏五月、畫高階定信、詞沙門且生、此摸本咄々眞に逼る、戊申の火後所在をしらず、惜むべし、

○國牛十圖一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「余古本を得て、紀の圖南老人に贈る、其後世上に摸本出來れり、延慶中のものにして、余を以て現はる、先輩の曾てしらざるもの也、」

○後三年軍記三卷

好古小錄藤原貞幹、云、「後三年軍記、三卷、畫飛騨守惟久、書上卷持明院左少將保倫、下卷土御門文殿寄人仲直、中卷世尊寺從三位行尹卿、原本序逸す、傳寫の本の序云、貞和三年法印權大僧都玄慧序と、畫力精好、事々古を徵すべし、

○十二類三卷

好古小錄藤原貞幹、云、「十二類、三卷、畫藤原周、一説光興、書上卷眼を悦ばしむべし、且考古の益あり、後崇光院、中及下卷尊道親王、

○非常草木成佛二卷

好古小錄藤原貞幹、云、「非常草木成佛、三卷、畫僧覺融、附喪神記に似て、畫も詞もすくなし、詞僧成賢、

○福富草子二卷

好古小錄藤原貞幹、云、「福富草子、二卷、畫工及書者姓名不傳、

○時代不同歌合繪二卷

好古小錄藤原貞幹、云、「時代不同歌合繪、摸本二卷、畫隆信、

○三十六歌仙像

好古小錄藤原貞幹、云、「三十六歌仙像、畫信實、略傳及び和歌後京極殿、後世の衣服を以て當時を寫す、古昔の制を考るに益なし、六七百年來の衣服詳に考ふべし、

○奈與竹草子一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「奈與竹草子、一卷、畫者姓名不傳、摸本異同あり、

○畫師草子一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「畫師草子、一卷、畫結構俗氣なし、眼をよろこばしむべし、信實、

○新豐折臂翁一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「新豐折臂翁、一卷、畫光長、畫寂蓮、古昔書法を唐人に取る、此等の卷を以て見るべし、

○紀長谷雄草子一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「紀長谷雄草子、一卷、畫者姓名不傳、摸本二種あり、破裂不全者佳本也、全者は俗手の補ひなり、

○長歌葦手畫一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「長歌葦手畫、一卷、畫光正、葦手の一種なり、

○百鬼夜行圖一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「百鬼夜行圖、一卷、畫光重、

○鎌倉職人歌合一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「鎌倉職人歌合、一卷、畫行廣、一種鎌倉職人歌合に畫なきものあり、固より歌も判詞も別也、

○職人歌合三卷

好古小錄藤原貞幹、云、「職人歌合、三卷、畫光信、書東坊城利長卿、淡彩なれども其圖は委し、印行の本は縮本也、此歌合作者烏丸光廣卿と云ふ説あれども、和長卿眞蹟傳はりたれば、俗説なること知るべし、

○馬醫繪一卷

好古小錄藤原貞幹、云、「往年古本を見る、無用の長物といへども古色あるもの也、住吉家傳ふる所は貞享五年八月の摹本也、後附藥草圖、一二據るべきことあり、

○勝畫二卷

好古小錄藤原貞幹、云、「勝畫、二卷、畫僧覺融、東寺金勝院の所藏にして、今傳ふる所をしらす、

○僧覺融畫稿一卷
好古小錄藤原貞幹云、「禽獸草木を寫す、戲畫にあらず、跋云、秘藏繪本也、建長五年五月日竹丸、花押」

○僧覺融戲畫三卷
好古小錄藤原貞幹云、「右四卷、畫力愛すべし、高山寺所藏也、勝畫とならべ賞すべし」

○三論一卷
好古小錄藤原貞幹云、「三論、一卷、詞後、成恩寺殿、畫傳はらず、今の畫は後世俗工、詞によりて寫すものなり」

○疾草子一卷
好古小錄藤原貞幹云、「疾草子、一卷、畫光信」

○東大寺三倉寶物圖一卷
好古小錄藤原貞幹云、「此圖余見る所三種あり、一は普通本、一は琴及び象牙等の圖ある本、一は都維那祐想摸本」

○文安即位調度圖一卷
好古小錄藤原貞幹云、「此卷圖する所皆古制を考ふべし、但圖の細密ならざる、遺恨と云ふべし」

○春日權現驗記
好古小錄藤原貞幹云、「春日權現驗記、二十卷、畫所預高階隆兼、詞第一二三四五九十」

群書備考卷之七

○北野天滿宮繪詞四卷

好古小錄藤原貞幹云、「隆成及行光、光信、各此を寫して今皆傳らず、隆成の粉本纔一葉、行光真蹟三葉、光信摸本一卷を見るのみ」

○鎌倉在柄天神緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「鎌倉在柄天神緣起、三卷、畫行長、余嘗て摸本を見る、原本は他所の珍藏となりて、本社には摸本もなし」

○上宮太子繪詞

好古小錄藤原貞幹云、「山陵を築く圖あり、又帳臺のある殿にて、人多く泣臥したるところあり、畫法精好腕力凡ならず、新豐折臂翁に似たり、摸本二葉にたらずといへども、奇品なり」

○上宮太子傳畫

好古小錄藤原貞幹云、「數種ありて、法隆寺繪殿の圖を巨臂とす、近年本寺朽敗を恐れ、屏風となして寶藏に秘す、畫力拙からざれども、後世を以當時を寫す故に、上

十一二十三卷前關白殿、第六七八卷攝政殿、第十七十八卷長信親王、第十四十五十九卷大納言冬基卿、跋云、延慶二年三月、隆兼畫力精好、微物といへども苟もせず、古今の繪詞傳數種ありといへども、考古の益ある、此驗記に並ぶものあらんや、年中行事の畫と伯仲す、惟識者の徧く熟覽すること能はざるを遺憾とすべし」

宮太子の御服黃丹縫腋、公卿の束帶五六百年來の體也、推古帝の朝此の如き衣服あらんや、又殿舎の結構及器用、婦人の衣服に至ては、皆畫工の意に任せて無稽に出る者也、又直幅六軸、其圖大概繪殿の如くにして、畫法腕力伯仲を成しがたし、此餘諸佛刹等に藏する上宮太子繪詞數種あり、畫力賞すべきものなし、今皆此を略す、

○執金剛神三卷

好古小錄藤原貞幹云、「圖中聖武帝行幸の圖あり、聊考に備ふべし、其餘見るにたらず」

○石山寺緣起五卷

好古小錄藤原貞幹云、「石山寺緣起、五卷、畫第一二三卷、詞實隆公、第五畫、佛刹繪詞傳の巨臂也、隆光、詞爲重卿」

○東征傳繪緣起五卷

好古小錄藤原貞幹云、「東征傳繪緣起、五卷、畫表紙の卷紙に、奉施入唐招提寺、永仁六年戊戌八月日、極樂律寺住持沙門忍性、按に、此卷及び吉備公入唐繪、高山寺の繪詞の類、略其事の始末を考ふべしといへども、圖する所多く異邦の事にして、衣服器用に至りては畫工の私意に出づ、故に考古の益すくなし」

○志義山毘沙門緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「志義山毘沙門緣起、三卷、畫并、覺融畫信實に似て一家をなす、此卷の如き、結構奇絶、畫力と共に成る、俗平の企およぶべからざる所なり」

○洛陽誓願寺緣起

好古小錄藤原貞幹云、「誓願寺緣起、二卷、畫工、姓元三、幀にして一幀は不傳と云ふ、惜べし、古老傳云、此本寺の緣起にあらず、後人辭を附會して本寺の緣起となすもの也、繪と詞と合ひがたき所あれば、さもあらんか、但畫力は精好にして故實を存すること多し」

○清水寺緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「清水寺緣起、二卷、畫光信、書、當時公卿集書、癸巳初夏、終日展覧す、按に、宣胤卿記云、永正十四年九月十七日、清水寺緣起繪詞余清書、三十二段内五段分遣甘亞相、彼卿傳達也、繪者土佐刑部大輔光信書之」

○泣不動緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「泣不動緣起、二卷、畫光茂、此卷中、安倍晴明附喪神を祭りて、僧知空の病を證空に移して、知空病治することあり、按に、山槐記云、治承二年七月廿七日、御産御祈云々、夜陰權正房覺參入、渡御、物氣傳

于女房、渡物附云々、陰陽家浮屠氏共に此術ありと云、淨華院所傳泣不動緣起、塚磨所寫と云ふ、全不觀之」

○證空繪詞

好古小錄藤原貞幹云、「證空繪詞、殘缺爲一卷、畫法眼慶恩、詞證空の云々、數行世尊寺伊經朝臣、おほよそ、數行光明寺殿、さて草の云々、數行從三位行能卿、光茂所寫の泣不動の緣起と同物にして、結構同じからず、又此卷瀧頂卷と同手にして、其畫別手に出しがごとし」

○因幡堂藥師佛緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「因幡堂藥師佛緣起、三卷、畫光信、書、普廣院殿寄附、本寺執行所藏也、又桃坊所藏の本あり、書宸翰、畫光信と云ふ、疑くは摸本ならむ」

○清涼寺融通念佛緣起二卷

好古小錄藤原貞幹云、「清涼寺融通念佛緣起、二卷、畫大夫法光國、粟田口隆光、前兵部大輔入道寂濟、飛騨守光行、土佐守行廣、春日修理亮行秀、詞上卷後小松帝宸筆、及公卿集書、下卷慈照院義政公、赤松等」

○鞍馬寺緣起三卷

好古小錄藤原貞幹云、「鞍馬寺緣起、三卷、畫野元信、永正十年癸酉六月、右京大夫源高國跋あり」

○眞如堂繪詞傳三卷

好古小錄藤原貞幹云、「眞如堂繪詞傳、三卷、畫掃部助久國、詞上及外、後柏原帝宸筆、

好古小錄藤原貞幹云、「圓光大師繪詞、四十八卷、畫光信、書、當時公卿集書」

○親鸞上人繪詞傳

好古小錄藤原貞幹云、「親鸞上人繪詞傳、二卷、畫工、姓名不傳、書後醍醐帝宸筆」

○六條道場一遍聖繪詞十二卷

好古小錄藤原貞幹云、「六條道場一遍聖繪詞、十二卷、畫法眼、外、兼經尹卿、卷尾云、正安元年己亥八月廿三日、四方行人聖成記、應安二年僧阿修補、延德四年覺阿再修補、往々古を考るに足る、圓伊畫力愛すべし、但其圖小にして詳細を盡しがたし、惜むべし」

○藤澤道場遊行緣起十卷

好古小錄藤原貞幹云、「藤澤道場遊行緣起、十卷、畫隆光、圖六條道場所藏と同じからず、畫力圓伊におよばず」

○佛鬼軍

好古小錄藤原貞幹云、「佛鬼軍、殘缺一卷、畫及調僧一休」

○明義草子一卷

好古小錄藤原貞幹云、「明義草子、一卷、畫工、姓名不傳」

○狂僧草子一卷

好古小錄藤原貞幹云、「狂僧草子、一卷、畫光信」

○地獄圖一卷

好古小錄藤原貞幹云、「地獄圖、一卷、畫光長、詞寂蓮」

○餓鬼畫一卷

好古小錄藤原貞幹云、「餓鬼畫、一卷」

中入道式部卿宮、入道尊鎮親王、下、入道前内大臣、法務前大僧正公助、跋云、此繪三卷、住持昭淳僧都命、畫工掃部助久國、令圖之、中略、大永歲次甲申年八月十五日記、遍照金剛入道親王尊鎮親王、近世の事を考るに益あるべし」

○弘法大師行狀記十一卷

好古小錄藤原貞幹云、「弘法大師行狀記、十一卷、畫畫所預光信、親王、二卷、一條中納言公勝卿、三卷、六條中將有孝朝臣、四五卷、後押小路前内大臣、六卷、二條中納言爲重卿、七卷、四辻儀同三司、八卷、成就院前大僧正景守、九卷、靈山僧實殿、十卷、大炊御門三位入道明澄、十一卷、青蓮院無量道圓親王、東寺所傳也、余此畫を熟視するに、畫光信にてはあらざるべし、其圖畫所預の畫法にあらず、△新寫、畫工姓名不見、詞王卿の集書、外、簽持明院基雄卿、按に、東寺の古記に、弘法行狀の繪、應安七年より康曆元年に至て成就す、畫所預大藏少輔行忠、繪師采女正、中務少輔久行、定阿彌、大進法眼、南都繪師祐高、法眼凡六人、此畫今片楮半葉存せず、惜むべし」

○西行物語四卷

好古小錄藤原貞幹云、「西行物語、四卷、畫相保、一、卷、存三卷、不傳」

○解脫明慧緣起一卷

好古小錄藤原貞幹云、「解脫明慧緣起、一卷、畫巨勢有家、詞爲相卿」

○圓光大師繪詞四十八卷

群書備考卷七

好古小録藤原貞幹云、「名不傳、一巻、畫工姓、傳」

○日本紀
○假名日本紀

好古小録藤原貞幹云、「日本紀、古來は全篇訓讀の書にあらず、故に建久年中の本及び桃華の御本、皆をこと點を附るのみ、されば日本紀の假名と稱するは、私記等の訓也、今の印本の如し、悉く訓讀せしには非ず、悉く訓讀をなすは、日本紀を讀む爲に作りし假名本を、釋日本紀云、假名日本紀、元慶說云、爲眞名の日本紀にならべ、讀此書、私所註出也、作者未詳、眞名の日本紀にならべて書入て讀ましめしが傳はるものならむ」

○禁祕鈔

好古小録藤原貞幹云、「禁祕鈔は即建曆御記にして、眞名假名相交りたり、近古悉く眞名に書更て、名づくるに禁祕鈔を以てし、建曆御記の舊文亡びたり」

○和名鈔

好古小録藤原貞幹云、「和名鈔、文字の小異同四五種に及ぶ、天文中傳寫の本は別本也、實に定本と云ふべし」

○職原鈔

好古小録藤原貞幹云、「職原鈔は元と題號なし、卷首たゞ百官の二字あるのみ、後人猥に増補をなし、官位鈔、明職、職原鈔等の名をつけたり、然るに其題號なきも

のも亦一種にあらず」

○袋草子

好古小録藤原貞幹云、「清輔袋草子、先輩の説に、袋に祕したる草子、故に名づくと云ふは非なり、囊葉子に書きたる故に、袋草子と名づくるもの也」

○夜鶴庭訓鈔三種

好古小録藤原貞幹云、「夜鶴庭訓鈔三種、一は樂書、一は衣服の書、一は入木の書也、然して入木の書は二種あり」

○本朝書籍目録

好古小録藤原貞幹云、「本朝書籍目録、俗に御室目録と云ふ、卷尾云、永享十一年冬、清大外記業忠依仰註進之、此事體源鈔に見えたり」

○本朝史記

○釋萬葉集

年山紀聞安藤爲章云、「常陸の國久慈の郡太田の郷の西にあたりて十町計りもあなた、白坂といふ里の奥なり、水戸府城より太田までは五里程なり、梅里公また常山給ふ、御いみな光國、この山に隱居し給ふは、元祿四年辛未五月九日になんありける、于時前權中納言、御友なひには彰考館江戶小石川の藩邸にありの學者たち四五人づつ、かはりくゝに參りて詩歌の唱和、或は本朝史記、釋萬葉集

なり」

○三長記

年山紀聞安藤爲章に三長記を引き、自註云、「長兼卿日記」

○三十六人集

○河社釋契冲撰

以下御編集の議論ども、おもしろかりし年月にぞ侍りし、中略、此山中にすみ給ふ事おほよそ十とせに及びて、元祿十三年十二月六日に薨じ給ふ、御諡は義公と申す、西山より一里ばかりなる瑞龍山に葬り、その儀儒禮をもちひらる、下略」

○明月記

年山紀聞安藤爲章に明月記を引き、自註云、「定家卿日記」

○公事根元

年山紀聞安藤爲章云、「この書を後成恩寺殿兼良の撰みとのみ思ひ侍りつるに、夫よりさき年中行事歌合の奥書にして、後普光園院殿其基の作なり、それを兼良公鈔出して題號をあらため、將軍家へまゐらせられたるなるべし」

○とりかへばや

年山紀聞安藤爲章にとりかへばやを引き、自註云、「作者未詳、彰考館の御本は合本にて四冊あり」

○大府記

年山紀聞安藤爲章に大府記を引き、自註云、「爲房卿日記」

○香玉詠藻

年山紀聞安藤爲章云、「香玉詠藻は、泰姫君西山公の御集

小石川にて類焼せしはいとも念なき事なり、それに此三十六人集の難義をあまたのせられたり、今こゝに載するは、家兄爲實の曾て鈔寫しおかれたるが反古堆の中にあししをだにとて寫し侍るなり、

○萬葉代匠記釋契沖

年山紀聞安藤爲章云、「按、この序文元祿の初めごろの作と覺えたり、意たかく詞古めきて、近來めづらしき文章といふべし、常陸の名所をのみいへるも、西山公に奉りしには新奇と申べし、」

○長秋記

年山紀聞安藤爲章に長秋記を引き、自註云、「后宮大夫時卿記、」

○吉記

年山紀聞安藤爲章に吉記を引き、自註云、「吉田大納言經房卿記、」

○世繼物語

年山紀聞安藤爲章云、「世繼物語、今はゆる榮花十帖を、いつの頃よりか赤染衛門が作といひならはし、その上誰の書きたるにか、目錄系圖一卷を添へたるに、赤染衛門記之とあり、爲章つら／＼考ふるに、

○世繼物語私考一卷

赤染が作にしては時代かなはず、その筆ざまにあらざる處おほければ、私考一卷して彰考館へ納め侍りぬ、事ながければこゝにはのせず、また大鏡第四の奥に世繼の名と標して、一月宴に花山たづぬる中納言より末々の巻の名を出したるは、みな榮花物語の卷々の名なり、また續世繼の序にいはいはく、おほちはむげに賤しきものに侍りき、後の宮になん仕へまつり侍りける、名は世繼と申しき、おのづからも聞せ給ふらん、口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり、下略、同第十四藤浪の巻にいはいはく、世繼入道おほきおとゞ道長公の御榮を申さんとて、下略、また増鏡の序に云はく、世繼とか四十帖の草子にて、延喜より堀河の先帝までは少しくこまやかなる、下略、是等みな榮花物語をさして世繼とか、れたるに、赤染が作といはず、おほちはむげに卑しき者に侍り、名は世繼と申しきとあれば、古くは男子の作と思はれたること、爲章が考をまたぞ侍りける、又拾芥鈔に載せたる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは、今の榮花物語なり、

○耕雲千首

年山紀聞安藤爲章に耕雲千首を引き、自註云、「耕雲は大納言長親卿なり、南朝に仕へて名譽ありし人なり、」

○日本後紀

年山紀聞安藤爲章云、「日本後紀第十七云、天長二年、今歲浦島子歸郷、雄略天皇御宇入海、至今三百四十七年也、浦島子者丹後國水江浦人也、昔釣得大龜、變成婦人、國色無雙、即爲夫婦、被婦引級、到於蓬萊、通得長生、銀臺金闕錦帳繡屏、仙樂隨風、綺饌彌日、居之三年、春月初暖、群鳥和鳴、煙霞漾蕩、花樹競開、問歸歟之計、婦曰、列仙之阪一去難再來、縱歸故郷、定非往日浦島子、爲訪親舊、強催歸駕、婦與一宮曰、慎莫開此、若不開者自再相逢、浦島子到本郷、林園零落、親舊悉亡、逢人問之、曰、昔聞浦島子仙化而去、漸過百年、爰悵然如失、步於邯鄲、心中大怪、開匣見之、於是浦島子忽變衰老皓白人、不_レ去而死、此一條不審之事に候、雄略紀の意も、浦島子が歸りたればこそ、蓬萊に到たることは知れ候へ、語は別卷ありて候得ば、此條を記したる書もありと見え候、又萬葉第九の歌、明かに天長よりは遙の先に歸り候、國史の中にさへかやうの不審なる事御座候、雖

然慥なる史の文に候得ば、萬九の御釋に御引加可_レ被_レ成候哉、△右は契沖師より書おこせし物なり、西山公久しく日本後紀を探り給ふといへども、眞の本を得給はず、いにし頃京師より一本來りしを、彰考館にて吟味せられたるには、やう僞書にてぞ侍し、契沖翁の見たる本も此筋としられたり、近き頃師盤禪師のあつめたる僧傳の中にも、浦島子が事を載せたるに、右の如く天長に蓬萊より歸りたるよしを書きたるは、此老師もかの本筋に依りたりと見えたり、契沖、師盤はともに博才の人なれども、かうやうの吟味はいかにか彰考館の學者たちに及ばんや、さても此僞書作りたる人は何ものぞや、害を後世に残す事少なからず、にくむに堪へたる罪人なり、契沖いへることく、萬葉第九にて見れば、浦島子は淳和の天長よりはるか以前に歸りたるもの也、且また右の文章も國史に類せざる書きざまなり、眞の日本後紀は類聚國史と日本紀略に引れたるのみにて、確なる全本はいつの比より絶はて、侍るらん、むかし梓行の不自由なりし世に、公家に或は二三部などうつし持たまへるが、度々の火災に焼うせたるにぞ侍らん、類聚國

史も今は全部つたはらず、

○漫吟集釋契沖撰

○晚華集隱士長流撰

年山紀聞安藤、云、「爲章按するに、長流は契沖が生前に歌を集めて序を作り、契沖は長流が歿後に家集をえらびて序をかけり、ともに難波にかくれ、萬葉の古風を好みて近代の風へつらはず、同氣あひ得たる耐久朋といふべし、又云、「隱士長流わかき時は下河邊彦六共平と名告たり、和州宇多の産、父は小崎氏、名を忘れ、いかなる故にか母の氏をとなへ侍りける、もとより妻子なくして、中年より津の國難波の傍らに隱居をしめ、静かに書をよみ、中にも歌學をこのみ、萬葉集古今集伊勢物語などは暗記したり、その學問おのづから傳へ聞えて、大坂の富人おほく弟子となれり、生得世にへつらはぬ人がらにて、心のおもむかぬ折は富家の招にも應せず、訪來れる人にも物いはず、枕を高くして或は眠り或は書をよみて、心にまかせて過しける、西山公その才を聞しめて召けれども、終にしたがはざりしかば、紙筆をたまはりて萬葉の註を乞給ふにも、心におもむきたる時は一二首づつ註して、また怠りがちに侍しま、はたさずして貞享

三年丙寅六月三日身まかり侍りぬ、六十、圓珠庵の契沖師と交ふかかりければ、遺稿をあつめて晚華集と名づけたり」

○累塵集隱士長流撰

○萍水集同

○續歌林良材同

○枕詞燭明鈔同

年山紀聞安藤、云、「爲章按するに、長流は儒學まさり、契沖は佛學に深し、在家出世のさまはかはりたれども、清操ともに昔の隱逸にもおとらぬ人品なりけらし、長流が述作は累塵集、萍水集、續歌林良材、枕詞燭明鈔、萬葉名寄等なり、」

○年山打聞安藤爲章撰

年山紀聞安藤、云、「此和歌の事を先達の説に、新古今は花を先として實をかたはらにせられたるを、定家卿の心になはざる故に、昔今の歌の中に實ある歌を百首すぐりて、色紙形にみづから書きて、密かに小

○百人一首

倉山莊の障子に押れたるを、定家卿かくれ給ひて後、爲家卿とりあつめて作者の名をしるし給ひしより、二條家の骨髓となれりといへり、しかるに明月記定家卿をよみていさ、か不審おこれり、先記を抜書して今按をしるし申べし、
嘉禎元年四月、△今按、四條院の年號、定家卿ことし七十四歳なり、

十二日甲戌、△今按、今日など定家卿出京して嵯峨の山莊に到り給ふとみゆれども、明月記傳寫の誤おほければ、たしかに考へがたし、

十三日乙亥、日出以前出、賢寂冷泉來嵯峨、賢寂、宅也、午終金吾相具、少將來、暫可在中院云々、△今按、賢寂冷泉は兩人の名と見えたり、何人といふ事いまだ考へず、金吾は爲家卿なり、此年參議右衛門督なり、少將は爲氏なり、此四人京より嵯峨に來られしなり、中院は後にも見えたり、或人云く、賢寂は寂蓮なりと、十九日辛巳、金吾來、明日可出京云々、△今按、爲家中院より定家卿の山莊へ來られしなり、五月一日癸巳、午終自中院頻招請、雖怖壁耳、依難逃乘輿、入北土門出逢、入道引率三人子弟、皆

好士云々、列座東庇、予金吾左京彼入道在南面、中務加東面、始連歌、過半之間窮屈、入障子西、乍臥聞之、△今按、怖壁耳とは、定家卿の身の上歎或は中院入道が身には、かかる仔細ありたるなるべし、土門の下出逢の上には脱文あるべし、總て文章のつかぬ所は落字あるべし、入道の事は後に申すべし、金吾は爲家卿、京より又さがへ來られしなり、左京中務はいまだ不考、

五日丁酉、早且乘輿、與參栖霞寺、此間、次拜阿彌陀堂、河原大臣所、退出、此間も、食訖出、宿所、出京、過、左近馬場、、午時歸入蓬門、△今按、今日定家卿嵯峨を出て京へ歸りたまふなり、
廿七日己未、予本自不知書文字、事、嵯峨中院障子色紙形故、予可書由彼入道懇切、雖極見苦事、愁染筆送之、古來人歌各一首、自天智天皇以來及家隆、雅經卿、△そも、中院入道は誰といふ事をしらす、爲氏の母は宇都宮彌三郎頼綱が女なり、頼綱入道して蓮生といへり、此入道の事歎、爲家卿を中院大納言と申せしも、頼綱が婿なれば、後に中院の地を譲りまゐらせなどして、爲家の居給ひし故にや、さてもこの

色紙形は彼入道の懇望によりて、定家卿京にて筆を染めたまふなり、みづから小倉山莊にて書歌を選びたるも彼入道ぞや、雖極見苦事、たまふ由にいふは如何愁染筆送之、古來人歌各一首とある書きやうは、たゞ染筆のことにて、定家卿の選とも見えざるが、蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば、是ばかりの物選む事かたかるまじ、さて又今の世の百人一首は、後鳥羽順徳を卷尾に載せたるは、誰にても後に次第をあらためられたるにや、但し當時の臣下なる故に及家隆雅經卿とかゝれたるか、右の明月記の文を以て見れば、此百首の事、先達の説うたがはしくおぼえ侍り、かの契沖師はさしもこまやかなる考にてありしかども、此明月記の文を見ざりし故に、改觀鈔百人一首のおもむき、先達の説によれり、しかれども、以下改觀鈔此百首に入べきがいらぬものあり、入たるも作者のむねと思はぬもあるべければ、人の見ぬ所におされけるを、後に子息爲家卿書きあつめて、作者の名をつけて世に弘めらるといへり、されどその末の人々も翫ばで、久しく埋もれけるにやとおぼしきことあり、續後拾遺集に定家卿、難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき蘆のひとよばか

りは、新後拾遺集に雅經卿、思ひ入る山にても又なく鹿のなほうきときや秋の夕ぐれ、此の歌は元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど、此百首の中の皇嘉門院別當が歌に、詞も似意もかはらず、後の歌は俊成卿の歌をかすめられたり、此百首その頃もてあそばましかば、いまひでし所の二首えらびとらるべからずや、又家隆卿風そよぐならの小川の歌は、新敕撰集に載せて、寛喜元年によまれたるをこゝにとられれば、新敕撰より後などに此百首をば選ばれけるにや、又詠歌大概などにとられぬ歌どもも入れば、かならず作者おのの秀歌の中の秀歌とて選ばれたるにもあるべからず、多くはまめやかなる歌のよきを選ばれたりと見えたり、以上契沖説と書きたるは、この百首十分精選と思はざりし書きさま、契沖が眼はいと高くぞ侍りし、在世に此明月記の趣を見せ侍らぬぞ念なき事に侍る、所詮は蓮生入道が選にてもあれ、定家卿も同意に思はれたればこそ染筆はし給ひけれ、契沖が所謂まめやかなる歌のよきを集めたる物よとみて玩ぶべくこそ、かく筆にまかせて書きしるし置たれ、後に釣月庵主より、此頃或所にて定家卿自

筆の百人一首の一卷を見侍りたり、これは色紙形にはあらで、こまやかに書きつらねたる一卷にてぞ侍し、其奥書寫しやり侍る、此一卷、もとは京師にて或納言家のいと貧しくおはせしが、富家の金をかり給ふとて、質といふに與へ給ひしかども、再び本家にかへるべき術なくして轉傳しつゝ、今は江戸にて某氏の寶となれるを、便りありて見侍るになんとぞ、其奥書にいはいく、嘉禎二年丙申建春三年廿六日、未刻家隆卿來臨、内々約諾候選歌、依所望、不憚老筆、九十七首書寫、禁他見、可給候、右壬生に遺、明靜判あり、私云、百首の内三首、定家卿の三首不_レ被_レ書_レ之候、此事を彰考館にて語り侍りしかば、或人のいはく、それは往年古手商人某といふ者、藩邸へもて参りて好價を望み侍りたるに、奥書の年號嘉禎よりはるかの前にてありしかば、右の明月記の文を申聞かせて、汝が似せやう拙しと笑ひ返へしし物なるべし、それを又年次改め似せたりと見えたりとなん、爲章がおろかなる心にては、いかにとも決定しがたし、但し此奥書の文體は日記の書きさまにて、奥書とも見えず、又全文日記ともいはれず、いかさまにも訝かしきものなり、

○遠江の道記
年山紀聞安藤云、「遠江の道記、増基法師の作なり、」
○和歌不審安藤云、「今川了俊の書きたる物に、和歌不審といふもの一卷あり、」
○萬葉集
年山紀聞安藤云、「此書は、西山公釋萬葉集をえらび給ふ時、二十卷の中をくはしく考へられて、またく敕撰の體にあらず、大伴家持卿わかき頃より、私にあつめ置れたるものなりと、證據正しく論じ給へり、後に契沖師書き置たる物を見るに、集中全同の歌およそ四十八首に及べり、假令、川上のいつもの花のいつもいつもきませわがせこ時じけめやも、此歌第四と第十とめらとめらが袖ふる山のみづ垣の久しき代より思きわれは、此歌第九卷さよ中と夜は深ぬらしかりがねの聞ゆる空に月渡る見ゆ、此歌第九卷と第十卷にのせられたりかやうの類なり、後の撰集にも、たまく撰者の覺えたがひて、一集の中に再び出たる歌もあれど、只一二首の事なり、舊説のごとく萬葉もし敕撰にて、諸兄公以下諸大夫達の撰ひ給はんには、たとひ十首前後は重複ありと

も、四十八首までの多きには至らざるべし、さればこそ家持卿年々見聞に隨て書きのせし置れて、いまだ清書に及ばざりし故なるべし、又古今集雜下に、貞觀の御時萬葉集はいつばかり作れるぞと問せ給ひければよみて奉れる、文屋有季、神無月時雨ふりおけるならのはの名におふ宮の古ごとぞこれ、△今按、萬葉集中、終の年號天平寶字より清和天皇貞觀の始まで、わづか百年の間に、この集の事上さまにおぼつかなくなりて、末ざまなる有季に敕問ありしを思ふにも、敕撰ならぬ事しられたり、もし諸兄公以下奉敕の集ならましかば、舍人親王の日本紀などと並び行れて、顯然たる大典ならまし、又古今の詞書は、有季が家集を其まゝにて寫し載せられたりと覺ゆるに、いつばかり作れるぞと敕問の御詞も、私撰の物とおぼしめしたるやうに聞ゆるか、うるはしき敕撰の物と覺しめさば、いづれのおほん時にかえらばせ給ふぞなどあるべき事のやうに覺ゆ、有季がならのはの名におふ宮のふることよみたるは、奈良宮の敕撰といふ儀か、或は奈良宮の時代の私撰の物といふ儀か、心得たるやうおぼつかなし、軍樂は七代おはしますを、檜

のはの名におふ宮とのみよみて、何れの御代としらるゝか、此敕答の歌よみやうおぼつかなし、或は平城の帝と心得たるか、平城の大同年より貞觀元年までは纔かに五十四年なるに、敕撰ならましかばかく迄おぼつかなくは侍らじかし、

○後拾遺集

年山紀聞安藤云、「此序はすなはち通俊卿かゝれたるに、後撰には古今の歌を再びとらず、拾遺には古今後撰の歌をとらずとあるは、此集どもをよく見られぬと知れたり、後撰に古今の歌あまたあり、拾遺にまた兩集の歌再び出たる事おほし、わづか三部の集をもおぼえられずして撰者となられたる事不審也、又按するに、古今後撰の作者の歌は今とらずとあれば、廬主と後撰の増基と別人なる事しられたり、

○沙玉集

年山紀聞安藤云、「此集は後崇光院後花園帝の御父、伏見殿の始祖の御集なり、先年御親筆を思ひがけずこの江戸にて拜し侍りぬ、御歌數二千餘首も侍りけんかし、

○色葉和難

年山紀聞安藤云、「契冲師よりの文にいはいはく、和難集

の中を考へ候に、尊氏將軍以來天台宗僧撰と見え申候、然るに慈鎮和尚の作或は顯昭の作など申候へども、この兩人の手より出しとは見え、拙き物に御座候、閑居の友と申書も慈鎮の作と申候、披き見申候に、入宋の事御座候、松尾澄月房慶政上人作と存候、此僧へ家隆卿の錢別歌ありて入宋いたされ、又明惠上人と得意と見え候、明惠傳にもまた末の集に入たる僧か道心者にて候、長嘯子、もろこしもなれば有てふ松蟲とよまれ候も、閑居友より出で申候、

○源氏物語

○紫家七論

年山紀聞安藤云、「今は昔物語に云、今は昔越前守爲時とて、さえあり、世にやさしかりける人は、紫式部が親なり、此爲時が源氏は作りたり、こまやかなる事どもを娘にかゝせたりけるとぞ、前齋院の宮此事を聞召て、むすめをめし出たりける、初て参りける夜、内のお前、關白殿など、いかなる事をかせさせ給ふべきなど申させ給て、殿の申させ給ひたる、たゞ今夜見えさせ給ふべきぞと申させ給ひければ、やがて其夜さしむかひ見えさせたまひけり、世に珍しくめでたき事といひの、しりけり、式部が有さま、かゝるめで

たき事も作り出したる人とおぼえず、裳からぎぬきたる姿やう體もてなしなど、いとあやしう心もとなげにてぞ侍りける、此源氏作りたる事、さまざまに申侍りたり、参りて後に作りたりとも申、いづれか實ならん、△爲章按するに、源氏物語の大綱は爲時が作りて、こまやかなる事を式部にかゝせたりといふ説は、文章のくさりをも辨へぬ無下の人の申傳へなるべし、卷々の意を見るに、をどこにては思ひもよらぬ事のみにて、決して婦女の趣向なる上、ことばのつゞき一人の筆ならでは書きくだされぬくさりなり、一部に互りてくはしくよむ人は、此説に迷ふべからず、前齋院の宮此事を聞召てむすめをめし出たりけるとある前齋院の三字は、後の宮といふを書寫のあやまりなるべし、其夜やがて内の御前へ見え奉りしは、實にめづらしき高名なるべし、式部が有さま云々、紫日記にも、みがらは怪しきまでおいらかに、こと人かとなんおぼゆるとぞ皆いひ侍るに、はづかし、人にかうおいらか者と見おとされてけるとは思ひ侍れど、たゞこれを我心々ならひもてなし侍るありさまと書きたるは、前後の文によくかなへり、すべて源氏

よむ人は、まづ紫日記を委しく見るべし、爲章かつて紫家七論といふもの作りて、源氏は式部が一手に出で、あの才氣にてはさのみことしく驚く物語にあらず、思ひの外たやすく作りたるなるべしと論じ侍りたり、先達はかの日記を委しくよまれず、物語のみをよみて、ことしく驚かれたり、

○蝶夢集

年山紀聞安藤爲章に蝶夢集の序跋を載せ、自註云、「西山公の侍女左近局の集也」量令曰、安積覺敷云、一靜、名吉子、村制名曰、備之字一靜、

○源氏物語

蝶夢集村上安藤序爲章云、「むかし紫の君が雨夜の品定め、女の是はしもと難つくまじきはかたくもある哉と書いて、上中下のしなぐをわきまへ、おほよそ五十四帖の中、らの人の上を昔物語にうつして、教へとなし誠めをのこせり、又かの日記にまさしくその世にありし女どもの様をしるしたるを見るに、物語と同じ趣にして、婦徳ゆたけき人のことばなるべし、ひとへにさえをもていひ傳ふるは、梅に菊に色香をのみめでて、霜にはこり雪をしのぐのみさほを

忘るゝに似たり」云々、

○今式部家集山田氏龜子撰

年山紀聞安藤爲章云、「先妣山田氏龜子は、丹州桑田郡千太郎中村出雲村の産、一睡軒山田道夢居士の四女なり、居士は連歌を好て秀逸の句おほく、愛太子山の興意法師、宇都谷の圓玄法師などと名をひとしうせられたり、山田氏記憶つよき生れつきにて、居士の側にならびて、古歌三千首ばかり暗におぼえ給へば、幸に歌よむ事をしへて、寛永の女帝のおりゐさせ給ふ仙洞に、ゆかりの女房のさふらはれたるによせて、宮づかへの心よういに過されける頃、先考村翁の嫡母河合氏、其かたち心ざまうるはしく、裁縫にさとく、手かき歌よむ方にさへまめなる由傳へ聞て、わりなく乞ひむかへつ、二十歳の時先考に配せられけり、先考もとより歌連歌稽古の折ふし、志あひ叶ひていともむつまじく、督子、爲實、爲章、久子うちつゞき産生ありけり、よのつねかの仙院にも東福門院御所、或は好君の御方伏見宮の御息所など、何くれの御遊にも参りなれて、うち御歌遊ばさるゝくさばひ拙からざりしかば、今式部のおもとも召しはやさせ給ひけり、嗚呼か

なしきかな、生縁かざりありて寛文八年戊申正月十一日の夜、病の床にかくれ給ひぬ、時に三十九歳、遺骸は東山眞如堂の葬地にをさめ、法號は淨心院霞屋妙仲眞尼と申、牌位を則ち玉藏院に安置し侍りぬ、其折の戒師には北野西雲寺の開山見性坊阿闍梨きたられしが、その弟子智玄律師は、素より殊勝念佛者にて俗縁もちかゝりければ、側にそひ居て、淨土の法文をしへ聞えられしに、かざりとおぼえて、念佛し給へと高やかに呼びけられし時、目をひらき見あげて、あらざらん此世の外のすみ所もとめにをとてにしにこそゆけ、とばかりありて事され給ひぬ、叔父定賀、姉督子は十八歳にて、つとそひ居られしかば、たしかに聞とりて、やがて書附おかれたり、後に中院内府通茂公其時中納言聞給ひて、和泉式部が句と伊勢物語のことばと、いかに口なれ耳ふるくても、今はの病苦しきりなる中に、てにはをも違へずかくつらねられしは、奇特のためしなるべし、これも年比この道すきの冥加なりとて、かへすく稱歎まし／＼けり、家兄爲實、過し頃平生の歌の残れるを拾ひて一集となし、通茂公子時大納言へ見せ申されければ、奥書かき加へ給へり、此

○釋萬葉集

集上下卷、山田氏龜子、法號淨心院霞屋妙仲眞尼所詠和歌也、眞尼從少好歌、暗記三代集、讀源氏狹衣等、曾侍于本院仙院、被召今式部局、長子右兵衛尉爲實、編纂請於題名、予曰、彼院賜稱、可謂後代美談也、因名今式部家集云々、延寶乙卯季春、通茂、

は身の幸にてぞ侍りし、それもはやうたゝねの夢と
 さめはてたる、人間世を觀じて懷舊の涙おさへがた
 うぞ侍る、又云、「諸方の才士にとひはかり給ひて、好
 説を集めて、釋萬葉五十冊を撰ませ給ひける、同書
 圓珠庵契冲阿闍梨行實云、上略、「吾水戸侯源義公、方
 恨、萬葉集世無善註、而其詞義甚不明、慨然有爲
 之志、聞師才名、欲召託其事、師雖固辭不就、
 而竊喜於公盛舉、遂作萬葉代匠記二十卷、總釋二
 卷、上之、下略、

○大日本史

年山紀聞安藤云、「明曆年中、武州小石川の邸中高き
 地に建たまひし彰考館三字の額は、すなはち西山公
 の御筆なり、この文字は左傳に彰往考來といふよ
 りとり給ふとぞ、額のかたはらに、

史館警

- 一、會館者可辰半入、未刻退、
- 一、書策謹不可汚、壞紛失之、
- 一、囂談諍論宜最戒之、
- 一、論文考事各當竭力、若有他所取則虛心議之、勿執獨見、

一、在席勿怠惰放肆、
 この館にして、神武天皇より後小松帝までの本紀并
 びに公武諸臣の列傳を、史漢の體に撰ばせ給ふ、其中
 に神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種
 神器の吉野よりかへりたるまでを、南朝を正統とし
 給ふなん、西山公の御決斷なりけらし、館の諸儒たち
 さまざま議論ありて、御顔ばせを犯したる輩もあり
 しかども、これ計は某にゆるしてよ、當時後世われを
 罪する事をしるといへども、大義のかゝる所いかん
 ともしがたしとて、他の議論を用ひたまはず、此館
 の藏書には、瓢の形の中に彰考館といふ字をゑりた
 る印を押したり、

○大日本史

○禮儀類典

年山紀聞安藤云、「彰考別館の記、藤原爲章、あが君封
 域のまつりごとに御心をもちひ給ひて、仁刑あやま
 ち給はねば、士にむらくなるふるまひなく、民に邪
 まなるうたへを聞ずして、自から筑波山の風も枝を
 ならさず、那珂の湊浪しづかなるまゝの御いとまに、
 武備文事古きあとを慕ひおこさせ給ふなかに、本朝
 の史傳くはしからずして、古人の履歴かくれ埋れぬ

るをうればしみ給ひて、武州小石川の藩邸に彰考館
 といふをたて、四方の儒生を召あつめ、神武よりは
 じめ後小松院にいたるまで、本紀列傳を選びたまふ
 が、なほももしきや古き大宮の公事ども、年々にす
 たりもてゆくをほいなうおぼして、かの餼羊にもた
 ぐひねかして、舊記のうち四方拜より追難にいた
 るまでの恆例と、御踐祚より國忌燕奏の臨時を類聚
 せさせ給ふ、その處を彰考別館となづけて、水戸城内
 にかまへられたり、總裁には前右兵衛尉藤原爲實を
 まねかせ給ひて、貞享丙寅の秋より編纂をはじめら
 る、書目あれども略、してのせず、參館のともがら總裁一人、考勘十五
 人、書寫二十八人、校合十人、出納四人、檢察三人、隔日
 に辰の半漏にまゐりて未の半刻にしりぞく、たゞし
 書體を仙洞へ奏覽し、かつは群卿の批評をうけ給は
 んために、四方拜、御藥、朝賀、三節會、朝覲、行幸、二宮
 大饗などを類聚して、今出川の内府公規公、にたのみ
 聞えさせ給ふ、君候もとより武林に生れさせ給へば、
 有識の道にはうとしく、なでう事かあらんと指
 紳のともがら思ひけち給ふめるに、凡例にかへせ給
 ふ如く、いさゝかも御私の才學をまじへられず、たゞ

舊記のまゝにまかせて、公事一會を首尾と、のひて
 採摘し、部類たがふ事なく編集せられたれば、みな感
 賞してのたまはく、あはれ朝廷盛りなる世なりせば、
 敕撰の書ならましを、いつしか公武地をかへて、か
 うやうの企をあづまの奥にて思ひたち給ふことよな
 ど、そゝろに涙催すかたぐもおはしけるとぞ、仙洞
 叡感淺からずして、禮儀類典と題號をたまはり、且書
 目にもれたる撰集、祕記、新儀式、後伏見院御記、深心
 院關白記、後深心院關白記など借し下され、また官庫
 に見えざる記録をめし借らせ給ふ、おほよそかくの
 如き祕書珍記をこの一館に集めさせ給ふは、かの史
 傳のおぼしたちより事おこりて、京師田舎にたより
 を求め、名山靈區の奥までを遍くさぐり尋ねて、こゝ
 らの年をへてこそ、棟にみち牛も汗するばかりにな
 るなり侍りぬ、爲章むかし都の中にそだち侍りたれ
 ど、かうやうにあまたの舊記を見聞くことは侍らざ
 りしを、今は日毎に古き代々の事どもをまのあたり
 のやうに熟覽し侍る幸の至りも、身におはずおほ
 え侍る、いにしへの人はよろこぶ事あれば必ず記す
 とかいふ事を思ひいでて、聊これをかきつく、

○童子問三卷、伊藤維禎撰

○中庸發揮同

○孟子古義同

年山紀聞安藤、云、「京堀川出水通を下る所に居たりし儒士なり、伊藤氏にて源作と稱し、仁齋と號しける、わかきより心を經學に専らにして博く學びたり、宋儒理學の風をさらひて、直に論語孟子によりて身をも行ひ人をも教へける、その儀は童子問三に見えたり、此外語孟字義、中庸發揮、論語孟子の古義などいふ書をつくりて弟子にさづけらる、委しき事はその子伊藤源藏長胤が書きたる行狀にのせられたれば、こゝにはしるさず」

○易然集

年山紀聞安藤、云、「易然集、或は鈔、寛文十年壬子冬、今按、その頃五山の僧におほせて、菅家、芳野山、聖徳太子、天橋立、弘法、須磨浦、道風、神泉苑、晴明、武藏野といふ題にて唐詩を作らしめ給ひ、易然といふ題號は後水尾院法皇の名附させ給ひけり、其詩どもは歌に及ばざれば寫し侍らす」

○新名寄宗祇法師撰

年山紀聞安藤、に新名寄を引き、自註云、「宗祇法師撰、五畿内名寄」

○衆妙集細川藤孝撰

○妙外集同

年山紀聞安藤、云、「今按、玄旨公の本集は、飛鳥井亞相雅章卿えらび給ひて、衆妙集と名附させたまふは、後水尾院の敕題なり、慈光寺中務大輔冬仲朝臣、玄旨公を慕はるゝあまりかの選びすてられし歌を拾ひあつめ、外集と名づけてひめおかれ侍りし」

○本朝世紀

年山紀聞安藤、云、「玉海曰、治承三年十月十一日、大外記師尙來、余仰本朝世紀可進借之由、申可持參之旨、件文信西法師作之、寛平一代國史云々、而給師元朝臣令書寫之、傳在師尙之許、他人一切不持云々、仍所尋召一也、今按、西山公日本史を撰ばせ給ふにつきて、此世紀をあまねく探り給へども、今は絶て世に傳はらず、惜むべき事なり、他人一切不持の故也、すべて書を秘しておのれのみ物しり顔するさもしき人情ゆゑに、はては其書たえて世につたはらぬ事になりゆくもの也」

○山家の記安藤定爲撰

○ひたち帯同

年山紀聞安藤、云、「安藤定爲、寛永四年丁卯四月十四日抱琴園にして誕生、安藤新五郎と稱す、定明五十一歳の長子、母は河合右馬允元熙のむすめ、實は安藤氏二十歳の秋、伏見殿貞致王、時に二御母儀少納言局定爲の伯父定吉の共に竹園を出で、定爲の家依り給ふ、其故は、貞清親王の御次男邦道親王の母儀と御長男邦尙親王貞致御父、御病身の母儀女房、貞致王御利運をひらき、伏見殿御相續まし、けるはひとへに定爲の力なりと、世の人も感じ侍りける、三十歳にして從六位上右京進、三十一歳の夏、故貞清親王の御むすめ貞致の由、大樹殿の御臺所に定りて江戸に赴き給ふ、定爲供奉して大樹へ拜謁、三十二歳にして從五位下右京亮にすゝめらる、三十五歳にして正五位下内匠頭、寛文九年四十四、從五位上に加階、五十二歳にして致仕、五十四歳の二月十五日に、杲山禪師を戒師として剃髪し、みづから朴翁居士と稱せらる、貞享二年五十九の夏より千年山のふもと抱琴園を修理して、長くかくれ退き給ふ、山家の記は六十歳の作なり、おほそ若き時より元年京師の火災にの詩歌文章等類焼し侍りたり、七十一歳の春常州水戸に下向、その趣は、ひたち帯といふ紀行に見えたり、明る年の春千と

せ山に歸り、元祿十五年七十八月十六日よりいさゝか病にふし給ふ、廿三日の曉爲實によりかゝり、法界定印をむすびて眠るが如くをはり給ふ、尾口邑の内平野の上の墓所に葬り、長徳院眞門一傳居士と號す、

○源氏物語

四方の硯細維、云、「紫式部は藤式部なるを、源語の若紫の巻をたくみにかゝれしより、當時紫式部とよぶといふ、按に、式部は紫野雲林院の境内のほとりに住れしゆゑの、紫式部の名なるべし、式部の産湯の井戸眞珠庵にあり、和泉式部といふは誤なり、和泉式部は因州霞の里の産なり、又云、「源氏は外の物がたりよりも見どころある書と常におもへり、一雙の眼にては源氏の大意はうかゞひがたし」

○和漢朗詠集

四方の硯細維、云、「亞相公任卿自書の朗詠集の原本を珍蔵するものあり、詩歌をならべあげたり、賀茂書博士これを見て、和漢朗詠の詩ばかりを集めたるものなり、この本に和歌をまじへたるは贋作なりと判せり」

○未來記

伴旅人卿の酒の歌の註、代匠記にあざりも自そのこ
とわりをいへり、

○平安鬱攸記笠原常規

芝屋隨筆橋云、「相國寺の大典和尚は、近來の學僧に
て儒學に長じて、詩文の助けになる書など多く編み
たり、その餘彼是著述多く、儒書をよむ者の一助と
なる事多し、風流もありて茶の湯なども催されて、お
のれも茶にも招れたり、しかるに天明戊申の洛火の
大變の始末を記して、鬱攸記一冊印刷して出せり、そ
の文章記事體簡實にして首尾よく整ひ、なみくの
儒者も及ぶべくはあらず、しかるにその論に、國家
昇平之久、上下安佚、驕惰之風滋侈、中略、器玩極奇
功云々など數十句あり、其意旨の極は、民昇平に浴
して奢侈にふけるゆるゑ、かゝる災ありといふことな
り、かほどの學僧にてありしかど、浮屠氏にて違なく
かゝる言を述けるものかなと思へり、戊申の災は何
の事もなく、東風の強き曉に、東の方より失火して西
へ焼ぬけ、折ふしあやにくの暴風つよく吹て、東西
南北かゝる大變に及びしと云ふ、了簡のつかさざる也、
嗚呼僧なるかなく、

○文明一統記藤原兼良撰

○歌林良材同

○四書童子訓同

芝屋隨筆橋云、「一條の太閤兼良公は、古今に秀し學
匠也、文明一統記、公事根元、歌林良材、花鳥餘情、四
書童子訓、新續古今序、又紀行詩等數々著述し給ふ、
應仁の亂を避て江州愛知川に蟄居仕給ふ、今多賀に
君が畑と稱する所即遺趾なり、この公を兼良公と唱
ふる事、林道春の梅村戴筆にのせたり、

○選擇集

芝屋隨筆橋云、「法然上人の選擇集の趣は、娑婆世界
に於て證する所の唱導門より入りて、無疑無慮成得
往生と一代の藏經を一撮みに見ひらきて、愚夫愚婦
までも速に了解する様に導きたるゆるゑに、萬民僉口
その化に服せしなり、千古の發明、眞に尊き智識とい
ふべし、

○喫茶養生記釋榮西撰

芝屋隨筆橋云、「建仁開山千光國師の喫茶養生記とい
ふ書もあり、茶を喫する事は古き事なり、

○元々集北畠親房撰

芝屋隨筆橋云、「北畠親房卿の元々集と云ふ書、眞物
ともおもはれぬ書なり、後人の名を託して書きたる
ものと見ゆ、

○手向草

芝屋隨筆橋云、「手向草一冊、古人の略傳を擧て、序は
遠州人内山眞龍といふ人の作なり、

○奥羽觀蹟聞老志

芝屋隨筆橋云、「奥羽觀蹟聞老志は廿卷ありて、仙臺
府下一儒生の著述なり、奥羽二州の風土記に於ては、
かゝる詳悉なる書はあらず、

○桑家漢語鈔十卷、楊梅顯直撰

芝屋隨筆橋云、「桑家漢語鈔十卷、楊梅亞相撰とある
一冊子あり、奥書に、楊梅亞槐漢語鈔十卷、自官庫
潛求之外、以三東山左府之御本一校合畢、最當家之重
書也、文明元年乙丑十二月下浣日、一條桃華老叟兼良
書之、右十卷之祕者、楊梅大納言顯直卿之漢語鈔也、
今度之祕錄撰集之、敕寫之畢、天正六年乙亥三月下
旬、清給事中洞霞老人書之、東都箕輪壽永寺の庫藏
より出たるよしなり、蓋楊梅亞相何人なるや未知ら
ず、その書を見侍るに、和名鈔、新撰字鏡等を鈔書せ

しごときものなり、職原鈔の註靈井氏作、楊梅といふ措紳
家の斷絶せし事をのせたり、

○海上備要方三卷、桂川撰

芝屋隨筆橋云、「海上備用方三卷、東都醫官桂川法眼
の作なり、紅毛の藥法と療治とを擧げたり、醫生の
よむべき書なり、只恨らくは蕃藥の悉得がたからん
事を、

○釋教歌仙釋榮海撰

芝屋隨筆橋云、「勸修寺榮海僧正の撰びし釋教歌仙と
いふものあり、寛文年間の印本なり、達磨のいかる
がやの歌より始めて明惠上人まで、緇侶三十六人の
歌を集めたり、自序ありて甚古雅なるものなり、榮
海僧正は貞和年間の人にて、高雄神護寺別當聖濟僧
正の弟子なり、無勘院と云ひて、八坂に住すとあり、
歌は新千載集に入たり、

○大同類聚方百卷

○倭名本草

芝屋隨筆橋云、「大同類聚方の殘篇といふ一冊子あ
り、その跋は文治元年十一月典藥頭丹波良康が書け
るなり、曰、醫方之在予我邦也、自神世矣、神國之

○醫心方三十卷

四方の硯細維云、「京師に秋里某といへる隠士あり、ひとせ攝津の圖會をつくらんとて浪華にくたり、四天王寺にて聖徳太子の識文をよみたる事あり、秋里彼寺の老僧に、正成の書きそへありし識文を讀てみまく思ふとこふ、老僧の曰、それはあと方もなきそらごとなり、足下も楠公の詭道に落給へり、扱も神機妙算の良將は千古の後までかゝるふるまひありと、隠士の子に物語なり」

○昆陽漫錄青木敦書撰

四方の硯細維云、「昆陽漫錄は國家有益の書なり、撰者識ある人といふべし」

○仁齋歌集

四方の硯細維云、「仁齋先生の和歌あまたあり、小堀氏が家に手澤の本あり、和歌は京師の人なれば、體いやしからずおもしろくきこえはべる」

○日用工夫集

梅憲筆記橋香に日用工夫集を引き、自註云、「空華老師」

○假名日本紀

梅憲筆記橋香云、「假名日本紀と云ふものは、假名に

てかきたるものと思ふべからず、假名をつけしものなり、釋日本紀十八、任那日本府、日本紀私記曰、按假名日本紀、作任那之倭寧とあるにて知るべし、寧の字は宰の字の誤なるべし」

○和漢朗詠集

梅憲筆記橋香云、「和歌の撰集に、古歌の句を聊づつ改めて撰ばれしこと多し、歌に限るべからず、河海鈔、四條大納言公任の和漢朗詠に、おほく古章句を二三字を改めて入たることあり、獲落危崩壞、宇秋有秋風とあるを有秋聲とあり、又樂天の詩に可禪房無熱到とあるをも、不是禪房と改めたり、是等の例ならん」

○萬葉集

梅憲筆記橋香云、「萬葉集を唱る者流に、鎌倉右府を殊に稱する故に、その眞影を大臣卷物より摸して卷尾に圖す、その卷物は大臣八十人の眞影にて、豪信法印の畫なり」

○日本見在書目藤原佐世撰

梅憲筆記橋香云、「河海鈔に日本見在書目六藤原佐世撰とあり、書目は世に全篇のなかりしものとおもひ

どあればなり」

○撰集鈔

小憲間語鈴木云、「西行が撰集鈔もとは三卷なり、九卷目あとは後人増補せるものなり」

○百人一首改觀鈔釋契沖撰

芝屋隨筆橋云、「百人一首改觀鈔をよみ侍るに、これは契沖あざりの草稿の儘にもせしを、樋口宗武とやらにいふ人のとり出で、やがて木に上せしものならんと見ゆるなり、所々假名の書き違ひたるあり、このあざりは萬葉集このかたかずくの書に註解せられて、儒門にていは、伊物の二子の出て古義を發明せられしにひとしく、ふるごと學びの輩の爲には大に功ありて、げに津梁ともいふべき尊きあざりなりけらし、只うらむらくは非斥の心もち強くして、かの良暹法師が歌ならで、まくりでしてもいひ出る心もちあらはれて、左までにもなく、とまれかくまれ道のさはりにあらぬ事までに、くさくの引ごとなど取いでて、ながくしくいひけるなど、古くもいへる曲れるを矯て直きに過ると云ふたぐひならんか、くさくの書を引出ていひたる事は、萬葉集卷四大

しが、大和室生寺の印ある古本粘葉一冊、書肆が買得せしをみるに、五六百年前の古本、日本國見在書目錄正五位下行陸奥守兼上野權介藤原佐世奉教撰とありて、部門を立て書目あり、佐世は藤氏儒士にて、宇多醍醐の朝の人なり、稀代の書なり、得てみるべし、予寫しおかざりしは遺憾なり」

○平家物語

○太平記

小憲間語鈴木云、「平家物語は、古き詞ありて耳遠きやうなれども、幾返り見てもあかす、太平記は文勢はなやかに聞ゆれども、數返見にくし、況やそれより後の物語は二返とは見られず、何にてもおもしろきは古き文なり」

○保建大記栗山愚撰

小憲間語鈴木云、「或人保建大記をあらはす、麟經の法にならひて、一宗をもつて褒貶す、されども其言的當せざることあり」

○古今集

小憲間語鈴木云、「古今集の假名序は、秦聞の序なるべし、眞名序は奏聞の序にてはあらざるべし、如何となれば、花山僧正、在原中將、文琳、野宰相、在納言な

伴旅人卿の酒の歌の註、代匠記にあざりも自そのこ
とわりをいへり。

○平安鬱攸記笠原兼房撰

芝屋隨筆橋本云、「相國寺の大典和尚は、近來の學僧に
て儒學に長じて、詩文の助けになる書など多く編み
たり、その餘彼是著述多く、儒書をよむ者の一助と
なる事多し、風流もありて茶の湯なども催されて、お
のれも茶にも招れたり、しかるに天明戊申の洛火の
大變の始末を記して、鬱攸記一冊印刷して出せり、そ
の文章記事體簡實にして首尾よく整ひ、なみくの
儒者も及ぶべくはあらず、しかるにその論に、國家
昇平之久、上下安佚、驕惰之風滋侈、中略、器玩極奇
功云々など數十句あり、其意旨の極は、民昇平に浴
して奢侈にふけるゆる、かゝる災ありといふことな
り、かほどの學僧にてありしかど、浮屠氏にて違なく
かゝる言を述げるものかと思へり、戊申の災は何
の事もなく、東風の強き曉に、東の方より失火して西
へ焼ぬけ、折ふしあやにくの暴風つよく吹て、東西
南北かゝる大變に及びしと云ふ、了簡のつかざる也、
嗚呼僧なるかな〜」

○文明一統記藤原兼良撰

○歌林良材同

○四書童子訓同

○公事根元同

○花鳥餘情同

芝屋隨筆橋本云、「一條の太閤兼良公は、古今に秀し學
匠也、文明一統記、公事根元、歌林良材、花鳥餘情、四
書童子訓、新續古今序、又紀行詩等數々著述し給ふ、
應仁の亂を避て江州愛知川に蟄居仕給ふ、今多賀に
君が畑と稱する所即遺趾なり、この公を兼良公と唱
ふる事、林道春の梅村戴筆にのせたり、」

○選擇集

芝屋隨筆橋本云、「法然上人の選擇集の趣は、娑婆世界
に於て證する所の唱導門より入りて、無疑無慮成得
往生と一代の藏經を一撮みに見ひらきて、愚夫愚婦
までも速に了解する様に導きたるゆるに、萬民愈々
その化に服せしなり、千古の發明、眞に尊き智識とい
ふべし、」

○喫茶養生記釋榮西撰

芝屋隨筆橋本云、「建仁開山千光國師の喫茶養生記とい
ふ書もあり、茶を喫する事は古き事なり、」

○元々集北畠親房撰

芝屋隨筆橋本云、「北畠親房卿の元々集と云ふ書、眞物
ともおもはれぬ書なり、後人の名を託して書きたる
ものと見ゆ、」

○手向草

芝屋隨筆橋本云、「手向草一冊、古人の略傳を擧て、序は
遠州人内山眞龍といふ人の作なり、」

○奥羽觀蹟聞老志

芝屋隨筆橋本云、「奥羽觀蹟聞老志は廿卷ありて、仙臺
府下一儒生の著述なり、奥羽二州の風土記に於ては、
かゝる詳悉なる書はあらず、」

○桑家漢語鈔十卷楊梅直撰

芝屋隨筆橋本云、「桑家漢語鈔十卷、楊梅亞相撰とある
一冊あり、奥書に、楊梅亞槐漢語鈔十卷、自官庫一
酒求之、外、以東山左府之御本一校合畢、最當家之重
書也、文明元年乙丑十二月下浣日、一條桃華老叟兼良
書之、右十卷之祕者、楊梅大納言顯直卿之漢語鈔也、
今度之祕錄撰集之、敕寫之畢、天正六年乙亥三月下
旬、清給事中洞霞老人書之、東都箕輪壽永寺の庫藏
より出たるよしなり、蓋楊梅亞相何人なるや未知ら
ず、その書を見侍るに、和名鈔、新撰字鏡等を鈔書せ

しごときものなり、職原鈔の註龜井氏作、楊梅といふ措紳
家の斷絶せし事をのせたり、」

○海上備要方三卷桂川撰

芝屋隨筆橋本云、「海上備用方三卷、東都醫官桂川法眼
の作なり、紅毛の藥法と療治とを擧げたり、醫生の
よむべき書なり、只恨らくは蕃藥の悉得がたからん
事を、」

○釋教歌仙釋榮海撰

芝屋隨筆橋本云、「勸修寺榮海僧正の撰びし釋教歌仙と
いふものあり、寛文年間の印本なり、達磨のいかる
がやの歌より始めて明惠上人まで、緇侶三十六人の
歌を集めたり、自序ありて甚古雅なるものなり、榮
海僧正は貞和年間の人にて、高雄神護寺別當聖濟僧
正の弟子なり、無勘院と云ひて、八坂に住すとあり、
歌は新千載集に入たり、」

○大同類聚方百卷

○倭名本草

芝屋隨筆橋本云、「大同類聚方の殘篇といふ一冊子あ
り、その跋は文治元年十一月典藥頭丹波良康が書け
るなり、曰、醫方之在予我邦也、自神世一矣、神國之

○醫心方三十卷

民服他邦之劑、而何應其惠也乎、人應其土地而有稟氣之僻、其土人服其土宜、不可無效也、下略、全く素問の異方法宜論によりて書けるなるべし、本邦の醫書その名存してその書傳はらず、惜むべきの甚ならずや、全編存したるは醫心方、和名本草の二書のみ、

○古流武家故實多田義國撰

芝屋隨筆橋云、「古流武家故實と云ふ書は、多田院の臣に寛永正保年間の人に、多田庄三郎義國といへる人の書記せし書なり、名和長年の説なども用ひ舉たり、長年は太平記に見え、傳は日本史にあり、おのれは古寫本一冊もてり、武術の古實など、甚以て理に中りたる様に覺ゆ、」

○法曹指要鈔坂上兼明撰

國學忘貝森長見、云、「法曹指要鈔は、明法博士坂上兼明撰なり、」

○國學指要田所貞吉撰

國學忘貝森長見、云、「田所貞吉先生國學指要を撰み、前に印刷せり、」

○信濃地名考

國學忘貝森長見、云、「近頃印刷ある信濃地名考など、可感書なり、其國に生れては如斯こそありたし、」

○新撰字鏡

國學忘貝森長見、云、「國書目錄に新撰字鏡と云ふ書あり、此書見たく求めしに不得、古言梯、和訓栞などに引用せり、右書寛平四年の撰にて、古言多く證とすべき書なりと、」

○語意

國學忘貝森長見、云、「前に語意と云ふ書を見しに、此書古言梯にも云へり、山城稻荷社に古傳のあるを以て、羽倉家天下の古書を廣く考得て賀茂翁に傳ふ、猶深く思ふ事を加へなして語意を記せりと、此書五十連の音、清音濁音の通、本濁假濁などの事詳なり、正月をむつきと云ひ、十二月をしはすと云ふの類、奥儀鈔などの意、其外諸書云へると相違の事多し、」

○扶桑拾葉集

國學忘貝森長見、云、「扶桑拾葉集は、國の文法、實に文選とも云べき書なり、」

○祕府略

國學忘貝森長見、云、「此方にて大部の書は、天長二年滋

野貞主奉教、諸儒と集作ありし祕府略千卷ならん、

○百人一首

國學忘貝森長見、云、「定家卿小倉の山莊にて、百人一首を撰びたまふの事、明月記には其證慥ならずとの師傳もあり、改觀鈔にも擧ぐ、然るに百人一首拾穂鈔、同基箭鈔、増補繪鈔、其餘諸書にも、小倉山にて撰びたまふのこと實とせり、亦此程も或書を見れば、百人一首の中の歌などと擧用せり、彼歌どもの入し夫々教撰の集をこそ引きたきもの也、」

○辨道書太宰純撰

○辨太宰氏辨道書松下

○辨辨道書佐々木

○親族正名太宰純撰

○和讀要領同

國學忘貝森長見、云、「辨道書と題せるを述べし儒、此國に生れて國事を誹謗す、先づ人情に疎く國法に背けり、古より國政自然の風土あり、是等の儒畢竟國に害あり、辨道書を辨論せる書は、松下何某の辨太宰氏辨道書と題せる一書、亦佐々木何某の辨辨道書と云へる書あり、見るべし、太宰が親族正名といへる書もあり、中略、辨太宰氏辨道書と題せる書には、辨道書の文意は、小角復友人二書中の語を編次せり、親族正名は

伊藤家の釋親考を取り、和讀要領は羽倉家の讀書指要を取れりと譏れり、或書を見れば、其説に他の述作せし書を取りて己が物とするは、儒の書における盜賊なりと云へるも、宜ならんかし、

○釋氏廿四孝釋日政撰

國學忘貝森長見、云、「釋氏廿四孝といへる書あり、孝ある僧を集めたり、」

○元亨釋書

國學忘貝森長見、云、「元亨釋書は國の僧史なりと崇信すれども、見る人心に思量あらん、」

○醫心方

國學忘貝森長見、云、「國書目錄に、醫心方三十卷、丹波康頼撰すとあり、康頼のこと大系圖にも出、丹波家の祖にて、醫心方は永觀年中の撰とあり、康頼は其先後漢靈帝より出たりと見ゆ、」

○本朝神仙傳大江匡房撰

國學忘貝森長見、云、「國書目錄に、本朝神仙傳、大江匡房撰とあり、此書未見之、」

○四海太平記

國學忘貝森長見、云、「四海太平記と云へる書を見れば、是

は近江佐々木六角家を重んじて作れる書と見え、餘りの事に佐々木家を讃せんとして、平家より鎮守府將軍に奏任せしとあり、其餘間事跡軍記などを見るに、江源武鑑、本朝武林傳などによれるにや、六角家を讃揚せり。

○和論語澤田

○江源武鑑同

國學忘貝見森長云、「重編應仁記に、和論語、江源武鑑等は、堅田の土民の子少し文字を知りて、己が佐々木の正統たらんと偽作せしことを擧たり」。

○楠石論

國學忘貝見森長云、「或僧の述作として楠石論と云へる書あり、實に珍説を擧たり、僧尼令に僧尼習讀兵書は科罪とあり、僧尼令に法令の事委し」。

○新撰姓氏錄

國學忘貝見森長云、「弘仁六年に新撰姓氏錄三十一巻あり、序に一千一百八十二氏と記したまへり」。

○讀留靈記

國學忘貝見森長云、「當國讀留靈記と云へる古書あり、景行天皇御宇廿三年、南海大魚ありしを、日本武尊の御子此國へ下り給ひ討平げ給ひて、此國に留り

給ひ國守となり給ふ、故に讀留靈王と申奉る、是より綾姓、和氣姓等出たる事を記したり、此事讀岐大日記、玉藻集などにも記せり、當國或古家の系譜を見れば、此事蹟を記し日本書紀に出るとあれども、是は附會の説ならん、國史實錄には其事見えず、右の事蹟不審のことも多し、されど其據どころもあらん、その古言の當國に残りたる處あり」。

○松島の記消少納言撰

○海道記

○道の記

閑田耕筆件蒿云、「世に松島の記といふ寫本ありて、清女おちぶれて後、みちのくへさすらへて書れしといへども、さしたる證も見えず、筆のさまはよきものなれども、別の官女にや、尼になりさまよひし由なり、これはいくたりもあるべきことにて、例せば世に海道記といふ書作者しれざるが、貞應二年とみゆるを長明と誤り傳へ、又仁治三年源親行紀行或は交光行をも、印行の本に長明と記せる類なるべし」。

○臥雲夢語集

閑田耕筆件蒿に臥雲夢語集を引き、自註云、「此書珍書にて世に多からず」。

群書備考卷之八

○顯註密勘藤原定家撰

○袖中鈔釋顯昭撰

閑田耕筆件蒿云、上略、「おのれはまた顯昭の學びに深きことをよくしる人なきが心ゆかた、こゝにいさゝかあげつらふ、その古今集の註は、定家卿の密勘を添られ、なじり給ふ所ども多かれど、花まひなしにの歌にいたりて、萬葉の月よみをとこまひはせんといふを引てことわられしを、卿もいたくめでて、花もいひなしにと心得て、みづからの歌にもよみしははづかしなどまで書給へりき、袖中鈔はた古き詞どもをとうでて説れしに、取るべきが多からし」下略。

○櫻雲記

閑田耕筆件蒿云、「櫻雲記は街巷の小説にして、憑むべからざる書なり」。

○臥雲日件録

閑田耕筆件蒿に臥雲日件録を引き、自註云、「臥雲夢語集同作にて、日記なり」。

○長明發心集

閑田耕筆件蒿自註云、「此書眞作にあらずといへども、時代格別後の物にはあらし」。

○日本逸史梨本祐之撰

○松蔭日記町子撰

閑田耕筆件蒿云、「鴨長官梨本祐之三位あづまへ召されしは、正親町公通卿の吹舉にて、此事公通卿の養女町子室にて才女なるが書かれし松蔭日記に、歌人の御所望なりしも見えて、即柳澤侯專執持れしなり、歌人の御所望なりしかども、歌は長ずる所にあらず、遂に國學をもて御もちのなりしとぞ、日本逸史の著述あり、日本後紀の闕けたるを補ふものにして、其功大なりといふべし」。

○草庵集

閑田耕筆件蒿云、「草庵の歌は、底に力を入れてうへを穩しくつゞけしものにて、玉葉風雅兩集のごとき、風調異さまに損じたるをためんとて、ことに詞がらをいたはられしなるべし」。

○新古今集

閑田耕筆件蒿云、「新古今集は、後拾遺集よりこのかた、世の歌さま平話の様になりもて來れるを改めて、一超向上に仕直し、ものにて、其代にも後拾遺の風を

執する人よりは、達磨風と誦れるよし、長明入道の記に見ゆ。

○とりかへばや

閑田耕筆伴蒿云、「安藤爲章の年山打聞に、とりかへばやの物語作者未詳、彰考館の御本合冊にて四冊と記さる、江戸隠士明阿彌の語に、いにしへ今の物語の歌計をあつめたる書あり、其中は此とりかへばや新舊二本の歌を擧て、彼爲章のいはれしは、新の方なり、歌にてしりぬ、舊本は見たるといふ人いまだきかず、さだめて世に傳はらぬなるべしといへり、其比或人も此書を得たりと聞きしが、是も定めて新の方ならん、さてとりかへばやといふ義は、兄弟の人、兄は女めける故に女のごとく生たちて、中比宣耀殿となり女帝の寵にあづかり、妹は男のごとくにて權中納言になりしが、面貌よく似たる故に、後には又人しれず互に姿を改めて、宣耀殿と中納言有のまゝにて、事なくすぎしよしなり、此物語は源氏狭衣より後に作れるものと見ゆる由、爲章の説なり、おのれいまだ見ねども、草子の作意唐山の小説にあるべかしきこ也。」

○葛原詩話六如上人撰
閑田次筆伴蒿に葛原詩話を引き、自註云、「六如上人著述。」

○百人録

閑田次筆伴蒿云、「百人録といふ書はいかなる書とも、其作者も時代もしらす。」

○張州府志

閑田次筆伴蒿云、「張州府志といへる書、國君の命によりて編集せし、此書寫本にて、世には出ざる物也。」

○光行紀行源光行撰

閑田次筆伴蒿に光行紀行を引き、自註云、「今印本誤つて鴨長明とせること、すでに前編に辨す。」

○雪の古道

閑田次筆伴蒿云、「江戸の人、去りあへぬことにより、出羽へ雪深きころに赴きたりし道の記、即雪の古道と號しを、こゝかしこ珍しきことをうつつ留めたり、名を記さねば何人とはしらす、文のさまいとゆうに情あり、歌もやすらによめりしものなり、天明八年の霜月雪を凌ぎてからうじてかしこに到り、同九年の二月までのことどもをかけり、そのはじめ、立かへり

雪のふるみちあととめて分行旅の末はまよはじ。」

○板琴知要

閑田次筆伴蒿云、「河内國駒が谷金剛輪寺の僧、一徑の須磨琴といふものを弘めらる、其圖、また謠ふ歌も、板琴知要といふ小冊子を印行して世に公にせれば、再びこゝにはいはず。」

○榮花物語

閑田次筆伴蒿云、「榮花物語は他の作物がたりのたぐひにあらず、歴史の闕を補ふに足れり、歴世の事實憚ところなくしるせるは、薰孤が筆に譲らじとおもふ所々多し、但看る人の眼にあらんか、御堂殿の榮花をむねに書けるは、もとより書名のごとくにて、此上に論すべきこと多かめれど、わが儕の憚るべき事なればとやむ、たゞし書きざま物がたりぶりのくせにて、衣装の色目、おましの莊などのこと、なにくれとつばらに過て、卷ごとに書つらねられたるはうたてうおほゆれど、そもまた有識の衣紋のやうなどむねと唱ふる人は、より所とすべきか、さて又音楽の卷、玉のうてなの卷のごとき、佛像堂舎の莊嚴につきてくだくだしく佛經の文を引て稱揚讚嘆せり、かゝらずし

て、唯一つわたり其形相をつらねても足りぬべきをと覺ゆ、かゝることにて文も長くなり、さしておもしろくもなければ倦て、見る人殊にすくなからんかし、をしきことなり、又云、「榮花は赤染衛門の筆とのみいへる傳説なるを、或説に、此人歿後の事におよびたれば、一筆にあらずと疑しはことわりにて、年季のみならず、鶴の林の卷御堂殿撰の終がたに、次々の有さまどもまだく有べし、見聞給ふらん人も書附給へかしと見ゆ、さて殿上花見の卷以下卷々の筆づかひ他人と覺え、はた始より所々にも光源氏の物語を引かれたるも、やゝ後の筆のしるし歟、赤染同時の人の作り物がたりを引合すべき事にもあらず、是一つにてもしるべし。」

○枕草子

閑田次筆伴蒿云、「枕の草子はおもしろきものなれども、畢竟筆に任せてはかなきものなり、されど作りものにあらねば、其代のうちくの有さま、上の御心ばせ、末々の男女のあるやうをも窺ふによしあり。」

○孟津鈔九條玖山公撰

閑田次筆伴蒿云、「貞徳の戴恩記に、九條玖山公の御事

をいふ所に、何ぞおもしろきものは侍ふやとたづね奉りしに、源氏とのたまふ、めづらしき物はいかにと申せば、源氏と仰られしと書けり、唯これを好ませ給ふこと、飢人の食を見るごとくなりしか、されば孟津鈔は此御作なり」

○懷風藻

閑田次筆件高云、「懷風藻は一冊子といへども、皇朝上代の文雅を見るにたれり、中世以後の風調に勝ること遠し、はた作者の小傳國史に洩れたることどもありて、古人の履歴をしるを喜ぶべし、議論また確然、此方の歴史にかばかりのものを見ず、漢唐諸儒も間然すること能はざらん、淡海三船の撰となり、其人おもふべし、最才智におきて名だたる人なり」

○拾芥鈔

閑田次筆件高云、「拾芥鈔は拔萃の書にて、雅俗を選ばず納めたるものなれども、他に考ふべき古書喪ひし今世にしては、大に有益の書なりと、有識家などにも稱せらる、また或人の曰、水戸黃門君に國學をもて仕へを求るものあれば、先拾芥鈔はいかにととひ給ふ、よく見明らかめ侍ふといふものは留められず、廣漠

にて考得ずといへば扶持し給ふとなん」

○拾玉集慈鎮和尚撰

閑田次筆件高に拾玉集を引き、自註云、「慈鎮和尚の歌集なり」

○類葉鈔宣胤卿撰

○萬葉類林

閑田次筆件高云、「宣胤卿の類葉鈔は、萬葉集中天地草木鳥獸器財におよぶまで徧く納められけれども、詞部におきては缺けたり、是は元來記し給はざりしか、後に散失せしか知るべからず、然るを惜みて、小澤蘆庵何某の宮の仰を傳へて、浪華の入江昌喜に補はしむ、此人八句餘に及て艱難類ひ稀に、筆硯を廢せず、此舉に應じて詞部并名所等の類聚を自筆して奉れり、しかるに此ごろ萬葉類林といへるものを見しに、契沖門人の手になりて、凡て辭を聚め代匠記の意をもて小註を加へたるものなり、こゝに於ける彼翁是を帳中の祕にしてもちたるをもて補へることを、名所はまた既成書あれば、これは補ふに於てかたからず、類林は珍書にて、知る人曾てなきものなり」

○圓光大師繪詞傳舜昌法印撰

閑田次筆件高自註云、「舜昌法印、台家にして淨宗信

仰の人なり、圓光大師の繪詞傳の作者也」

○發心集

○閑居の友

閑田次筆件高云、「長明入道の發心集によりて、閑居の友は著されしなり、されども發心集は殊に心を用て、始に名利を捨果たる玄賓僧都、増賀上人などを出し、それより難行易行さまざまの行狀を連ねて取捨せず、其人の意樂を顯はし、是を見る人もまた縁にしたがひて、いづれにもあれ做ふことをおもはる、成べし、一隅に滯らず廣く擧られしは、殊にたつとむべし」

○性靈集

閑田次筆件高云、「性靈集、弘法大師詩偈集、常にシヤウレウ集とよむを、其宗徒は素讀するときセイレイと漢音によむ、是佛書にあらざるゆるゑなりとぞ、これも故實なれば心えおくべきことなり、密家の學力ある法師の話なり」又云、「性靈集を編みたまへる眞濟僧正は、大師の上足なり」

○便蒙鈔沙門梅國撰

閑田次筆件高云、「陸奥仙臺の沙門梅國といへる博覽の人の性靈集を註せる便蒙鈔といふものあり」

○元亨釋書

閑田次筆件高云、「元亨釋書には無稽の事あまたあるべし、菅公の天帝に祈請して雷に成給ひし、あるは役小角の葛城の橋を一言主の神にあつらへし事などもありしと覺ゆ、本書をもとめず、傳流の誤のまに記せるなり、凡其宗旨の外のことには深き穿鑿に及ばれざりしか、彼是他宗の所立につきても違へること多しと、或僧衆の話せられき、又此釋書の文不穩、助語違ひぬと、明王玄才及廬安堂といふ儒者難じたること、皇明張美錄といふ書にありと或人いへり」

○海道記

閑田次筆件高に海道記を引き、自註云、「世に鴨長明と傳ふるは甚非なり、年紀たがへり」

○經國集

閑田次筆件高云、「白石手簡に云、經國集のこと原本二十卷の物、當時は四卷計ならでは無之候」

○龍頭古事記度會延住撰

○同舊事紀同

閑田次筆件高云、「延住神主、古事記舊事紀を新に改刻し龍頭を加へられしには、他書を校合して考を附、

改められし所々あり、

○多氣憲菴材親卿撰

閑田次筆伴蒿云、「伊勢國多氣國司材親卿の撰べる所多氣憲菴といふもの二卷あり、此卿文雅あるよしは文中に見ゆ、珍書にて世に知る人まれなるを、此ごろ或人のもとより借て見る、其孫具教の端書し給へるは天正元年十二月也、この主幾程なく信長の奸計にあたりて命を喪ひ給ひ家亡びけるは、いたましき限り也、さすがに准后親房卿の餘光を失給はずと見え、其代にはめづらしき文雅のぬしたちなり、凡伊勢につきたる舊話どもを、筆にまかされたるものなり、」

○本朝高僧傳僧師撰

閑田次筆伴蒿云、「此高僧傳は、元祿十五午歲三月、美濃加納盛徳禪師僧巒といふ人の著されて、安覺法師の傳と婆羅門僧正の傳とは、殊に力を盡されし旨、其凡例に見ゆとなん、」

○圓頓章句解釋慈山撰

○三千有門大義同

○心經略解同

○十重俗詮同

○始終心要大義同

○野山草集同

閑田次筆伴蒿云、「和尚名は慈山、妙玄は字なり、唯忍子と號す、俗姓は和田氏、母天人懐に入ると見て娠む、幼くして出家を望むといへども、父母愛して許さず、十七歳にして遂に山城國花山寺雷峯に投じて薙髮染衣す、寛文四年近江坂本に庵をむすびて山水に心をゆだね、かくて山中の諸惡論者、小乗の比丘大乘を混亂すといひて遂に師を逐ふ、故に坂本をさりて山城攝津の間に遊び、後梶井宮盛胤法親王の請に應じて小野に止る、又鎮照居士といふが、庵を洛東岡崎に構へてこれを迎ふ、元祿三年正月其母儀歿す、自後哀情内に纏ひ外苦節をくはへ、師もまた遂に疾に染て七月三日に化す、其撰述せる處圓頓章句解、十重俗詮、三千有門大義、始終心要大義、心經略解、野山草集詩偶、世に行るとぞ、又歌集一冊あり、うたは殊さらば學ばれしとは見え、實に時にあたりての述懐、經文の意など述べ給ひしなり、」

○あづま貝僧玉屑撰

閑田次筆伴蒿云、「僧玉屑東國行脚の記を、あづま貝となづく、」

○俗説贅辨

笠澤筆塵鴻に俗説贅辨を引き、自註云、「谷三介著、」

○本朝通鑑

○大日本史

○同提要

笠澤筆塵鴻云、「寛永中公命あつて、林春齋をして本朝通鑑を撰ばしむ、春齋和歌を翻して詩となしこれを書す、水戸侯光圀卿春齋に謂つて曰、歌の和國に於ける、其微意てにはにあり、詩となしては其詞うつしがたからん、決して無用とありけれども、春齋これを肯せず、光圀卿憤發して國史編集の意あり、日本史の編集實に此時に基す、武野燭談、△本朝通鑑、同提要三十卷、合四百二十卷、起天神氏、及神武帝、盡後陽成帝、倣體於朱子綱目、有發明、有書法、△日本史、本紀列傳三百十卷、起神武帝、盡後小松帝、不繫神功皇后於本紀、列載之后妃傳、以吉野爲正統、附北朝焉、以鎌倉及室町立爲征夷使者、列爲武臣傳、如霜府宰輔之臣執事云、管領大老云者、盡屏爲陪臣、附之、其主將傳中不別立傳、食貨志、兵馬志、經籍志未成、嗚呼偉哉侯之志、實本邦開國以來第一之良史也、大學頭林信篤序之、享保二十年有梓行之命、」

○節用集

笠澤筆塵鴻云、「節用集は林逸始て編めり、」

○四季物語

笠澤筆塵鴻云、「坊間に鳴長明四季物語あり、是僞書也、用ゆべからず、何者の狡兒か僞作せる也、毎々此類少からず、」

○農業全書宮崎安貞撰

不問語篠崎云、「農業全書は貝原篤信の作にあらず、筑前の宮崎安貞と云ふ者の作れる處なり、貝原日休と云ふ者校定筆削す、日休は篤信の兄也、此書右兩人の手に出で、篤信は唯序を書きたるまで也、日休は樂軒と號す、」

○日本歲時記貝原好古撰

○和爾雅同

不問語篠崎云、「日本歲時記、和爾雅も篤信の作にあらず、貝原久之進好古が著す所也、好古は樂軒が子也、篤信養て子とす、」

○禮儀類典

不問語篠崎云、「禮儀類典全部五百十一卷、水戸侯源光圀卿の編集する所也、正徳年中文昌公の請ひ給ふに由て、源綱條卿序して獻上せらる、其序は三宅九十

郎輯明代三綱條卿「作る所なり」

○日本武器考新井君美撰

不問語維章、云、「日本武器考全部十二卷并圖一卷、朝散大夫源君美文昌公の命を奉て編めり、源君美は新井筑後守と稱す、木下平之丞禎幹が門人なり」

○源祖五代記多田兵庫撰

不問語維章、云、「源祖五代記は多田兵庫が編みし書にて、世に専ら行はる」

○源氏湖月鈔六十卷、北村季吟撰

○大和物語鈔同

○伊勢物語拾穂鈔同

○萬葉拾穂鈔同

○百人一首拾穂鈔同

○八代集鈔同

○土佐日記鈔同

○枕草子春曙鈔同

○次峯經同

不問語維章、云、「北村季吟は嘗て源氏湖月鈔六十卷を著す、是に由つて東都に召て祿を給ひ、再昌院と號す、再昌の二字古今集の眞字の序に見えたり、大和物語鈔、伊勢物語拾穂鈔、百人一首拾穂鈔、八代集鈔、土佐日記鈔等皆季吟著す所なり、又枕草子春曙鈔、次峯經をあらはす、此次峯經と云ふ書、重寶なるものなり」

○山城名勝志三十卷、野々宮殿撰

○雍州府志十二卷、黒川道祐撰

○山城名跡志二十卷

不問語維章、云、「山城の京は千箇年の帝都なれば、名所陳跡神佛靈地甚多き事也、世人の普く知る所也、そのことを記したる書數多あれども、小部の書は詳ならず、此に大部書を擧て曰、山城名勝志三十卷、野々宮殿著す所也、雍州府志十二卷、黒川道祐著、大學頭藤原信篤序なり、山城名跡志廿卷、藤原信篤序あり、右の内名跡志は至て珍重なる書也」

○貞享四年記

不問語維章、云、「貞享四年の記と云ふ書に、近世禮式あり」

○西宮記二十卷、源高明公撰

不問語維章、云、「是は嵯峨天皇の皇子源高明公の撰ひ給へる書にて、古禮を載せたる書なり、高明公は紫式部が書きし光源氏のこと也」

○北山鈔十六卷、四條大納言公任卿撰

○和漢朗詠集同

不問語維章、云、「是は四條大納言公任卿の撰ひし書に

て、中古の禮を載す、平安城の北山に別業あり、此處にて撰み給ふ故、北山鈔と名く、和漢朗詠集も同處にて撰み給ふ故、今に朗詠谷と云ふなり」

○江家次第二十卷、大江匡房撰

○禮儀類典五百十一卷

不問語維章、云、「是は太宰權帥大江匡房卿の撰ひし書にて、後世王家の禮を建立すること、大方此書にもとづけり、東都學校の釋奠は、此書を沿革して立給ふ、近世水戸侯源光圀卿の撰ひ給ひし禮儀類典五百十一卷の書も、西宮記、北山鈔、江家次第の三部を根本として編集し給ふ」

○雲圖鈔三卷

不問語維章、云、「是は江家次第の差圖なり」

○内裏新儀式

不問語維章、云、「右新儀式昔六卷あり、今は一卷半殘編なり」

○薩戒記

不問語維章、云、「薩戒記は應仁年中の日記也」

○本朝醫考黒川道祐撰

不問語維章、云、「我國の醫生の傳は、黒川道祐の本朝

醫考版行して世に行る、求て觀つべし」

○名物六帖二十二卷、伊藤長胤撰

○漢字和訓二卷、井澤長秀撰

不問語維章、云、「伊藤源藏長胤、東涯先生と號す、嘗て名物六帖二十二卷を撰ぶ、百孔六帖に似たる書にて、漢字に和語を附し、出所正しき書也、未印本に行はず、寫本多く世に行る、肥後州隈本の士井澤十郎左衛門長秀、右の書の名物と出所の書目を抜萃して小冊二卷とし、漢字和訓と外題して版行す、東涯先生の功を奪ふ罪人也、是書は東涯の造就故重寶なり、漢字和訓を看る人、かく心得て見るべきことなり」

○花鳥餘情二十卷 ○惺窩文集

不問語維章、云、「成恩公の花鳥餘情全部二十卷、京師より出たる本と、又西國より出たる本と、少々相違あり、惺窩文集も道春玄同二人の傳る所と、冷泉家の傳ふる處と違目あり」

○大和小學六卷、辻原玄通撰

○同五卷、山崎嘉撰

不問語維章、云、「大和小學に二々通りあり、辻原玄通の六卷の書は、朱子の小學を和語に譯したるものな

り、山崎闇齋の五卷の書は、會津侯の命を承て、立教明倫敬身の目錄を借りて、格別に編みし書なれば、面白き物也、然るに今の人六卷の書而已を見て、五卷の書は知らぬ勝なり、

○武家諸法度

不問語篠崎維章、云、「東照公駿河に御座の時、明法博士清原宣賢と林道春と、武家の法度を定めたり、其後會我又左衛門尙祐に命じ、又道春と會して法度を定む、尙祐は能律學を道春より受られて、國家の世用となりたる人なり、」

○圓珠經

不問語篠崎維章、云、「論語を圓珠經と云ふこと、足利時代五山の僧の云出せしことと思ひしに、義經記にあれば昔明經道の博士の云ひしならん、」

○讀書指南毛利貞齋撰

○四書集註俚諺鈔五十二卷、同

不問語篠崎維章、云、「說郛と云ふ書の中に、發奇錄一卷、金壺字考一卷、字書誤讀一卷、此三部は學者の爲に重寶なる書也、毛利貞齋是を抜書して小冊となし、讀書指南と名附て版行す、皆自己の發明の様に書きたる

も悪し、是のみにあらず、四書正解を片假字に直して集註俚諺鈔五十二卷を版行す、世人を欺くの罪人也、其重寶にみゆるは異國の書なればなり、

○御伽ほうこ

○十四經和語鈔岡本爲竹撰

不問語篠崎維章、云、「此方の御伽ほうこと云ふ化物草子は、剪燈新話を竊んで、我國の古事となして、世の人を欺くも最悪し、岡本爲竹十四經和語鈔の圖は、類經の圖を其儘取りて寫したり、世の人の爲なればあしきにはあらねども、一抱子自圖すると云ふは、世の人を欺くにあらずや、畢竟世の人書を讀むこと少き故、かゝる欺をしらざるなり、」

○年中運氣指南一卷、岡本爲竹撰

不問語篠崎維章、云、「岡本爲竹の編みし年中運氣指南一卷、重寶なる書なる故、求て視るべし、」

○訓蒙用字格伊藤長胤撰

不問語篠崎維章、云、「伊藤源藏の編みし訓蒙用字格は、文章の助になる書なり、版行の書は二卷あり、本書は三卷なり、版行の書なりとも求て視るべし、」

○手習狀

不問語篠崎維章、云、「手習狀は一ト行にても正處はなし、

看れば看るほど腹黒になる、筆は打物、如三太刀長刀、是は何と云ふことか、埒の明かぬ文書なり、推量するに、筆といふは譬は打物太刀長刀の様など云ふことならぬ、然らば筆は如三打物太刀長刀と書ねば濟ぬことなり、

○江戸往來

不問語篠崎維章、云、「往來の書翰は、藤原明衡の雲州往來、三卷、玄惠法印の庭訓往來、一卷、遺狀と返辭とあれば、往來の名きこえたり、江戸往來とは何事ぞや、遣るにてもなく返すにてもなし、初より終りまで伸び續て、何處が往來と云ふ處がしれぬ、畢竟狂人の獨語をするやうなり、」

○公事根元鈔義松下見林撰

國朝佳節錄松下見林、自跋云、「余嘗爲三三子一著公事根元鈔義、」

○日本事始

○覽初要集

和事始貝原好古、凡例云、「本邦いにしへの書目を考ふるに、日本事始といふ書を載せたり、今世民間に少納言入道信西の作れるよし云ひ傳へて其書あり、冊子十葉にみたず、記事皆無稽の言也、後人の偽作な

る事疑なし、又覽初要集と云ふ書あり、是も本邦の事始をしるせし書なりしとかや、されども今は其書亡せたり、三教指歸覺明鈔の中二所に此書を引用ひたり、其文句を考れば頗好書ならし、しかれども今烏有と成ぬれば考索に便なし、いとをしむべき事なり、

○中右記

和事始貝原好古、自註云、「中右記は中御門右大臣藤原宗忠の家記なり、」

○喫茶養生記葉上僧正撰

和事始貝原好古、云、「葉上僧正、茶一盞を大將軍實朝に獻り、茶徳を譽る書を捧げし事、東鑑に見えたり、其書其書今に傳れり、」

○日本書紀

和事始貝原好古、云、「元正天皇養老年中に、三品舍人親王、從四位下太朝臣安麿兩人に敕して日本紀を撰ばしむ、同四年五月廿一日奏覽せり、日本にて敕して書を撰ばしめらる、事、是を始とす、」

○甲陽軍鑑

○同末書

○結要品

○龍虎豹

和事始好古、云、「甲州流兵學の起は、小幡勘兵衛よりはじまる、勘兵衛は甲州士小幡山城が子の又兵衛後號が子也、中略、高坂彈正が書を集めて、甲州の士數人井伊兵部に從て佐和山にありしに、信玄の事を尋聞、甲州流の兵術を建立して人の師となる、高坂彈正が作りし書は甲陽軍鑑十九冊、同末書上下、結要品、龍虎豹の三品是也」

○三議一統當家弓法集

和事始好古、云、「將軍義滿公、今川左京大夫氏賴、伊勢平氏武藏守滿忠、小笠原兵庫助長秀、彼等三人に仰て武家の禮法を考へ定しめらる、三人家々の秘傳、世の古禮を參考して、一書を撰びて上る、名づけて三議一統の當家兵法集と云ふ、青蓮院の清書にて、一七日に書立て天下に廣む、これより小笠原家倭禮の家として代々將軍家に仕へ、天下の師となつて、普く人に用ゐらる、是小笠原家禮の始也」

○翰林葫蘆集僧宜竹撰

和事始好古、云、「翰林葫蘆集を引き、自註云、「禪僧宜竹の集也、明應の比の人」

○臥雲日件錄僧瑞溪撰

和事始好古、云、「日件錄を引き、自註云、「相國寺壽星院瑞溪作」

○新字正名

盍簪錄伊藤長胤、云、「天武天皇十一年三月丙午、命境部連石積等、更造新字、一部四十四卷、今不傳、卷秩甚多、恐訓釋之書始制文字、豈至如此之繁」

○本朝畫史永納撰

盍簪錄伊藤長胤、云、「畫師永納稍通書、著本朝畫史」

○百人一首

盍簪錄伊藤長胤、云、「京極黃門選百首和歌、自帝王公卿至僧道、其中間秀殆居二十之二、想當時閭閻文學之風盛、從更歆羨互相慕、尙遂使彫史之譽與大夫儷、是知人性無類、近遠、因習婉變之資、今異昔、況乎堂堂丈夫有爲者若是」

○剛齋殘稿江村宗珉撰

盍簪錄伊藤長胤、云、「江村宗具、世住京師、居新在家中町、嘗仕于加藤肥後侯、後仕于美作、其子宗珉有學行、有剛齋殘稿、刊行于世、今子孫繁衍、不墜其聲云」

○心喪集語

○舜水文集三十卷

盍簪錄伊藤長胤、云、「安東省庵、名守約、筑州柳川人也、世仕于本鎮立花殿、家爲族舊、夙齡耽學、遊京師、事松永昌三、研究經術、最善屬文、萬治中明人朱之瑜附商舶、抵于肥之長崎、之瑜字楚興、又字魯輿、號舜水、有學行、在明時嘗應魯藩之徵、明氏訖錄抗仲連之節、來于我國、流寓于崎港、人不不知其爲文儒、困頓艱苦者久之、省庵聞之、執調爲弟子、授經學文章之訣、省庵歲俸二百、分其半以廩舜水、迎眷有日時、常藩源義公招致文學之士、有河間東平之風、聘舜水給俸五百斛、甚蒙眷待、從學之士亦皆有名、後八十餘而終、常藩私諡曰文恭公、在日本潔居、無子、省庵輯其遺文、曰心喪集語、嗚呼省庵之高義、信道崇賢、不顧其私、後世之所希見、寔堪歎仰、舜水在常藩、省庵錄銀吾先君子文章二三、道巧批抹、漢文帝除肉刑、論通篇、批圈連下、未批云、誠修文章、貴國白眉、正德中常藩命儒職、編舜水文集三十卷、及乙未歲刻成、與省庵贈答甚夥、中有及先人事者三條、或推爲貴國翹楚、或亦不甚服、恨不及見先人事業之全也」

○錦繡段釋點雲撰

○點雲集同

盍簪錄伊藤長胤、云、「五岳僧點雲、乃今世所行錦繡段、有序、曰點雲、觀其真蹟、乃作點、又有點雲集、行于世、作默者字誤也」

○手習狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「事林廣記卷之四、右軍筆陣曰、紙者陣勢也、墨者兵甲也、筆者刀楯也、硯者城池也、心意者將軍也、結構者謀略也、貞丈按、此方之手習狀と云ふ物は、是に本づきて作れるなり」

○今川狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此書は了俊應永十九年に書きたり、書の終に右の年號あり、印版の本に應永の年號あるはすくなし、多くは永享元年とあり、永享は了俊卒去の年より十年計後也、永享年中の人傳寫して、其時の年號を書きたる本也、了俊が永享元年と書かれしと思ふは誤也」

○腰越狀

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「義經越腰狀は東鑑に見えたり、普通の本とは少しづつ違たるあるべし」

○芳野拾遺

安齋隨筆伊勢貞丈、云、「此奥書に、松翁と云ふ人名あり、

松翁は兼好法師がめしつかひける命松丸が年老いての名也、されば其書は命松が作也と云ふ、又一説に侍従忠房朝臣の作なりとも、又一説には北畠親房卿の作なりとも云ふ、貞丈按、かの書をよみて見るに、其作者は南帝の御そばに侍りて、したしくめし使はれたる人の趣に見えたり、されば忠房の作かとおもへば忠房の事を他人のやうに書きたれば、忠房のやうにはあらず、命松は兼好法師が召つかひし童にて、兼好死去の後に今川了俊につかへたり、南朝の近臣にはあざれば、命松が作にもあらず、親房の作と云ふも正説とすべからず、親房卿十歳の詩をのせてほめたり、他人の詞也、命松も松翁といひける、同じ名の人ある事その例多し、作者の松翁は命松にはあらず、

○東鑑

安齋隨筆伊勢貞丈云、「東鑑の訓點は土師聊トが所爲也、聊トは土師玄同が弟子也、玄同は林道春の友人、惺窩の門弟也、」

○住吉物語

安齋隨筆伊勢貞丈云、「住吉物語、ふるき物語なり、源氏

螢の巻に、すみよしの姫君のさしあたりけんおりはさるものにていまの世のおぼえも、猶こゝろことなめるにかぞへのかみはほと／＼しかりけんなどと云、主計頭の事も住吉物語に見えたり、

○神明憑談植松次親撰

安齋隨筆伊勢貞丈に神明憑談を引き、自註云、「多田進藏源義俊門弟大和郡山植松宗南次親著、」

○山槐記中山忠親公撰

安齋隨筆伊勢貞丈に山槐記を引き、自註云、「中山内府忠親公記、」

○和論語

○江源武鑑

○大系圖

○浅井日記

○勢陽軍記

安齋隨筆伊勢貞丈云、「大系圖、和論語、江源武鑑は、寛文中近江の士民少し文學を知る者ありて安作せしなり、但大系圖は、古よりありし帝王系圖、尊卑分脈、諸家系圖を合せて見、つくり添へたるもの也、井澤説、浅井日記、勢陽軍記、右同作也、」

○雑々拾遺藤原行定撰

安齋隨筆伊勢貞丈に雑々拾遺を引き、自註云、「藤原行定作也、」

○躰方入書

○三議一統

安齋隨筆伊勢貞丈云、「雜々拾遺云、武家故實の事、公方源義滿の世より將軍家を公方と稱し、萬事の禮法を院の御所に比し給ふ、此時に武家の故實を定めんとて、今川左京大夫氏頼、小笠原兵庫介長秀、伊勢武藏守滿忠等に下知して、天下の侍を十一位に別ちたり、中略、其外萬の武法を編める事十二卷、是を躰方入書と云ふ也、世間三議一統是よりおこり、此説偽也、滿忠氏頼は作り名也、其頃如此名の人無之、系圖に不見、」

○舊事大成經

安齋隨筆伊勢貞丈云、「舊事大成經と云ふ書は偽書也、天和の頃上野國黒瀧の潮音禪師と云ふ僧、并勢州堅田の神主永野某取拵へて版行に出す、右偽書を作る旨及露顯て、采女事は遠島に成、潮音も遠島に相成候處、桂昌院様御歸依の僧なれば、寺へ歸され隠居したり、右版行本出したる本屋豊島屋豊八は、追放になり、」

○扶桑見聞私記加藤仙庵撰

○享保改撰系圖

安齋隨筆伊勢貞丈云、「扶桑見聞私記は、元の名は廣元日記と云ふ、偽書也、大江の廣元の作にはあらず、加藤

仙庵と云ふ者の作也、仙庵事、元は水野監物家來にて須磨不音と名乗しが、後浪人して江戸青山に住宅せり、見聞私記は東鑑を似せて書きたれども、古風ならず、時代相違、不都合の事ども多く、用に立ざる書也、片假名交りに書、享保年中成島道筑と云ふ奥坊主、御書物懸りの學者也、始廣元日記と云ひしを、松平大膳大夫、有徳院様右の道筑へ被仰附て、見聞私記の眞偽御糺なされしに、道筑考へて偽書のよし申上、偽書に定りたり、右仙庵系圖學を好み、享保改撰系圖を作りし也、

○安達藤九郎盛長私記加藤仙庵撰

安齋隨筆伊勢貞丈云、「藤九郎盛長私記も、右仙庵が偽書也と云ふ、」

○前太平記平山素閑撰

○石田軍記

安齋隨筆伊勢貞丈云、「前太平記は古書にはあらず、作者は林家門弟平山素閑と云ふ者也、京都に住し、石田軍記を作り版行し、作者御詮議によりて京都を出奔し、江戸へ來り居住す、正徳二年卒去す、八十二歳也、前太平記の一體古き物語の書どもを本として、夫に自作を多く加へて書きたる故、時代不相應の事、不埒多く、故實もなき事多し、何の用にも立ざる物也、」

○觀鷺百譚細井知慎撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、に觀鷺百譚を引き、自註云、「廣澤著、細井次郎大夫知慎と云ふ、能書なり」

○倭姫世紀
安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「倭姫世紀と云ふ神書あり、是は第十一代垂仁天皇の皇女倭姫命の書置き給ひし書也とて、伊勢神宮の五部の書の其一也、貞丈云、是は後人僞作の書なるべし、十一代垂仁天皇の時日本にいた文字無之、第十六代應神天皇の時始て百濟國より傳へて日本に文字ありし也、文字無之時代倭姫命書き給ふ事はあるべからず、且又かの書に佛法の氣をしりぞけよといふ事あり、佛法は十一代垂仁天皇の時にはいまだ無之、第三十代欽明天皇の時初て渡り來て佛法弘りたり、佛法なき時代、倭姫命は佛法の名を知り給ふべからず、倭姫世紀は自ら書き給ふにあらず、五月鷹と云ふ人の書し也、後の人也、」

○十訓鈔藤原爲長撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「十訓鈔、徹書記物語に爲長作とあり、十訓鈔の序には、建長四とせの冬神無月の半の比、をのづから暇のあさ、心閑なる折節にあたりつ、草の庵を東山の麓にしめて、蓮の臺を西上の雲に

望む翁、念佛のひまに是をしるし終ることしかりとなむいへり云々、藤原爲長系圖には、寛元四年三月卒すとあり、右の序に建長四年に記すとあり、建長は寛元より後也、系圖に寛元とあるは誤なるべし、若康元の誤歟、康元は唯一年也、不審」

○撈海一得鈴木嘉藏撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、に撈海一得を引き、自註云、「鈴木嘉藏煥卿著」

○和字正濫要略釋契沖撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、に和字正濫要略を引き、自註云、「難波津沙門契沖著」

○昆陽漫錄青木敦書撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、自註云、「昆陽漫錄と云ふは、青木文藏記之」

○曆林問答在方撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「昆陽漫錄云、曆林問答の寫本を藏むる人あれども、序なし、近頃版本の曆林問答を見れば、作者在方の序ありて、應永甲午孟春日、正議大夫司曆賀在方書とあり、在方占は名人ゆゑ、今も占者をアリマサ〜と云ふとかや」

○住吉物語

安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「清少納言枕草紙、物がたりは、住吉うつぼの類、殿うつり、月まつ女、かたの少將、梅壺の少將、人め、國ゆづり、むもれ木、道心す、むる松が枝、こまの物語は、古きかはほりさし出てもいしがおかしきなり、鈔云、住吉物語二卷あり、異本十卷あり、源氏物語に用ひられしは二卷の住吉物語と見ゆ、貞丈云、源氏螢の卷にあり、ケツロクにあり」

○雅亮裝束鈔

安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「雅亮裝束鈔、作者の雅亮は治承年中の人也、山槐記治承三年二月廿二日、東宮御百日の條に、打出前伊賀守雅と見えたり、」

○日本見聞錄藤原佐世撰
安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「婦人養生草云、藤原佐世日本見聞錄を撰す」

○犬追物御覽記林春齋撰

安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「犬追物御覽記は、正保年中武州王子村にて薩摩の島津氏犬追物を張行し、大猷院殿の御上覽ありし式を、林春齋が記したる也」

○扶桑見聞私記加藤仙庵撰

○安達藤九郎盛長私記同

安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「右の兩書ともに其文詞近世の口氣有て、鄙俗にして古雅ならず、近世の製作の武器を以て強て古制なりと、牽強附會を巧にし、近世の事を辨へずして古代の證にとり、題號を私記の二字を用ること一同にて、兩書一人の一手に書ること明かなり、是をよく知るべし」

○俗語錄

○世談俗談

安齋隨筆貞丈、伊勢、云、「俗語錄、世談俗談、諺草、本朝俚諺、是等の書俗語の出所を考へ註釋したる書なり」

○蕃語錄松岡成章撰

蕃語考青木敦書、云、「敦書嘗得松岡成章蕃語錄、其書詳悉、嗚呼可謂有志之士也」

○菜譜三卷貝原篤信撰

蕃語云青木敦書、云、「筑前貝原益軒翁著菜譜三卷」

○關異一卷山崎嘉撰

先達遺事稻葉正信、云、「若林語錄云、藏主出妙心寺入吸江寺、蓋擬後爲寺主、乃漸勸讀聖典、及至讀語類文集、氷釋霧消、著關異一卷、以舉示師們、遂去、時

年二十四五、

○學規山崎嘉祺

○文會筆錄同

先達遺事稻葉正信、註云、「唐彥明云、開齋正統學規、文會筆錄詳之足矣、」

○日本逸史梨木祐之撰

○大八洲記同

先達遺事稻葉正信、註云、「梨木三位下賀茂神職、著日本逸史及大八洲記、其爲人也清爽、議論明決、云々、」

○三子傳心錄會津源公撰

先達遺事稻葉正信、云、「會津源公著三子傳心錄、因問垂加、今日讀此編、而會得者爲誰、翁云、福山永田養庵其人、自是後公每遇翁、必問養庵無恙不、」

○保建大記栗山應撰

○大記打聞谷重遠撰

先達遺事稻葉正信、註云、「水戸栗山源介、即松雲門人也、嘗著保建大記、谷重遠撰大記打聞、而不記其師授者失事實也、初鶴飼金平筮仕水府、以三宅觀瀾拜楠子墓文、獻之西山公、公因雙觀瀾、觀瀾薦栗山於公、」又云、「松崎多助從彦根還、謁若林云、今日與二客辨難、一人謂、吾邦若有湯武聖與桀紂暴、則亦自應放伐、一人堅尊信保建大記、如放伐說、吾且備法辨答、如大記實是舉祖先之非、余痛

排斥、若林云、多助誤矣、大記爲親王作述、祖先廢亡爲孫子監戒、亦何傷、唯有言我邦可放伐者、卿何不戮其人而還、」

○孟浩錄野中友松撰

先達遺事稻葉正信、註云、「野中友松、會津大夫、稱勘十郎、著孟浩錄、」

○靖獻遺言淺見安正撰

先達遺事稻葉正信、註云、「若林語錄云、靖獻遺言、梨棗成前一年、綱齋家公歿、綱齋歎曰、先君每恨吾不用于世、今也遺言之書、將布海內、先君見之、其喜不細、因不堪追懷之情矣、綱齋編靖獻遺言、八年而脫稿、訓點朱子文集卒業之日、設徐嬰門人、」

○神道學則松岡多助撰

○日本紀通證谷川士清撰

先達遺事稻葉正信、註云、「松岡多助、後改下總、號蓼藏舍、尾張熱田人、若林弟子、受神道於葦齋、著神道學則、因見絕於葦齋、後爲神祇官、副吉田公侍讀、近衛大臣及諸指紳多師之、伊勢谷川士清亦就之學、唐彥明語、諸先達遺事多出於此人也、士清字公介、幼學松岡玄達、受神道於玉木葦齋、著日本紀通證、」

○玉籤集玉木葦齋撰

先達遺事稻葉正信、云、「玉木葦齋著玉籤集、本風水草而發揮之、若林云、何泄奧秘如此、後屢勸破之、葦齋遂焚之、祇園神藏山下學人作歌稱之、」

○擔當雜志秋濃重祐撰

先達遺事稻葉正信、云、「秋濃重祐、俗稱莊右衛門、自一見佐藤子、視天下萬物如兒戲、終身放言、愚弄一世、然亦以道學自在、嘗名其手錄曰擔當雜志、」

○易退錄

先達遺事稻葉正信、云、「尚翁客士佐、未幾遭一名宰亡、慨然云、事寢矣、遂去、門人記其首末、曰易退錄、」

○論語考宇野鼎撰

○明霞遺稿同

先達遺事稻葉正信、註云、「宇野三平、名鼎、字士新、作姓氏解、正譜系、玉壺集載之、著論語考、有文集、曰明霞遺稿、其父三郎右衛門、京師豪家、從角倉與市吏廂、司高瀬河運遣、徂徠送三平弟兵介、文曰、其家屬三船史寇、兄弟讀書於蓬窓之下、」

○地方覺書廣瀨清忠撰

新民須知稻葉正信、云、「地方覺書、元祿十七年、廣瀨清忠、新編地方算法集、栗田久巴撰、」

○新編地方算法集、栗田久巴撰

巴、

○勘農固本錄萬尾時春撰

新民須知稻葉正信、云、「勘農固本錄、享保十年、笹山侯舍人萬尾時春、」

○算法集窪田將監撰

新民須知稻葉正信、云、「算法集、延享二年、窪田將監、無稽之書、宜焚、」

○伊奈家傳記三卷

新民須知稻葉正信、云、「伊奈家傳記、元祿中作、三卷、」

○地方覺書二卷、宮山撰

新民須知稻葉正信、云、「地方覺書二卷、杉岡彌太郎、元じめ富山又右衛門、享保初年作、」

○世寶錄妹尾柳齋撰

新撰錢譜源龍橋、序北村繼元、云、「近世妹尾柳齋著世寶錄、又宇野宗明有續化蝶類苑、」

○化蝶類苑

○化蝶類集

○續化蝶類苑

新撰錢譜源龍橋、自跋云、「本朝元祿中、某侯翫古泉、所著有化蝶類苑、後浪華賞鑑家、或著化蝶類集、或著續化蝶類苑、述作益精矣、古錢足徵也、然侯家藏

書祕而不_レ出、類集、續類苑之二書、未_レ行_レ於世、惜哉、

○大學新疏室直清撰 ○詩經廣義同

○易經廣義同 ○論語廣義同

○孟子廣義同 ○中庸廣義同

○太極圖述同

西銘詳義室直清序、云、「吾鳩巢先生之學、由伊洛而迺_レ洙泗、諸子百家搜索無遺、道德文章之純、蔚著_レ于當時、既歿而尊信者益多、至今使人想慕不能_レ忘焉、所著大學新疏及文集、既刊_レ行于世、詩易語孟中庸皆有_レ廣義、惜哉嘗罹_レ于災、其草本蠹殘、收拾之餘僅存_レ三十一於千百、唯太極圖述及此篇、幸得_レ全焉、蓋皆晚年之作也、

○釣弋錄三宅尙齋撰

默識錄三宅尙齋、云、「余嘗著_レ釣弋錄、論_レ食肉之義、」

○梧窓客談二卷、山内久作撰

默識錄三宅尙齋、云、「山内久作者、攝津大坂人、著_レ梧窓客談兩卷、排_レ擯伊藤仁齋之學、上卷所說茫然孟浪、不足_レ觀_レ之、下卷引_レ佛說_レ證_レ之者、甚快_レ人意、」

○大學批斷山崎某批、淺見安正斷、

默識錄三宅尙齋、云、「大學批斷、一書斷_レ山崎某會津人、後藤松軒門人、

所著批、綱齋先生所_レ辨、窩謂、此書所_レ論的確、仁齋之罪無_レ所_レ遁、然_レ二子相逐、誇_レ己好_レ勝、使_レ讀者如_レ觀_レ相撲之意、山崎泉固不足_レ論、唯為_レ綱齋先生_レ深惜_レ之耳、

○鮑庵雜錄村田通信撰

默識錄三宅尙齋、云、「鮑庵雜錄を引き、自註云、「村田通信者著_レ之、」

○湖亭涉筆四卷、安積覺撰

默識錄三宅尙齋、云、「安積水戸儒臣、所_レ著湖亭涉筆、凡四卷、序之、每_レ看_レ史書、標_レ揭奇事僻語、而品_レ論之、此人恐未_レ為_レ志_レ道學_レ之人、而其質敦朴正直、故所_レ論亦非_レ世儒博雜之徒_レ矣、

○假名大學口義淺見安正撰

○大學辨同

默識錄三宅尙齋、云、「若林七、所_レ錄綱齋先生假名大學口義、元文元年丙辰歲偶得_レ之看過、以_レ余見_レ之、言語堆而皆朱子之常談、要義則却羸脫、其味短、甚不_レ似_レ先生所_レ自筆、大學辨之有_レ意思精密、以_レ是識得、若林之所_レ見未_レ至_レ于其微意_レ矣、宜彼晚年狼狽焉、

○論語微

○學則

○辨道 ○辨名

非徂徠學蟹維、云、「甚矣徂徠之妄也、徵所_レ收_レ古訓_レ者多、是牛溲馬勃、朱子汰_レ之、而不_レ取_レ其辨備_レ矣、彼未_レ之知、探輯求_レ媚、譬_レ諸拾_レ石以_レ為_レ玉誇_レ之盲人、春臺古訓亦然、徂徠之謬、其要在_レ學則及辨道辨名、能察_レ於此、則徵之謬不必辨而明_レ矣、又云、「管子有_レ學則章、宋儒亦著_レ學則、皆示_レ學習之法、以_レ備_レ準繩、未_レ嘗有_レ及_レ議論_レ者、徂徠學則則異_レ乎此、縷_レ々議論、紛紛誹謗、謂_レ之學義、則可也、而彼題曰_レ學則、可_レ謂_レ不_レ知_レ文也、已又彼以_レ古文辭_レ自負、而學則一篇、雖_レ雜_レ用陳言奇句、然未_レ免_レ於唐宋之句法、十日所_レ視其可_レ誣乎、嗚呼彼以_レ文鳴、而名違_レ其體、以_レ辭自負、而錦綴_レ於布、天之惜_レ才而然邪、抑天責_レ其罪、使_レ之眩_レ邪、又云、「徂徠師心而自負、二辨、論語微、開卷則罵_レ宋儒、如聞、爭鬪與_レ殺伐_レ之氣、孰大_レ於此、噫申韓之餘習哉、」

○護園隨筆

非徂徠學蟹維、云、「徂徠初作_レ護園隨筆、左_レ袒朱子、其言強辨、求_レ勝街_レ名而已、宜哉終生妄見也、」

○譯筌 ○辨名

非徂徠學蟹維、云、「或謂、徂徠譯筌、善解_レ文字、以_レ是推_レ之、則辨名之說可_レ信也、愚謂、不_レ然、辨名強辨、譯筌為_レ之嚆矢、師心自用、駭_レ乳臭之士、宿疾萌_レ于譯筌、而成_レ二辨_レ爾、」

○辨大學辨淺見安正撰

非徂徠學蟹維、云、「仁齋辨_レ大學、以為_レ非_レ孔氏遺書、綱齋先生作_レ辨大學辨、仁齋之非_レ著矣、以此推_レ之、則其教法經解之謬、不_レ待_レ辨而可_レ知也、」

○政談

○經濟錄

非徂徠學蟹維、云、「徂徠、春臺務言_レ經濟、政談、經濟錄行_レ于世、問愚者喜_レ之、以為_レ善言_レ治者、其說多勦_レ說熊澤氏書、適所_レ自述_レ者、卑拙甚_レ於熊澤氏_レ矣、要_レ之王莽崔浩之流、加以_レ申韓孫吳、泥_レ於復古_レ不_レ知_レ時勢、徒為_レ紙上之談、不_レ可_レ施_レ于國家、施則可_レ以招_レ亂矣、士著_レ一條猶不_レ可_レ行、況其他乎、世之諸侯聰明有識、無_レ一人行_レ其說_レ者、可_レ謂_レ大幸_レ矣、」

○朱易衍義山崎嘉撰

○洪範全書同

皇極內篇發微遊佐好生序、云、「粵吾山崎垂加先生深明_レ易道、著_レ朱易衍義、而本義之旨復粲_レ然于世也、至_レ範數_レ則著_レ洪範全書、其後錄_レ最明_レ理數_レ之妙處、

詳_二占卜_一之淵源也、實後學之幸也、予熟讀其篇、以謂、垂加先生之於_二洪範_一、真蔡子以來之一人也、光海翁源良顯君日本儒學傳曰、先生此書、元明之諸儒未_二發明_一、雖_二朝鮮李退溪_一所_レ憂_レ之、而獨先生發_二揮之_一、此說可_レ謂_二至當_一也、李子猶如_レ斯、況於_二我邦_一乎、同跋書_{蜂屋}可_レ敬、云、「有_二洪範全書_一而理數既明、占卜既備矣、」

○孝經集說仲村欽撰

孝經刊誤集解仲村序、云、「吾老先生惕齋仲君、採_二摭諸家註疏_一、而_レ更_二夷煩亂_一、擢_二出精粹_一、間以_二其意_一填_二塞罅隙_一、名曰_二孝經集說_一、其言精簡而其義明備也、吾先生有_レ功_二於此書_一、亦不_レ爲_二淺淺_一者、然其書尙仍_二朱氏舊篇_一、而特_二青_一書其所_レ刊之字_一、以別_二之_一、乃就通_二解之_一、」

○二程治教錄會津中將撰

○伊洛三子傳心錄同

王講附錄會津中將撰、跋_二林_一、云、「不佞應_二會津源君之求_一、而既作_二二程治教錄_一、伊洛三子傳心錄序、」

○源氏物語

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「源氏物語を書きたるは、表に好色をあらはし、裏には煩惱菩提色即是空の理を説きて、佛道に入らしめんが爲也、是凡人の才學にあら

ず、觀世音の化身なるが故也と、かの物語の鈔物どもに見えたり、平康頼が寶物集には、紫式部そらごとを以て源氏物語を作りし故、地獄におちて苦患をうくる、はやく源氏を焼すて、一日經をかき弔ふべしと、人の夢に見えけるとあり、觀世音の化身也といひ、地獄に落るといふ、善惡黑白の如し、如此の説、恐人の大に惑ふことなり、觀世音の化身と云ふも地獄に落るといふも、皆證據もなき妄説也、實に觀世音ならば地獄に落る事あるべからず、實に地獄に落たらば觀世音にてはあるべからず、其妄説を知るべし、男にばけ女にばけるは狐狸の類より外にはなし、渾天の内極樂と云ふ所なし、地獄と云ふ地なし、明らかに察すべし、まどふ事なかれ、」

○本朝軍器考

○本朝佳節錄

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「異朝に軍器考と云ふ書なきに、本朝軍器考と號し、異朝に佳節錄と云ふ書なきに、本朝佳節錄と號するがときは、理に叶はず、」

○日本書紀

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「平維章藤崎金吾、が和學辨に云、日本紀は舍人親王、太朝臣安磨、紀清人三人にて編集な

りしに、世人舍人親王をばしれども、安磨をば十人よれば二三人ならではしらず、清人をばしる人更になし、かゝる事も其人によりて、其名の傳はると傳はらざる幸不幸は、古今多からず、貞丈云、紀清人日本紀の撰者に與かる事、續日本紀元明天皇の記には見えず、舍人ばかりの名を出せり、弘仁私紀の序には、舍人親王、太朝臣安磨等奉_レ敕所_レ撰也とあり、」

○和學辨藤崎維章撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「和學辨、平維章が著述なり、博覽の所爲にて、俗儒庸才のおよばざる所なり、」

○曾丹集曾丹好忠撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、に曾丹集を引き、自註云、「貞丈云、曾丹は曾丹好忠が字なり、」

○つれづれ草壽命院鈔法印立安撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、につれづれ草壽命院鈔を引き、自註云、「秦壽命院法印立安、字宗包作、慶長六年辛丑、」

○韻鏡袖中祕傳鈔毛利貞齋撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「韻鏡袖中祕傳鈔は、京師儒士毛利貞齋が著す所なり、」

○倭姬命世紀一卷

○寶基本紀一卷

○河波羅波命紀一卷 ○飛鳥本紀二卷
○太田命本紀一卷 ○神名祕書一卷
○神祇本源十六卷 ○心御柱紀
○古老口實傳 ○永正記
○度會宮年中行事 ○度會氏系圖
○神皇實錄 ○伊勢風土記
○大職官神祇敬白祓 ○御鎮座本緣
安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「伊勢神宮祕書と云ふもの十二部有_レ之、△倭姬命世紀一卷或三卷とは、一名太神宮本紀と云ふ、五月磨撰す、△寶基本紀一卷△河波羅波命紀一卷、一名御鎮座次第紀と云ふ、△飛鳥本紀一卷、一名御鎮座本紀と云ふ、△太田命本紀一卷、一名御鎮座傳記、又猿田彦命紀とも云ふ、以上是を五部の書と號す、△神名祕書二卷、一名神名甄錄と云ふ、△神祇本源十六卷、以上二品を五部の書に合せて七部の書と號す、△心御柱紀△古老口實傳△永正記△度會宮年中行事△度會氏系圖、以上五品を七部の書に合せて十二部の書と號す、此書皆佛家の語を用ひたる詞あり、實錄にあらず、尾張國東照宮神職吉見左京大夫其偽作を辨するの書あり、△神皇實錄△伊勢風土

記△大職官神祇敬白祓△御鎮座本縁、以上又伊勢祕書なりと云ふ、猶多かるべし、大抵偽書多し、貞丈按、神代に文字なき事は云ふにもおよばず、人代に至て應神天皇以前吾國に文字なし、されば上古の事は記したる書記なし、應神の朝に文字渡り來るといへども、俄に文字に熟して書籍著述する程の事には至るべからず、神祇の事などを書記したるは、仁徳天皇の御宇より以後の事なるべし、佛神習合の書、儒神習合の書は、後代に出來たるものなり」

○富士紀行飛鳥井雅世卿撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「後花園院永享四年九月、足利將軍義教公鎌倉管領持氏を攻めん爲に、事よせて富士見にとて駿河國まで下向せらる、此時飛鳥井雅世卿隨身して富士紀行を書かれし、發の文に公方様富士御覽と云々、

○軍器要法岡崎良梁撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈に軍器要法を引き、自註云、「岡崎長梁作、寶曆九年版行」

○なるとの中將

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「後嵯峨院の御好色の事書きた

る書に、なるとの中將と云ふ草紙あり」

○小松殿教訓鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「父に對しては諫といふべし、教訓とはいふべからず、初に小松三位中將乍恐申上教訓狀とあり、是は維盛なり、終に奥書して小松内大臣とあり、是は重盛也、其教訓狀の書人別也、貞丈按、奥書に平家の一族皆西海に沈むとあり、重盛も清盛も、一族西海に沈しは兩人死後の事なり、然らばしらはづなり、死前に入道清盛とあり、小松内大臣子の身として父の實名を書き、殿字も書かざる事、是等後の人の加筆なり、一書の體は古き書なり、第三十四箇條に徳政の事あり、東鑑に徳政と云ふは、仁徳の政をさして云ふ、借物を返さぬを徳政と云ふは東山殿以來の事也、永祿にも徳政ありし、此事をもつて考るに、此書は天文永祿の頃書きし物なるべし、四十六箇條料理庖丁の條に、わきざしの事あり、是又東山殿の頃よりわきざしをあらはしてさす事も、間々有りし也、これらを見れば、天文永祿の頃の人書きて置きしを、後人小松の教訓と取なして、題號奥書を加へたる也、又四十條養子の事を書きたるに、將軍となり管

領と生るとあり、是又室町殿時代の人の詞なり」

○犬著聞舊記井澤長秀撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「犬著聞舊記、拾遺物語五冊、

井澤龍子作

○羽子板圖説八重垣翁撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「此頃多賀時常のぬし、羽子板の圖説といふ物を見せ給ひし、羽子板の古圖とて、今女子の玩ぶなるはご板といふものの形にして、其表には人の形を五人ゑがき、裏には岩の形を上より下まで長くゑがきたり、かの人形のさま我國の人とも見えず、岩の形は蛇のわだかまりたらんが如し、その圖説は八重垣翁とかやらいふ人の作りしに、かの繪の上にふたりの人は何々の神、中なは何の神、下ふたりの人も何々の神と、みな神の御名をさし、うらの岩は何の形と、皆神代の事書なして、そのことわりをまな文字をもてげにくしくかけり、はご板といふ物は、いにしへはこぎ板とこそはいひけれ、こぎ板と云ふはふるき名なり、一條兼冬公世諺問答には、こぎのごとくと見え、室町殿の頃年中行事書きし物にはこぎ板などの事見えたり、是古き名なり、日光山よ

り出るこぎのこといふ菓は、こぎのこの形なるを、後水尾院のたはれ歌に、つくばねの峯にはあらぬこぎのこのとこそよませ給ひしにも、今も都にはこぎのこといふにこそ、はこの子、はご板といふはあづまの詞にや、かの圖説にはご板といへるは、その名たがへるにや、この物神の代より人の代に至るまで、古代聞えし物にあらず、兼冬公の記し給ひし外は、夫よりむかしの書に見る所なし、然るにかの繪の人形を、神の御すがたなどいへるは、あとかたもなきつくり事なるべきにや、かの圖もことを好む者がしひてつくりし物なるべし、神は御姿はおそれとうとびこそせめおさなき女のわらはの遊び物にはゑがくまじき事にこそ、神のとがめも怖しからぬかは、近き世には神道者といふともがらの、そらごとといふ事多し、佛者のみそかごとといひて人をあざむくにあ^カ異らず、いたましき事にこそ、このはご板の圖説のみにもあらずよろづにわたるべき事なり、安永三卯月十一日、伊勢平藏貞丈書」

○類聚雜要鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「類聚雜要鈔は序も跋もなく、

誰人の編集なるか知れざりしに、雅亮裝束鈔、紀宗恆の奥書に、今年類聚雜要鈔の圖被_二仰付_一と云ふ文あり、是にて考れば、御厨子所預備前守紀宗恆の述作と見えたり、今年とあるは元祿十五年也、雜要鈔は元祿十五年の書か。

○嘉文亂記 垂水廣信撰

○長濟草 多々良玄信撰

○諫諍錄 藤井蘭齋撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「多々良玄信といふ盲人あり、諸家の系圖を記憶して、望にまかせ妄作しける、此時二山彌三郎義長といふ人あり、初は陽明の説をとき、程朱の説にまして其名高かりし、玄信よりく彼人の門に行て、諸家の事など物語り侍りけるに、義長が妻は垂水某の女にてありける、垂水氏は伊勢の國司に仕へたる者と云ひ傳へたれども、書傳したる物もなければ、いかばかりの采地をはみしにや、考べき據もなし、いと本意なき事とかたられしに、玄信申けるは、中頃伊勢に垂水河内守廣信といふ人あり、朱註の四書を信じて、萬里小路藤房卿に奉る、後嘉文亂記を述作し給ふ、其事跡は長濟草といふ書に詳に候、記憶し侍れば讀て聞かせ參らせんとて、書にむか

ひ讀むがごとく、少しの滯もなく全篇讀みければ、義長感に堪へ、今一通り讀給へ、手書し侍らんと云へば、玄信諾してよむを一字も誤りなく手書して、稱美し秘して人にも見せざりしに、京都藤井蘭齋と義長同じ學流なれば、彼長濟草を書寫してをしみ、藤井氏諫諍錄述作の時、長濟草を引きて垂水廣信を載せたり、此書世に行はれて、會津の人の作れる日本通紀、攝州大坂の寺島良庵が作れる和漢三才圖會にも、廣信の事を書きたり、垂水河内守廣信といふ人、實錄雜記等にも曾てなき人にて、玄信が偽作の長濟草を實錄と見て、書々に記して天下に行ふ、おもふに一人虚を傳ふれば萬人實として虚を傳ふ。

○やぶさめの記 内山傳藏撰

安齋隨筆後集伊勢貞丈にやぶさめの記を引き、その下に「内山傳藏」と註せり、

群書備考卷之九

○永綱鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈に永綱鈔を引き、自註云、「高倉家裝束鈔」

○平家物語

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「平家物語の作者、少納言入道信西の嫡子高野宰相入道也、是を北國平家と云ふ、赤坂道信が流と云ふ、宰相入道が妹の善惠比丘尼の作のかな本世間に流布す、宰相入道舎弟櫻町中納言繁教卿の作、佛法の詞まじる故寺山々に用ゆ、宇治大臣の御孫權大納言助高卿の作、東海道の内國々に流布すと雖も、本末首尾もとのほざるに依て、普く是をもてあそばす、時長の舎弟元光中納言の作洛中に流布す、其御子に芳野の執行大納言律師榮圓寫之、御子中納言の法印朝光にあたふ、是を四國本といふ、少納言入道信西の子息玄用法印の作、上中下三卷の◎原本缺山にあり、後嵯峨院の御宇に召出て◎原本缺と成て、三井寺に多き故に、東國にも少々あり、◎原本缺有て六卷

に作て、性佛熊野權現の御示現によつて悟る、當流の平家は四條大納言公任卿の御子三條大納言公教卿の時、本末を委細に口たりしを内裏より召出さる、其後法性寺殿飛香舎に納給ひ、世に出さず、法性寺殿御逝去有、後五年を過て御孫中納言殿の御子息内大臣師兼公、勸學院の學生どもと御内談あつて、十二卷に作り給ふ也。

○興山集 二十八卷、釋彦平撰

高野山興山寺五代集略釋彦平自跋云、「高野興山師祖五代相承、偕頌德偉才也、提_二山中法綱_一、尋常官衙多事而有_二餘力_一、和漢文藻膾炙人口矣、其所_二述作_一各積之幾百千哉、然而如_二四代先德微言_一也、囊底得者甚尠矣、奈_レ無_レ由_レ旁_レ求_レ何在_二第五世遺稿_一、而往歲燼餘所得尙且幾許萬言、余先編錄成_二二十有八卷_一、名_二興山集_一、刊行、已傳_レ之。」

○業平集 在原業平撰

雜々記釋契沖云、「今三十六歌仙の中に業平集とてあるは、信すべき物にあらず。」

○講述鈔 山本閑齋撰

和學辨釋時云、「出口延佳の神代卷を講せられしを、

越前の山本閑齋筆記して、講述鈔と題して版行せしを見侍りし、

○靖獻遺言淺見安正撰

和學辨維時、云、「淺見安正靖獻遺言を編まれしは、甚だ高上の工夫なり、春秋の意味をしらすんば、豈よく其意を採らんや、」

○圓珠經

和學辨維時、云、「圓珠經上下卷註、何晏集解書首書に、明經博士の註あり、小口書にも圓珠經と書けり、三百年已前の書と見ゆ、最珍らしき物なり、古へは明經道の人々は、論語を圓珠經といふこと誠にしかり、此書をば或人の家にて見けらし、同書貼紙云、「源順陪右親衛源將軍、初讀論語詩序に、其先聖微言圓通如明珠之義、矣、後世論語を圓珠經と號すること、恐くは此文より出るならん、」

○故萬葉集

和學辨維時、云、「嵯峨天皇の故萬葉集序は偽撰也、此帝の御時平假字は出來たりと云傳ふ、然れば今こそ人々自由に書け、假名の出來たる當座は自由には書れまじ、況や此帝博學廣才、玉韻餘音洋々として海内

に滿つ、滋野貞主、經國集、小野岑守、凌雲集、仲雄王、文華秀麗等を見るべし、思ふに、源氏物語に嵯峨天皇故萬葉集と書きし所あり、北村季吟の湖月鈔にも論あり、此源氏の言葉をよくかこつけ處として、好事の者偽作せし物を、是にてやんごとなき人をも欺きしと、羽倉齋の物語せられし、

○古今集

○神代卷

和學辨維時、云、「古今集假名序細註は後人の加筆也、然るに歌學者の、是も貫之の書加へられしと思ふは訛也、たゞ此書のみにあらず、我國書は假字眞字ともに、古へ人の書加へし傍註が本文に混雜したる所多し、神代卷は殊更まじりあれば、能吟味せざればすまぬもの也、」

○三密鈔釋覺彥撰

○悉曇藏釋安然撰

和學辨維時、云、「梵語は唐音をしらねばすまぬもの也、故に覺彥師の三密鈔は一厘毛頭も梵語にあはざる也、合ふとおもうて學ばすも、世を渡るたづきの爲か、安然の悉曇藏は古書といひ、殊に勝たる發明也、」

○本朝通紀永井九八撰

和學辨維時、云、「本朝通鑑は官府にあり、日本史は彰考館にあれば、世人たやすくかゝふ事はならざらまし、六史は光孝天皇までにて終りぬれば、宇多醍醐より實録なし、其間扶桑略記、日本紀略、百鍊鈔、玉海、玉葉、本朝世紀、日次記あれども、寫本にて傳はれば、學者の自由に見ることもならず、中略、夫故顛倒澤山なる本朝通紀五十四卷、先づ是にて少々の事實は見らるれども、永井九八が文章の理をしらす語言の道を辨へなき故、文字の顛倒のみかは、仁齋の所謂錯置妄填雲霞の如し、此書を見る度に嘔噁を發せんとす、然れども此書を除て通史なければ、手前より了簡して假字書と思つて見れば、益あることも多し、」

○本朝世紀少納言通憲撰

和學辨維時、云、「少納言通憲撰本朝世紀は、稀代の珍書也、六國史にならべて七國史と云ひても、をさく劣るまじきとおもはる、予が見たる本は三十卷あり、近年東にて寫させ給ひしは四十六卷ありと云ふ、」

○律

○金玉掌中鈔

○令

○令義解

○令

○令鈔

和學辨維時、云、「律令格式は國家を治むるの大寶也、我國の律は唐永徽律を斟酌して編まれし也、律の末書は多くは亡びて傳はらず、中原章任の金玉掌中鈔のみ今に傳ふれども、世に稀なる珍書也、先年加賀侯綱紀卿此書を得給ひて、文穆先生へ贈り給ひし、享保中國學より獻上せしことあり、令は唐の開元令を損益して編まれし也、此書の末書は往々傳れり、先づ惟宗の直本の集解三十七卷、清原夏野の義解十卷、藤原兼良鈔數卷殘れり、格は弘仁格、延喜格を部類して類聚三代格三十二卷、是も過半亡びて今は六卷殘れり、或は延喜式全部五十卷あり、大凡古書は多く亡びたるに、此四部書の残りしは最有難き例ならずや、平泰時の貞永令も此四部書に因て法式を立たり、殊に明經博士清原教隆を鎌倉へ招て、作法も文章もよく取立し故、古に及ぶまじけれども、然れども王室を去ること遠からず、故に足利家の法度書よりは迥かに増り侍るなり、建武令は廷臣を頼まず、武人の心まゝに

取立し故、文章甚だ拙き物也、元和令は清原宣賢と林道春との取立て也、是又鎌倉の作法にならうて宣賢を招き給ひしなり、

○東音譜一卷、新井君美撰

和學辨藤崎維章、云、「東音譜一卷、白石先生所著也、我國の文字を悉曇にならうて取立んと思はれしかども、國忌に依て其事止め、

○天書

和學辨藤崎維章、云、「濱成の天書は亡びて、今傳ふる本は偽撰也、

○扶桑略記

○本朝月令

○華鳥餘情

和學辨藤崎維章、云、「扶桑略記は二通あり、本朝月令も二通あり、華鳥餘情も二通あり、國學藏書は何れも詳本也、

○國史實錄

和學辨藤崎維章、云、「國史實錄は世に行る、書は略本也、凡我國秘本には詳略まち／＼なれば、とくと其道をしられし人にあらずんば、詳略二通ある事をば敢て知らざらまし、

○日本書紀

和學辨藤崎維章、云、「日本書紀、古版、版共に落字脱簡頗る多し、和學者と名のる人さへ、校合したる本をば不_レ持、

○三代實錄

○延喜式

和學辨藤崎維章、云、「日本三代實錄、版行書は脱簡少からず、王人藏書にて参考せねば、不足がちならん、延喜式もまた然り、かゝる事をばしらすして、和學者と名のりて世間を奔走することは、最可_レ恥からずや、

○日本紀口訣忌部正通撰

○講述鈔山本廣足撰

○日本紀纂疏藤原兼良撰

○日本紀評註松下見林撰

和學辨藤崎維章、云、「忌部正通の日本紀口訣は、外の鈔物とちがひ、中古の書といひ、殊によほど好き末書也、去ながら文字の置様をしらぬ人とみえて、表紙を開とはや顛倒あれば、二目と見るがいやになる也、しかし心を取直して假名鈔とおもうてみれば、甚珍重なること多し、山本廣足の講述鈔は、出口延佳講談を書留たる物にて、能事理を釋わたり、延佳の著したる書

數十部あり、近世の才子也、藤原兼良公の日本紀纂疏は、大に人を惑する書也、見ることなかれと世の學者のさらへども、保元以後かゝる才は出ざる也、纂疏に老佛の説を多く引給へり、夫れ故人がさらふか、然れども尋常の才子の及ぶ所にあらず、松下見林の評註、亦是もおもしろき説あれば、見るがよし、己が胸中をひろめんと思は、海内にある程の書は皆讀んと志すべし、

○大和姫世記

和學辨藤崎維章、云、「大和姫世記は原上下巻あり、今の人は下巻ばかりを全書とおもへり、

○日本史略

和學辨藤崎維章、云、「日本史略は光孝天皇より起り、後一條天皇にて盡る也、然るに世に行はる、本は、宇多天皇以前を除て延喜帝より用ゆ、是を日本九代實錄とも號す、光孝天皇までは六國史にある故、除きたるとおもはる、

○楠正成櫻井卷

和學辨藤崎維章、云、「楠正成櫻井卷と云ものは、いかなるいたづらものの偽撰ぞや、かゝる拙き書を以てあた

ら君子に疵を附る法やある、此書が有とて楠が徳の増すにてもなし、又なきとて徳のすたる事にてもなし、同じくはなきがましならぬ、軍法者の口過にかゝる事して人を欺しこと幾千萬ぞや、世人徒に迷うて察せず、又大心なければなり、

○文德實錄

和學辨藤崎維章、云、「文德天皇實錄卷二、文字三百餘不_レ足ところあり、往年京師にて校正して好本となれり、

○今昔物語

和學辨藤崎維章、云、「今昔物語に詳略二本あり、六十卷の本を詳本とす、此書第一卷より第三十卷までは我國の政事を集めたり、三十一卷より六十卷までは唐と天竺の故事也、一年京師にて版行せしに、此時分版行書物の僉議嚴密にて、奉行所へ詔へざれば容易に版行することならざれば、三都江戸、京師、書林殊外騒くなりし時節、此書を半分ほど版行して奉行所へ持出ければ、此外題は何と讀ぞと問ふ、書林答て申すは、今は昔の物語と答ふ、今は昔とは不吉なる外題なりとて、終に世上に行はれず、此書林少々こしやく者にて、却てかゝる害が出来したり、只質素に今昔物語

と文字の如く答へたらましかば、如く此ことはあらかし、併しながら奉行になり給ふ人も、少々讀書に志あらば、かゝる文盲なることはあらざる也、かへすがへすも學問の下に落たるを引上げて、上に行はれんこそ願はしけれ」

○覆醬集石川四撰

和學辨藤崎維章、云、「石川丈山文集を覆醬集と號したるは卑下のことばにて、自の詩文は反故も同事なれば、醬の蓋にせよと云ふことにて、楊雄が法言に出たる文字なり、然ればふたにする掩ひにする等皆去聲にて、不の音なれば、ふしやう集と讀べきことなるに、入聲にてふくしやう集と讀むは訛也、今の代はよほど文筆もひらけたれども、いまだ四聲の吟味はなきなり」

○通俗元明軍談岡島援之撰

和學辨藤崎維章、云、「雲合奇蹤は元末の事を記せし書にて、忠義水滸傳については逸興ある書也、岡島援之玉が此方の語に翻譯して梓にちりばめたり、然るに外題を通俗元明軍談と號けし故、世間に多き通俗書と心得て、見る人すくなきは本意なけれ、是又外題のり」

あしき故也」

○説法明眼論

和學辨藤崎維章、云、「説法明眼論は聖德太子の作也と、本朝書目にあれども、八百年ほど以前に偽作せし書なり」

○蕉堅稿僧絶海撰

和學辨藤崎維章、云、「僧絶海詩集を蕉堅稿と云ふ、蕉堅の二字維摩經に見えたり」

○東鑑

和學辨藤崎維章、云、「東鑑は鎌倉將軍日記也、其文いにしへには劣れども、今の日記の體よりは百増倍文才也、後世文盲の右筆にて事すむことは、足利家より起れり」

○弘仁式

○貞觀式

○延喜式

和學辨藤崎維章、云、「弘仁式は今もありといへども、偽書也、今世に博學なる人は和書を好まず、好める人は學問至らず、それ故兩損なること多し、人皇五十二代嵯峨天皇御宇弘仁年中に出來たるを弘仁式と云ふ、清和天皇貞觀年中に出來たるを貞觀式と云ふ、是は弘仁式の帳面に依て、足ざるを増し餘りあるを減じて、

右の帳面を改められしもの也、こゝに至りて弘仁式

の帳は破り捨るとも焼すつるとも、其頃明法家の役人の残しておく筈とはなし、帳面を改め仕替し後は、古き帳の入用なることはなき也、又入用の事は貞觀式に寫したれば、弘仁式も貞觀式にあるとしるべし、其後人皇六十代醍醐帝延喜年中には、人も段々多く、王室の諸務萬端事繁く、官も位もいやましに起りしゆゑ、貞觀式にて事たらず、故に諸儒に命じて延喜式五十卷を撰ばしむ、此時に至りては貞觀式は反故と成りし也、さて貞觀式の入用なることは、皆延喜式へ寫し載せたるなり、弘仁式十二卷、貞觀式二十二卷、其中の用事あるは延喜式に載せたり、延喜式は五十卷あれば、卷數にてもしるべし、今たとひ残りとも無用の長物なれば、焼すつるとも破りすつるとも致しなば、先王の御心になふべし、近世京師人如く此書を偽撰すること甚だ多し、竟畢はじめ云ふ如く、儒書を多く見て博學の聞えある人は和書を不_レ好、それゆゑ眞偽を見出す人もなし、辨することはならぬがち也、和書をすきこのむ人は學問いたらざれば、また是も眞偽を辨することはならぬ也」

○八幡愚童訓

和學辨藤崎維章、云、「八幡愚童訓は數本あり、章が見たるも四部あり、何れも異本にて一決しがたし、水戸侯の參考太平記に引用ひ給ひし本は正本也、版行の書は偽撰也と見ゆれども、時代を考ふるに便あること多し、寫本にて傳ふるは皆あし、」

○日蓮御書

和學辨藤崎維章、云、「日蓮御書と云ものは、益なき物かと思ひしに、佛教の外に有用の事多く載せたり、建治弘安の頃、異國より來る書簡は、東鑑には其書様にはとばかりありて、其文は落たり、又外の記録にも載せざるに、御書には悉く其文を載せたり、法然の選擇集よりは遙かに勝れる書也、是に依て見れば、學問の道はおほやけにならふべきことぞかし、佛書も神書も平假名草紙も澤山に見ることよけれ、細川幽齋の、學問をせば乞食袋の様にするがよしとの給ひし事、烏丸光廣卿の耳底記に書載せ給ひし、乞食袋にはよき物もあしき物も一つに取込て、入用に隨て取出す也、幽齋の如く此の給ひしは、萬事の上に通じ最有がたき説ならずや」

○雍州府志 ○山城名勝志

和學辨藤崎維章云、「雍州府志は、藝侯醫人黒川道祐が著したる書にて、大學頭藤原信篤序あり、山城名勝志は野々宮殿の集め給ひし書にて三十卷、外に地圖八枚あり、山城名跡志二十卷、此書にも信篤序あり、右の三部の中にて雍州府志は、明一統志の例にならうて編たれども、文字顛倒多き故、實を誤ること多し、名跡志は片假名にて書きたる書也、是も當時さしあたる事のみを記して、素人の爲には見よき書なれども、深く故實をしらんには益なき物也、たゞ明白に正統をあげたるは野々宮殿の名勝志也、素人はおもしろく思ふまじけれども、其採やう甚だ詳也、其引用ふる書凡千部ほどもあり、眞字假字片假字本書の通りに載せ給ひぬ、誠に至寶といひつべし、」

○唐官品圖伊藤長胤撰

唐官鈔伊藤長胤自序云、「本朝之官階、專遵唐家、而斟酌損益、以到于今、則學者不可不考、究其委焉、予蚤歲嘗著唐官品圖、行于世、」
○以呂波字考錄僧全撰

和漢字名錄藤井常枝凡例云、「和訓の假名遣は、我郷の僧全長子の以呂波字考錄に諸書を引用して、粗假名遣を論じ、既に世に行はるといへども、先輩の是非を別たす、玉石混取の失多し、」

○磨光韻鏡釋文雄撰

字彙莊音雄釋文雄、序三浦衛典云、「文雄上人、往年著磨光韻鏡、」

○萬國全圖

江關筆談趙泰云、「青坪曰、大西洋は西域國名、歐羅巴、意多禮亞等國在何方耶、白石曰、貴邦無萬國全圖耶、南岡曰、有古本、而此等國多不載、白石曰、西洋者去天竺國、猶且萬里、有所謂大小西洋、僕家藏有圖一本、可以備觀覽焉、南岡曰、異日有所儲、毋怪一示、白石曰、第恨其地名誌以本邦俗字、諸君難解其圖、義在三月令廣義、圖書編等書者印是、南岡曰、吾國無此書矣、明日白石送一小圖來曰、萬國全圖、原本二式、有地毯、有橫幅、皆係蕃字、其字如絲髮、地名人物風俗土產盡備焉、利山人所刻六幅圖及月令廣義、天經或問、圖書編等所載、譯以漢字、略記其梗概而已、此小圖吾長崎港人所作、其編地

之法尤妙、只惜圖小、所載地名存十一於千百、且譯以諺文、恐諸君不可解、試使對馬州譯人讀之可也、若其地球橫幅等原圖、則歐羅巴諸國所貢、數本藏在祕府、今僕之力不能使諸公一觀之、亦可恨也、」

○童子問伊藤維禎撰 ○論孟字義同

和韓唱和錄村上秀範云、「稟、濟庵、貴國伊藤氏之童子問、論孟字義等書、一及程朱之道、則淺解之、頗僻、殆有甚于象山陽明之徒、未可知貴國學者、獨無拒楊墨之意耶、答、鶴州、伊藤仁齋之駁程朱、不只童子問論孟字義而已、而闢齋子先於仁齋、歿、門人綱齋盡辨之、歸於一、是也、辨王氏者、馮眞白、陳清淵辨之、可謂至矣、但斥之書有二二耳、」

○辨道 ○辨名

○論語徵 ○大學解

○中庸解 ○學則

和韓唱和錄村上秀範云、「源東郭曰、夫六聖傳記者、我道之所寓、而禮義之府也、道者安萬民之術也、禮以制心、義以制事、夫心也者、操存舍亡、出入無時、無知其所嚮、故聖人制之以禮、蕩之以樂、夫事也

者、一日萬機紛々多端、故制之以義、處之以中、夫禮義者聖人之所制、道之權衡也、或以爲天理之節、文人事之、宜者此自以臆度、以作爲權衡者也、夫禮義、亦經數千百年之實驗、端數十聖賢之智巧、而後成者也、豈以後人臆度之所得而作爲哉、易曰、形而上之謂道、形而下之謂器、道指易道而言之、非古先聖王所以治天下安兆民之道也、器即制器之器而非氣之謂也、或以爲理氣者經也、夫形而上者、一陰一陽、纔見其象者也、形而下者、已取其象以制器者也、物先生嘗著辨道、辨名二篇及論語、學庸二解、學則等諸篇、以具論之、諄々悉之云々、

○童子問

和韓筆談薰風編山宮維深云、「稟、雪樓、享保聘使洪黃諸公、今皆亡恙、曾聞伊藤仁齋童子問成書記、攜歸、不知諸君亦見之否、復、海阜、洪黃諸公皆主九原、成書記、亦爲異物、童子問嘗一見、而多悖於經旨、不足觀耳、」

○庭訓往來 ○童子教

○大日本史 ○日本通鑑
和韓筆談薰風編山宮維深云、「稟、雪樓、經國大典和學部載

庭訓往來、童子教等書目、此皆兔園策而已、如六國史、懷風藻、經國集、及諸實錄律令等、皆未傳、貴國、耶、吾邦水戶義公、以一代雄才、撰大日本史二百四十卷、但以未刊行、不廣敷人間、復、濟庵、貴國之書出、來鄙邦者絕少、日本通鑑卷帙頗多、而近來自譯所出、來矣、水戶侯之二百卷史、未得刊行、云、可恨、

○白鹿洞書院揭示集註山崎嘉撰

和韓筆談薰風編山宮、云、「稟、雪樓、松堂朴公有白鹿洞規集解、見自省錄、今尚存否、我聞齋先生亦有此解、不知得見否、復、矩軒、白鹿洞集解書尚有藏弄者、未大行于世、聞齋之解無由得見以質其說、可恨、

○靖獻遺言

和韓筆談薰風編山宮、云、「稟、雪樓、靖獻遺言、曾一觀否、已傳貴國否、復、濟庵、聞而未見之、

○讀詩要領

○孟子考證
和韓筆談薰風編山宮、云、「稟、雪樓、深藏兄著讀詩要領、孟子考證、公觀之否、復、矩軒、孟子考證、已來而日忙擾、姑未掛眼、其他未得見之、

○骨度辨誤山田正珍撰

○經穴解同

桑韓筆語山田、云、「稟、圖南、靈樞經有骨度篇、所定俞穴之分寸也、故骨度一誤而俞穴亦誤、俞穴誤則害人也必矣、然諸家所註、異同不一、於是余著此書一篇、名曰骨度辨誤、非敢求名于異邦、伏願先生一覽之後、正其所誤、增其不足者、若有可采、乃冠一語於卷首、則豈唯趙璧哉、則有經穴解、經脈解等、而未脫稿、則難致君之覽、可恨、復、稟、如得間暇、則一覽、後有焉耳、復、稟、數日不見、心以為恨、惠此來臨、欣喜、公之所撰骨度論、深得古人之骨、可賀、復、稟、以不才、敢序、心甚不安、稟、圖南、骨度辨誤之序多謝、夙志已遂、曷堪雀躍、

○徂徠文集

○春臺文集
桑韓筆語山田、云、「稟、圖南、○時龍淵讀徂徠文、如何、春臺集之序、僕友人稻垣釋明所綴也、文辭如何、復、龍淵、徂徠文辭可謂日東巨匠、而學術大誤、春臺集及序、亦可謂日東之巨擘矣、

○童子問

問樣餘響伊藤、云、「和伊藤冠峯、龍淵、靈樞不待語言一通、松塵冷々見古風、莫學君家童子問、白茅黃草誤天東、僕性伊藤、故以童子問毀斥、余筆語中亦有斥仁齋先生而言、陸王餘派實非聖人之道、是復以姓誤耳、或指

左道、或指陸王餘派、要不知所何謂也、固非僕所禁、未必論辨、

○內經探源

仙槎筆談橋元、云、「崇壽云、數昨元卓以書相問、投示內經探源、屬其序文、竊恐荒拙無以稱其望也、公近見元公、耶、元動云、元卓吾門下也、老來不懈、治療之役、或拾經語、有若鈔集、苟感伏歷、而賜序言、當堪榮幸、耳、曩聞簡足下之事也、崇壽云、再昨構元卓所託序文、以呈之、公亦聞之耶、元動云、未聞、

○辨道

○辨名
來庭集松崎、云、「徂徠何如、觀海、頗醇而似缺的確、惟時、公讀辨道、辨名、耶否、觀海、否、濟庵、今日攜來將奉案下、國禁不聽、輒傳國人著述於隣國、故託堅師、他日若賜領收電覽、則公亦恐許徂徠千載一豪傑、觀海、堅師是翠巖長老耶、濟庵、然、觀海、

○玉壺吟草一卷、木下希聲撰

桑韓唱和堯笈集瀨尾、云、「稟、學士案下、蘭皋、鄙什一卷名、玉壺吟草、古風近體若干首、是皆下里巴歌耳、敢以備電囑、若或冠數言於卷端、則何賜當之、惟祈惟祈、青泉復、僕見足下之詩、實非今世等閑語、序文必須精思力書以奉贊、今夜紛冗之際、恐未如意、已

言于雨森君、必欲從後書送、彼意亦然、未如何、再稟、蘭皋、拙稿序文、自此至大坂之間構出、則必傳芳洲、芳洲有信人也、請君勿吝握裏之璧、為感、青泉、吾已聽芳洲言、以萬無一虛疏為言、

○白石詩草一卷、新井君美撰

○瑞芝軒吟稿島山撰

桑韓唱和堯笈集瀨尾、云、「稟、蘭皋子座前、青泉、貴國讀書、音譯甚卑、似難曉識、是以諸文士倡和筆談、文理脈絡多有不可解者、蓋坐於聲律之未閑、此與中國遠故、其風奇自別、馬州雨森東、松浦儀二君子、其詩文固是絕才、今世之不易得也、見其人皆習漢音、未見足下、而先得仙人篇、絕驚、有古調、疑其曉漢音、而及見之、聽言語、乃信然、又是非當代之人也、辛卯使行歸時、持白石詩草一卷、示余、余歎其音調婉朗、有中華之響、今聞其人不出見客、無以奉拜、甚恨々々、頃到大坂、有人傳示瑞芝軒吟稿數卷、曰、島山氏所作、其詩溫藉有味、其門生一人、力請余為序、不辭而為之、序、方今清製序文、遲緩構出、為云々者、非以今夜草々為難、深知足下文可得久在人間、僕所以難於蒼卒為之、

復青泉旅榻下、蘭亭、謹悉示論、深感足下為余傾心矣、白石子在東都、鳥山生居浪華、余亦未相見、而其詩名恰如斗山、吾輩非所可敢窺知也、今於詩道、古必尚漢魏、近體必盛唐、且慕明王李等七子、亦未嘗學、大曆以來、西崑體者所為矣、元瑞曰、詩歌之道、一盛於漢、再盛於唐、又再盛於明、余謂確論也、近有宋元白、宋唯蘇黃、明世諸子無足取、塗聽耳食、哀哉、

杜律評叢

○瑞芝軒吟稿鳥山撰

桑韓唱和壇集、瀨尾云、用拙、呈菊溪張君、杜律評叢、公又經刻覽、否、青泉評叢曾未見得、頃呈菊溪、而亦未及、搜閱、不知其誰人所評、而杜詩評論之語、不喜見、用拙是吾友人鶴溪者所撰、而搜索群編、洛湯東涯、篇所兩先生序于卷首、青泉暫欲得見、公許否、用拙今宵猶留此地、則必呈一本、左右如何、青泉多謝、而去留未可知、用拙公見芝軒集、否、青泉我已見之、已有序文、用拙公文章讀得、如其高序、未得見、青泉見何書、用拙公與戶田生書也、

庶物類纂千卷、稻義撰

雞林唱和集、瀨尾云、謹併稟李東郭、洪鏡湖、嚴龍湖、

南泛叟四先生案下、若水、季冬極寒、恭惟尊侯起居萬福、慶事正畢、西轅反口、過此都、獲復觀賢人之光耀、實慰瞻望之誠、修途跋涉、事務日繁、不當有煩、聽、私自揆度、大方君子有成人之美、故輒有所言、不顧、惟少留聽、義敏邦北藩加賀越中能登三州鎮主金澤侯小臣也、侯知義有好草木昆蟲之學、乃命義撰次庶物類纂一千卷、皆係作徵于華人紀載中、而吾國所產者凡二千餘種、自謂盡一生之精力、以平章群類、網羅百家之說、斷以耳目之親究、然後作此書也、至於其名、見于往牒、而本國未之有者、與夫嘉木艷草奇禽怪獸玉石珍寶、東方所獨有而不可考者、則欲別撰著、其事洪大、亦非旦夕所能為者、衰年多病、壽命不可期、恐有志而不能成耳、伏惟諸老先生學問之廣博、文章之俊偉、冠於一時、而振於東方、義辱得通於下風、誠切傾倒之念、是以願得賢人之一言、以壯吾書、且取信于後世也、東都室直清、昔年在金澤、日、為義敘此書、乃寓以呈、亦足見其梗概也、自坂都候、風開洋、可直抵對馬、舟中間暇、一為下巨筆、以敘其大略、託雨森芳洲、松浦霞沼來賜、誠使破頸帶能增九鼎之重也、不

勝願禱之至、薄儀奉寄左右、深愧輕洩、聊表心意而已、正德辛卯十二月、稻義再頓、答、鏡湖、雖欲副教、不可等閑構出、謹當研思、而恐不致也、答、龍湖、此書所纂集、凡幾卷耶、觀其立言命意、與古之埤、口雅相類、足下可謂博雅之士也、所託之辭不致當、奈何、曰、若水、所纂一千卷、必賜巨作、勿以辭、答、泛叟、足下所撰、觀其大略、即書之大家也、非僕腐儒之所可議也、但足下積此工夫、必不行之於一國、行將傳示於天下、可賀々々、貴書之卒業已幾歲矣、想必刊行於世、一件全書可得以得玩耶、曰、若水、敘文非君則不可也、必賜巨作、勿拒、答、泛叟、敘跋之文、即文人學士之所居、如僕腐儒、安敢二筆於大家之書乎、於足下亦無光幸、勿強之也、曰、若水、千萬為敢乞、惠來幸甚、東郭頌之、

大學新疏室直清撰

雞林唱和集、瀨尾云、與朝鮮國李製述書、浚新、夫觀國者、於城池宮闕之壯麗風俗之繁華、則末也、而於山河之固形勝之雄、亦猶末也、古之善觀國者、惟於其賢人君子之有無何如爾、其如此、然後可謂善觀者矣、頃信使西來、獲一拜先生之規範、識韓御李

不足喻其口也、惟恨方音稍異、語言不通、然觀容貌之端秀、議論之宏辯、乃知昭代之偉人、東華之文章、在乎此也、況同行之人士、皆彬彬乎為道德仁義之人、雖足跡不能入貴境、亦足以觀其多賢人君子矣、豈惟觀山河形勝與宮闕城池苑囿府庫之巨麗之比哉、禮幹自知、讀書不欲為世俗之學、嘗師事牧野成實字養潛者、受業焉、又有室直清字師禮者、先師所畏友也、先師每稱師禮云、文學德行不慚古人、乃命禮幹云、汝從斯人、以終業焉、勿惰勿荒、吾雖死無憾也、遺訓存乎耳、常恐有忝先師之命也、養潛、師禮、以明經道學、聞於北州、皆以講伊洛之學為任、不喜明儒新奇可駭之說、弊邦亦有好奇為論別立門戶者、師禮深以為憂、自疏四子之書、以授門人焉、禮幹輩先梓、大學新疏、以行于世、聞貴國一崇程朱之學、不貴異說、私竊以為此疏、有或契大賢君子之意也、故欲一質諸左右、師禮今徵在東都、道里遼遠、未遑相聞、不知其意何如也、然禮幹幸選近于館中、得自接老先生之餘論、慰藉積日願見之意、但恨一別之後、相去萬里、風馬牛不相及、是以區々眷戀之意、不能已、設

敍師門淵源、卒獻新疏二帙、伏冀達此意鏡湖龍湖泛叟三先生、以致一帙、誠不堪獻芹之至、道途風霜、使節衝冒、伏祈為國自重、不備、△芳洲謂余曰、大學新疏始看了、自是天下好書、可珍重、只恨韓使東行前不贈之、韓人待吾國學者、徒以詩賦而已、若使此書示在東行之前、則知吾國有若斯學者矣、顧待鳩巢、必不以詩人也、是可惜、余答云、僕亦嚮有此意、恐觸侵法憲、所以不果也、使旆東指之後、與稻若水議此事、以為新疏、一言不涉國事、當無所諱避焉、宜謀二君、任其拒受也、既得傳達、何幸如之、芳洲乞得一本、余亦羈旅無新本可贈、乃取自所批點一帙寄之、

○東庵詩集松井元規撰

雞林唱和集維尾云、奉呈李公學士、東庵、不隔雙邦萬里、除交隣專使、世相加、半年留在蓬萊島、此日榮歸、博望樓潭府、無緣聽聲咳、錦旌恆自仰光華、如何輕致登龍、喜只要瓊林一朵花、啓、僕姓松井、名元規、字胡云、號東庵、居于南都三笠山下、自早歲而頗嗜吟咏、然身在窮僻、素乏師承、只做樵歌牧唱一耳、雖雷門布鼓而實有所愧、拙稿一帙攜來呈上、伏

希一經電覽了、賜以鼎言、何賜似之、幸莫靳教、謹啓、奉次東庵詞伯寄韻、東郭、三笠幽居未覺、除遞中音問忽相加、清新秀句唐人韻、浩蕩歸心泛客棹、苦竹叢深餘鴈雪、小梅香動報春華、白頭鉛槧寸全退、誰道尖毫夢吐花、入貴邦之境、得與諸名勝遊、頗盡新知之樂、而獨未得與足下盍簪、人生一面亦有數耶、到室津獲奉足下惠詩及華稿、盥手展玩、牙頰生爽、已足感荷、而但審足下放於塵白之外、獨專人世間清福、令人不覺健羨、來韻謹此步、呈略綴小序并貴稿、附呈領納幸甚、僕已浮海、足下亦高臥雲林、奉袂無便、臨紙悵恨、

○烟譜一卷、稻表撰

雞林唱和集維尾云、咏烟草贈東郭李先生、若水、不佞性嗜吸烟、曾撰烟譜一卷、明人諸說頗能稟錄焉、只以缺其詩為恨耳、故附小詩、敢請四先生高和、伏希莫吝寶唾、裁時只埃落花雨、曝處還期明月天、形管噴來雲幾片、回頭自訝是飛仙、和若水咏烟草韻、東郭、青烟吸處消長夜、紫竹橫時望遠天、便覺此中真味在、採芝噴藥笑群仙、咏烟草贈鏡湖洪公、若水、茶苦甚清嫌性冷、酒甘雖美使人狂、風流

爭似烟花好、一種新芽味不常、奉謝若水惠烟草韻、鏡湖、非茶非藥猶宜吸、嗜好無分聖與狂、異草從來藏海嶽、猗儺瓊葉不尋常、詠金絲烟贈龍湖嚴公、若水、萬絲剪出綵金黃、氣味新成別種香、一吸消愁過酒力、何論炎帝未曾嘗、奉謝若水詞伯惠烟韻、龍湖、細切輕刀萬縷黃、吸來長竹氣薰香、誰知日域情朋在、分與三韓病客嘗、咏烟草寄贈泛叟南公、若水、寄語秦王求藥使、海中何處問蓬洲、山人有個返魂草、一任銷雲囊裏收、

○南公在使相前故無和答稻葉正信撰

○先達遺事同

墨水一滴稻葉正信、自序云、余僻居江左、絕人事、形神寂寞、耳目不營、晞高慕古、作先達遺事、以寄邈焉、跨俗之心兼存、慨然經世之志焉、

○文章達德錄 ○同綱領

○惺窩文集

墨水一滴稻葉正信云、藤原肅、字斂夫、播州細河人、撰文章達德錄及綱領若干卷、林道春輯其遺文、曰惺窩文集、

○岷峨集釋雪村撰

墨水一滴稻葉正信云、建仁寺大龍雪村、年十八入元、元人以爲倭賊、捕將斬之、友梅求紙筆、吏意供狀、乃授之、梅輒以佛光所謂、乾坤無地卓孤筇、且喜人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏載春風、二十八字爲韻、立作頌二十八首、詞語正整、字畫粲然、元人見而大奇之、扶去之、後元欲擊日本、使梅爲前導、梅不從、怒遷梅闔蜀、遂住翠微寺、徧遊蜀中、故所著集名曰岷峨集、

○大燈國師行狀 ○同年譜

墨水一滴稻葉正信云、紫野大燈國師、初爲丐人、時在五條橋下、有年矣、其門徒作行狀年譜、皆諱而無載、獨狂雲子宗順作贊曰、風喰露宿無人犯、第五橋邊十五年、

○大東世語服部元喬撰

墨水一滴稻葉正信云、紀先事後、文、事以傳後世、故文以紀、文雖功、而事之瑣々者、不紀而可也、本國儒者以漢文紀倭事、多不爲花人肺腸、故不足傳、異邦也、儒者繫於是懷恥、慨以閣手筆、然事之出乎奇絕者、雖如其文覆醅醬、而足以悚動後世者、豈可不紀之哉、意達而可也、如名物度數、

不通異邦一亦不妨焉耳、唯業文學高門戶一者、當其錄本國之事、事之奇絕雖足以悚動後世、而譯翻難入華人之賜者、捨而不載焉、是正先文而後事之過也、服部南郭大東世語、其文最奇巧、而大東世語豈嘗此而已哉、蓋先文而後事、所謂以彼文辭而已者、陋矣、誠如周茂叔之言、

○本朝編年錄四十卷、羅山林子撰

志學階梯末包文事、云、「正保年中大猷公林道春先生に命ありて、日本の史記を撰せしめらる、上、神武帝より下、宇多帝に至るまで五十九代、その年數千六百年の間の事を編せり、總て四十卷あり、本朝編年錄と名く、然ども猶未だ全備せざりしを以て、嚴有公その御志を繼がせ給ひ、再び春齋先生に命じてその跡を續しめ給ふ、新に執政に命じ、國史館建立の地面十五間の場を忍が岡に給ひ、編修館を立、則奉行には永井伊賀守大江尚庸を選む、按ずるに、永井家三萬二千石、居城今は、今の屋敷は外櫻田と武鑑に記す、寛政十年聖堂再建の節、永井侯奉納石の手水鉢損候を、櫻の馬場側約場より掘出す、明曆二年丙午八月十日、從五位上大江姓永井氏尚庸と稱附し、且つ銘あり、其文存するもの左の如し、郭外羅山翁別□□□□□□配祀、則顏曾思孟也、比年□木余亦齋儒風崇聖教、有時、寔是近世之盛舉也、頃日工刻石、以爲盟誓、轉諸手殿庭、聊表潔清之寸忱、銘曰、堅石巧彫

刊、鏡來供香□日新、心一洗、應是疑湯盤、然れども、靈西、其外官更あり、且書生筆者凡三十餘人に、九十五人扶持を給ひ、食堂をもうけその勞を助け給へり、又書庫を立て舊記を聚めしむ、是寛文四年の頃なり、春齋先生國史館の記に見ゆ、その編修の書前の本を合せ、續集提要共に二百三十卷、成就して獻上せられしかば、命ありてその名を改め、本朝通鑑と給へり、此本朝通鑑は林家の本にても公儀へ頼ひ借用せし事にて、私に借用ならざる事、執政松平左近將監乘色君藏書本朝通鑑の跋に見ゆ、

○狼噬錄三宅重周撰 ○白雀同

志學階梯末包文事、云、「元祿七年甲戌三月十日、將軍忍侯阿部の第に臨御し給ふ節、阿部侯の儒臣三宅尚齋論語を講せり、時に時服を給ひ、翌年五月渡御し給ふ頃も亦論語を講せしとぞ、此頃までは諸家何れも儒臣あり、此三十年程以前、或老人の嘶けるに、前には總じて彼家には儒臣あり、名主田所平藏さへ、儒者の町内に居らる、は一町の締になるとて、三輪善藏といふ儒生を町内へ招居て、夜々町内の者に講釋を聞かせしに、此時分までは町内に人寄の儀御尋の節、右之様申上候に付、その通りにて御免ありし、その頃田所町名主平藏名高かりし故、今に平藏が名を知る人

多し、扱寺社役仰附らる、と、儒臣なき家は召抱候事必極りしが、近年はその事なしと物語りけるが、先年朝鮮人參候の節、先例にてその前に朝鮮人三使の名前を、月番の執政まで差出しけるに、請取披見終て、今度は兩人にて候やと申されける故、書附差上候通三人參候と答へければ、赤面して居られしとなり、推量にて讀しふりが却て恥となりけるとぞ、又或年寺院に爭論ありて、訴狀を寺社奉行所に差出しけるに、此にては知れず、和文に認め差出し候やうに申渡されけるまゝ、その通りにして出しけれども、まゝ漢字漢語を用ひ候故にや、公用役兎角讀兼候て差支しとて、その寺院の僧笑ひけるとなん、文字のみは世の諺に、習はぬ經は讀ぬといふごとく、權力にも智慧にも及びがたし、却て下の侮り嘲りの心をひらき、上の徳義を薄くするに聞ゆ、前車の覆は後車の戒めたる事を慮り給ふべし、唯一人の恥のみにあらず、後世への恥辱は上の恥辱となる事をしらす、學ばざるの誤なり、是故に在位の君子とて歴々たる人、その格式その衣服を著すれば、必その威儀の容あり、容あれば必その詞の恥しからず遂げべき事を云、その言を實に

するに徳を以てす、若その衣服を著てその容なく、容ありてもその詞非理にして遂げがたく、その詞は遂ても徳なければ、君子是を恥とす、仍て君子は人に恥ぢ天を畏れて、言行徳の三つを慎む、然ども學ばざればその徳といふ事を會得しがたし、去ばその美服を著しても似合されば、詩人は笑うて其服に稱ずといふは、小人の衣冠せしを誹りていへり、扱三宅尚齋は忍侯の嫡子の侍讀せしが、嫡子の御身持あしきを憂へ諫しかども、その諫を用ひ給はざる故、辭して去んとせしに、一度上へ御目通せしものなれば、暇を遣す事を憚り給ひけるにや、忍へ遣し押込らる、事三年なり、尚齋少の竹を得てそれをかみ碎きて筆とし、釘にて血を抉り出し、紙を乞て狼噬錄三冊并白雀二卷、皆血を以て編集せり、後暇を給ふ故、東都に出て教授せしとなり、その血書二通りとも下谷二丁町御勘定山岡君安兵衛の所にありといふ、尚齋は實に豪傑の徒なり、

○板倉政要錄

志學階梯末包文事、云、「昔板倉周防侯の父伊賀侯に、將軍その跡役を問せ給ふ時、私悻周防守より外無之と御

請申上られ、則その通り仰附られしに、父伊賀侯に劣り給はず、今に板倉政要録といふ本ありて、大抵その御器量見ゆ、今に至るまで人舉て稱美せざるものなし。

○仁風一覽

志學階梯末包、自註云、「仁風一覽といふ書にて見れば、享保十七子年、西國中國五畿内大凶事の事あり、右仁風一覽は、その頃寺院百姓町人皆夫食を出せし人の姓名を記す、二冊あり、紙四百枚計、但國所名のみをしるす。」

○會津孝子傳五卷

志學階梯末包、云、「先き頃孝子忠臣奇特のものあれば書き候やう一統御觸ありし節、會津家よりは年々書き留置れし忠孝なるもの、姓名夥敷書物に認め、早速差出せしとぞ、厚き御家風といふべし、今世に會津孝子傳といふ書五卷あり、見るべし、昔し版行せし本あり。」

○大學和解

志學階梯末包、云、「何れの御代にや、御臺様の大學の和解仕差上候やうに、その頃の林家に仰附られ、平假

名にて註釋し差上らる、その大學の書寫本にて、今もたま／＼所持のものあり。」

○比賣鑑十卷、仲村欽撰

志學階梯末包、云、「我國の學者中村惕齋著す所の比賣鑑と名附る假名本、十卷ばかりあり、婦人女子の見べき書也。」

○本朝通鑑

志學階梯末包、云、「國史館記、孔子曰、夏禮吾能言、之、杞不足徵也、殷禮吾能言、之、宋不足徵也、以夫子之大聖、而文獻不足、則、其言、之、如此、子長紀、夏殷之事、比、周秦、則不詳者宜哉、孟堅蔚宗詳記、一代事、陳壽以下歷史皆然、有徵、之、者、也、本朝置國史、始、於、履中天皇、蓋夫上世之事備矣、蘇氏之亂舊籍罹災、故舍人皇子撰日本紀、載四十一代事、其際詳略相雜、是亦猶有不足徵、之、乎、其後繼繩良房基經時平數公所紀、所錄詳而盡矣、乃其有徵、之、者、乎、寬平延喜以後、國史寥寥無聞、而才子亦與世相衰、何以徵、之、矣、恭惟先大君大猷公一統闔國、致太平之暇、命我先人羅山子修本朝編年錄、自神武至宇多五十九代、刪繁取要、勒爲四十卷、其中桓武

末年大同弘仁天長四代正史闕如、且寬平無紀、太勞考察、時遇國衰、而閣筆歷歲、先人亦逝矣、其不、成、功者惜哉、方今大君幕下治教濟美、繼志述事之餘、辱命、微臣、續前錄之迹、錄昌泰延喜以來之事、嗚呼、考、事、則、無、文、獻、之、徵、顧、身、則、無、良、史、之、才、何、以、傳、家、風、堪、重、任、哉、苟、勵、精、衛、填、海、之、志、惟、懼、有、蚍、蜉、撼、樹、之、嘲、既、而、國、老、廢、橋、羽、林、源、忠、清、左、拾、遺、阿、部、忠、秋、小、田、原、拾、遺、越、智、正、則、和、州、太、守、源、廣、之、承、台、命、擇、伊、州、太、守、大、江、尚、庸、奉、行、其、事、而、以、別、墅、忍、岡、崇、先、聖、殿、故、相、攸、畫、地、向、南、竝、西、新、營、長、寮、十、五、步、以、爲、編、修、場、官、吏、松、信、重、等、監、之、使、臣、二、男、門、人、書、生、筆、吏、三、十、餘、輩、以、總、裁、之、各、賜、月、俸、日、支、且、建、藏、書、庫、以、聚、舊、記、造、庖、廚、以、設、餘、食、重、降、官、命、改、先、人、所、錄、之、名、併、今、所、欲、續、修、者、賜、本、朝、通、鑑、之、號、以、臣、拙、才、蒙、此、褒、榮、肯、堂、之、業、稽、古、之、力、可、謂、幸、之、幸、也、司、馬、君、實、者、希、世、之、賢、才、而、資、治、通、鑑、者、百、世、之、炯、戒、左、氏、以、來、無、比、肩、者、今、臣、所、修、同、其、名、非、無、僭、踰、之、慮、然、官、事、無、監、敕、命、惟、重、臣、何、不、竭、精、力、於、此、哉、僥、幸、不、死、而、終、編、則、官、庫、之、餘、光、而、先、人、之、積、慶、乎、古、者、諸、侯、各、有、國、史、況、夫、奉、教、命、

而紀延喜以後七百年來之治亂興廢、則號此長寮可謂國史館乎、乃知官家文德之流行、如風行天上、則群國傳聞此盛舉、而遺言殘篇置郵來輸、聊有徵、之、者、而編修功成、則館名亦不虛也、若夫積、字、成、書、累、言、成、章、積、章、累、篇、以、成、卷、成、秩、譬、猶、沙、長、爲、巖、一、簣、爲、山、乎、然、則、今、日、之、起、筆、者、他、年、竟、宴、之、端、乎、預、事、群、輩、勉、旃、君、子、之、行、積、小、以、高、大、者、此、之、謂、也、寬、文、四、年、甲、辰、十、一、月、朔、旦、記、又、云、新、寫、本、朝、通、鑑、跋、本、朝、通、鑑、之、書、寬、文、年、中、編、輯、終、功、錄、上、諸、官、府、又、寫、一、部、藏、于、日、光、山、其、草、本、一、部、秘、於、林、氏、許、延、寶、年、中、政、府、僉、議、欲、鑿、梓、有、故、而、不、果、元、祿、年、中、會、津、中、將、奏、請、借、林、氏、本、覽、之、其、不、能、容、易、見、之、者、可、知、矣、享、保、乙、巳、之、年、予、亦、奏、請、借、林、氏、本、覽、之、公、務、之、暇、至、戊、申、之、年、而、畢、予、按、是、希、世、之、史、也、若、不、臆、寫、而、有、池、魚、之、災、則、雖、噬、臍、不、及、耳、於、是、甲、寅、之、夏、奏、請、可、寫、林、氏、本、之、事、有、命、肯、之、乃、使、家、臣、數、人、臆、寫、及、今、年、臆、寫、成、矣、可、謂、吾、家、之、寶、也、又、按、吾、家、之、寶、不、忍、獨、秘、之、與、衆、共、見、之、者、是、予、之、所、欲、也、若、有、親、切、之、傳、寫、之、者、予、奏、之、借、我、本、是、又、予、之、所、欲、也、然、則、此、書、布、於、天

下、徵_二於後世_一者、予庶幾焉、寛保元年辛酉春二月、執政拾遺源乘邑識、左中佐倉城主松平左近將監侯家藏本跋

○大明律詳解桐原玄輔撰

停雲集新井君美、云、「桐原玄輔、字希翊、泉州人、其先伊賀州下山氏也、幼爲_二外父所_一養、因冒_二桐原氏_一、初游_二學京師_一、受_二業錦里門人_一、居數年、隨_二外父_一而東、始見_二木先生於都下_一、爲_二先生所_一器稱、未_レ幾應_二南游辟_一、其學博綜、旁通_二星曆五行數術之說_一、以_二經濟_一自任、嘗蒙_二府命_一以撰_二大明律詳解_一、其他著作亦多、兼工_二篆隸_一、寶永丙戌春正月年五十一而歿、」

○喚起漫草南部景衡撰

停雲集新井君美、云、「南部景衡、字思聰、長崎人、本姓小野、少孤、爲_二業師南部子壽所_一子畜、因冒_二平姓_一、蓋南部氏越之長尾氏族也云、少學_二詩於閩人黃公溥、杭人謝叔、且爲_二二子所_一稱焉、及_二子壽應_一菅侯之聘於越中、因_レ命從學、筑之省庵先生、學既通而東、子壽既歿、菅侯命_二嗣_一其後、後去寓_二于東武、修_二弟子禮_一、事_二恭靖先生_一、以_レ先生與_二安先生_一同學故也、居三年、菅侯屢召、乃還、正徳壬辰春三月客_二死於越中_一、年五十五、爲_レ人溫恭篤謹、精_二通經史、文材富贍、身既多病、自撰_二詩六百九十

四首、文四十四篇、曰_二喚起漫草_一、有_二子三人_一、皆有_二材名_一、相次而死、其長則國華也、」

○艷詞藤原隆信撰

幽遠隨筆入江昌喜、に艷詞を引き、自註云、「藤原隆信作、」

○鴉鷺物語一條禪閑撰

幽遠隨筆入江昌喜、に鴉鷺物語を引き、自註云、「一禪御作、」

○二書一卷

幽遠隨筆入江昌喜、云、「平時麻淡々が二書一卷と號して、門人傳授大祕とする書に、中略、其二書一卷と稱するもの、淡々が著述にあらず、芭蕉の遺書とており、見あたり侍る、是芭蕉の書なり、予いはく、芭蕉にても非は非なり、されど芭蕉これほどの事を辨へぬ事もあるまじ、淡々芭蕉が名をかり、祕として門人に傳へたるか、しからは實に芭蕉が不幸といふべし、」

○長明發心集

幽遠隨筆入江昌喜、云、「長明の發心集はたゞしき書と見え、其序文は扶桑拾葉集にも入れられたり、しかるに發心集に玄寶僧都遁世の事を書ける所に云、此事は物がたりにも書て侍るとなん、人のほのく語りし計を書ける也、又續古今の歌に、山田もるそうづの身

○辨名

○學則

清詩選坂倉之輔、序邦美、云、「予於_二讓老_一有_二可_一竊怪_二者二焉_一、其所_レ著辨名、辨道、學則等書、論_二上下千百載之學_一、未_レ嘗一言及_二納蘭成德經解_一、」

○類柑集寶晉子撰

杜三楊諧文集杜三、序邦美、云、「東都寶晉子諧歌、海内無雙、又能屬_二諧文_一、所_レ著類柑集行_二于世_一、惜乎人亡琴存、寥寥乎無_二復聞_一矣、」

○徒然草

○舉白集

杜三楊諧文集杜三、序邦美、云、「我東人假_二女字_一寫_二男腸_一者、徒然草爲_二其最_一、而舉白集殿_レ之、皆以_二源語枕草_一爲_二藍本_一、而潤_二色之_一、未_レ嘗聞_二俳諧焉者_一也、」

○烈士報讐錄三宅耕明撰

蛻巖集後編邦美、云、「美嘗讀_二三宅博士烈士報讐錄_一、四十六名各有_二小傳_一、而潮田氏事跡寥寥乎無_レ聞、今也幸得_二其爲_一人、是不可_レ以不_レ傳焉、於是乎紀_二其實_一、以補_二前史之闕_一、」

○節用集五井禪休撰

蛻巖集後編邦美、云、「五井禪休善_レ書、有_二材學_一、從_二尊長

こそかなしけれ秋はてぬればとふ人もなし、これも彼玄敏のうたと申侍り、雲風のごとくさすらへ行ければ、田など守る時もありけるにこそと云々、愚按に、この續古今の歌と書ける事不審也、長明は久壽元年甲戌に生れ、建保四年丙子六月八日に寂すと見えたり、續古今集は文永二年十二月廿六日奏覽云々、しかれば長明死後五十年計後の集也、如何、」

○野守鏡有房卿撰

幽遠隨筆入江昌喜、に野守鏡を引き、自註云、「有房卿作、」

○都土産僧宗久撰

幽遠隨筆入江昌喜、云、「僧宗久者、平吉氏、筑紫人也、都土産者、至_二奥松島_一、自記也、普光園基良卿讀_レ之、嗟嘆之餘、加_二之跋尾_一、所_レ詠和歌見_二于新拾遺而下_一三代之撰集、都土産出_二扶桑拾葉集_一、」

○三十六人家集

幽遠隨筆入江昌喜、云、「或人云、三十六人家集はうたがはしき書也といふ者あり、如何、予云、定家卿詠歌大概にも、三十六人家集常に學ぶべき由あり、又いづれの集にか忘れたり、撰集のことば書にも、此家集の事書きたり、疑はしき書にはあらざるべし、」

親王得筆法、乃著節用集一部、又自書行於世、

○蛻巖集八卷、梁田邦美撰

蛻巖集後編梁田邦美云、「美於文章、初而游間為崇、後而困蹇乎、衣食不得、俛焉下、惟握管諷咏、有韻之文、有時而作、若論序、則僅々矣、及入播、唯旦夕執經語、仁義之務恬無他事、又歲捐俸餼、金以購書、雖殘編畸冊、固不足賞也、而較諸前日空篋、不為不富矣、於是乎讀而思、思而筆、諷咏與論序、日新又日新而不懈焉、乃輯拙稿、為八卷、命之曰蛻巖集、會東都祕監桂公賜之序、遂上梓、亦皆主恩懇渥之所致、非區々所得而獨成也、」

○東郭集

蛻巖集後編梁田邦美云、「復源子行、披絨捧誦未畢、而知足下江東人、又為僕舊識法霖師之族弟也、武昌固專艦之士矣、而霖公於莫逆、為第一忽焉念昔時、社中事宛如昨日、敢不悵然、承東郭集既成、屬僕序、方今奎祥編炤、世不乏人、矧又蘭簿之彥、絳帳之雋、必有聲氣相應者矣、而卑辭崇禮、眷々乎命僕、何居豈非霖公文章之靈、授足下以不朽壽、諸梓且屬僕序、欲了三生之緣也、雖然狗馬

之齒幾八十、羸憊日甚、不能快揮、如椽以廁於鄒牧之末焉、今既集目、諸體悉備、揣必玉抵鵠金、至斗而冕焉、以瓦石可乎、假令霖公尚存、德惠再四、亦不敢諾決矣、想亮是希、賢胤子登有詩、見賜兼簡、賤息猶頭角嶄然、可謂夙慧哉、鼎也韜鈴化為縫腋、爵不爵始不始、良可報己父子、各味原韻、答謝、再復源子行、美所以不肯作東郭集序者亡他焉、以耄失無能為也、已前答既悉矣、今復何言、然審再喻、若曰、美貌足下、為不足與共言、陽遜讓而陰忌辟焉者、不知何以致斯嫌也、夫遜讓禮之質、士君子之庸行也、奚足怪、大丈夫友天下之士、其心恢廓、毫無挾匿、彼賢邪則從而象之、不賢邪則誘而翼之、胡以忌辟如女兒為度、足下不取逆、憶以揣摩人腹中、其實欲使美不得分疏其嫌、乃肯作序而不辭焉爾、美性率直、居恆與人交、凡事可諾則諾、否則止、不苟曲己以媚人、不然豈為足下者一諾哉、顧古今文集序、有所以作之道四焉、師命弟子也、弟子請師也、朋友知己之相屬也、未相識而託高名、以定價也、大抵不出之四者、今焉足下於美、非有函丈之親、斷金之契、而一旦卒

爾求我、亦唯玄晏、我之圖矍鑠、我錦繡珠璣、我懇祈弗措、是何可當也、所以不敢諾、以此世有喜、為人揆詞藻、得一小題、輒不問其可否、欣然搦管者、在青衿子弟、則可美弗為之矣、極知執之、甚不副盛意、再恕為幸、

○經國集

蛻巖集後編梁田邦美云、「跋經國集、經國集二十卷、淳和帝天長初、敕中納言良峯安世、東宮學士滋野貞主等所撰、美嘗聞其名、未見其書、泉州堺府醫人竹田圓璉氏家有之、相傳祖先所藏、僅存畸冊云、其書字多脫誤、或不可句、請美校訂、因竊謂、大抵近今碩彥識文粹、懷風藻等諸集、以為詩釋而俗、文驪而弱、東習攸薰、不足觀也、其然々々、雖凡文章又與世運相干涉、一代變一代、不必係其才不才也久矣、異域且然、況於本邦乎、抑千歲之下、使景仰贊美不可企者、在於先王尚古文之治而已、亡論博士家公卿以下百官、頗通經史議判表疏、各修辭而不倍、故朝廷以道藝名者、綿焉不絕、遂迫乎寬平延喜間、有菅江二名公出、而後文教布乎海內矣、蓋亦聖德之風化哉、惜夫熊虎秉柄、文露易晞、

一以刀槍弓銃為本事、甚者目不識丁、與蚩々乎、三家村之說無以異也、方今奎光煥發、霸政文明、小大藩主暨士大夫、染指詩書者、稍々見矣、所憾經濟之權、猶向一歸武人俗吏、雖儒有明體、適用其善、可以為寶者、亦唯掌故說書之務、不免與一方技同伍焉爾、當是時、烏得經國大業不朽盛事、奉教輯錄、能選其人、果若茲編乎、嗟乎青衿生即不肯、慨然有感乎斯、則投筆而起、挽五石舞丈八、可也、何以螢雪焉、

○片玉集二卷、梁田邦美撰

○蛻巖集前編八卷、同

○同後編八卷、同

○答問書三卷、同

蛻巖府君行述梁田邦美云、「府君字景鸞、諱邦美、初諱邦彥、產于武州、嘗讀明與志、覽武夷山中換骨巖、石室前有仙蛻函、以武州竊擬武夷、因自號蛻巖、藤姓、梁田氏、上祖嘗居下毛州梁田邑、乃代因地為氏云、府君小字新六、生九歲、從處士大橋生、受讀孝經小學、十一歲被髮、為儒生、更稱元叔、同仲父毅齋先生、為太史人見鶴山先生門人、元祿辛未府君年二十、以儒業于北雄鎮、居三年、禮待稍衰、輒致為臣去、束髮稱才右衛門、與仲父毅齋先生俱講書

郡下、以束修爲產、丁丑年爲加納侯所辟、以文學備顧問、得月俸三十口、遂扈如加納、寶永丙戌謝病而去、府君少時作文、不過一時之請、非有意爲文者、文若詩或罹災、或從人採去、脫稿即散失、故亦石以前諸作存者十一焉、晚節益不事纂述、恆言、世儒有作爲、於道無可尊、於文無可觀之書、恬然放榜坊間、以某先生著大書、釣名偷譽、以求售者、有道之士恥之、余亦恥之、寬保身不肖輯錄府君之文、成編、乃圖授副嗣氏、以公於四方、敢告府君、府君不肯曰、凡物罕則貴、夥則賤、卿雲景星、以晨夕執仰之、蘭時桂苑、遠嗅之馥郁、天香近之厭心生焉、而況茲編乎、苟一出則流臭於海內、不如此藏篋筒遺諸雲、仍三請而後徐曰、聲聞過情、君子恥之、觀茲編者、是其是非、瑕瑜不苛相掩、墨抹以鉞之、朱圈以冕之、能使我情暴于四方、則罪我者知我也、何問聲價損不損、聽汝請亦無不可也、文集於是乎始上梓、寬延己巳冬、請老被髮、稱脫翁、唯文籍之娛、暇則哦諸句遺與、曰、少與諸人其角嵐雪等交、染指蕉家之譜、蓋有韻國雅之工、猶有不可象之景情、而譜乃不然、能鑄俗于雅、

轉腐于新、亦一種風流、可謂奎璧之餘彩哉、府君歿後、彙其和歌諸句及和文諧文爲二卷、題曰片玉集、亦是府君文氣之餘彩也、府君寬文十二年壬子正月廿四日子時生於武州江戶神田、寶曆七年丁丑七月十七日酉時卒於本邑赤石南郭、得壽八十有六、葬中莊本立寺先孺人之兆右、法諡曰浦月庵郭然脫巖、所著脫巖集前後編十六卷、答問書三卷、行於世、

○口傳鈔

○雜事鈔

○深窓祕鈔

○房通公裝束鈔

○永慶卿裝束鈔

○拾禁鈔

○要領鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「口傳鈔、雜事鈔、深窓祕鈔等如何御覽被成候哉、全く以て裝束の家業にて、覺書同様のものと見え申候、中々飾鈔以下物具鈔等へは相並び候書には無御座候様に奉存候、野夫流儀の衣文の雜色に相加候へども、一覽の度々に汗背の儀に御座候、夫を嗜うつし候は、全く右の書を信じ候には無御座候、田舎衣文者が裝束鈔を見る事無之族、右の書共を本所の祕書として、金玉の説と存候を制止しがたく候ま、相用置申候、もし誤りを知る人

あらん時は、右書共を罪人となし候心也、此外に世に房通公裝束鈔と云ひ、又は永慶卿裝束鈔と申一冊有之、是は全く俗書也、御覽も被成候は、大竹正申候、御覽候は、可被仰下候、鶴翁の拾禁鈔、要領鈔は大きに咫尺の書に御座候、要領鈔には少しは僻言も見え申候へども、右の書より見申候へば規律正しき撰にて御座候、右一則は木を食ふ蟲は木中に生じ、獅子の身中の蟲と御下墨も可被成候へ共、此間與風入御覽候右二書、あまり疎妄なる形狀故、不顧賢慮申候也、謹言、水無月七日、嘉樹、

○達幸故實鈔

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「名月鈔壺井義知譯を、其門人聞書したる書あり、其書に引書の題號皆あて字に書きたり、其引書の中にタッコウ記と云ふ書あり、如く此假名にて書きたり、又達公記共書き、又達巷記とも書きたり、皆あて字なるべし、本字は如何、△達幸故實鈔本字にて、此書殘缺の由、不佞第三の上巻一冊祕藏仕候、最筆料に寫させ、校合もなき本、御好本には無御座候へども、御覽も可被成候は、可入御覽候、京師にて廣橋黃門の御本をうつし置る也、

○桂葉記

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「名月鈔壺井義知譯を其門人聞書きたる書あり、其書に引書の題號みなあて字にて書きたり、其引書の中に、桂葉記、菅家の記録とあり、菓の字は萼歟、如何、△桂葉記御勘考のごとくに候はんか、最不覺悟にて御座候、

○考運會

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「年號の儀は別に考運會と申書御座候由、文章家にて祕書の由、滋野井家にも御藏本無之由承候、

○新野問答

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「白石の間によりて野々宮殿の答書有之、うつし持て候、その答の中には、取がたき事も間々見え候、公家の人々の説也とてことごとくは信じがたき事候、公家にしはられずして古書を廣く見るにしかすと存候、以上、△野々宮定基卿は有識堪能の事候へば、御答定て佳説のみと奉存候、

○南海治亂記

安齋隨筆後集伊勢貞丈云、「治亂記跋文、南海治亂は讚州の故士に植松左衛門尉資信、三谷廣兵衛尉景近、片山

是右衛門尉久則と云ふ者あり、皆永祿元龜の産にして、天正年中の亂を能く知れり云々、彼老翁來會して夜話の時は、必傍に停て其説を聞云々、寛文三年癸卯春三月上弦香西成資稿讚州府香西は細川家の舊臣に跡多し、細川家も香西の家譜見え申候、見聞事記と同様の書と御座候。

○中國太平記

安齋隨筆後集伊勢、云、「中國太平記と云ふ書は、毛利家元祖より元就、輝元、其外小早川、吉川等の事跡詳に記したる書の由、全部二十冊有之由、作者誰人の作と云ふ事存不申、其書には作者の名記しあるべくか、南海治亂記より出たるや、大久保氏御頼被遊候は、知れ可申候。」

○室町殿日記猶村長教撰

安齋隨筆後集伊勢、云、「室町殿日記、平かな物、猶村長教撰、萬松院殿の末より光源院殿并秀吉時代までの物語也。」

○本草啓蒙小野蘭山撰

本草啓蒙名疏小野、序源弘、云、「蘭山翁精於物産、其學合并華夷、達觀上下、其辨物也、引證萬有、出入經史百子、其所稱説、皆可據而可法、余甚歎慕之、翁

嚮者著本草啓蒙行于世。」

○日本書紀通證三十五卷、谷川士清撰

倭訓栞谷川、凡例云、「予さきに日本書紀通證を著述し、神道のおほむぬ、故實のあらまし、事により類にふれて書あらはしぬ。」

○新撰字鏡

倭訓栞谷川、云、「新撰字鏡に、訓のみを擧て音義を闕たる字多し、今の韻書に求得ざるものも居多也、たまたま韻書に收めたるも、義と訓と齟齬せるもあり、されば石積が新字、肥人書の類にもあらず。」

○日本紀

倭訓栞谷川、云、「日本紀の印本に、字の四週に圈點せるものは、和語の四聲なり、されど全備ならず、訛謬もまた多し。」

○瀉鏡集天中庵玄志撰

安齋隨筆後集伊勢、云、「瀉鏡集、天中庵玄志著。」

○保元平治物語

安齋隨筆後集伊勢、云、「大和國多武峯に公喻僧正、本には源喻僧といふ者あり、保元平治物語を作り出す、其後勘解由小路烏丸久兒若といふ因縁舞の上手、かの

二書を乞ひ求め、曲節をつけて、大納言藤原經實卿の許にて申けるを、經實二條院に奏聞せられければ、久兒若を權太夫とあらためさせ給へりとなり、旅宿問答、一説に保元平治物語は、盛衰記の作者葉室時長が作とあれども、盛衰記とは文法大に異なれば、右の説是ならんか。」

○馬方百首大坪慶秀撰

安齋隨筆後集伊勢、云、「馬方百首は大坪式部大輔慶秀の散詠也、慶秀始の名は村上隼人、信濃國在名也、故有て常陸國鹿島に住す、男子を生ず、則在名を呼で鹿島孫三郎慶秀といふ、慶秀本國信濃國へ歸て小笠原殿を師として、高麗目錄馬藝を傳授、乘馬甚だ堪能也、鹿島孫三郎と云ひし時、相傳の者は鹿島流と稱す、壯年の後村上左京亮と改む、永祿の比三河國岡崎の内大坪と云ふ處に住す、大坪式部大輔慶秀と改名す、入道して道禪と云ふ、貞丈云、父も慶秀と云ひ子も慶秀と云ふよし不審なり、書誤り歟。」

○扶桑見聞私記須磨不音撰

安齋隨筆後集伊勢、云、「見聞私記、須磨不音作、二階堂才兵衛は阿部豊後守家士也、浪人して須磨不音と

改めたるも、不音が弟を衛守と云ふ、岡田將監家士也。」

○諫徵記加藤安仙作

安齋隨筆後集伊勢、云、「諫徵記、加藤安仙作、此者水野監物家士也、後浪人、安仙が子虎の御門藤堂家の家士也。」

○錦芥鈔朝倉景衡撰

安齋隨筆後集伊勢、云、「錦芥鈔を引き、自註云、「朝倉孫右衛門日下部景衡著。」

○老人雜話江村

安齋隨筆後集伊勢、云、「老人雜話と云ふ書は、江村專齋名宗具と云ふ人の談を、其子の記したる也、專齋は醫を業とす、始め加藤肥後守に仕へ、後に森美作守に仕ふ、永祿八年光源院没落の年に生れ、寛文四年六月歿、行年百歳。」

群書備考卷之十

○保元平治物語

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「保元平治物語作者の事、旅宿問答に云、玄問て云、扱舞々は何頃のものにて候哉、夫答て云、傳承るに、今の舞々と申もの、世間を往來する聲聞士が佛菩薩の因縁を唱、人を勸むる學の、源平以後兩家不_レ合を作て是を唱、人の心を唱へ、人の心を慰る、是今の舞々也、或説には、多武峯に源喻僧正とて宏才有智の貴僧御座に、此僧正保元平治源義賢與_ニ義平_一一亂を作出し給ふ、實是聞事也、然るを勘解由の小路烏丸久兒若といふ因縁舞の上手あり、此久兒若は五條の橋邊雲若より捨子といふ説もあり、また北野へ化生したる童といふ儀も有_レ之、如何様權化の者也、朝夕佛菩薩の因縁を舞ひて寂慮を慰め、雲の上にして送_ニ日月_一、彼久兒若この曲を聞及び、登_ニ多武峯_一源喻僧正に彼雙紙を申給はり、種々の曲節を附先大納言藤原經實卿にて申ば、經實主上の内祖父なり、經實卿天奏す、二條院諱守有_ニ御感_一、位權大夫申す、

是も二條院の御宇に、樂の前と云ふ内裏の女房あり、十二の依樂老に得_ニ其名_一、宿習難_レ通、猿來て結_レ契、男一人生、此子面猿、五體は人也、最上利根にして聞_ニ一字_一、覺_ニ十字_一、受_ニ一度_一不_レ聞_ニ二度_一、就中物學をする事を得たり、仍久兒若禁中にして舞を申す時には、其ホクホク理聞ては立て其體を學ばる、稀代の不思議の者なれば、所詮それ_レの面を懸て可_レ躍、面を被り恆々朝廷にて躍り蒙_ニ寂感_一、されば父母の一字をかたどり、其名を猿樂と申す、されば猿樂をば庭の者、舞舞をば縁の者と申是也、

○旅宿問答

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「旅宿問答は、武藏國波樂郡別府郷の住人彦右衛門と云ふ神職の大夫と、上總國萩原行願寺天台宗の住僧心玄と云ふ僧の問答を記す、永正四年丁卯十二月八日に記したる書なり、一書の本體、佛道の事物の由來等皆佛説也、神道の事、官位の事少々あり、其中に鎌倉の上杉右衛門入道犬懸禪秀亂、持氏滅亡の事實を、長々と記したる所もあり、」

○民部省圖牒

安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「本朝諸國圖牒、安元元年内裏

炎上の時焼失す、旅宿問答に見ゆ、此帳民部省にありしなり、

○朗詠集註

大江匡房卿撰、安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「朗詠集註、匡房卿作也、」

○保呂推考

伊勢貞丈撰、安齋隨筆後集伊勢貞丈、云、「母衣は前へかぶりて、城中より射出す矢をふせぐ物なるべしと云ふ考、予が著す所の保呂推考に記し置たり、」

○元亨釋書

三十卷、釋虎關撰、本朝高僧傳沙門、自序云、「元亨年中、東福虎關和尚著_ニ釋書_一三十卷、僧員不_レ盈_ニ五百_一、漏網尙多、」

○扶桑禪林僧寶傳

十卷、明僧高泉撰、

○東渡諸祖傳

二卷、同、

○續扶桑僧寶傳

三卷、同、本朝高僧傳沙門、凡例云、「延寶初、明僧高泉借_レ余所_ニ纂著_一一名德三十餘員之行狀、又集_レ流_ニ落江湖_一、賈本、撰_ニ扶桑禪林僧寶傳_一十卷、東渡諸祖傳二卷、續扶桑僧寶傳三卷、東國高僧傳十卷、總括不_レ盈_ニ八百人_一、共雕版行、舛差甚多、指_ニ大三百餘_一、余編_レ之中、隨處舉_レ正、小者尙散、有_レ如_ニ沙磧_一、別作_ニ禪誤_一、防_レ覽者之惑_ニ焉_一、」

○成實論疏

十六卷、釋道藏撰、本朝高僧傳沙門、云、「釋道藏、百濟國人、白鳳年中觀_ニ光日國_一、藏東渡之後、撰_ニ成實論疏_一十六卷、既垂_ニ九齡_一、仕_ニ于南京_一、贊曰、藏師之事、國史不_レ記_ニ何宗_一、見_レ著_ニ論疏_一、則跋摩宗乎、實爲_ニ一家之宗祖_一也、夫成實論者、東晉羅什譯出、三千門人橫豎講敷、自_レ爾歷世名僧或著_ニ註疏_一或述鈔、釋藏師與_ニ先進_一並_レ鑣而馳、固不_レ忝_ニ聖鑑_一者歟、」

○大毘盧舍那成佛神變加持經

七卷、釋善無畏撰、

○蘇婆呼童子經

三卷、同、

○蘇悉地揭羅經

三卷、同、本朝高僧傳沙門、云、「釋善無畏、中印度人、父佛手王甘露飯王之裔也、神姿爽拔、宿齋_ニ德藝_一、十歲統_レ戎、十三嗣_レ位、得_ニ軍民之情_一、昆弟嫉_レ能、稱_ニ兵構_一、亂_ニ閩牆_一、斯甚、畏告_ニ母及群臣_一、致_ニ位於兄_一、固求_ニ佛道_一、母哀許_レ之、開元五年、奉_レ詔_ニ譯_ニ虛空藏求聞持法_一一卷、十二年復奉_レ詔、譯_ニ大日經具足梵文_一、有_ニ十萬頌_一、畏撮_ニ其要_一、縮作_ニ七卷_一、曰_ニ大毘盧舍那成佛神變加持經_一、寶月譯語、一行筆受、文質相半、妙諧深趣、上符_ニ佛意_一、下契_ニ根緣_一、利益要門、斯文爲_レ最、又書_ニ蘇婆呼童子經_一、蘇悉

地揭羅經各三卷、本朝元正帝之代來儀此方、又歸唐居西明寺、二十三年十月七日右脇累足、奄然而化、享齡九十九、坐夏八十、

○唐福光寺沙門道瓊行實吉備真備撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋道瓊、唐許州衛氏、即靈公之後也、日本普照榮睿、聞風至寺、申請東征、以天平八年、伴善提仙那來、一優婆塞夢、瓊乘六牙白象、著白衣、向東而去、明日遷化、天平寶字四年閏四月八日也、享春秋五十有九臨、與瓊僕射吉備真備善、滅後僕射纂行實云、」

○東征傳二種各一卷 思託律師撰 真人玄開撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋鑿真、揚州江陽縣人、齊淳于髡之後也、唐嗣聖四年生、天寶十二年冬十月、大使特進藤原清河、副使銀青光祿大夫伴胡萬、聞真之宿志、屆近光寺、堅請東渡、真復相共法進思託等高弟三十五人、乘大伴氏船、天平勝寶五年十二月著薩之秋妻屋浦、寓太宰府、翌載二月、達攝之難波、七年春真告衆曰、仲夏六月化緣盡矣、至期而西、跏趺而逝、齡七十有七、坐臘五十有五、上足思託律師、白衣弟子真人玄開、各撰東征傳一卷、」

- 顯戒論三卷、釋最澄撰
- 註法華經十四卷、同
- 註仁王經三卷、同
- 顯法華義八卷、同
- 守護國界章十卷、同
- 法華輔照附法緣起三卷、同
- 長講顯文三卷、同
- 灌頂儀式二卷、同
- 金錫論註一卷、同
- 內證佛法一卷、同
- 六千部法華銘一卷、同
- 顯戒緣起同
- 註金光明經五卷、同
- 註無量義經三卷、同
- 天台靈應圖集十卷、同
- 總持章十卷、同
- 新集聖經序三卷、同
- 照權實鏡一卷、同
- 決權實論一卷、同
- 相承血脈譜一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋最澄、本姓劉氏、其先東漢孝獻帝之遠裔登萬王、吾應神帝之曆、慕王化而來、賜江州地采邑志賀、革姓曰三津首也、父百枝無嗣、禱叡嶽神、其妻乃娠、以神護景雲元年生於志賀邑、十二投大安寺行表剃髮、緇庵叡山、綜覈經論、延曆二十一年賜入唐求法詔、返以并月、二十三年秋七月、從遣唐使菅清公、僅經三旬、達明州界、乃德宗貞元二十年也、二十一年夏五月乘大使藤賀能船、著長州濱、即延曆二十四年也、弘仁十年三月上表、乞

建大乘戒壇於叡山、其條四科、具證緣起、降表南

京諸寺、詳定建否、與福寺護命抗表斥之、東大寺景深著迷方示正論、舉二十八失、南都七寺毀唇喧逐、明年二月澄述顯戒論三卷、表進、博引大乘戒文、作顯戒緣起、返詰二十八失、又降其書、無敢問議者、十三年春二月、賜宸書傳燈大法師位記、六月四日右脇寂於中道院、春秋五十有六、夏坐三十有七、平生撰述註法華經十四卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量義經各三卷、顯法華義八卷、天台靈應圖集、守護國界章、總持章各十卷、法華輔照附法緣起、長講顯文、新集聖經序各三卷、灌頂儀式二卷、照權實鏡、金錫論註、決權實論、內證佛法、相承血脈譜、六千部法華銘各一卷、凡百六十餘卷、十四年春二月賜寺額曰延曆寺、貞觀八年秋七月敕謚傳教大師、

- 三教指歸釋空海撰
- 秘密曼荼羅十住心論十卷、同
- 即身成佛義七卷、同
- 理趣經釋四卷、同
- 胎藏界私記三卷、同
- 金剛界次第三卷、同
- 教王經義記三卷、同
- 文鏡秘府論三卷、同
- 大日經疏文次第二卷、同

- 大日經開題略釋二卷、同
- 胎藏界廣記二卷、同
- 金剛界口訣二卷、同
- 守護國界主經釋二卷、同
- 摩訶衍論指事二卷、同
- 大日經略釋一卷、同
- 金剛頂經略釋一卷、同
- 金剛界私記一卷、同
- 最勝王經略釋一卷、同
- 法華經秘釋一卷、同
- 法華經品釋一卷、同
- 金剛私記一卷、同
- 瑜祇經行法記一卷、同
- 三摩耶戒作法一卷、同
- 真言問答書一卷、同
- 般若心經秘鍵一卷、同
- 性靈集同

本朝高僧傳沙門、云、「釋空海、姓佐伯氏、讚州多度郡人、父田公、母阿刀氏、寶龜五年生、裁在三孩穉、更無他戲、泥塑佛像、稽顙讚禮、十二外舅朝散大夫阿刀大足、教以世典、善通文義、十五隨舅氏上洛、博覽群書、十八入庠序、就味酒淨成博士岡田學毛詩左傳、嘆曰、儒書日淺、佛法愈高、作三教指歸、旌意、弱冠拜省操公、於泉州檳尾山落髮、受沙彌十戒、名曰如空、二十二登東大寺戒壇、稟具足戒、而改空海、延曆二十三年夏五月、乘遣唐使越前刺史藤賀能船、秋八月著衡州界、乃德宗貞元二十年矣、元和元年

秋八月歸、當本朝大同改元、帝敕諸山各述宗義、海據毘盧遮那經及菩提心論、著十住心論、配抵諸宗、立一家言、第一曰、異生抵羊心、第二曰、愚童持齋心、第三曰、嬰童無畏心、第四曰、唯蘊無我心、第五曰、拔業因種心、第六曰、他緣大乘心、第七曰、覺心不生心、第八曰、如實一道心、第九曰、極無自性心、第十曰、秘密莊嚴心、他家駁評、而密者取法、七年秋再躋高野山、粉精藍、曰金剛峯寺、十有一年、賜宸奎傳燈法師位記、承知二年春三月二十一日、結跏趺坐、結毘盧印、泊然氣絕、世齡六十有二、法臘四十有三、撰述尤多、秘密曼荼羅十住心論十卷、即身成佛義七卷、理趣經釋四卷、胎藏界私記金剛界次第、教王經義記、文鏡秘府論各三卷、大日經疏文次第、大日經開題略釋、胎藏界廣記、金剛界口訣、守護國界主經釋、摩訶衍論指事各二卷、大日經略釋、金剛頂經略釋、金剛界私記、最勝王經略釋、法華經秘釋、法華經品釋、金剛私記、瑜祇經行法記、三摩耶戒作法、真言問答書、般若心經秘鍵等各一卷、總計一百四十餘部、二百二十餘卷、其餘詩文見性靈集、延喜二十有一年賜諡弘法大師、

○興禪護國論三卷、釋榮西撰

○一代經論總釋一卷、同
○日本佛法中興願文一卷、同
○三部經開題一卷、同
本朝高僧傳沙門、云、釋榮西、號明庵、備州吉備津人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、母田氏、永治元年四月二十日生、十四祝髮、常聽支那禪法之盛、寄思南詢、仁安三年夏四月、遂乘商舶、著明州界、宋孝宗乾道四年也、是秋大旱、郡主請西祈雨修法之間、西身發千光、上燭霄漢、于時大雨、救賜千光之號、九月上浣重源相誘、同船而歸、以文治丁未夏再入宋城、年四十七、後乘楊三網船、著平戶島葦浦、時本朝建久二年也、建仁二年金吾大將軍賴家源公、營建仁禪苑於洛東、延居開山祖、初平侍郎奏賜紫衣、建保元年敕擢僧正、三年乙亥孟秋初五晡時、坐椅安祥而化、世齡七十五、法臘六十三、平生著述興禪護國等各一卷、密部特多、不可盡記明、

○華玄略述釋智光撰

○天親菩薩往生論疏釋五卷、同

本朝高僧傳沙門、云、釋智光、河州人、住三元興寺、講

說空宗、光精於空宗、著華玄略述等書、又依曇鸞義著天親菩薩往生論疏釋五卷、

○仁王護國經疏三卷、釋行信撰

○最勝王經音義一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、釋行信、聖武帝屢召開法、敕住法隆寺、為鎮寺法主、太子豐聰開基已來歷一百二十歲、伽藍未備、天平十一年、信奏興建、帝命藤不比等監視創營、凡歷九旬、寶殿回廊講堂樓閣皆悉落成、敕講法華開題之日、帝親臨幸、聽徒如林、信又祝國家安寧、撰仁王護國經疏三卷、最勝王經音義一卷、詣闕上進、敕任大僧都、管七大寺檢校、欲自寫五部大乘、以度於寺、迨數軸成、以老病化、實天平寶字年中也、

○仙那行狀釋榮撰

本朝高僧傳沙門、云、釋修榮、不詳其氏、想唐人矣、久隨仙那遊又三藏、又就道璿、益研戒學、敕任傳燈大法師位、住大安寺、盛弘師道、傍屬文藻、風彩可觀、嘗撰仙那行狀、

○唯識燈明鈔十二卷、釋善珠撰

○唯識肝心八卷、同

○因明論燈鈔六卷、同

○了義燈增明記四卷、同

○最勝王經遊心訣三卷、同

○法華肝心一卷、同

○八石經私記一卷、同

○彌勒經略贊三卷、同

○梵網經略鈔三卷、同

○樂師經疏一卷、同

○法苑林章記一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、釋善珠、姓阿刀氏、南京人、或曰、藤太皇后之孽子也、初早良太子與藤黃門種繼有郤、竊命近臣射殺種繼、天皇大怒、將殺太子、太子遣使詣寺、預修冥福、諸寺皆拒、珠獨納使曰、太子以宿殃受嚴譴、今幸還債、勿結怨矣、論勉激切、使者反命、太子喜曰、我聞師言披忍辱衣、不怖逆鱗、既而謫淡路、遂於中路斷食而殞、延曆十六年、早良之靈逼惱皇子、醫巫無效、敕珠持念、珠告靈曰、昔聞貧道言已披忍辱衣、今何作怨乎、講般若經、皇子病瘳、天皇大悅、擢為僧正、是歲四月某日化、壽七十有五、臘若干歲、撰述甚多、唯識燈明鈔十二卷、唯識肝心八卷、因明論燈鈔六卷、了義燈增明記四卷、彌勒經略贊、最勝王經遊心訣、梵網經略鈔各三卷、法華肝心藥師經疏、八石經私記、法苑林章記各一卷、其餘者不遑錄記、學者於今秘珍焉、

○最勝王經註十卷、釋明一撰

○法華略記四卷、同 ○法華記二卷、同
 本朝高僧傳沙門、云、「釋明一、姓和仁氏、居東大寺、論揚真教、延曆十七年卒、壽七十一、著最勝王經註十卷、法華略記四卷、法華記二卷、」

○法華弘贊二十卷、或曰二十五卷、釋行賀撰

○唯識論會記三十卷、同

○淨名經略贊五卷、同

○百法論記二卷、同

○唯識義陣一卷、同

○唯識樞要義一卷、同

○唯識義精一卷、同

○唯識比量一卷、同

○遺偽與真章一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋行賀、姓上尾氏、和州廣瀨郡人、年至大學隨永嚴法師出家、天平勝寶五年承敕入唐、三十一年歸、或曰七年、聖帝怜深壽、授大僧都、延曆二十二年二月十一日恬然而終、歲七十五、臘五十六、自少研精宗學、所著巨多、法華弘贊二十卷、或曰二十五卷、唯識論會記三十卷、淨名經略贊五卷、百法論註二卷、唯識義陣、唯識樞要義、唯識義精、唯識比量、遺偽與真章各一卷、」

○五教章指事六卷、釋慈雲撰

○五教章見聞十卷、同

○五教章復古記十二卷、同

○科文一卷、同

○簡註一卷

本朝高僧傳沙門、云、「釋慈雲、姓長尾氏、山城州人、才力優贍、精于華嚴、嘗著五教章指事六卷、五教章見聞十卷、五教章復古記十二卷、科文、簡註各一卷、奉旨為江州普光寺講師、大同二年某日寂、歲四十九、」

○最勝王經鈔十卷、釋常撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋常樓、姓秦氏、山城州人、延曆之末奉敕住秋篠寺、弘仁五年十月某日化、年七十四、平日記述多、大率亡失、今僅有最勝王經鈔十卷、」

○顯唯識疏隱文鈔十卷、釋常撰

○唯識樞要訣八卷、同

○唯識樞要鈔七卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋常騰、姓高橋氏、洛陽城人、騰純淑、究諸部、精唯識、訣釋義理、獨一步一時、住大安寺、隨衆啓講、聲振南北、騰講演之暇、著顯唯識疏隱文鈔十卷、唯識樞要訣八卷、唯識樞要鈔七卷、唯識論記二卷等、學者傳誦、大同元年任少僧都、弘仁六年某日順世、春秋七十六矣、」

○研心章釋護命撰

○法華解節記十卷、同

○法華釋義訣三卷、同

○了義燈解節記三卷、同

○心經幽贊解節記六卷、同

○因明解節記六卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋護命、世姓秦氏、濃州各務郡人、延曆乙酉夏六月任大法師位、弘仁六年壬辰任少僧都、明年轉大、十四年癸卯奉帝詔、作研心章、推舉相宗、天長四年敕任僧正、承和元年九月十一日終於元興寺小塔院、保齡八十有五、坐臘六十二、所撰之疏鈔有樞要解節記十七卷、法華解節記十卷、法華釋義訣了義燈解節記各三卷、心經幽贊解節記、因明解節記各六卷、唐僧思託撰傳、」

○因明纂要記鈔二卷、釋修圓撰

○因明纂要記秘心一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋修圓、不詳氏族、和州北谷人、稍過弱冠、住興福寺、任少僧都、承和二年六月十五日寂、年六十五、撰因明纂要記鈔三卷、因明纂要記秘心一卷、」

○後傳法記二卷、釋光定撰

○一心戒文三卷、同

○日本名僧傳同

本朝高僧傳沙門、云、「釋光定、姓贊氏、豫州風早縣人、武

內大臣之裔也、承和五年敕傳燈大法師位、天安二年八月十日化於院內、春秋八十、夏坐四十七、嘗著後傳法記二卷、一心戒文三卷、日本名僧傳、」

○三論大義鈔三卷、釋玄撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋玄容、補西大寺、英博名顯、嵯峨帝代嘗奉詔、撰三論大義鈔三卷、以呈進焉、」

○因明論疏記九卷、釋平備撰

○唯識論羽足四卷、同

○般若理趣分私鈔三卷、同

○梵網經上義疏二卷、同

○梵網經下義疏二卷、同

○最勝王經羽足一卷、同

○法苑林燈記同

本朝高僧傳沙門、云、「釋平備、通教乘、主元興寺、誘掖學徒、採摘性相、所著註鈔因明論疏記九卷、唯識論羽足四卷、般若理趣分私鈔三卷、梵網經上義疏、梵網經上料簡各二卷、梵網經下義疏、最勝王經羽足一卷、法苑林燈記、」

○般若經音義三卷、釋信行撰

○瑜伽論音義四卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋信行、住元興寺、學經法、有達稱、著般若經音義三卷、瑜伽論音義四卷、於今學

者用之。

○因明論義骨三卷、釋願曉撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋願曉、官并僧都、住元興寺、延講學實、撰述甚多、今有因明論義骨三卷也。」

○法華新疏釋德一卷

○中邊義鏡殘二十卷、同

○唯識論異補闕十二卷、同

○法相了義燈十一卷、同 ○起信論寬狹章三卷、同

○遮異見章三卷、同

○法華要略三卷、同

○慧日羽足三卷、同

○中邊義鏡章二卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋德一、慧美大臣仲磨之子、隨興福寺、修圓僧都、稟法相旨、住東大寺、專任相宗、嘗作法華新疏、難破傳教、相徒褒稱、開常州筑波山爲第一祖、以某年終於慧日寺、撰述多、有中邊義鏡殘二十卷、唯識論異補闕十二卷、法相了義燈十一卷、起信論寬狹章、遮異見章、法華要略、慧日羽足各三卷、中邊義鏡章二卷、學者玩誦焉。」

○顯揚太戒論八卷、釋圓仁撰

○金剛頂經疏七卷、同

○蘇悉地經疏七卷、同

○止觀私記十卷、同

○法華觀心四種記八卷、同

○速證菩提經集八卷、同 ○涅槃經音義七卷、同

○三寶輔行記五卷、同

○融通佛法義記三卷、同

○法華實相記三卷、同

○安樂行品私記三卷、同

○法華開講三卷、同

○百界千如義二卷、同

○十如是集二卷、同

○四悉檀義二卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋圓仁、姓壬生氏、下野州都賀郡人也、崇神天皇第一皇子豐城入彥節察東關、其第二子留爲鄉人、仁其裔也、延曆十三年生焉、弘仁五年正月剃髮受度、承和二年賜入唐之詔、五年六月二十二日從大使尙書右丞藤常嗣著唐國揚州海陵縣、乃文宗開成三年七月十二日也、大中元年中秋浮海、九月著太宰府、即承和丁卯十四年也、嘉祥元年夏六月授大法師位、貞觀六年正月十四夜、北首右脇而逝、春秋七十有一、夏臘四十有九、齊衡之初、仁作金剛頂經、蘇悉地經疏各七卷、私思付此疏若契佛意、當傳於世、不則正之、因祈佛前而歡喜、淳和太上皇欲營菩薩戒壇、仁撰顯揚太戒論八卷、助發聖意、三書依敕流行、其餘述作、止觀私記十卷、法華觀心四種記、速證菩提經集各八卷、涅槃經音義七卷、三寶輔行記五卷、融通佛法義記、法華實相記、安樂行品私記、法

華開講各三卷、百界千如義、十如是集、四悉檀義各二卷、總計一百五十餘卷、別有目錄、貞觀八年七月賜諡慈覺大師。」

○遍照發揮性靈集十卷、釋眞濟撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋眞濟、世姓紀氏、山城州人、彈正大弼御園之子也、延曆十九年生、承和初曆、奉敕入唐、十年冬加任東寺二長者、十四年夏轉一、仁壽元年秋任少僧都、三年冬轉權大僧都、相尋任傳燈大法師位、齊衡三年敕爲僧正、貞觀二年二月二十五日遭病、結定印而化、春秋六十一、濟有才力、編弘法大師詩文十卷、名曰遍照發揮性靈集、自作題辭、盛行于世。」

○凡骨鈔一卷、釋竟空撰

本朝高僧傳沙門、云、「元亨之末、東大寺有沙門竟空、此又相宗之英也、述三十三過鈔一卷、名凡骨鈔。」

○日本國現報善惡靈異記三卷、釋景戒撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋景戒、不詳其許產、住藥師寺、以唯識爲宗、梵學之外著靈異記、自作序曰昔漢地有冥報記、唐朝有般若檢記、何但慎乎、他國傳錄弗信跡、於自土目囑之、不得寢居心思之、

不能默然、因註側聞、號曰日本國現報善惡靈異記、編成三卷、以流季葉、然景戒稟性不儒、下愚寡聞、坎井之議、久迷大方、能巧之所、彫淺工加刀、只盡貪善之情、聊示濫字之業、後生賢者幸勿嗤焉。」

○菩提心戒儀一卷、釋慧運撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋慧運、平安城人、承和九年乘唐商李氏舶、秋八月著溫州樂城縣、即武宗會昌二年矣、留唐六年、夏六月浮張支元淨船、發自明州、經三晝夜、著肥前那留浦、本朝承和十四年也、貞觀六年任少僧都、十一年九月二十三日涅槃焉、年七十二、臘五十一、連作菩提心戒儀一卷。」

○二諦義一卷、釋隆海撰 ○方言義一卷、同

○四諦義三卷、同

○二智義三卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋隆海、父清海氏、仕官朝廷、海生攝州、家於河上、常釣河湄、本州講師藥園見而異之、攜附三論頌德願曉、仁和二年秋七月嬰風疾、自知不復、每日沐浴、誦無量壽經、至二十二日、命掃牀席、西面端坐、結定印、誦龍樹羅什彌陀讚、至夜氣絕、門人等依西竺法茶毘、保齡七十二、著述之

書二諦義、方言義各一卷、四諦義、二智義、二空比量義、因明九句義各三卷、

○傳教大師年譜釋圓珍撰 ○法華論議十卷、同

○法華開題十卷、同 ○最勝王經雜疏十卷、同

○金光明經文句四卷、同 ○仁王經註義三卷、同

○瑜伽略記三卷、同 ○華嚴骨目三卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋圓珍、姓和氣氏、讚州那珂郡人、弘法大師之姪也、父宅成家富、鄉人重、母佐伯氏、弘仁五年二月十五日生、十九薙髮為沙彌、仁壽三年秋八月、適唐商欽良暉發船、伴珍浮海、歷十餘日、著唐福州連江縣、即宣宗大中七年也、十二年夏乘商人李延孝船、經二十日、著肥前松浦縣、本朝天安二年也、寬平二年冬任少僧都、四年十月二十八日右脇而逝、保齡七十有八、法臘五十有九、珍撰傳教大師之年譜、其餘述作法華論議、法華開題、最勝王經雜疏各十卷、金光明經文句四卷、仁王經註義、瑜伽略記、華嚴骨目各三卷、總有二百餘卷、延長五年冬十二月賜諡智證大師、」

○菩提心義釋安然撰

○即身成佛義記同

○教時間答同

○被接義私記同

○三觀義私記同

○悉曇章同

○悉曇藏同

本朝高僧傳沙門、云、「釋安然、出傳教大師之系族、好事著述、輔弼大教、菩提心義、教時間答、即身成佛義、被接義私記、三觀義私記、悉曇藏、悉曇章等、凡著四十餘卷、其如教時間答、自設論訓、曰、真言宗立一佛一時一虛一教、判攝三世十方、一切佛無始無終、本來常住之佛名、一切佛無始無終、平等之時名、一切時無中無邊、法界之宮名、一切處遍一切乘自心、成佛之教名、一切教綜諸宗經疏、歸真言一宗、學密一者皆乘法焉、其悉曇章、深明梵學之奧旨、時人曰、以東地之唇舌、通西天之音韻、然公之才宏淵哉、都率超公曰、然師者顯密之博士也、又曰、然師若不入我門、密教殆可墜地矣、其為時賢所賞如此、元慶八年敕司元慶寺座主、任傳法阿闍梨、不記其所終、」

○西方念佛集一卷、釋昌海撰

○阿彌陀悔過一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋昌海、南京人、從少師事善珠僧正、靖居和州廣岡、相宗為任、旁樂安養、撰西方

念佛集、阿彌陀悔過各一卷、」

○華嚴宗疏鈔釋圓超撰 ○因明目錄同

本朝高僧傳沙門、云、「釋圓超、從海印寺良緒和尚稟華嚴頓教、又遊南都、請益耆宿、究三論法相之玄致、居東大寺、專弘雜華、聲馳畿內、敕任僧都、延喜聖帝十四年春、命諸山碩師錄記一家之章疏、於是天台之英玄日、三論之傑安遠、法相之後平祚、律宗之彥榮穩等、各道教錄呈焉、超記華嚴宗疏鈔及因明目錄、并作序、以進於闕、曰、竊以佛法之興也、於此有由矣、西天之境釋迦能仁、駕鹿苑、而疏其源、東漢之朝孝明皇帝、夢金人而尋其蹤、我國家奇異之像來、演微立之教聞、空、磯城島金刺宮御宇欽明天皇十三年、佛法始傳矣、其後至于延喜十四年、經三百五十二年、其間所傳法藏盡數、分教窮派、書寫經論、竟在公私、祕顯章疏、但任人心、或祕不傳、或散不寫、諸宗章疏漸積塞、白馬、教法無由釋焉、伏惟禪定皇帝五百佛前親受、咐囑一天下中、權現王身崇重、聖教遠越五天、紹隆顯密、近倍振、且爰皇帝敕寫傳章疏、使六宗碩學進各宗之錄、圓超苟陪華嚴之末學、忝獻自宗及因明目錄、伏憑後哲之正奏而已、甲

戊之歲四月八日謹序、帝叔覽優稱焉、

○般若經玄文十卷、釋法藏撰

○般若理趣分私記三卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋法藏、世姓藏氏、城州人、安和元年任少僧都、二年正月三日寂、享年六十五、坐臘四十二、平日著述有般若經玄文十卷、般若理趣分私記三卷、」

○法華音釋三卷、釋仲算撰 ○法華略頌一卷、同

○陀羅尼集一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋仲算、不知何許人、安和二、年、算與喜多院林曠登熊野山、自此不見、或曰、入慈恩寺山、而後不出、但遺草鞋云、所著作有法華音釋三卷、法華略頌、陀羅尼集各一卷、」

○唯識章十五卷、釋觀理撰 ○四種相違制三卷、同

○三論方言義同 ○諸經論指事同

本朝高僧傳沙門、云、「釋觀理、姓平氏、南京人、天德四年任權律師、為醍醐寺座主、康保二年任少僧都、安和元年轉大僧都、明年二月住持東大、居之二年、移東南院、天延二年三月某日寂於所住、春秋八十一、著作唯識章十五卷、四種相違制三卷、又有三論

方言義、諸經論指事、文集若干卷、

○中邊論私記九卷、釋守朝撰

○觀普賢經玄贊三卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋守朝、不詳姓氏、加州山田郡人也、給仕空晴僧都、研習性相經疏、以博識被稱於衆中、撰述最多、有中邊論私記九卷、觀普賢經玄贊三卷、」

○自他相對釋文釋千觀撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋千觀、姓橘氏、相州刺史敏貞之子、父母初無子、禱於千手觀音像而生、因以為名、常修淨業、作彌陀和讚二十餘行、華夷貴賤崇為口號、結樂因緣者往々多矣、應和二年夏旱、朝議敕觀祈雨、時觀在攝之箕面山、撰自他相對釋文、中使到庵、庵後三里有飛瀑、上有大柳樹、觀到瀑所、手擎香爐、樹上持誦、須臾爐烟上騰、散滿山谷、黑雲俄覆、大雨遍澍、觀并中使霑衣而歸、永觀元年臘月某日、手握願文、口唱寶號、怡然禪蛻、壽六十六、」

○九品往生義私記釋良源撰

○指要記同

○止觀微旨同

○決疑集同

○慈慧大師行道記藤原齊信撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋良源、姓木津氏、江州淺井縣人、母物部氏、延喜十二年九月三日生、康保三年秋八月補延曆寺座主、天延元年任大僧都、貞元二年轉僧正、四年敕加轉大僧正、永觀三年正月三日入滅、保齡七十有四、坐臘五十有八、源道貌雄威、自臨鏡寫照容、曰、我像設所在、必避魔魅、從此道俗雕印、四方競供、至今人屋戶扉黏貼殆遍、其撰述有九品往生義私記、指要記、決疑集、止觀微旨等、寬和三年二月十六日賜追曰慈慧、藤原相齊信撰行道記焉、」

○玄義鈔釋增實撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋增實、京兆人、父諫議大夫橘恆平、延喜十七年生、寬和元年撰玄義鈔、學者珍玩焉、長保五年六月示寂、壽八十有七、」

○日本往生傳一卷、釋寂心撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋寂心、賀茂忠行第二子也、俗名保胤、家世以天文曆數之學仕朝、至胤改業、觀藝場屋、師菅文時、才藻絕倫、天曆季試賦、獨登高科、任近江掾、後司記箋、雖居官署、歸心利、寬和年中及嗣子已冠婚、遂解簪纓、祝髮出家、長德三年終於洛東如意輪寺、心在俗之時、撰日本往生傳一卷、」

出家之後又得往生人五六輩、啓中書王兼明、加入傳中、兼明夢神人、告曰、傳中當載聖德太子、行基菩薩、筆削未成、中書王薨、心仍補入繫之卷首、今行於世矣、

○私記十卷、釋真興撰

○般若經音訓四卷、同

○觀普賢經略釋一卷、同

○般若心經略釋一卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋真興、不詳其產許、寬弘元年詔、赴最勝會講師、賞其優辯、任權少僧都、是歲十月二十三日終於所住、壽七十有一、所撰之書、有私記十卷、般若經音訓四卷、觀普賢經略釋、般若心經略釋各一卷、其私記依本宗著之、今行于世、贊曰、嘗看私記科一百餘條、而唯識之重關也、俱舍之細瑣也、無鍵鑰而自啓也、豈但便於初學者、雖老成人思過半矣、妖魔數群、仆於定力者、此又勝於漢高之臨敵揮劍矣、」

○仁王般若經疏智者大師撰

○彌勒成佛經疏同

○小阿彌陀經疏同

○金光明經玄義同

○華嚴骨目湛然禪師撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋覺慶、和州刺史平理善子、平安城人也、大宋至道元年夏、奉先寺沙門源清法師、贈

自撰台教疏鈔五部、因乞此方所有台疏、而當時學者有議自撰者、繇此朝廷詔慈覺智證之兩徒、指其瑕疵、慶奉救贖、諸疏、報書曰、中略、爰見求智者大師製作、仁王般若經疏、彌勒成佛經疏、小阿彌陀經疏、金光明經玄義、并湛然禪師所撰華嚴骨目、其無則闕如、其有以呈進目錄、有別不更委註、便附回使到、宜檢頒、」

○般若理趣分註一卷、釋清範撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋清範、不委其姓氏、播州人也、年三十八寂、時人惜其短命、又崇其德、號清水寺上綱、著般若理趣分註一卷、」

○實菩提心論釋覺運撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋覺運、京兆人、太子詹事藤貞雅子也、長保五年十二月大極殿仁王會、一條帝命運管總導師、任少僧都、爾後屢召內問法、敕轉僧正、寬弘四年十月晦日示寂、述作有實菩提心論、餘皆散逸云、」

○一乘要訣釋源信撰

○往生要集同

○阿彌陀經疏同

○大乘對俱舍鈔同

○因明相違註釋同

○二諦義私記同

○三身義私記同

本朝高僧傳沙門、云、「釋源信、世姓卜氏、和州葛木郡人、父名正親、母清氏、天慶五年生、天祿年中、嫌三擔榮名、屏三居橫川、從事著述、有三一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對俱舍鈔、因明相違註釋、二諦義私記、三身義私記等、凡七十餘部、一百五十卷、共行三於世、台嶺教法此時為盛、時稱三慧心院僧都、長保五年、信設三台宗教義二十七疑、寄三問宋國南湖智禮法師、禮見三問目、嘆曰、不三意東域有三如三斯深解之人、乃贈三答釋、從此風便往來、音問相繼、其後宋國通三書請三信述作疏鈔、其一乘要訣者、顯三衆生成佛之義、斥三定性無性之執也、時夢三西天馬鳴三龍樹摩頂三讚歎、傳教大師合掌告曰、我山教法、今屬三汝焉、往生要集者、記三彌陀本願三備三西方之勸發也、又夢三觀音菩薩微笑授以三金蓮華、毘沙門天王捧三蓋而從三信、又深夜獨坐、思三惟法義三欲三證三文、自然定火照三輝案几、衆多抄應匿而不說、寬仁元年六月十日遷化、春秋七十有六、」

○東西曼茶羅鈔釋覺超撰

○胎藏三密鈔同

○兩界生起同

○仁王護國經鈔同

○即身成佛義私記同

○三觀私記同

○五相成身記同

本朝高僧傳沙門、云、「釋覺超、攝州住吉縣有武之子、或曰、出三泉州巨勢氏、父母禱三於住吉明神、感三靈夢三而生、能慣三師業、著述為樂、有三東西曼茶羅鈔、胎藏三密鈔、兩界生起、仁王護國經鈔、即身成佛義私記、三觀私記、五相成身記等、皆為三學者所珍、長元某年正月正心而逝、」

○真言附法纂要鈔釋成尊撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋成尊、興福寺仁盛威儀師之子、自三孩提時三俊敏、群三延久元年春為三東寺長者、夏六月任三權僧都、承保元年正月七日順世、歲六十三、著三真言附法纂要鈔、世稱三小野僧都、」

○東域傳燈目錄三卷、釋永超撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋永超、平安城人、雲州太守橘俊孝之子、寬治八年著三東域傳燈目錄三卷、寄三呈青蓮院主、分三弘經講論雜述之三科、以區三別宗義、使三學者易覽、」

○圓光鈔六十卷、釋經圓撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋經圓、號三圓光房、博通三大小經論、補三唐院阿闍梨、承保二年為三一會講師、任三權律師、

師、嘗於三俱舍論三自設三殊勝問答、著三書六十卷、時號三圓光鈔、寺羅三兵亂、不三行三于世乎、」

○續遍照發揮性靈補闕鈔三卷、釋濟運撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋濟運、朝臣文綱子、仁和寺性信親王之附法神足、官任三僧都、弘法大師性靈文集纂編歷世末三卷亡、暹搜三索四方、補三直脫、策三成續、成三續遍照發揮性靈補闕鈔三卷、又有三經論文集、永久三年仲冬十六日化、世齡九十有一、」

○往生十因十卷、釋永觀撰

○彌陀要記同

本朝高僧傳沙門、云、「釋永觀、文章博士源國經之子、天承二年十一月二日寂、觀在三隱約、常辭三綱位、任三止律師、著三往生十因十卷、彌陀要記等、」

○婆娑論鈔釋覺俊撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋覺俊、中納言資綱子、元永二年舉三律師、博學、撰三婆娑論鈔數卷、即行三於世、大治元年三月二十九日卒、壽六十、」

○疏記鈔十卷、釋順耀撰

○四教顯鈔三卷、同

○大論義鈔同

○玄義鈔同

○雜々集三十卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋順耀、修三鍊台教、尤善三義論、

山衆呼三義虎、著三疏記鈔十卷、四教顯鈔三卷、大論義鈔、玄義鈔數十卷、雜々集三十卷、」

○五時口訣集釋皇覺撰

○一代心地鈔同

○口傳鈔同

本朝高僧傳沙門、云、「釋皇覺、解秀時、居三杉生、誘三學者、有三五時口訣集、一代心地鈔三十條、口傳鈔一千七百條、」

○類秘鈔釋寬信撰

○類顯鈔同

本朝高僧傳沙門、云、「釋寬信、大藏卿藤為房之子、大治四年冬任三權律師、賞三修營之勞也、康治元年任三權大僧都、仁平三年三月七日寂、著三類秘鈔、類顯鈔若干卷、」

○淨土義私記釋珍海撰

○決定往生集同

○淨影義章同

本朝高僧傳沙門、云、「釋珍海、廷臣園基光之子、仁平年中住三禪那院、撰三淨土義私記、決定往生集、淨影義章、」

○探玄記鈔記釋慶俊撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋慶俊、久侍三隆助於尊勝院、接三師之武、住三尊勝院、著三探玄記鈔若干卷、舉三世玩

閱、時稱大法房五師、

○修法要集六卷、釋守覺撰

○拾要集同

○右記同

○左記同

本朝高僧傳沙門、云、「釋守覺、後白河帝第二子、母藤氏、久安六年春三月誕焉、十二納剃髮戒、安元二年敍二品親王、治承二年任權大僧都、元曆元年敍法眼、文治二年敍許乘牛車而出、入禁門、建仁二年八月二十五日順世、壽算五十三、撰述儘多、有修法要集六卷、拾要集、右記、左記等、」

○三國通鈔釋覺撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋覺憲、藤給事通憲之子、任權僧正、建曆二年臘月二十七日安靖而化、壽八十有二、憲略三袖八宗大綱、勒成三國通鈔、以授門弟子等、」

○選擇本願念佛集釋源空撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋源空、姓漆間氏、作州稻崗人也、父名時國、母秦氏、長承二年四月七日生、承安四年移洛東吉水、盛說專念法及圓頓菩薩大戒、都下靡然、相國兼實藤公請第問淨土法、空述選擇本願念佛集進之、蓮社之徒傳為祕要、建永二年春二月竄讚州、謫居五稔、建曆元年承恩還都、二年正月廿五日寂、享年八十、坐臘六十有六、元祿十年春、征夷大將軍兼左丞相綱吉源公奏朝、敍諡圓光大師、」

日寂、享年八十、坐臘六十有六、元祿十年春、征夷大將軍兼左丞相綱吉源公奏朝、敍諡圓光大師、

○私記三十卷、釋眞撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋眞、往東塔華王院、大張講席、後構寶地房、獨任著述、撰私記三十卷、扶豎台教、山家學者至、今珍玩焉、文治五年奉敕為論義探題、尋任法印、」

○決疑鈔三卷、釋公胤撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋公胤、未詳其姓里、補園城長吏、任僧正、嘗嫌源空唱專念法、而作決疑鈔三卷、二日與空宮中相逢、一談而遂燒決疑鈔、建保四年閏六月二十日齡八十餘、奄然而寂、」

○祕密莊嚴記一百卷、釋眞撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋眞俊、凡顯密兩教大小諸疏無不罄盡矣、鎮西之人、稱般若房、嘗撰祕密莊嚴記一百卷、」

○應和宗論記釋恩覺撰

○遣偽與眞章

本朝高僧傳沙門、云、「釋恩覺、字法明、任傳燈大法師位、應保二年著應和宗論記、南北戒律勝劣、遣偽與眞

章、追提台宗、保齡七十餘矣、

○續選擇集釋靜通撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋靜通、大納言平賴盛之子、初居仁和寺、有瑜伽之譽、謗源空捨聖道門、立專修法、欲著書破之、及見選擇集、反思其益、於末世、革作續選擇集、高倉上皇敕住禪林寺、貞應三年四月二十日正念而寂、」

○略料簡一滯記釋幸西撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋幸西、字成覺、述略料簡一滯記、共扶淨教、」

○坐禪次第二卷、釋高辨撰

○光顯鈔二卷、同

○華嚴修禪觀照二卷、同

○孟蘭盆經總釋一卷、同

○功德義鈔一卷、同

○摧邪輪三卷、同

○明慧上人行狀釋喜海撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋高辨、號明慧、父平重國、紀州在田郡人、母藤氏、承安三年正月八日生、十六就上覺剃髮、辨常以我國慧學者多、定修者寡、是為大

患、便入北山巖窟修習禪定、五門禪要達磨多羅經以為心術、製講式五章、以祭達磨大師、又依華嚴宗義撰坐禪次第、入解脫義各二卷、建永元年冬十一月、後鳥羽上皇敕賜梅尾山、永為華嚴興隆之地、號高山寺、寬喜四年正月十九日右脇而逝、春秋六十、夏臘四十六、辨為民部卿藤長房詮釋金師子章、撰光顯鈔二卷、其餘述作、華嚴唯心義釋、華嚴修禪觀照、入解脫門義各二卷、孟蘭盆經總釋、善知識科文、功德義鈔、善薩戒儀各一卷、摧邪輪三卷、菩提樹寶塔式四卷、凡有七十餘卷、其摧邪輪、博引經論疏釋、破源空之選擇集、承其法者五人、喜海、道澄、隆詮、高信、了辨也、海公集辨師行狀、

○觀無量壽經疏五卷、釋空寂撰

○善導觀經疏記八卷、同

○元照彌陀經疏鈔三卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「空寂、精于淨教、於先達釋多、著疏、鈔觀無量壽經、著疏五卷、善導觀經疏述記八卷、元照彌陀經疏集鈔三卷、」

○遍口鈔成賢僧都撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋道教、唐橋大納言源雅親子、成

賢僧都見其法器、即爲三剃戒、住遍智院、任權少僧都、天福元年冬、賢附祕軌什具寺院、又與自撰遍口鈔、曰、余鈍根謏智、從上口訣、悉難暗記、但任師傳、大率記之、一家大事皆在此中、勿散失焉、是以學密之者、以教爲三寶院正統、

○智法藏重門略訣釋俊承撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋俊承、居橫川華林房、著智法藏重門略訣、」

○觀經祕訣集二十卷、釋證空撰

○曼陀羅註記十卷、同

○四十八願鈔同

○私記十卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋證空、號善慧、京兆人、村上天皇之裔、賀州刺史源親季子也、治承元年誕、正治元年、丞相兼實藤公召空府第、講選擇集、以精觀經、相國乞鈔、空述私記十卷、實治元年初冬二十六日合掌而寂、世齡七十有一、法臘五十有八、其述作有觀經祕訣集二十卷、曼陀羅註記十卷、選擇密要訣、四十八願鈔等、」

○天台三大部鈔三十卷、同

○天台三大部鈔三十卷、同

本朝高僧傳沙門、云、「釋正覺、播州人、獨事著述、宗要科文、著鈔三卷、名三姬路鈔、又天台三大部細加定衷、著鈔三十卷、台徒珍之、謙遜假書道達和尚、時人覺呼播磨道達、其餘鈔述在增位寺云、」

○釋親考伊藤長胤撰

匡正錄并純、云、「伊藤原藏釋親考、太宰德夫親族正名、大益於世教、」

○安南供役朱舜水撰

○宗廟圖說同

○舜水文集同

舜水朱氏談綺序安積、云、「文恭先生、夙抱經濟之才、遭時屯蹇卷而懷之、齋志飲恨、未嘗一日不以恢復爲心、大義著於安南供役、忠憤見於陽九述略、至於廟堂之制、配享之禮、皆有論、別參酌通融、則有宗廟圖說、辨析精詳則有太廟典禮儀、其餘所著該博富贍、維持世教、務爲適用、載在文集、」

○軍法極祕傳七卷

倭漢武家名數神田、云、「軍法極祕傳七卷、竹中家之軍書、」

○軍林一德鈔二十卷

倭漢武家名數神田、云、「軍林一德鈔二十卷、山本氏之所作、」

○軍法侍用集十卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田、云、「軍法侍用集十卷、小笠原昨雲之所編、」

○諸家評定三十卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田、云、「諸家評定三十卷、昨雲輯、」

○武士道功者鈔三卷、小笠原昨雲撰

倭漢武家名數神田、云、「武士道功者鈔三卷、小笠原昨雲作、」

○訓閱集

倭漢武家名數神田、云、「訓閱集、自古昔所傳、或大江匡房之書也、」

○兵道集

倭漢武家名數神田、云、「兵道集、楠家之武經、全十七卷、」

○軍要集

倭漢武家名數神田、云、「軍要集、楠家之武經、有二十三卷、以兵道集爲陰書、以軍要集爲陽書、」

○三傳集

倭漢武家名數神田、云、「三傳集、同楠家之書、」

○寒到來

倭漢武家名數神田、云、「寒到來全二卷、小幡家之軍書、」

○暑到來

倭漢武家名數神田、云、「暑到來全二卷、小幡家之軍法書、」

○彼書

倭漢武家名數神田、云、「彼書全二卷、此書同二卷、以上亦小幡家之書、」

○中興源記十一卷、小幡景憲撰

倭漢武家名數神田、云、「中興源記全十一卷、小幡景憲作、」

○武教要錄小幡景憲撰

倭漢武家名數神田、云、「武教要錄、軍鑑前集、全三卷、三卷、武備軍要、以上景憲所作、」

○同後集三卷、同

倭漢武家名數神田、云、「武教要錄、軍鑑前集、全三卷、三卷、武備軍要、以上景憲所作、」

○雄鑑鈔北條氏長胤撰

倭漢武家名數神田、云、「雄鑑鈔、卷數不定、雌鑑鈔、卷數不定、士鑑要法、一卷、微妙至善之卷、全二卷、以上四部、北條氏長

所編、」

○武教小學一卷、山鹿義以撰
 ○武教全書七卷、同
 ○奧儀鈔五卷、同
 ○結要品七卷、同
 ○足輕左右五卷、同
 ○一騎武者受用一卷、同
 ○兵法或問二卷、同
 ○武教別集二卷、同
 ○聖教要錄一卷、同
 ○手鑑要錄四卷、同
 ○問答三卷、同
 ○武教總要七卷、同
 ○問答極要集一卷、同

倭漢武家名數神田白龍、云、「武教小學、一卷、武教全書、七卷、師弟問答、三卷、奧儀鈔、五卷、結要品、七卷、足輕左右、五卷、一騎武者受用、一卷、武教別集、二卷、兵法或問、二卷、手鑑要錄、四卷、聖教要錄、一卷、武教總要、七卷、問答、三卷、同極要集、一卷、以上十四品者山鹿義以作、」

○山鹿語類四十三卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「山鹿語類、全四十三卷、義以之門人等作、」

○神武雄備集四十卷、山鹿義以撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「神武雄備集、全四十卷、義以之作、」

○武門要鑑十四卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「武門要鑑、十四卷、上杉家之軍書、」

○水鑑七卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「水鑑、上杉家之軍書、七卷、」

○山井武鑑十二卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「山井武鑑、山井家軍書、表十二支而有二十二卷、」

○和漢軍理七卷、由井正雪撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「和漢軍理、七卷、由井正雪之所作、」

○兵要錄十八卷、長沼廣敬撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「兵要錄、長沼廣敬所作、十八卷、」

○島津家傳記七卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「島津家傳記、全七卷、自三元祖忠久至吉貴、」

○高虎成功記三卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「高虎成功記、全三卷、高虎自七十餘石記至三十二萬石之間、」

○毛利家系

倭漢武家名數神田白龍、云、「毛利家系、自平城天皇至大膳大夫吉廣、」

○春日山日記三十七卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「春日山日記、三十七卷、上杉家書、」

○肥陽軍記十一卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「肥陽軍記、十一卷、或龍造寺記、」

○諸家大系圖綱目百卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「諸家大系圖綱目、百卷、記萬石以上百二十七家、」

○三松分脈十五卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「三松分脈、十五卷、三州之松平家一萬石以上、及旌本陪臣之類記之、」

○諸姓分流百五十八卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「諸姓分流、百五十八卷、專記旌本系譜、」

○尊卑絕系二十八卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「尊卑絕系、二十八卷、自古來記斷絕之大小名、」

○扶桑見聞私記七十一卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「扶桑見聞私記、七十一卷、一號廣元日記、」

○盛長日記五十卷
 倭漢武家名數神田白龍、云、「盛長日記、五十卷、藤九郎盛長所輯、」

○日本中古治亂記百卷、山中撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「日本中古治亂記、百卷、山中山城守所作、」

○三河後風土記四十六卷、平岩親吉撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「三河後風土記、四十六卷、平岩主計頭親吉所作、」

○家忠日記二十六卷、松平家忠撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「家忠日記、二十六卷、松平主殿頭家忠所作、」

○三河記三卷、大久保
 倭漢武家名數神田白龍、云、「三河記、三卷、大久保彦左衛門所集、」

○浪速戰記大全三十五卷、神田白龍撰
 倭漢武家名數神田白龍、云、「浪速戰記大全、三十五卷、予平

日集錄大成

○太閤記大全四十卷、神田白龍撰
倭漢武家名數神田白龍、云、「太閤記大全、四十卷、白龍子作」

○玉露叢六十二卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「玉露叢、六十二卷、自慶長四年至延寶二年記」

○玉滴隱見四十二卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「玉滴隱見、四十二卷、自慶長至天和」

○萬天日記六十六卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「萬天日記、六十六卷、自萬治二年至天和三年」

○細明記十四卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「細明記、十四卷、賴政弓矢之書」

○嚴政錄三十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「嚴政錄、三十卷、輯所々之法令、凡自慶長年中至元祿」

○通俗武王軍談二十五卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗武王軍談、二十五卷、始殷紂王七年終周景王廿五年」

○通俗吳越軍談十九卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗吳越軍談、十九卷、始周敬王元年終秦始皇二十六年」

○通俗戰國策十八卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗戰國策、十八卷、始周威烈王二十三年終秦三世皇帝之元年」

○通俗漢楚軍談十五卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗漢楚軍談、十五卷、始秦始皇二十八年終漢孝惠帝即位年」

○兩漢紀事

倭漢武家名數神田白龍、云、「西漢十卷、始太祖皇帝即位終王莽僭位之年、東漢十卷、始王莽終後漢光武皇帝中元年中」

○通俗三國志五十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗三國志、五十卷、始後漢弘農王終蜀漢咸寧五年」

○續三國志三十七卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「續三國志、三十七卷、始西晉

武皇帝即位終孝懷皇帝永嘉二年」

○續後三國志

倭漢武家名數神田白龍、云、「續後三國志、前編三十三卷、始西晉懷帝永嘉三年終孝愍皇帝建興四年、後編二十五卷、始東晉元皇帝終成皇帝咸和三年」

○通俗北魏南梁軍談二十三卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗北魏南梁軍談、二十三卷、始梁高祖武帝天監元年終孝元帝承聖元年」

○通俗唐太宗軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗唐太宗軍談、二十卷、始隋煬帝太業十年終太宗貞觀廿二年」

○通俗唐玄宗軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗唐玄宗軍談、二十卷、始中宗皇帝嗣聖元年終代宗皇帝廣德元年」

○通俗五代軍談二十四卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗五代軍談、二十四卷、始唐僖宗皇帝乾符元年終趙宗太祖皇帝太平興國四年」

○通俗元明軍談二十卷

倭漢武家名數神田白龍、云、「通俗元明軍談、二十卷、始元

順宗皇帝至正四年終明太祖高帝洪武五年」

○東鑑

倭漢武家名數神田白龍、云、「白龍子按、東鑑始治承四年四月九日終文永三年七月廿日、曆數凡八十七年、然往往有缺年者」

○一夜百首祇園阮瑜撰

詩學逢原祇園阮瑜撰、序釋教、云、「南海祇伯玉氏、年始十四、客于東都、遊於木恭靖之門、與源白石、雨芳洲、南南山之輩、日夜驅馳詞壇、皆是其門先鳴、海內知名也、伯玉夙慧艷發、嶄然見頭角、與此輩抗衡、才名大振、于都下云、於是樹立一家主張、此門既已轉向上、關捩子則縱橫自在、遊戲三昧、加以才之敏捷、遂至一夕賦百首矣、余嘗所序一夜百首是也、其詩者、翅腐臭化、神奇而已哉、能拈一莖草而為丈六金身、以用焉」

○本草別集稻若水撰

鯨志山瀬春政、例言云、「吾師稻若水先生、嘗著本草別集、論語徵物徠撰、論語古訓太宰春臺撰、

○同外傳同

讀書正誤石川安貞、云、「物徠徠作論語徵、其徒太宰春臺

作古訓及外傳、其微也不徵諸古、而徵臆焉、其訓也不訓於古、而訓己焉、強選奇僻、以嘲宋儒枉誣無稽之說也、浮薄之徒風靡雷同、以誤學徒、其毒甚溥矣、此禍之來、世學朱子者固陋偏執、以啓之也、謂之何、

○金溪雜話三卷、南川維運撰

閑散餘錄南川維運、緒言云、「予嘗て桑名に寓居すること十年許、講書の暇、金溪雜話三卷を草す、纔に稿を脱して、また考訂におよばず、既にして褐を解て薦野に仕ふ、公子の爲に經を説き、諸子弟の爲に念書を授く、其間暇の日多し、因てさきに草する所の雜話を校正して刊行せんと思欲す、此に於て其中に就て、忌諱を犯すことあればこれを除き、褒貶人意に觸ることあればこれを削り、僅に上下二卷とす、名を更めて閑散餘録といふ、

○斯文源流

閑散餘錄南川維運、緒言云、「近年梓行の書に斯文源流あり、儒林姓名録あり、姓名郷里師資の相承等はこの二書に詳なり、就て見るべし、

○儒林姓名録

○四書俚諺鈔毛利貞齋撰

閑散餘錄南川維運、云、「毛利貞齋は、書籍に俚諺鈔を作ることを専務とし、又舌耕をも業とせりと見ゆ、其頃の京都の書生の狂歌にも、貞齋只計席講銀と云へり、俚諺鈔を著すは標註を著すに如かず、

○南浦文集釋口口撰

○大潮文集釋口口撰

○金龍尺牘同撰

閑散餘錄南川維運、云、「吾國古昔、管家その餘の學者も多

く佛法を好めりと見ゆ、百五十年以來佛氏にて儒を好めるものには、南浦文集、曹洞宗の玄光護法集、豊後の道香、肥前の大潮文集、加州の無隱心學典論、金龍尺牘無孔笛等を著せり、

なり、

○圓珠經

閑散餘錄南川維運、云、「論語を圓珠經といへるは、皇侃が義疏の卷首の語に本づけるなり、徂徠の説に、皇侃に出と云ひ傳れども、その本據を見ずといへるは、義疏をいかに見過したるにや、あやしむべし、

○自娛集貝原篤信撰

閑散餘錄南川維運、云、「貝原篤信は俗稱を久兵衛といへる

なりといへり、入江若水などその門人なり、いづれも白石、徂徠とは別出の作家にて、京師にて詩道のひらけか、りしは此人々なり、

○香軒詩集鳥山輔門撰

閑散餘錄南川維運、云、「鳥山佐太夫に子あり、名は輔門といふ、孫平と稱す、香軒詩集、同略集あり、

○舜水文集朱舜水撰

閑散餘錄南川維運、云、「朱舜水は明の同姓なり、吾國萬治二年に明末の亂を避て長崎に來る、後に水戸公の聘に應じて水戸に至れり、文集あり、水戸公父子の選なり、

○老子國字解金蘭齋撰

閑散餘錄南川維運、云、「吾國にて眞に老莊を好める人甚寡し、學者たるものは皆老莊を讀めども、眞に好むにあらず、五十年前にや金蘭齋と云ふ人あり、この人實の老莊者にして、心も境も老莊に合へりとなん、近比老子の國字解を刻む、即蘭齋の解なり、國字なれども一家の見識あり、他の書の俚諺鈔、諺辭のごときにはあらず、その頃の書生の狂詩にも、社撰蘭齋暗魯論といへり、

人なり、宋學にて、好事なる人物と見ゆ、最親切なる學風なり、著述數十部あり、その内道學の見識を述べたるは、自娛集、慎思錄の二部にあり、晩年に大疑録といふ書を著して大に宋學を疑ふ、されども老後の事なれば、疑ひたるのみにて一家の説も建ずして物故せりとぞ、其事は徂徠文集、春臺文集に粗見えたり、予も亦其書を見ず、

○相葉篇笠原玄蕃撰

○芝軒吟稿鳥山佐太夫撰

閑散餘錄南川維運、云、「笠原玄蕃といへる儒士ありき、京都の西岡かたき原の郷士にて、其先は浪人なり、詩を能し、また書を能せり、その頃までは吾國の詩家皆三體詩、千家詩、錦繡段を金科玉條として學びたるを、玄蕃に至て初めてこれらの書をしりぞけて、杜律唐詩註解を専ら倡へり、もと小笠原氏の人にて、人品も方正なりしとなり、相葉篇といへる詩集あり、この人の集なり、その内に妻を亡ひし時の作に、失鶴の詩あり、集中の絶唱なり、玄蕃が失鶴の作とて人口に膾炙せり、今その詩を見るに、七八の句少く口惜くみゆ、又伏見の人に鳥山佐太夫なるものあり、玄蕃より少し先輩なり、芝軒吟稿を著す、徂徠の評にも晩唐の宗匠

なり、

なり、

なり、

なり、

なり、

なり、

なり、

なり、

○大和本草貝原篤信撰 ○庶物類纂稻生若水撰

○本草一家言松岡玄達撰 ○用藥須知同

○蘭品同 ○櫻品同

閑散餘録南川、云、「本草を講究して物産採藥を事とすることは、向井玄升靈圃先生より始るといふ、稻生若水に至て最盛なり、貝原篤信も本草を好み、大和本草を著す、若水は著述百餘卷ありと自ら言へり、韓人に序を乞ひたること唱和集に見えたり、然れども世に傳はらず、今の本草の新校正は、名を若水に託したれども、和名に允當ならざることまゝ見えたり、疑ふべし、初め京師に住し加賀に聘せられ、加賀より江戸に召され、教命を蒙りて庶物類纂一千卷を撰せりとなん、松岡玄達は若水の門人なり、本草一家言を撰す、これ又世に公にせず、用藥須知、その餘蘭品、櫻品の類、二卷二卷の冊子のみ刊行せり、」

○垂加翁行實一卷

閑散餘録南川、云、「山崎闇齋の履歴詳にしれる人なし、先年友人の家にて一卷の寫本を見たり、題して垂加翁行實といふ、神道の事などに附會の説と見ゆることあり、其時の心に、これ實録にはあらざるべしと

おもへり、故に熟覽にもおよばざりければ、一事をも記憶せざりぬ、」

群書備考卷之十一

○白石詩草新井君美撰 ○白石餘稿同

閑散餘録南川、云、「白石の詩は、白石詩草、白石餘稿二つの集あり、詩草には朝鮮の三使學士及び長崎の書家高玄岱が序跋あり、餘稿には今の清朝の翰林學士の序及び室新助、高玄岱が序跋あり、その詩高華雄渾にして、片言隻語も寒乞相に涉ることなし、大凡古今の詩人を歴選するに、窮愁孤獨の境を離れて富貴の相を得たるは、此人に如くはなし、徂徠と同時にして、少し先進なり、故に詩は此人より開けたりと云はんも、誣るに非ず、」

○燕樂筆語新井君美撰

閑散餘録南川、云、「最初白石布衣の時、順庵の門に入り、學成つて順庵の推舉に因て甲府に仕ふ、程なく甲府公入て統を繼給ふ、文廟是なり、因て大に文廟に信用せらる、文廟も亦經世に志あり、車服官名その餘諸の制度に至るまで預めその法定り、俄に文廟薨じ給ひぬとなん、然れども文廟の世に、諸々の法度前朝

とかはれることは、皆白石の意より出たり、朝鮮の信使へのあしらひも、この御代ばかりは諸事大に別にて、饗禮にも雅樂を用ひたまへり、その時の白石の燕樂筆語、今に寫本にて行はる、」

○本朝軍器考新井君美撰 ○東雅同

閑散餘録南川、云、「白石の著述の書多くあれども、皆寫本にて行はる、其中軍器考は近來梓に鏤ばめたり、是亦有用の書なり、東雅などよき書なれども、寫本にて且卷數多きゆゑ、人毎に見ることを得ず、」

○集義和書熊澤息遊軒撰 ○集義外書同

閑散餘録南川、云、「熊澤息遊軒は藤樹の高弟の弟子なり、初め備前の岡山侯松平新太、學に志あり、その頃藤樹大儒の聞えありければ、禮を厚うして聘せらる、藤樹は年老たるを以て辭してゆかず、息遊軒にその餘の弟子を添て岡山にゆかしむ、岡山侯息遊軒を尊重して、大夫に上し國政を任す、凡吾國百五十年來の儒士皆屠龍の技にて、學び得たる處を行はずして一生を終る、白石といへども十分が一も施し行ふことを得ず、その餘儒生の諸侯の國に仕るもの、皆閑官散職に

投せられて、文字訓詁の顧問に備るのみなり、息遊軒の遇を得たるが如きもの一人もなし、岡山の政事には今に其流風ありときけり、退居の後著述さまざまあり、その學問は象山、陽明の心學より出で、孤峻なる學風なれども、全體度量豁大なるを以て、心法のみにも繫縛せられず、且經濟地理に鍊達せること、拘々たる儒生の及ぶ所にあらず、集義和書、同外書、喪祭辨論等を見てしるべし。

○風水鈔山崎嘉撰

閑散餘録南川、云、「山崎闇齋は、孔孟程朱の道の天下の正道にして、佛氏の法の正道にあらざるを覺り、還俗して儒士となれり、其事既に前に見えたり、後又惟一の神道を吉川惟足に學び、伊勢流の神道を出口延佳に學びて、大に是を主張す、その頃正親町殿闇齋の門人にて、神道を學び給ふ、闇齋風水鈔といふ書を撰述して進めければ、正親町殿この書を仙洞の御覽に備へらる、上皇これを見給ひて曰、此書は貴重なる事のみにて容易の説にあらず、長く汝が家秘として妄りに人に示すことなかれと、それより闇齋の神道を正親町流の神道と稱するなり、故に今も志あるもの

は正親町殿の門に入る、入門すればかの風水鈔の中を、彼は省略斟酌して傳授したまへるなり、天人惟一の傳、土金の傳などといへる類の事なるべし。

○易說三宅重國撰

○祭神來 說同

閑散餘録南川、云、「三宅の事に奇話あり、最初三宅氏學成て出て阿部侯に仕へ、用人の職に進み、又轉役して世子の傳となる、時に世子弱冠にして時々葭原の花街に遊ぶ、三宅氏數々諫むれども聞入れたまはず、且世子の近侍の中にも門人あり、或時かの門生二人亡命し、書を遺して曰く、吾師數々諫を入るれども世子きゝたまはず、剩へ吾等を花街へ從へゆき給ふ、是義に於て甚安からず、是に因て臣たることを致して去るとなり、その頃は憲廟の治世にて、三宅氏も殿下に謁したる人なり、一たび殿下に謁せしものは、失故有ても容易に放逐しがたし、故を以て三宅氏も亦出亡せんことを慮り、急に密室に蟄居せしむ、三宅氏初の心は、何とぞして自殺せんと欲し、や、日を経て思ふは、古の聖賢も幽執の中に書を著し給へる人まゝ、これあり、いざや吾も書を著さんと心附たり、然れども筆墨を與へず、やうく釘と段とを拾ひ得て、釘を

以て手指を傷り、段をかみて筆とし、風寒に感じて鼻に清涕を流す由をいひ立て、紙を多く乞ひ、易説を工夫してこれを血書す、凡三百葉に満てりとなん、この故に別して易に長せしとなり、その後憲廟薨じ給ひて、三宅氏も獄を出して放逐せらる、猶江戸京大坂に居住することを禁せらる、もとより別號を尙齋といふ、因て吉田尙齋と變名して京地に居を卜したり、後又赦に逢ひて終に本姓に復し、三宅丹治と稱す、老後に至て阿部侯の世子は執政の職に升り給ひ、三宅氏が舊時の忠を追憶し、一たび面して謝せんことを欲せらる、折境三宅氏出府せしことあり、終に接見して舊きを語り給ひしと也、三宅氏の傳は、述作の祭祀來格説の初めに、山宮官兵衛が撰せる小傳あり、然れども此事の始末は諱みて載せざるゆゑ、ここに詳にす、予が説する處は、三宅氏が門人蟹佐左衛門が話をまのあたり聞及べり。

○經脈發揮 齋庭東庵撰

閑散餘録南川、云、「齋庭東庵、經脈發揮の作者なり。

○適從錄 大高清介撰

閑散餘録南川、云、「仁齋存在の時、土佐侯の儒官大高

清介といへる人あり、適從錄を著して大に仁齋を誹譏す、一門人彼書を持來て示し、且これが辨駁を作らんことを勸む、仁齋微笑して言なし、かの門人怒りふづくみて曰、もし先生辨せずんば吾其任に當らん、仁齋徐に言て曰、我非に彼是ならば、吾非を改めて彼が是に従ふべし、もし我是に彼非ならば、我是は即天下の公共なり、固より辨を須ひず、久うして彼も亦自ら其非を知らん、汝只自ら修めよ、他を省ること勿れとぞ、仁齋の度量大旨この類なり、此事は香川太冲が藥選の跋に見えたり、然れどもその書、醫生の外は人毎に讀まざるをもつてこゝに贅す。

○仁齋歌集

○惺窩文集

○獨語

○政談

閑散餘録南川、云、「仁齋與感あれば和歌を詠す、其事行狀に見えたり、その詠出の和歌を自ら集めて一卷とし、且自ら點を加へ跋を撰す、眞蹟は京師の稅官小堀數馬氏の家に藏せりとなん、寫本まゝこれあり、其中に二點の歌七首あり、總計二百八十餘首にて、閨怨の歌は一首もなし、仁齋の和歌とて人々のしれるは、春の歌の中に梅を詠ると、斯民也三代之所_三以

直道而行也といふ心を詠ると二首なり、この二首も集中に入れり、然れどもこの二首秀歌といふにはあらず、詳に集中に考へば猶あるべし、昔惺窩先生も和歌を能くせり、文集に和歌集をも合刻せり、近頃南郭も初め和歌を能くし、後に詩を學べりとなん、太宰が獨語にいへり、徂徠の歌は政談の卷末に二首あり、この外には聞およばず、

○書目

閑散餘録南川、云、「徂徠始め書を仁齋に寄す、仁齋答なくして程なく物故せり、その後門人仁齋の碣の銘の後に、安藤省庵、村上漫甫及び徂徠の寄せたる書牘を載て一卷となして梓行せり、

○制度通伊藤長胤撰

閑散餘録南川、云、「今の仲藏、仁齋の孫、往年父東涯の制度通を江府に獻せし時、敎命有りて、白銀を賜へり、

○秉燭談伊藤長胤撰

閑散餘録南川、云、「東涯の秉燭談の序の原稿は、假字の文に助語を加へて、助字を用るの法を示したるものなりと聞けり、今刊行の序は、その後漢文に改められしと見ゆ、

○譯文笠蹄秋生茂卿撰 ○政談同

閑散餘録南川、云、「徂徠は總州にて田夫野老の中に長りしゆゑ、平生の言語にも鄙野の俗語多かりしとなん、郡山の柳澤權太夫の著述に見えたり、實にも譯文笠蹄、政談等の書をみるに、賤しき俗語を能くあつかはれたること多く見ゆ、

○徂徠答問書秋生茂卿撰

閑散餘録南川、云、「予嘗て徂徠答問書を見て思へるは、是設けて著述したるものなるべし、實に人に答へたるにはあらずと、その後江州に客遊して一卷の寫本を見る、是答問書の出版より以前に寫し得たるものにて、今の答問書に比すれば、僅に三が一には足ざりき、この寫本には、一々にとへる人の國と姓氏をしるせり、今の刊行の本に、痲病後に書きたりといへるなどは、莊内の水野氏に答ふと記せり、水野氏は名は元朝、字は明卿、俗名大膳と稱す、羽州莊内酒井侯の大夫なり、後には春臺を尊信したる人なり、南郭文集に碑の銘あり、これを以て考ふれば、答問書は一々答へたる書なり、設けて作れるにはあらず、

○鈴錄二十三卷、秋生茂卿撰

○孫子國字解同

○吳子國字解同

閑散餘録南川、云、「徂徠兵學を好み一家をなせり、鈴錄二十三卷を撰す、即一家の兵法を述べたるなり、又孫子吳子の國字解を作る、孫子は既に世に行はる、

○鍾情集服部辰之助撰

閑散餘録南川、云、「鍾情集といへる集は、南郭が子辰之助といひしものの遺詩なり、この兒英才なりしと見ゆ、不幸にして十七にして痘瘡を疾みて天せり、

○東海漫遊稿田中省吾撰

閑散餘録南川、云、「徂徠集に所謂田中省吾は、後に姓名を變じて富春叟と稱せり、故に又徂徠集及び南郭集等に富春山人と稱す、柳澤侯に仕へたる人にて、畷中紀行にも、この人と共に命を受けて使したる由をいへり、故有て急に亡命せるとき、徂徠の宅に安藤仁右衛門、岡島冠山の二子あり、徂徠二子に言て曰、願はくは暫時命を假らん、二子諾す、終に夜を侵して省吾を郊外に護送せりとなん、省吾はそれより奥州に至り、姓名を變じて富春叟と稱し、東海漫遊稿を著せり、其申にも鐵衣を著て東都を出たりといへり、事の危難想像に堪へたり、後又攝の池田に客居し、終に攝に

て物故せりとぞ、

○論語玉振錄谷左仲撰

閑散餘録南川、云、「谷左仲は詩集并に論語の玉振錄などを著せり、爾雅の癖ありて、字訓に刻意せる人と見ゆ、もと東涯の門人にて、阿波の産なり、

○理氣辨論中江平八撰

閑散餘録南川、云、「仁齋の門人に中江平八といふ者あり、もと伊州の人にて大坂に客死す、東涯文集に碣の銘あり、理氣辨論を著す、世に行はる、平生文を作るに然則の二字多し、その頃の書目して然則先生といへりとぞ、

○非物論一百卷、五井藤九郎撰

閑散餘録南川、云、「大坂に五井藤九郎といへる儒士ありき、宋學にて書をも善くせり、非物論一百卷を作る、徂徠が一言隻句悉く看破せりとぞ、是も亦大業なり、

○草山集釋日政撰 ○谷口集同

閑散餘録南川、云、「深草の元政上人は法華律にて、傍ら詩を好み、袁中郎が風を能く學べり、草山集、谷口集あり、又和歌を巧にせり、和歌集は寫本にて行はる、

母に事へて純孝なりしとなん、青木東庵なるもの其風を學ぶ、竹雨齋詩集を著す、詩は大に劣れり」

○不載酒細井知慎撰 ○觀鷲百譚同

閑散餘錄南川、云、「廣澤も篆を好む、教命を奉りて不載酒といへる書を選んで獻る、古今篆書の集大成なりとなん、著す所の觀鷲百譚に、近年編修の、教命に傾ぶけりといふはこの事なり」

○勝早祕傳木工源右衛門撰

閑散餘錄南川、云、「澤崎主水が弟子の中に木工源右衛門といふ者あり、加地流の學を斟酌して勝早祕傳といふ書を著す、徂徠の軍學は、この源右衛門に學びたるなり」

○論語古義

閑散餘錄南川、云、「中島正佐は仁齋の門人なり、教授舌耕を業とす、四書を講ずるに集註を以てす、家の説には簡様々々といへる古義の説なり、中島點の四書とて今に傳れり、正佐曾ていへるは、昔善導大師は、念佛の功德に因て口中より阿彌陀を吹出されたりといふ、吾は講釋の德に因て借宅を三軒吹出したりとなん、今の論語の古義は此人の校正なりしといふ、文

字誤寫多し、惜むべし」

○老人雜話二卷、江村宗具撰

閑散餘錄南川、云、「江村宗具、專齋と號す、世々京都新在家中町の人なり、其先は江村備前守といふ、備前三石の城主にて、播州三木の城主別所小三郎の族なり、豊臣氏三木の城を攻こと前後三年、三木落城の後、備前守城を明け退く、初めて京都新在家に住して江村榮基といふ、策基の子を既在といふ、和歌連歌を能くし、時に聞香の技にて世に名あり、既在の子を宗具といふ、始めて學業に志し、兼て醫を學ぶ、加藤肥後侯に仕へ、在京ながら五百石を賜ふ、肥後侯嗣なく封絶て後、作州の森美作侯に仕ふ、又五百石を賜ふ、歳百歳に満みて歿す、後水尾帝在院の時、稀代の長壽なることを聞たまひて、召て修養の法を問ひ、鳩頭杖、黄金一枚、その外茶酒などを賜はる、その年九月、宗具住宅せる新在家の庭に松十餘株ありしが、其邊に松茸數莖を生ず、奇異のことなり、寛文四年甲辰壽一百歳に滿つ、其年元日に詠せる和歌三首あり、其歌に曰く、

百歳になるまで飢寒からず道ある御代の道にひかれて

何もせで身のいたづらに過しゆふ今日百歳の春にあふかな

百歳も猶あきたらず行末を思ふ心は物笑ひなる

詩作もありけるとなり、信長の比より太閤の世を経て昭代まで存したる人なり、この翁の幼年より見聞の事どもの話を、坦庵監曰、坦庵、伊藤宗恕之號也、先生記録して二卷とす、老人雜話と名づく、異書を好める人は適寫し得て珍藏す、予も亦一本を寫し藏む、其比の治亂世態歴史として、最實録なり」

○剛齋殘稿江村宗珉撰 ○北海詩鈔江村綬撰

○剛齋年譜細川桃庵撰

閑散餘錄南川、云、「宗具の子を宗珉といふ、剛齋と號す、少年にて青山侯の文學となる、青山侯は今の郡上侯の先にて、此時攝州尼ヶ崎に在城あり、數年の後故ありて病告し、京都にありて教授す、其後紀藩より五百石を以て聘せらる、辭して仕へず、是青山侯への義を思ふなるべし、慶安四年庚寅、近衛藤公より詔を傳へ給ひ、禁裏の侍講たるべしと、然れども疾に託して、固く辭して敕に應せず、是紀藩への義を思ふなるべし、因て叡藻をしばく下し給ひて、是正して獻りしとなり、是に因て敕賜壽杖潤色聖製之家とい

へる印を、今の北海先生に至りて用ゆ、宗具元日の和歌も自筆せるが、今に残りて北海の家寶となれりとなん、是等のこと、宗具のことも、剛齋殘稿の首に、江戸の醫官細川桃庵の撰せる剛齋年譜又は東涯の盡簪録に委し、世系は北海詩鈔の序に詳なり、慶安は後光明帝の年號なり、後光明帝は近時帝王中の好學の主なり」

○麥林集

閑散餘錄南川、云、「蘭亭曰く、われ俳諧を見ることを喜ばず、然れども萍や、今日はむかふの岸に咲くと、此句の如きは詩も俳諧も同情にて、實に絶唱といふべしと、この句は伊勢の乙由といへるものの作なり、麥林集あり、世に行はる」

○古學指要同

○名物六帖同

○周易通解十八卷、同

○周易圖例同

○帝王譜略同

○東涯漫筆同

○唐後詩四大家雋物茂卿撰

○五經筆記仲村欽撰 ○文會筆錄山崎嘉撰

○靖獻遺言淺見安正撰 ○氏族辨正同

○鎌倉志光圀編撰 ○扶桑鐘銘集同

○草露貫珠同 ○參考太平記同

○花押同 ○日本史同

閑散餘錄南川維通云、「近世諸儒の中、著述の多きは東涯に如くはなかるべし、靜齋公子深く仁齋東涯を信ず、因て二先生の書の既に刊行せるものはこれを購求し、その未だ上木せざるものは、命じて繕寫せしむ、幸に洞津の奥田先生東涯の高弟なるを以て、その著述の書蓄へざるはなし、因て乞假ることを得たり、凡既に刊せると未だ刊せざると、合せて四十餘部百六十餘卷あり、中に就て經義の純粹なるは辨疑錄、古學指要なり、名物六帖は簡便なる書なれども、僅に人品器財二箋のみ刊行して、餘はいまだ行はれず、但釋族箋は釋親考の附録に合刻す、其いまだ刊行せざるものには、易には通解十八卷并に私説、圖例、考異等の書あり、その餘帝王譜略、盍簪錄、東涯漫筆、春秋胡傳辨疑、これらの書何れも經義を發明し名教を維持す、この外一巻二巻の冊子まで、生徒の業を助け學

者の簡便をなさざるはなし、徂徠の著述は南郭文集及學庸解の卷後に、書目一篇あり、これ亦其書家に満てり、然れども唐後詩四大家雋の類は、選にして著にあらず、中村惕齋書頗多し、五經の筆記など、浩博にして刊行に煩し、惜むべし、闇齋も亦書目少しとせず、文會筆錄の如きは鈔書なり、著作にあらず、その門人に至ても亦多し、中に就て淺見の靖獻遺言、氏族辨正など最純正と云ふべし、若夫れ水戸には中納言光圀公の時より、彰考館を設け諸儒を聘召して、撰著編選を掌どらしむ、鎌倉志、扶桑鐘銘集、草露貫珠、參考太平記、花押の類、枚舉に暇あらず、皆是國家に無んばあるべからざる書なり、又日本史數百卷あり、余かつてその内贊叢及び菅公列傳を見る、議論平正引據精嚴、謂つべし良にして正なりと、

○東雅新井君美撰 ○孫子兵法擇同

○日本軍器考同

白石餘稿新井君美、緒言明卿云、「先大夫以經術遇知昭代、而以詩名世、世之知先大夫者、特以詩、先大夫生而異、三歲在襁褓、兒戲每寫字、視之則天下一之文字也、人以爲英物、及長慨然有大志、余見鳩

巢先生所撰墓碣之中所著有東雅、孫子兵法擇、日本軍器考、諸書未梓、

○白石詩草新井君美撰

白石餘稿新井君美、緒言明卿云、「白石詩草、天漪先生先已範而出、

○日本書紀

皇朝事苑常盤凡例云、「舍人之筆、字不_レ失義、句不_レ失法、載言敘事通暢可_レ觀、

○百人一首藤原定家撰

古詩百家選西山素庵、序那波云、「昔京極中納言閑居小倉山莊、懼歌詠之道墜、選百人一首、萬年橫川叟憫詩

○日本紀 ○元亨釋書

○濟北集

東海一瀛集妙喜法師、跋那波云、「予每念、生乎其國、而不_レ知其國之事跡、豈可謂之書生哉、然自從國綱一廢、而三代實錄之後不_レ聞復有朝廷之史、而後文章入禪林、彼月中巖、練虎關、其翹楚也、博學文章、冠冕古今、嘗編日本紀、有議不_レ行、可惜而可_レ悲、元亨釋書之編、雖異教之史、略有可_レ觀者、又讀濟北集、

至賦章、通衡詩話等、則雖中華大家之文人、不_レ多讓矣、誠國僧之所_レ絕無也、

○中國太平記

安齋漫筆伊勢貞丈云、「中國太平記と云ふ書は、毛利家元祖より元就、輝元、其外小早川吉川等の事跡詳に記したる書の由、全部廿冊餘有之よし、作者誰人の作と云ふ事存じ不_レ申候、其書には作者の名記しあるべくか、南海治亂記より出たるや、大久保氏に御頼被遊候は、知可_レ申候、

○室町殿日記猶村長教撰

安齋漫筆伊勢貞丈云、「室町殿日記、平假名、猶村長教撰、萬松院殿の末より光源院殿并秀吉時代までの物語なり、

○長秋草三室戸有範撰

安齋漫筆伊勢貞丈云、「長秋草は日野家三室戸有範の集也、古來上下二卷、今下卷闕、

○むかし物語大藏虎明撰

安齋漫筆伊勢貞丈云、「むかし物語、大藏彌右衛門虎明作、慶長四年林鐘吉辰日、從元祖十三代狂言太夫虎明云々、

○老人雜話江村宗具撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「老人雜話は江村專齋の物語を、其子伊藤宗恕書集めたるなり、專齋名宗具、倚松庵と號す、永祿八年に生れ、寛永四年六月百歳にて卒す、後水尾院より御杖を賜ふ、其時和歌あり」

○太平記評判

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「太平記評判は那和宗三と云ふもの家に傳へしを、宗三が加賀國の法華法印と云ふ僧に傳へたり、法印又大橋新之丞、水野内匠、小原惣右衛門に傳ふ、大橋は本多阿波守が家臣なり、昔は世の寶とせし書也、今は版行にありて、人さのみ貴ばず」

○民部省圖帳

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「本朝民部省にありし諸國圖帳、安元元年内裏炎上の時焼失すと、永正四年十二月に記したる旅宿問答にあり」

○北越太平記隱士雲廉撰

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「北越太平記、全二十七冊、作者洛東隱士雲廉、謙信景勝二世の事を記す」

○和歌物語

安齋漫筆伊勢貞丈、に和歌物語を引き、自註云、「桂秋齋門

人記

○卯祭雙紙一卷

○殿うつり

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「卯祭の雙紙といふは、一卷ありて作者知れずといへども、清少納言の枕雙紙にも、雙紙は卯祭、殿うつりとあり、今やうの物にあらず、殿うつりとあるは、今乞食のうたふ鳥追と云ふ物の詞の餘風也、御堂殿新殿をつくらせ給ふを祝したるうたひ物なり」

○江源武鑑澤田喜太郎撰

○大系圖同

○和論語同

○足利治亂記同

○淺井日記同

○異本關原軍記同

○異本勢州軍記同

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「江源武鑑は偽書也、近江坂本雄琴村の民澤田喜太郎と云ふ者、青蓮院法親王に奉仕して禿童なり、學文し、後に銀の茶碗を盗みたること顯れて追出され、舊里に歸り、己れ佐々木の嫡流也と偽て、佐々木の系圖に加筆して己が先祖をこしらへ、且佐々木の日記と偽て江源武鑑を作り刊行す、また大系圖も彼が作にて偽多し、又和論語、足利治亂記、淺井日記、異本關原軍記、異本勢州軍記等も、彼が作に

て虚説也、佐々木義實、義秀、義郷は彼が作りたる人名にて、彼が先祖也と云ふ、其名は有りてその人の體はなきもの也」

○參河後風土記

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「參河後風土記は、二階堂松齋と云もの、平岩の名をかりて作りたる也」

○甲陽軍鑑

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「甲陽軍鑑は、小幡勘兵衛が高坂彈正の名をかりて作る也」

○徒然草

○兼好歌集

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「徒然草のこと、新井白蛾著の牛馬問答に、つれづれ草を兼好自ら編めるやうに思ふ人多し、然らず、これは兼好のわらは命松丸、後に今川了俊に仕ふ、了俊命松に兼好が歌など残る物ありやと、問カ多く草庵の壁にははられてはべる、こゝにも候へども、かたみに重寶いたすとあれば、尋させよとて、吉田の感心院へ命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは伊豫太郎光貞とて、歌の心もありしをつかはし尋しに、伊賀の草庵にてやう／＼五十枚ばかり集めぬ、今の徒然草は、吉田にて多くは壁にはられし、また經卷

などを寫せしものうらなどに書捨てありしをとりて來れる、夫を了俊、命松など取揃へ、また命松が許にありしを集め、歌一冊、草紙二冊とせり、この時題號なき故、發端の文字を取て徒然草と題せるは、今川了俊にてぞあらん」

○ゆりわか實記

○小栗實記

○三楠實錄

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「ゆりわか實記、小栗實記、三楠實錄など、實事は少ばかりにて偽作多し、外題に實の字を加へたるは、人に實也と思はせん爲なるべし、なれど實の字を加へたるにて、押て其虚顯はるゝ也」

○中右記

安齋漫筆伊勢貞丈、云、「中右記は中御門右大臣宗忠公の記也」

○續千載集

太平記年表河原貞頼、云、「後醍醐天皇元應元己未十月、撰續千載集」

○元亨釋書

太平記年表河原貞頼、云、「元亨二八月、東福寺虎關獻元亨釋書」

○續後拾遺集
太平記年表河原貞頼、云、「正中二八月、撰後拾遺集。」

○風雅集
太平記年表河原貞頼、云、「貞和元乙酉、南朝正平元年、是年奏風雅集。」

○貞和集
太平記年表河原貞頼、云、「貞和三、周信編貞和集。」

○新千載集
太平記年表河原貞頼、云、「延文四十二月、奏新千載集。」

○節用集
桂林漫錄桂川中良、云、「節用集、環翠と云ふ人の作なる由、白石先生安瀟泊に答へられたる書中に見ゆ、中良按に、環翠軒言翁と號す、嘉吉年間の軍器考などにも此書を引、貝原翁の著述の書にも引用ひられたり、予活字の節用集一冊を得たり、慶長二年易林なる者の校正せる本なり、近來の節用とは大に異なり。

○新撰字鏡
桂林漫錄桂川中良、云、「新撰字鏡、寛平四年求法門昌住なる者の撰なり、古書目錄に字鏡と記せる物是ならんか、日本にて字書と云ふ物は、此書と平他字類鈔との

みなるべし、字鏡は東都の平春海なる者、昔年京師の書僧より不意購得たり、是は此書の再び世に出でたる始にて、今日机上に字鏡有るは、實に春海の賜なり、楫取魚彦なる者、此書は古の字鏡に次で作りし故新撰とは題せしならんと云へど、昌住が自序に其事を記さず、按に、古より曾て無き所の新書なるに依て、かくは題せしならん、目錄には新撰の二字を省きしにもあるべし。」

○平他字類鈔
桂林漫錄桂川中良、云、「平他字類鈔、予が藏する所の物至て殊勝なる鈔本なり、卷末に、嘉慶二年十一月廿三日、於立取之服藥所、爲後見一如形書寫畢、執筆釋迦院實守(花押)と誌せり、四百年以上の物なり、卷毎に黒印を踏、印文蒙古篆を用ゆ、圖の如し、按に、此時唐土祖の洪武廿一年に當る、胡元亡て久しからず、去は其我邦にも自ら蒙古文字をも傳へたりしにや、當時好事の者の印と見えたり、附録に、平他同訓字なる物一本あり、天地人倫などの類を分ちて、字聚めたる書なり、是等を節用の權輿とは云ふべき。

○天狗名義攷
桂林漫錄桂川中良、云、「諦忍比丘が天狗名義攷は、俗にし

て見るに堪ず。」

○吾妻鏡

桂林漫錄桂川中良、云、「曝書亭集載吾妻鏡五十二卷、亦名東鑑、撰人姓氏未詳、前有慶長十年序、後有寛永三年國人林道春後序、則鏤版之歲也、編中所載、始安德天皇治承四年庚子、訖龜山院天皇文永三年七月、凡八十有七年、歲月陰晴必書、餘紀將軍執權次第及會射之節、其文鬱輻、又點倭訓于傍、譯之不易、而國之大事反略之、所謂不賢者識其小者而已、中略、慶長十年者明萬曆三十二年、寛永三年者明天啓四年也、櫻窓先生曰、按に三十二年は三十三年、四年は六年なるべし。」

○睡餘操筆

桂林漫錄桂川中良、云、「睡餘操筆を引き、自註云、「林春齋著。」

○勾玉考

桂林漫錄桂川中良、云、「谷川士清が勾玉考、其說精到なり、然れども言中華の書におよばず、此頃王子年が拾遺記を見るに、岱輿山西有玉山、其石五色而輕、或以履舄之狀、光澤可愛、有類人工、衆仙所用焉、恐くは勾玉の事なるべし。」

○知約貝原篤信撰

桂林漫錄桂川中良、云、「知約は貝原益軒翁の鈔録にして、百頁ばかりの綴本、數十卷ありとなり。」

○懷風藻

○無題詩集

日本詩史江村綏、凡例云、「蓋古昔詩可徵于今者、莫先乎懷風藻、懷風藻作者六十餘人、詩凡百二十首、經國集雖殘缺、今存者二百餘首、麗藻集凡百首、無題詩集七百七十首、又云、「懷風藻所載朝紳、始自大納言中臣朝臣大島、訖于中宮少輔葛井連廣成、人必具官銜者、於義當然。」

○本朝詩纂

日本詩史江村綏、凡例云、「余近覽本朝詩纂、私欽敬其盛舉、但其中錄次京師近時作者、大爲憤々、其薰蕕雜陳亡論耳、若載余伯氏、已錄伯氏姓名、又別舉伯氏舊名舊表號、此以伯氏一人爲二人、餘可準知、噫以宗藩之勢、何求不得、加之文學之職、賓客之盛、承順其美、贊成其業、無所不至、而猶且如此、

○敬公集釋尊敬撰

日本詩史江村云、「橘在列、詩名高世、亦嗣系譜、源順嘗師事焉、在列後爲僧、更名尊敬、亡後順爲輯遺稿、名敬公集、今存者小作數篇已。」

○都氏文集

日本詩史江村云、「都氏本桑原氏、相傳後漢靈帝之後、至腹赤更姓都氏、其子文章博士良香詩名最著、集若干卷、今存三文三卷。」

○朝野群載善爲康撰

日本詩史江村云、「三善氏、或曰百濟國王之後也、爲康著朝野群載行于世。」

○續日本紀

日本詩史江村云、「菅野真道、撰續日本紀、文才可、想而詩殊不諧。」

○舉白集豐臣勝俊撰

日本詩史江村云、「少將豐臣勝俊、豐臣氏時受封若狹、後退隱京畿、更名長嘯、以和歌稱、所著有舉白集、其中載詩數首。」

○勢州紀行阪士佛撰

日本詩史江村云、「阪士佛、名慧勇、號健叟、京師人、數世官醫、給仕足利和公、明德中敍民部卿法印、世稱

上池院是也、相公嘗戲之曰、卿祖名九佛、父名十佛、卿宜名十一佛、遂以十一佛呼之、後修十一爲士、蓋佛優遇也、士佛善和歌及聯歌、有勢州紀行、以國字錄也。」

○太平記僧玄惠撰

日本詩史江村云、「僧玄惠、不詳氏族、或曰、其初業儒、中爲僧、後復還俗、以著太平記、故世稱博文、若其詩、延元中內宴應制一首之外、絕不觀他篇。」

○一人一首春齋林子撰

日本詩史江村云、「春齋林子一人一首、論載評悉。」

○本朝千家詩

日本詩史江村云、「本朝千家詩、元祿中京師書林編輯、距今已八十年。」

○歸家日記井上通撰

日本詩史江村云、「讚州丸龜士井上氏女名通、從東都還丸龜、道中以國字紀行、名歸家日記、其中載詩十二首。」

○中山詩稿立花氏女撰

日本詩史江村云、「筑後柳川立花氏女、有詩集、名中山詩稿。」

○活所遺稿十卷、那波方撰

日本詩史江村云、「活所、名方、字道圓、姓那波氏、後更姓祐生名胤、播州人、年十八遊京師、始謁惺窩、元和元年大駕駐京、召見名儒、活所雖年少亦在其列、後策仕肥後、肥後國除、更事紀藩、正保戊子卒于京師、有活所遺稿十卷、詩凡五百首。」

○老圃堂集那波守之撰

日本詩史江村云、「木庵量令曰、道長子、名守之、字元成、嗣職爲紀藩文學、後以老病致仕、在家教授、遺稿若干卷、名老圃堂集。」

○覆醬集石川丈山撰

日本詩史江村云、「寬文中稱詩豪者、無過於石川丈山僧元政、丈山出處在世之口碑、已武且文、隱操亦卓然、年九十卒、可謂偉人也、至今京師東北一乘寺邑有詩仙堂、暨其遺留琴硯等、依然尚存、當時嘯咏其中、誓不入城市、諸名士每經過談論唱和、以爲娛樂、所著有覆醬集、韓人權代者爲之序、稱曰、日東李杜、余覽其集、句多拙累、往々不免俗習、權賦溢美不、俟辯論、然當時諸儒詠言率出于性理之緒餘、乏溫柔旨、而丈山獨夢寐山林、襟懷瀟灑、如、聽

間殘月影、枕上遠鐘聲、風柳起鸞懶、山花留馬蹄、半壁殘燈影、孤牀落葉聲等、意象間雅、殊可諷詠。」

○草山文集元政撰

日本詩史江村云、「僧元政、修持法華、戒律堅固、而雅尚風雅、所著有草山文集、先是明人陳元贊避亂投化、後以山人應張藩聘、時々來遊京師、會晤元政、心機契合、編方外盟、有元々唱和集。」

○高氏家譜大高坂義明撰

○芝山會稿十二卷、大高坂季明撰

日本詩史江村云、「高季明、本姓大高坂氏、自修爲高、字清助、號芝山、土佐州人、其履歷詳于男義明所撰高氏家譜、少時遊學兩都之間、博覽而有志、最研理義、又好著述、有所作則必致之長崎、請正於林何願三人、三人極口褒賞、其答季明書曰、我輩來貴國、視數家文章、雖各有所長、然或未諳章法句法、唯足下所作盡合規矩、又曰、足下文章意深語簡、韓柳歐蘇無過、又曰、足下詩格調兼高宜貴、貴國紙孟浪、諛言固不足論、而季明信之、妄自夸毗、遂缺精細工夫、芝山會稿十二卷、篇章不爲不多、而可採者無幾、余酷愛季明慷慨有氣節、因深惜爲

三人所誤也。

○扶桑名勝詩集 吉田元俊撰

日本詩史江村云、「延寶中、吉田元俊纂扶桑名勝詩集、元和以來、作者不下百人、涇渭混淆、其中雖有短長、槩而論之、無足採錄者、平岩仙桂、熊谷玄閑、山本洞雲、咏題殊多。」

○竹雨齋詩集 餘元微撰

日本詩史江村云、「餘元微、名澄、號東庵、有竹雨齋詩集。」

○遜庵詩集 宇都宮由的撰

日本詩史江村云、「宇都宮由的、名三近、號遜庵、周防人、昌三門人、講學於京師、有遜庵詩集、弟子恕方者輯錄、其序云、先生著述罹災、今所存特晚年作云々、余閱其集、詩猶千餘首、七絕最多、至七百首、其中云、海色茫茫山色長、孤舟風雨轉淒涼、天涯一夜愁人夢、半在京城半故鄉、悽愴婉約可稱佳作、其他則蕪陋淺俗、可笑者不鮮、十刪其九、則可不朽矣。」

○出思稿 二卷 松原一清撰

日本詩史江村云、「松原一清、字孫七、號鶴峯、安藝人、仕本藩、職爲行人、幼好讀書、九歲作詩、長而益勤、詩集二卷、名出思稿、語多胸臆、不喜踏襲。」

勤、詩集二卷、名出思稿、語多胸臆、不喜踏襲。」

○桐葉編 笠原龍麟撰

日本詩史江村云、「笠原雲溪、名龍麟、稱玄蕃、京師人、詩名顯著一時、亦京師學風一變之機會也、雪溪歿、門人竹溪者鈔其遺稿、梓而行之、名桐葉編、其詩嫵媚足自喜、而氣骨纖弱、如律詩、全篇佳者無幾、絕句則間有堪錄者、人傳、雪溪卓犖、兼好武術、其或然也、右桐葉編卷末附載竹溪詩數十首、跋亦竹溪作、而無序、以朝紳和歌一首代之、竹溪、余未詳其人、以先師遺稿爲玩弄具、且爲售己名奇貨、輕薄亦甚。」

○辨道解蔽 石川正恆撰

日本詩史江村云、「石川伯卿、名正恆、號麟洲、京師人、滄洲門人、學成仕小倉侯、爲人謹恪、而藻思亦蔚然矣、嘗著辨道解蔽、駁徂徠說、嗣子今嗣職爲小倉文學。」

○八居題詠集

日本詩史江村云、「享保年中、坊間所刻八居題詠集中、有伊藤祐之、服部寬齋、梅園正珉、五井純禎、今西春芳和作、祐之字順卿、號幸野、稱齋宮、寬齋稱藤九郎、失其名字、正珉字某、號文石、純禎字惠迪、號蘭

洲、春芳字陽甫、號白野、稱正立、又有橋洲先生、桃溪先生、余不詳其人、其詩雖不能無少妍強、要亦娣姒耳。」

○西山樵唱 二卷 入江兼通撰

日本詩史江村云、「入江兼通、字子徹、號若水、攝州富田邑人、釀酒爲業、家累千金、爲人不羈、少時好遊狹邪、資產蕩盡、於是憤激讀書學詩、後著山人服、攜詩囊遊放諸州、到處聞有聞人、則必以詩爲贊、造詣會晤、是以江山人詩名顯著四方、最後結廬京師西山、稱標谷山人、日與天龍寺僧徒往來唱和、其詩輯爲二卷、名西山樵唱、序者四人、徂徠、服子遷、富春叟、韓人中維翰、並論其詩爲晚唐、以余觀之、其詩頗肖宋陸放翁、但剪裁缺工、容易下筆、故動失諸纖、率可惜已、然詩々自肺腑出、句々流動、較諸近時諸人藉口盛唐、勦竊嘉靖七子糟粕釘釘、陳腐者、反有可觀。」

○芝軒吟稿 烏山輔賢撰

日本詩史江村云、「烏山碩夫、名輔賢、號芝軒、亦攝人、或云伏見人、余少年時、已聞江若水詩名、以爲攝之巨擘、未知有碩夫也、迄爲邸職、以吏事數

往來浪華、一日訪葛子琴、見架上有芝軒吟稿、適知碩夫之遺稿、攜歸逆旅讀之、一宵始歎其作家、其才大率與若水頡頏、細論之、步驟不及若水、而韻度勝之、咀嚼覺有餘味。」

○蟻亭撫言 大井守靜撰

日本詩史江村云、「大井守靜、字篤甫、號蟻亭、攝人、家世業、賈、篤甫少志學、博綜群籍、最好藏書、凡奇書珍籍必捐重貲、典之、殆致數千卷、後來京師講說、所著有蟻亭撫言、詩集手所選定、名覆窠編、不襲時風、自爲一家。」

○吳江水韻 富春叟撰

日本詩史江村云、「富春叟、或曰桐江山人、享保中住攝之池田邑、爾時海內方嚮物氏之學、而徂徠及門人褒稱春叟詩、簡往復歲時不斷、是以富山人詩名震乎京攝之間、邑中子弟爭從春叟遊、好事之徒、每歲首輯春叟及社中詩、爲小冊子、名吳江水韻、刊行、四方邑人楡垣宗澤者、嘗受學義兄青郊先生、以故年々寄示其詩、似學陳去非者、或曰春叟與州人、嘗以儒業仕柳澤侯、徂徠集中稱田省吾者、

○明霞遺稿 宇士新撰

日本詩史江村云、「宇士新、名鼎、京師人、著作頗饒、其文集名『明霞遺稿』」

○大學新疏室眞清撰

○義人錄同

○駿臺雜話同

日本詩史江村云、「室滄浪、名直清、字師禮、一字汝玉、別號『鳩巢』、東都人、幼而穎悟、西學、京師、師事木靖恭、衆推爲『木門高弟』、初仕『賀濬』、文廟時徵、擢爲『東都學職』、嘗著『大學新疏』、義人錄、駿臺雜話等書、莫『非』提『起經義』、維『持名教』者也」

○白石詩草新井君美撰

○白石餘稿同

日本詩史江村云、「新井白石、名君美、字在中、東都人、亦木門高弟也、文廟潛邸時、眷注已渥、繼『統』之後、遂以遷『喬』賜『爵』五品、號『筑後守』、白石才兼『經濟』、數參『大議』、其著撰往々國家典刑云、若夫詩草則白石詩草、白石餘稿、余按、白石天受敏妙、獨『步藝苑』、所謂錦心繡腸、咳唾成『珠』、嘖語諧『韻』者、索諸異邦古詩人中、未『可』多得『者』、而今人貴耳賤目、不『其信』余言、兩芳洲所著『橘樹茶語』曰、韓人索『白石詩草』者陸續不『已』、可見『異邦人猶且玉』之」

○喚起漫草南部景衡撰

日本詩史江村云、「南部思聰、名景衡、號『南山』、長崎人、本姓小野氏、少孤、爲『南部草壽所』子畜、因冒『其姓』、思聰初在『長崎』、學『詩』於閩人黃公溥、杭人謝叔、且後從『義父』在『越中』、遂遊『學』東都、受『業』木門、停雲集曰、子聰爲『人』溫恭篤謹、精『通經史』、文才富贍、身既多病、自選『詩文』若干首、名曰『喚起漫草』、正德壬辰卒于越中、年五十五」

○大明律譯解榊原玄輔撰

日本詩史江村云、「原希翊、本姓下山、有『故冒』外父姓榊原氏、名玄輔、號『堂洲』、在『紀藩』、著『大明律譯解』」

○蛻巖集梁邦美撰

日本詩史江村云、「梁景鸞、名邦美、號『蛻巖』、總州人、余按、蛻巖詩體屢變、爲『唐』、爲『宋』、爲『元』、爲『明』、爲『七子』、爲『徐文長』、爲『袁中郎』、爲『鍾譚』、贈『余』弟『詩』、有『我初御』風翔『晚而履』平地之句、而亦唯畢竟爲『一蛻翁』之詩云、余謂凡作者、患在『才』者不『勤』敲推、勤者未『必有』才也、蛻巖有『天縱』才、而極『力鍛鍊』、何以知其然也、蛻巖與『余』兄弟『交稱』忘年、贈答殊多、是皆蛻巖、赤石稅駕之後、考『其』年紀、蓋六十以後矣、厥後蛻巖集出、就而閱之、則往々改『三』字、而改者更有『理致』、

○春臺文集同

日本詩史江村云、「太宰德夫、名純、號『春臺』、信州人、初同『東壁』從『學』中野擔謙、嘗著『文論』、詩論、余初讀之、殊歎『其』持論平正、後讀『春臺文集』、與『二論』、抵牾者之有、所謂當『局』者感歎、不然則初年作耳、纂『輯』其集者不『刪』何也、其詳余有『別論』」

○南郭文集服部元喬撰

日本詩史江村云、「服子遷、名元喬、號『南郭』、所著南郭文集、自『初編』至『四編』、並行『於世』、南郭能守『地』步、不『求』勝於一句一章、而全『功』於一卷一集、今閱『其』集、初編瑕類頗多、二編十存『三』、三編四編最粹然矣、乃知『此』老剪裁、老益精到」

○鍾情集服部恭撰

日本詩史江村云、「南郭次子名恭、字愿卿、幼稱『才穎』、年僅十九而歿、有『遺稿』、名『鍾情集』」

○江陵集釋萬庵撰

日本詩史江村云、「芙蓉萬庵、魯察大潮二僧、殊與『物門』諸子『相歡』、諸名高『于』一世、我邦釋門詩、元和以前推『絕海』、義堂、元和以後推『萬庵』、大潮、余讀『江陵集』、又讀『松浦集』、二僧工力大抵相當、而如『才華』、則萬庵

乃知八十老翁、孜孜兀々酒『思』字句、宜『其』能『造詣』精微、今讀『其』集、譬猶『上』崑崙之邱、步步是玉、入『梅檀』之林、枝々は香、詩至『於此』、宜『無』遺論、而猶有『未』盡『善』者、何也、蛻巖用『才』太過耳、張茂先謂『陸士衡』曰、人常恨『才』少、而子更患『其』多、余於『蛻翁』復云、

○唐後詩絕句解物徂徠撰

日本詩史江村云、「物徂徠嘗著『唐後詩絕句解』、海內由『是』宗『嘉靖』七子、喜『之』者、以『徂徠』爲『藝苑』之功臣、非『之』者、或以爲『長』輕薄、要未『之』深考『耳』」

○東野遺稿煥圖撰

日本詩史江村云、「藤東壁、名煥圖、先『子』諸子『執』謁徂徠、所『著』有『東野遺稿』、其詩在『護園』諸子中、雖『華藻』不『競』、而渾朴可『稱』」

○周南文集縣次公撰

日本詩史江村云、「縣次公、名孝儒、號『周南』、周防人、師『事』徂徠、初次公父良齋爲『長藩』文學、次公嗣『其』職、長門泮宮曰『明倫館』、次公司『其』館事、至『今』長門多才學之士云、余謂、近時文士得『行』志、莫『若』次公、其著作有『周南文集』」

○文論太宰純撰

○詩論同

似進一籌」

○崑玉集淺舜臣撰

○玉壺詩稿木實開撰

日本詩史江村云、「余讀淺舜臣所輯崑玉集、木實開所著玉壺詩稿、張藩藝文管見一斑、但二集撰次無倫、且不詳作者鄉貫、張人與他邦人混淆、」

○防邱詩選

日本詩史江村云、「余少年時、就友人案上閱防邱詩選、收錄張藩諸家詩、今茫不記、募諸書肆、往々不知其名、殊為悵悵、」

○澹園初稿秋以正撰

日本詩史江村云、「岡崎侯儒學秋子師、名以正、所著有澹園初稿、余未見之、」

○爽鳩詩稿鷹見正長撰

日本詩史江村云、「田原侯大夫雅子方、有爽鳩詩稿、子方姓鷹見、省見為鷹、又惡鷹字不雅、更為雅姓、名正長、爽鳩其號、嘗與澹園諸子歡、是以詩名著聞、」

○澹泊文集安積覺撰

日本詩史江村云、「安積覺、字子先、夙聞其名、所著有澹泊文集、余未見之、」

○本朝詩纂

日本詩史江村云、「森山常藩支封、夙以好學聞、藩中或多作家、若夫本朝詩纂、可謂盛舉、余嘗過書肆、暫時寓目、其所收載京攝作者、殊有可笑、所謂鸞鳳伏竄、鷗鳥翱翔不啻也、亦唯距京攝絕遠無由物色耳、」

○琴所遺稿澤村維顯撰

日本詩史江村云、「近江文雅、往有澤村伯揚、雖其人歿遺稿行世、伯揚名維顯、稱宮內、號琴所、享保中人、其詩雖乏漢繪之美、鏗鏘之音、而清澹雅整、足稱作家、五言律最當行矣、」

○世說考桃井源藏撰

日本詩史江村云、「雲州桃井源藏、著世說考、引證精當可嘉、」

○歸鞍吟草神屋亨撰

日本詩史江村云、「豐前州神屋亨、著歸鞍吟草、其詩雖多蕪累、而議論昂々、定非碌々士矣、」

○蕭鳴草釋道本撰

日本詩史江村云、「長崎隸肥前州、往有僧道本、道本清人、隨緣到此、所著有蕭鳴草、」

○問槎錄味虎撰

日本詩史江村云、「安藝之都會曰廣島、大藩也、其文學味允明、名虎、號立軒、所著有問槎錄云、」

○寰海遺稿二卷釋寰海撰

日本詩史江村云、「安藝廣島本庄邑北、有佛通寺、奇岩環寺地、極幽邃、往有僧寰海、好詩碣、已寂、有遺稿二卷、閱之疵謬殊多々、蓋雖有資才、師承不正、致此鹵莽、可惜、」

○斯文源流川口光遠撰

日本詩史江村云、「儒林姓名錄、以川口子深為姬路侯文學、名光遠、所著有斯文源流云、」

○西洞吟譜前田時棟撰

日本詩史江村云、「豫州松山侯文學前田子績、名時棟、所著有西洞吟譜云、」

○脞餘雜錄永田道慶撰

日本詩史江村云、「紀藩永田善齋、名道慶、羅山門人、著脞餘雜錄、」

○七經孟子考文

日本詩史江村云、「山君彝、名鼎、根伯修、名遜志、並徠門人、在紀藩、而著七經孟子考文、」

○剛齋殘稿江村宗珉撰

日本詩選江村云、「剛齋殘稿、江村宗珉詩集、已刻、」

○坦庵文集伊藤宗恕撰

日本詩選江村云、「坦庵文集、伊藤宗恕集、藏家、」

○青甸集江村毅庵撰

日本詩選江村云、「青甸集、江村毅庵詩集、藏家、」

○排悶集江村宗流撰

日本詩選江村云、「排悶集、江村宗流詩集、已刻、」

○居間集伊藤龍洲撰

日本詩選江村云、「居間集、伊藤龍洲詩集、藏家、」

○竹墩詩集江村青郊撰

日本詩選江村云、「竹墩詩集、江村青郊詩稿、藏家、」

○竹雨齋詩集餘元微撰

日本詩選江村云、「竹雨齋詩集、餘元微著、已刻、」

○釣虛弄筆清水春流撰

日本詩選江村云、「釣虛弄筆、清水春流著、已刻、」

○唐翁詩集僧唐翁撰

日本詩選江村云、「唐翁詩集、僧唐翁著、已刻、」

○鎌倉紀行戶田幹撰

日本詩選江村云、「鎌倉紀行、戶田幹著、已刻、」

○葵心集度會勘解由撰

日本詩選江村云、「葵心集、度會勘解由著、已刻」
 ○神皇遺篇 ○廣足詩集
 日本詩選江村云、「神皇遺篇、廣足詩集、宮崎文庫藏書」
 ○紹述詩集伊藤長胤撰
 日本詩選江村云、「紹述詩集、伊藤東涯詩集、已刻」
 ○芝軒略稿鳥山輔寬撰 ○芝軒吟稿同
 日本詩選江村云、「芝軒略稿、芝軒吟稿、鳥山輔寬詩集、已刻」
 ○香軒略稿鳥山輔門撰
 日本詩選江村云、「香軒略稿、鳥山輔門詩集、已刻」
 ○西山樵唱入江若水撰
 日本詩選江村云、「西山樵唱、入江若水著、已刻」
 ○扶桑千家詩古野元軌撰
 日本詩選江村云、「扶桑千家詩、元祿中、筑前古野元軌輯錄、已刻」
 ○扶桑名賢詩集林義端撰
 日本詩選江村云、「扶桑名賢詩集、寶永中、京師書林林義端輯錄、已刻」
 ○八居題咏
 日本詩選江村云、「八居題咏、享保中、京師書肆輯、已刻」

刻、
 ○熙朝文苑井鼎臣撰
 日本詩選江村云、「熙朝文苑、張藩井鼎臣著、已刻」
 ○歸鞍吟草神屋亨著
 日本詩選江村云、「歸鞍吟草、筑前神屋亨著、已刻」
 ○覆窠編大井守靜撰
 日本詩選江村云、「覆窠編、大井守靜遺稿、未刻」
 ○鳩巢文集室直清撰
 日本詩選江村云、「鳩巢文集、室鳩巢集、已刻」
 ○停雲集新井君美撰
 日本詩選江村云、「停雲集、新井白石纂錄、已刻」
 ○鍾秀集祇園海撰
 日本詩選江村云、「鍾秀集、祇園海纂、未刻」
 ○南海咏物集祇園海撰
 日本詩選江村云、「南海咏物集、祇伯玉詩鈔、未刻」
 ○琴浦小集僧東明撰
 日本詩選江村云、「琴浦小集、僧東明詩集、已刻」
 ○巖居稿僧月潭撰
 日本詩選江村云、「巖居稿、僧月潭詩集、已刻」
 ○漁家傲僧百拙撰

日本詩選江村云、「漁家傲、僧百拙詩集、已刻」
 ○琴所遺稿澤維顯撰
 日本詩選江村云、「琴所遺稿、澤維顯詩集、已刻」
 ○海南集關鐸撰
 日本詩選江村云、「海南集、關鐸詩集、已刻」
 ○凌雲樓集星野龍撰
 日本詩選江村云、「凌雲樓集、三河星野龍著、已刻」
 ○芙蓉集谷子祥撰
 日本詩選江村云、「芙蓉集、谷子祥著、已刻」
 ○南陽集那波祐昌撰
 日本詩選江村云、「南陽集、那波祐昌著、已刻」
 ○三角集奧田士亨撰
 日本詩選江村云、「三角集、奧田士亨著、已刻」
 ○金澤披沙
 日本詩選江村云、「金澤披沙、錄金澤諸子詩、未刻」
 ○護園錄稿
 日本詩選江村云、「護園錄稿、輯護園諸子詩、已刻」
 ○崑玉集淺舜臣撰
 日本詩選江村云、「崑玉集、淺舜臣著、已刻」
 ○蓬左詩歸井鼎臣撰

日本詩選江村云、「蓬左詩歸、井鼎臣著、未刻」
 ○徂徠詩集物茂卿撰
 日本詩選江村云、「徂徠詩集、物茂卿詩集、已刻」
 ○周南文集縣次公撰
 日本詩選江村云、「周南文集、縣次公集、已刻」
 ○金華文集平子和撰
 日本詩選江村云、「金華文集、平子和集、已刻」
 ○蘭亭詩集高子式撰
 日本詩選江村云、「蘭亭詩集、高子式著、已刻」
 ○江陵集僧萬庵撰
 日本詩選江村云、「江陵集、僧萬庵詩集、已刻」
 ○松浦集僧大潮撰
 日本詩選江村云、「松浦集、僧大潮詩集、已刻」
 ○芙蓉記莊子謙撰
 日本詩選江村云、「芙蓉記、莊子謙著、已刻」
 ○樵漁餘適富春叟撰
 日本詩選江村云、「樵漁餘適、富春叟詩集、已刻」
 ○瀨山詩集田長溫撰
 日本詩選江村云、「瀨山詩集、長門田長溫著、已刻」
 ○萍遊詩卷平君舒撰

- 日本詩選江村云、「萍遊詩卷、平君舒著、未刻」
- 長門餘稿縣次公撰
- 日本詩選江村云、「長門餘稿、縣次公錄、未刻」
- 宇士朗遺稿
- 日本詩選江村云、「宇士朗遺稿、未刻」
- 蘭陵遺稿田良暢撰
- 日本詩選江村云、「蘭陵遺稿、田良暢集、已刻」
- 南陵集荒木田正富撰
- 日本詩選江村云、「南陵集、荒木田正富詩集、今在刻」
- 昨非集僧梅莊撰
- 日本詩選江村云、「昨非集、僧梅莊詩鈔、已刻」
- 不生和尚稿僧梅莊撰
- 日本詩選江村云、「僧梅莊詩鈔、未刻」
- 無孔笛僧無隱撰
- 日本詩選江村云、「無孔笛、僧無隱詩集、已刻」
- 雜華編僧無隱撰
- 日本詩選江村云、「雜華編、僧無隱詩集、已刻」
- 邀翠館詩集伊藤君夏撰
- 日本詩選江村云、「邀翠館詩集、伊藤君夏詩集、未刻」
- 南山遺稿吳君采撰
- 日本詩選江村云、「南山遺稿、吳君采詩集、未刻」
- 日本詩選江村云、「南山遺稿、晁君采詩集、未刻」
- 鶴阜詩集小栗元愷撰
- 日本詩選江村云、「鶴阜詩集、小栗元愷詩集、今在刻」
- 檜氏遺草檜林伯啓撰
- 日本詩選江村云、「檜氏遺草、檜林伯啓詩集、已刻」
- 甘谷遺稿菅晨曜撰
- 日本詩選江村云、「甘谷遺稿、菅晨曜詩集、未刻」
- 嵯州遺稿岡仲錫撰
- 日本詩選江村云、「嵯州遺稿、岡仲錫詩集、已刻」
- 東阜初稿橫山
- 日本詩選江村云、「東阜初稿、加賀橫山大夫詩集、已刻」
- 莊岳楚語乾祐直撰
- 日本詩選江村云、「莊岳楚語、乾祐直著、已刻」
- 逍遙草僧道寧撰
- 日本詩選江村云、「逍遙草、僧道寧詩集、已刻」
- 芳翠窩詩稿武欽蘇撰
- 日本詩選江村云、「芳翠窩詩稿、武欽蘇詩鈔、未刻」
- 嘯臺餘響服伯和撰
- 日本詩選江村云、「嘯臺餘響、服伯和詩集、未刻」
- 介石稿僧終南撰

- 日本詩選江村云、「介石稿、僧終南詩集、已刻」
- 一雨詩稿僧悟心撰
- 日本詩選江村云、「一雨詩稿、僧悟心詩集、已刻」
- 慎庵遺稿藪慎庵撰
- 日本詩選江村云、「慎庵遺稿、藪慎庵詩集、未刻」
- 馬陵詩稿竹政辰撰
- 日本詩選江村云、「馬陵詩稿、竹政辰詩鈔、未刻」
- 薔薇館詩集芥彦章撰
- 日本詩選江村云、「薔薇館詩集、芥彦章詩集、已刻」
- 雨新庵詩集僧金龍撰
- 日本詩選江村云、「雨新庵詩集、僧金龍詩集、已刻」
- 草廬詩集龍君玉撰
- 日本詩選江村云、「草廬詩集、龍君玉集三編、並刻」
- 金蘭詩集龍君玉撰
- 日本詩選江村云、「金蘭詩集、龍君玉纂、已刻」
- 縮柳篇香居敬撰
- 日本詩選江村云、「縮柳篇、香居敬輯、已刻」
- 畫錦集袁景陳撰
- 日本詩選江村云、「畫錦集、袁根袁景陳輯、已刻」
- 嘯社吟稿永田俊平撰
- 日本詩選江村云、「嘯社吟稿、永田俊平纂、已刻」
- 龍門集劉維翰撰
- 日本詩選江村云、「龍門集、劉維翰詩集二編、已刻」
- 嚶鳴館詩集紀平洲撰
- 日本詩選江村云、「嚶鳴館詩集、紀平洲著、已刻」
- 踏海集服仲英撰
- 日本詩選江村云、「踏海集、服仲英著、已刻」

群書備考卷之十二

- 大湫集南宮喬卿撰
日本詩選江村云、「大湫集、南宮喬卿著、已刻」
- 弊帚集松平秀雲撰
日本詩選江村云、「弊帚集、松平秀雲詩集、已刻」
- 玉山集秋子羽撰
日本詩選江村云、「玉山集、秋子羽詩集、已刻」
- 東海稿東海詔中撰
日本詩選江村云、「東海稿、東海詔中稿、未刻」
- 宮水詩集度會末雅撰
日本詩選江村云、「宮水詩集、度會末雅詩集、已刻」
- 鳳臺小稿平義憲撰
日本詩選江村云、「鳳臺小稿、平義憲詩集、已刻」
- 靜齋文集齋大禮撰
日本詩選江村云、「靜齋文集、齋大禮著、已刻」
- 探勝草內山栗齋撰
日本詩選江村云、「探勝草、內山栗齋著、已刻」
- 新川集岡田挺之撰

- 日本詩選江村云、「新川集、岡田挺之詩集、已刻」
- 舟山詩稿櫻井良幹撰
日本詩選江村云、「舟山詩稿、櫻井良幹詩集、未刻」
- 三洲近體稿林文肅撰
日本詩選江村云、「三洲近體稿、林文肅著、已刻」
- 東溪講外集僧亮潤撰
日本詩選江村云、「東溪講外集、僧亮潤著、已刻」
- 環空遺偈僧環空撰
日本詩選江村云、「環空遺偈、僧環空詩鈔、已刻」
- 愚亭遺稿江都乘撰
日本詩選江村云、「愚亭遺稿、江都乘詩集、未刻」
- 濟洲遺稿山根道晉撰
日本詩選江村云、「濟洲遺稿、山根道晉詩集、已刻」
- 落楓稿村井中漸撰
日本詩選江村云、「落楓稿、村井中漸詩集、未刻」
- 太室集幡文華撰
日本詩選江村云、「太室集、幡文華詩集、已刻」
- 靜思亭集赤松國鸞撰
日本詩選江村云、「靜思亭集、赤松國鸞著、已刻」
- 敝帚集

- 日本詩選江村云、「敝帚集、赤松大業詩集、未刻」
- 垂葭詩稿鳥成章撰
日本詩選江村云、「垂葭詩稿、鳥成章著、已刻」
- 名流春遊編鳥成章撰
日本詩選江村云、「名流春遊編、鳥成章著、已刻」
- 花月吟稿
日本詩選江村云、「花月吟稿、明和中、浪華書肆纂刻」
- 寰海詩稿僧寰海撰
日本詩選江村云、「寰海詩稿、僧寰海詩集、已刻」
- 愛日園稿田子明撰
日本詩選江村云、「愛日園稿、田子明詩鈔、未刻」
- 小草詩筐合麗王撰
日本詩選江村云、「小草詩筐、合麗王著、未刻」
- 京遊草合麗王撰
日本詩選江村云、「京遊草、合麗王著、未刻」
- 北遊草合麗王撰
日本詩選江村云、「北遊草、合麗王著、未刻」
- 東遊草合麗王撰
日本詩選江村云、「東遊草、合麗王著、未刻」
- 空華庵集僧雪鼎撰

- 日本詩選江村云、「空華庵集、僧雪鼎詩集、未刻」
- 玄圃集大江禪主撰
日本詩選江村云、「玄圃集、大江禪主詩集、已刻」
- 華山詩集島津琴王撰
日本詩選江村云、「華山詩集、島津琴王詩集、未刻」
- 讀海詩刪島津琴王撰
日本詩選江村云、「讀海詩刪、島津琴王著、未刻」
- 阿山叢桂集島津琴王撰
日本詩選江村云、「阿山叢桂集、島津琴王著、未刻」
- 南江遺稿友淵宣卿撰
日本詩選江村云、「南江遺稿、友淵宣卿詩集、未刻」
- 岸翁遺稿岸季英撰
日本詩選江村云、「岸翁遺稿、岸季英詩集、未刻」
- 三橘集川井
日本詩選江村云、「三橘集、川井玄牧三兄弟詩集、未刻」
- 六甲遺稿武谷泉撰
日本詩選江村云、「六甲遺稿、武谷泉詩集、未刻」
- 鷺山遺稿永德信撰
日本詩選江村云、「鷺山遺稿、永德信詩稿、未刻」

○石城遺稿 原子章撰
日本詩選江村云、「石城遺稿、原子章詩稿、未刻」

○映山漫稿 福尙脩撰
日本詩選江村云、「映山漫稿、福尙脩遺稿、未刻」

○草庵稿 僧蘭陵撰
日本詩選江村云、「草庵稿、僧蘭陵著、已刻」

○春莊詩集 端文仲撰
日本詩選江村云、「春莊詩集、端文仲詩集、未刻」

○觀鷺堂詩集 永田俊平撰
日本詩選江村云、「觀鷺堂詩集、永田俊平詩集、在刻」

○綿山詩稿 柚木仲素撰
日本詩選江村云、「綿山詩稿、柚木仲素詩集、未刻」

○松蘿館詩集 岩垣亮卿撰
日本詩選江村云、「松蘿館詩集、岩垣亮卿詩集、在刻」

○玩鷗詩集 賀伯魏撰
日本詩選江村云、「玩鷗詩集、賀伯魏詩集、在刻」

○春庵詩稿 田文卿撰
日本詩選江村云、「春庵詩稿、田文卿詩集、未刻」

○冬至三百首
日本詩選江村云、「冬至三百首、僧亮融、大管集、松景

詔三人、一日百首、未刻」

○換璋編 藤世式撰
日本詩選江村云、「換璋編、藤世式詩集、在刻」

○中山詩稿 立花氏撰
日本詩選江村云、「中山詩稿、立花氏著、已刻」

○白石詩草
日本詩選江村云、「白石詩草、白石餘稿、多載近體、古詩僅々一二、蓋二集並非全集、其他篇章罹池魚災、餘稿緒言可徵也、是以公之古詩傳者絕少、殊可惜焉」

○詠物詩鈔 祇南海撰
日本詩選江村云、「余近讀祇南海詠物詩鈔、宛轉流麗、嘆服才美、但脫略聲律、金石多乖、白璧微瑕可惜」

○後樂園雅會詩稿
日本詩選江村云、「余近得常藩源義公時後樂園雅會詩稿、讀之、首唱即義公、當時常藩號爲多士、就其中、安濟泊、宅用晦二人、名聲最顯」

○芙蓉記 莊子謙撰
日本詩史江村云、「莊子謙、姓村田、名允益、豊後白杵人、仕本藩、祇役東都、受業南郭、負才好、奇、嘗

義を發明し給ふ、然ども晩年に至りては、ひたすら民俗兒童の曉りやすく、日用の資となるべき事を俗話にて述作し給ふ、大和俗訓其始なり、相繼で家道訓、樂訓等をあらはし、其他亦訓を以名とせる書、猶若干部を出し給へり」

○慈昭院日録
武門故實百箇條細註伊勢貞丈云、「秋齋己が妄作を蔽はんとて、慈昭院日録、古物彙典などいふ偽書を引て證とせり、右の二書、實は秋齋が自作の書ならんも知るべからず、世に學者の名高き者の中に、渡世の爲に名利を貪る小人は、いつの間にか自作の書を古書と稱しこしらへ置て、己が著述に、彼の似せ物の古書を引用ひて證據とし、人を惑す輩あり、是一種の姦賊なり」

○舊事大成經
武門故實百箇條細註伊勢貞丈云、「舊事大成經の篇目、何本紀々々と題して、故事本編を記したり、其偽なることをしらすして歴々の學者の引用ゆる書なり、巧に古書に似せたるものなり」

登富嶽一作芙蓉記、凡民庶上嶽者、必齋戒喫素而後敢上、且相戒不許語山中事跡、子謙作記、始漏造化之祕、亡何子謙暴卒、俗輩以爲得罪嶽神、

○本朝軍器考 新井君美撰
○本朝軍器考圖式 朝倉景衡撰

愚得隨筆朝倉景衡序說伊勢貞丈云、「朝倉孫左衛門日下部景衡は武藝の達人、且武器の故實を知るを以て其名高し、又景衡は新井筑後守源君美が妻の弟也、故に君美に從て文學あり、君美が著す所の本朝軍器考版行するに至て、景衡も亦軍器考圖式を作て版行す」

○小學備考
○近思錄備考
○大和俗訓
○家道訓

○樂訓
文訓貞原序竹田云、「益軒先生少壯の比までは、程朱の書いまだ世にあまねく行はれず、小學、近思錄の如きも、是を讀む者猶すくなかりしを、當初先生京師に寓居して、一書を講説して學徒を導き、又備考を編輯して世に廣め給ふ、是先生著述の始にして、又吾邦において二書の註翼出でたるも是を始とす、先生の功大なりと云ふべし、其後の相繼で著述多く、經

武門實百箇條細註伊勢貞丈、云、「小笠原長秀記、世に三議一統と云ふ書なり。」

○魚品松岡玄達

介品松岡玄達、跋男、云、「先君子註海味名、曰魚品、曰介品。」

○丁酉書牘雜纂

方策新編撰者不詳、云、「丁酉書牘雜纂、或云、原題文英清韓長老記錄。」

○松雲問答

方策新編撰者不詳、云、「按、惟政松雲入朝鮮時、前南禪清韓文英在加藤清正館、所筆談、名曰松雲問答云。」

○童子問伊藤仁齋

○語孟字義同

○古學文集同

學問源流師曾、云、「貞享元祿の比、京師堀川の人伊藤源助出て新義を講ず、却て自ら古義と云ひ、其居所を古義堂と云ひ、又仁齋と號す、其説の要領とする所を擧て云はんに、天地の間萬事萬物、唯增長生々するのみにして、腐敗衰替する事なし、腐敗衰替するは即增長生々するの極なり、陰陽一理と云ふを甚言して論

を立るなり、聖人の教も其理に則り導く、人の性も善といへども、養ひ充ざれば全からず、初の理を考へ其所に反ると云ふこと有べからず、唯養ひ長ずれば聖に至ると云ふ理を、人々具へたり、是故に存養のことを専ら教とし、朱子の説の警戒鞭策に涉候所を最不滿なりとし、復初反性の語に至ては即其誤りとし、童子問と云ふ書を著はして毀之、四書の中にも論語孟子を格別に用ひ、語孟字義と云ふ書を著はして其要語を選取て註す、其所見文字章句の際、朱子と背馳すること頗る多し、語孟は宇宙第一の書、語孟を熟し修むれば六經は讀すして可なりとす、是故に六經に至ては委しき沙汰もせず、文章は闇齋の如く禁することなく、又他の書を読むことも禁せざれば、闇齋よりこれを觀れば、則管に彼善の間のみならず、詩は至て稀に作る、道學の氣習多し、中年の後古學先生と號せるに因て、其集を古學先生文集と題す、

○四書古義註伊藤長胤撰

○復性辨同

學問源流師曾、云、「伊藤源助の子源藏長胤、號を東涯と云ふ、愈父の説を主張し、四書古義註と號して、四書を註し疑難を發し、屢朱註の非なることを云ひ、遂

に復性辨の一書を作り、朱子復初反性の語を誤りなりと、深く是を毀る、其説謂へらく、聖人の教は擴充の功を示して復初の説なし、初に復れば人みな乳臭の赤子となる、譬へば性に善を具ふと云ふは、松柏の葉に合抱の性を具ふる如し、牛羊踐履て破之は、其才を成さず、必能充養之以盡其才、初に復りたらんには唯僅に葉なりと、是皆口截の理を遺して、専ら形體の上に就て論ずる故に如此、

○名物六帖伊藤東涯撰

學問源流師曾、云、「奥田惣四郎士亭は伊勢の人、版行の書に序を書きたる多く、後に東涯の名物六帖を校合す、

○護園隨筆物茂編撰

○譯文筌蹄同

○訓譯示蒙同

○辨道同

○辨名同

○論語微同

○大學解同

○中庸解同

學問源流師曾、云、「元祿の比、江戸の人荻生總右衛門あり、其姓物部なればとて、物の一字を名に冠しめ、名を雙松、字を茂卿とし、字を以て行ふの儀に倣ひ、落款の處多く物茂卿とす、號を徂徠と云ふ、初朱子の

學を喜んで護園隨筆と云ふ書を著述す、譯文筌蹄、訓譯示蒙の類相繼で著述せり、護園は其社號なり、中略、徂徠辨道、辨名と云ふ二篇の書を著はして其意を述べ、兼て經中の字義を釋し、悉く前學を改め、程朱よりして其他宋の儒者に至り、深く譏りて古の義に非すとす、且謂らく、凡經中の語は古文辭なり、古語を知らざれば古書を解すべからず、因て古文を讀て古言を知るべしと、故に左氏傳、國語、戰國策、史記、前漢書、其他荀子、韓非子、韓詩外傳、老莊列子、管子、晏子春秋、呂氏春秋、淮南子の類より魏晉の人の著述まで、百方借求め搜索して是を讀み、苟も經中の字あれば是を牽會して證とし、其意に於ても多く是を取用ゆ、遂に論語微、大學解、中庸解を著はし、深く程朱を毀り、其波仁齋闇齋に及ぶこと淺からず、徂徠壯年の比仁齋に書を贈る、仁齋不答、其論語微は仁齋見るに不及、東涯は是を讀て、其門人に是益なき書なり、不讀して可なりといへり、

○論語古訓太宰純撰

○古訓外傳同

學問源流師曾、云、「春臺は經學に力を用ひ、論語古訓及古訓外傳を著はす、徂徠の説と小異あり、宋人の學

を厭ひ惡むことは、徂徠も猶及ばざる程なり。

○伊勢物語

南郭文集服部云、「在中將論、牛門、余嘗讀在中將所著、想見其人與行事、而其人與行事也、則余不欲論之、國史稱體貌閑麗、放縱不拘、舍是他亡所考也、則所著、其人與行事亦唯若而已、夫在中將者、談達哉其文也、不假雕琢而巧、爲微辭乃託古昔鄙事、自述諸語、日出割名、嫵婉、蓋亦穢德玩世之徒、豈可引繩墨而論哉、或曰、此未必盡出在氏、蓋寬平宮人伊勢所補、不然何以記中將已後事、又且往々發其私斷其語、乃題曰伊勢耶、或曰、在中將爲稿、伊勢受之、是於理或然、然莫知其然否、如所編萬葉諸書、古風固已所傳、因以離辭焉、勿論其自作與否、即極變化著作一家、何其英璋也、至如其好色牀茅不修、世固病焉、然觀其世、唯宣淫是競、一時貴遊子弟乘危垣望復關者、握手無罰、目眇不禁、則習尚之使然也、乃病其風俗乎可也、奚獨責在中將爲姪首哉、昔司馬相如自作傳、敘其臨卭之奔、且文辭靡麗、不爲行蔽古之人乎、亦不足怪已、後世刻剝之流、好揚惡德、令

古人無所容足、則莫取諸風雅也、和歌者流家傳戶誦、而不問其人、可謂厚矣、且夫貞觀之世、政自舅氏、公卿用事者、莫不出一姓者、其他雖諸王宗室勢與群下亡異、況乃野王之戚、阿保之循、何所望當世乎、於是其仕進也、未嘗與國家之事、洋免優游、不循常貫、惡知非穢德玩世、沈於俗之徒耶、夫小野王失志自匿也、紀氏雖微亦傲世、不改其樂也、乃在中將之周旋其際、締交款曲終始如一、豈不偉哉、假令在中將無不軌於正義、蓋亦足多哉、綽々然佳公子也、雖然余也獨愛其文、故曰、其人與行事也、則余不欲論之、

○金華稿刪平野玄中撰

南郭文集服部云、「先生姓平、諱玄中、字子和、奧人也、因號金華、早孤、既冠、族人謀令學醫東都、數年、非其所志、更爲儒、後爲守山侯儒官、年四十五卒、享保十七年七月廿三日也、葬東都城北蓮光寺、守山世子好學、師重先生、先是刪其稿、行于世、於是世子即諡文莊先生、」

○徂徠文集

○辨名

○辨道

南郭文集服部云、「與德夫子和、問者殊濶、近狀何似、弟計拙生活、日困食技、卽不能屢見杯酒、相命逸焉山河之感哉、讓園遺文、前已略々編次、方致大寧、改寫焉、尋當是正、二兄散逸之稿、求之四方、加以賤事、日迫一日、三年之久未克全其業、竊自悲也、嚮約吾三人輪會以校二辨、以今計之期、弟少暇如疎河清、且索居殊迫、不化二兄、相爲德隣、我往彼來、故自不得數々焉、若強依約則懼日月其除、坐致廢沮、切惟二兄、學精識明乃一、不佞又何必焉、不必須弟乎、莫若二兄、禮云、且暮戮力、以速其成、此且仰圖之爾、未知名高情、以爲奈何、夫弟不佞無足一助、咨詢固也、亦惟遺言在耳、不得相從、爲贊一辭、於弟爲恨、然勢已如此、與其坐廢、豈不得已、光昭先師之令德、其功乃在二兄弟、亦猶弟身有之、又何恨焉、遺文改寫且成、則經二兄及次公、然後再三閱帝虎、漸次淨書、乃當圖之上木耳、以往之役猶居多焉、然亦弟之分不敢告勞、幸不煩慮、」

○蘭臺集藤忠統撰

南郭文集服部云、「答猶園侯、蘭臺集刊藏之、役左右

諸記室、克勤將完矣、喬乃擬欲不日前以賀成、恭承書諭、伏察其旨、卽以佳稿多、初年所屬乎、雅量不滿、若慮不可傳者、以今視之、此自始有之、財不憚於既富之後也、又且爲君侯素志所立、本自甚高、小魯小天下亦據其日上之地、固其所也、雖然每觀於古今文集、至於公侯大人著作、卽精粗並存、適以見其大、此豈若瑣々書生、刻句繕字、徒誇影蟲之小者然哉、竊惟君侯包容之大、川澤納污、瑾瑜藏疾、其德與位固宜、如此則文章之道、亦顧其經國之器、若何耳、故鄙意初謂、唯從諸記室所錄、不爲之銓次、其洗洋無涯、固當無妨於不朽、鄙見如是、願君侯勿爲慮、若拙序何補於盛德萬一、亦唯喬不佞、以舊要奉承大恩久矣、人亦所知、則庶幾藉此以見辱、知遇之私、且雖僭乎因狂夫之言、以證於不朽無疑、已珪璋特達、汚穢、是加厚賜嘉命、益復慚懼、方今君侯光贊庶政、夙夜所施、固當裨益不遑、卽爲保綏尊體、或有一日宴間、亦皆稱願、授餐者、所仰思也、而卽猶旁及篇章之事、益知君侯包容之大、政事文學在其度內、不帶芥已、

○無文禪師遺錄

南郭文集元喬云、「答淵龍秀禪師、恭聞、乃祖無文禪師遺錄文已藏光、近以三座下、致三孝之勤、再現三斯世、乃刊行普施之餘、不圖波及、不佞遠賜一部、謹此盥漱奉誦、起敬益甚、私竊乃謂、斯錄也神理綿々、以待今舉、則知三座下既已有契于數百年之上也、併覽諸老師所稱讚、何其具悉、惟座下追遠之志、人歸其厚、可知也、雖然至夫證明揄揚、亦惟諸老師已在矣、不佞實敢從他旁門中、贊附一贊辭哉、是不唯不敢、事體亦當然哉、故鄙言不盡、聊具謝意、仰答錫覽之辱、」

○蕭山詠草松平賴元撰

○兵法大成

○可否雜記

○射書

南郭文集元喬云、「額田恭公、姓源氏、名賴元、字叔長、神祖之孫、而水戶始封威公第四子也、母佐々木氏、以寬永六年己巳七月十四日生、于常那珂郡水戶城、二十年癸未五月年十五、始朝見御廟、正保三年丙戌十二月敍從四位下侍從、兼刑部大輔、萬治元年戊戌六月娶小倉侯女爲夫人、是歲賜第東都吹上地、寬文元年辛丑六月君母氏卒、七月水戶威公卽世、遺言使請分封四萬石、義公嗣上其事、朝命令以推恩

例、分那珂郡額田邑入二萬石封之、公既受封、元祿六年癸酉四月十二日公病、癰、及三十七日終于寢、年六十五、葬于常瑞龍山、謚恭公、善和歌、有集曰蕭山詠草、好武學、達其術、所著有兵法大成、可否雜記及射書、射書義公所序也、

○猗蘭子藤忠統撰

南郭文集元喬云、「報猗蘭侯、刻成猗蘭子一部謹領恩賜、字格正大、依宋本樣、亦見君侯雅尚之量、蓋近代刊書頗貴纖麗、漸致輕俗、可厭、而不知者謂爲雅觀、兒女子之見爾焉、足深知雅量所尚哉、至於試開三卷首、反覆一二、文義體裁絕無後世媮薄之氣、竊惟拙序所述、益信不誤耳、」

○江陵集四卷、萬庵原資禪師撰

南郭文集元喬云、「與鳥石、江陵集校刊之勤、足下乃今爲此師至矣、卽不佞爲之感泣、若拙序、苟爲諛詞、云爾哉、固亦不厭極言之人、不佞判人之詩多矣、率不得已、尋常應之、則漫然多、可雖亦因是也、退乃有慙得是集也、唯郭有道碑、無愧色耳、恨筆拙未能盡意矣、近復三復、請至終期詩、慨然而悲、且知夫微意、所囑狂歌一篇、以代評詞、已近

之人不可復視、視足下亦猶視此師、已知不將爲當其所念、而卽不佞尙爲鍾聽乎身後也否、

○辨道物茂卿撰

○辨名

○論語徵同

○大學解同

○中庸解同

○徂徠文集同

○度量考同

○絕句解同

○答問書同

○孫子國字解同

○絕句解拾遺同

○譯文空蹄同

○護園隨筆同

○文野同

○吳子國字解同

○讀荀子同

○讀韓非子同

○讀呂氏同

○古文矩同

○明二直隸十三省考定圖同

○唐後詩十集同

○四家雋同

○明律國字解同

○樂制篇同

○樂律考同

○鈐錄同

○琉球聘使記同

○幽蘭譜鈔同

○琴學大意鈔同

○文變同

○韻槩同

○滿文考同

○葬禮略同

○詩題苑同

○南留別志同

○廣象基譜同

南郭文集元喬云、「物夫子著述書目記、國字與百有四十年、治平所化、詩書之道治乎海內、其間通儒豪傑之士、出並作各有所著、學術中興之盛、稱論前古、然創關秦塞者、爰勦力微、鹵莽所遺、蕪穢未治、及乎累朝文明、益融、物夫子者出、乃以命世之器、馳宏覽之才、著作撰述兼綜具有、卽自經術文章、群儒所誨、以至雜家小數、凡所傳若干卷、恢然如天地之苞萬物也、且卓識所聞、學問之業、宇宙爲之一新、於是海內仰正風、靡影慕、苟挾書筴者、一望其旌題、相與歛衽莫不祇敬之、曰、是真先君子之書也、因此貴尙之餘、乃又有姦巧以射利者、拾其唾餘、綴以爲全物、甚乃至有造無根之言、假託夫子名者、欺者作之、味者行之、涇渭混合、清濁難辨、喬嘗與護社之盟、久矣、且臨夫子易費時、親受著述傳貽之屬、乃與三三子患其習亂如此、相與以其平日所與聞、重討論之、定錄其書目、以防姦僞、有已刊者、有刊後自廢者、有祕而不傳者、有略構起端而未定者、有一時戲作者、各分辨記之如左、

辨道一卷、辨名一卷、論語徵十卷、大學解一卷、中庸解一卷、文集三十一卷、度量考二卷、絕句解三卷、答

問書三卷、孫子國字解十三卷、右十部既刊行者、絕句解拾遺一卷、右夫子撰、絕句解、時、於、稿中、刪去者、夫子歿後、門人惜其遺落、而拾收刊行焉、譯文空蹄六卷、右夫子初年授、門人、而令、筆受、者、雖、既刊、行焉、晚歲頗有、毀廢之志、故棄而不用、後編未、刊者、亦舉以火、之、不、藏、于家、今世姦猾之徒、私刊、後編、或更、題目、行、之者、往、有、之、皆、所、不、用者、

護園隨筆五卷、右夫子中歲之作、至于晚歲亦毀廢不用、文野一卷、右初年所作、前已焚毀、吳子國字解五卷、讀荀子四卷、讀韓非子三卷、讀呂氏四卷、古文矩一卷、明二直隸十三省考定圖一帖、右六部中歲作、未、成者、或起、端而不、竟者、必當、埃、刪定、然後視、人者也、唐後詩十集七卷、右半已刊行、餘乃本未、成、四家雋六卷、右評未、全備、明律國字解三十七卷、右晚年作、唯為、律語、多難、讀、而作、解以、藏、于家、而已、既而夫子曰、法律之政、非、先王以、德禮之本、今天下、依、封建之制、則

同、乎、三代之所、以直、道而行、者、也、若依、此為、律易、解、人輒用、之則害、於其政、當、秘而不、視爾、乃與盟者八人、特得、睹耳、餘雖、同社、不、許、輒觀、樂制篇一卷、樂律考一卷、鈐錄二十卷附三卷、右三部亦頗秘、不、許、刊行者、琉球聘使記一卷、幽蘭譜鈔一卷、琴學大意鈔一卷、文變一卷、韻槩一卷、滿文考一卷、葬禮略一卷、詩題苑三卷、南留別志五卷、廣象基譜一卷、右十部一時戲作、亦小而辨、物爾、不、必當、弘行者、

以上凡三十六部百九十一卷、不見、以上目中者、皆非、真也、惟後進君子有、取裁、焉、世固多、姦偽、或者有、盜、藏而私寫者、至、深秘、焉、益為、韞匱、而藏、諸、以待、高價、然魚魯失、真、一、同、棄物、有、學識、者自知、其不、可用、

○直指武式松平賴貞撰
南郭文集服部云、守山莊公、額田恭公之嫡子、名賴貞、字子剛、母順敬夫人、小笠原氏、小倉侯忠真之女也、公以、寬文四年甲辰正月、生于東都吹上邸、十二年壬子公年九歲、始朝、見殿廟、延寶四年丙寅十二月、敍、從四位下、任、大學頭、元祿二年己巳十二月娶、夫

人蜂須賀氏、阿波支封飛驒守隆重之女也、六年癸酉四月恭公逝、公嗣、時年三十、踰、月服除、朝、見憲廟、受、命襲、封、十五年壬午九月世子賴尚生、十六年癸未二月公子賴寬為、世子、朝見、尋、敍、從四位下、任、若狹守、十六年辛亥為、世子、娶、高須侯義孝之女、元文二年丁巳公年七十三、先是公自著、直指武式、未、成、使、世子賴子繼、撰、是歲成、寬保三年公年八十、告、老焉、世子賴寬嗣、是為、今侯、延享元年甲子公年八十一、是歲六月公病篤、朝使至問、之、尋逝、例葬、瑞龍山、諡曰、莊公、

○猶蘭臺集十七卷、本多忠統撰 ○猶蘭子三卷、同南郭文集服部云、故神戶侯長、公諱忠統、字大乾、藤姓、族本多氏、公考松岩公諱忠恆、分、自、本藩江州膳所、食、封河州西臺、公以、元祿四年辛巳六月十八日、生、於膳所、母安井氏、寶永元年先考歿、公嗣、時年十四、四年丁亥入為、贊御、于憲廟、其年敍爵、稱、伊豫守、六年癸巳憲廟上賓、公出以、列侯、就、鷹班、歷、文廟章廟、至、德廟、享保四年再入為、大番師、八年謝、病、出就、帝鑑班、九年復起以兼、鴻臚領祀典、與聞、郡國事、尋遷、

執事、參、政府、延享二年以、功勞、益、封、移食、勢州神戶城、三年以、病乞、解職、復就、帝鑑班、尋乞、老、營、高、阡別邸、而隱焉、公少好文雅、長益篤、受、學物子、號、猶蘭、中間雖、在、繁職、其業不、廢、以、故著述頗富、有、文集十七卷、曰、猶蘭臺集、猶蘭子三卷皆已行、世、絲竹書畫兼善、衆藝、性善、清靜、榮寵如、遺、既隱自稱、拙翁、閉、門謝、客、專樂恬退、世、益高、其操尚、寶曆七年丁丑二月念九日終、于別邸、得、年六十七、葬、江東靈岩寺、法諡曰、長德公、

○古文孝經音註太宰純撰 ○論語古訓同 ○古訓外傳同 ○家語增註同
南郭文集服部云、太宰先生諱純、字德夫、號、春臺、生于信陽飯田、幼隨、考東、稍長仕、出石侯、數、年、疾乞、骸骨、三、不、許、乃自去、藩、藩以、輒去、錮、之、西游、京畿、十年、是時物夫子唱、復古學于東都、藤東壁、縣次公相、助修業、而次公西歸、東壁乃願、夫子之門、從游日多、然後俊傑可、與適、夫子道、者、猶未、至、東壁、幼嘗、已同、先生、受書、搗謙野先生者服、其敏學、因思、先生、數書招、之、會錮亦解、先生遂東至、則見、物夫子、說、其學、以為、得、所、乃事、夫子、與、東壁、

三子講古學、故沼田侯好學愛賢、禮遇先生、先生亦深相得焉、侯在政府、嘗從容語侯曰、方今遭不諱之朝、然時制所闕無路居、下上疏陳事、純雖微賤、幸因侯而若得言一二得失、或又觸聞、以賤人妄犯上被嚴刑、萬一以身有補於濟衆、亦志所願已、不識可否、侯曰、試乃可也、遂上封事不報、然世已異其特立、而敬仰其非記、問浮華之學、先生幼受孝經論語於太翁、及學成益尊尚焉、漢孔氏傳、古文孝經久亡、彼方、而獨存吾邦、因校訂諸博士家所傳、作音註而刊之、復因沼田侯獻諸朝政府、諸公聞之、爭求於侯、侯爲並貽焉、又本師說更加所見、作論語古訓及外傳、又作家語增註、以爲此三者庶見孔氏遺、則故用意特勤焉、先生強記、且於事精詳、其考究書籍、一字不苟、過必歸正、然後正他、所著書凡數十、亦皆學者傳尚焉、延享丁卯五月晦逝、年六十八、葬東都北谷中天眼寺柏樹之兆、

○正言松崎堯臣撰

南郭文集服部元喬云、「君松崎氏、諱堯臣、字子允、又字左吉、白圭其號也、自其考紹成君諱嘉言、仕篠山侯、篠山者今龜山侯舊封也、位次下大夫、妣木村氏、生

君子東都邸、弱冠以碎事受廩俸、君年三十二、考卒、嗣受家祿、爲妬者所中、得罪落職、頃之爲國留守、數年致仕、寶曆三年五月十二日以疾卒、年七十二、葬於東都麻布天眞寺、君少從搗謙先生爲宋學、後之京見東涯先生、東都數見徂徠先生、又悅王陽明學、後又悟其非、作書論諸家要及其短長、頗有所見、名曰正言、著錄凡若干、皆藏于家、

○周南文集山縣孝孺撰

○爲學初問同

○作文初問同

南郭文集服部元喬云、「周南先生、諱孝孺、字次公、一字少助、山縣氏、生于周南海北邑、因號周南、考良齋君、諱長白、嘗以邑人、事長門公族海北君、初長門先侯青雲公爲海北君嗣子、良齋君以師儒侍焉、及公繼封長門、侯從升公朝、移入萩府、時以碩儒在公左右、如初、有三男、長文興君、早卒、先生以次子、繼考業、年十九、東遊師事物夫子、居東三年、業成而歸、後侍侯及東、侍世子讀、侯朝覲則從、東、就國則從、西、歷仕泰桓公觀光公、間年西東、蓋多歲矣、先生兼精國史譜學、吾邦典故諸家閱、皆能明辨、嘗奉侯命撰公室譜牒、諸臣系譜、他所著行于世者、有

文集、爲學初問、作文初學問若干卷、延享二年得病、以寶曆二年八月十二日終、年六十六、葬國城北古萩里保福寺、

○古事記

○舊事紀

青梧園漫筆川村榮壽云、「我國上古之事、無史以傳、但傳言耳、稗田阿禮博聞強記、能暗千古之事、和銅中安萬侶承阿禮言而作古事記、乃始有史矣、俗謂聖德太子作舊事紀、要之後人僞作、不足取也、蓋阿禮時年二十有八、跡之伏生、不亦甚早乎、又云、舊事紀者後人之僞作、故古書無引之者、唯北畠親房職原鈔、始舉舊事紀之文耳、親房南朝人也、可以辨證、

○赤染右衛門集一卷

結託錄松岡支達云、「赤染右衛門の集一卷あり、其中に赤染は氏也と卷末に云ふ、赤染右衛門は大江匡房の妻也とあり、非也、大江匡房の妻なり、一に平兼盛の子也と、非なり、其母赤染右衛門を連れて兼盛へ再嫁せしなり、

○源氏物語

結託錄松岡支達云、「紫式部石山寺に籠り源氏物語をつくりしとき、料紙を忘れし故、佛前にありし經をうらが

へして書けりと云ひ傳ふ、誤なり、是は法華經に色即是空の道理を説けり、心經には空即是色と打かへして説けり、源氏物語は色即是空の道理を打返して書けるを、意得違て云ふなりと、北鷲源太郎物語なり、

○老人雜話

茶應閑話近松茂矩云、「寛文の頃江村宗具といふ人あり、專齋先生と號して京師の人なり、此人信長公御時より凡百年が程まのあたりに見聞したる事どもをなさるゝを、傍なる人よりく筆記して、老人雜話と名づけし寫本二冊あり、

○土佐日記

老人雜話江村宗具云、「貫之自筆の土佐日記、蓮華王院の什物にありしを、定家卿の寫し給へる本、連歌師玄的所にありて、加賀の家藏となる、定家本は全く自分の筆力に寫して、末二三葉をば貫之の自本の大き、字をも形をも摸して書かれたり、是は後世に貫之が書法をしらざる者の、これを法とせんがためとて也と、その跡にしるされたり、是をもつて見れば、貫之が自筆は定家の時さへ至て稀なりと見えたり、今時往々に人の家に貫之の眞跡として所持するは、笑ふべき事

なり、定家卿時代までは貫之自筆の本ありと見えて、その本の大き、圖をして定家卿の本にあり、貫之の本は今は絶えぬ、定家本は老人度々見たりしに、貫之の書法にかはりたる字様なり、今時の贋物とは似るべき物にあらず、此定家本は今御堂上方の御藏にありとぞ。

○授時曆私考 仲村欽撰

新蘆面命保井春海門人日記、云、「先年中村の齋を訪ふ、的齋授時曆の私考を出して我に授て曰、我授時に志ある事年久し、然どもとくと成就せず、君宜しく成就し給ふべし」云々、

○三國向陽石川藏人撰

新蘆面命保井春海門人日記、云、「石川藏人殿、三國向陽と申す書を作り被り申候、西土、天竺、我國地の廣狭人民の多寡を記したる書なり、

○逸史

新蘆面命保井春海門人日記、云、「逸史、梨木左兵衛佐、日本後記類聚なり、

○山城國志

新蘆面命保井春海門人日記、云、「山城國志三十卷、叙覽にも入

り申候、

○雍州府志

新蘆面命保井春海門人日記、云、「雍州府志は絶版也、

○大日本史

新蘆面命保井春海門人日記、云、「黃門日本史三百卷有之、大友の皇子を帝位になされ候、よつて王代一代多し、是は志賀即位記といふ偽書を信じて如し此なされ候、總じて水戸殿書物好まれ候ゆゑに、天下より偽書多く集り候、舍人は天武の皇子故、大友の事私を遊され候など仰られ候、腹ふくる、事どもなり、

○遍明鈔釋道範撰

○相應秘訣同

○二教手鏡同

本朝高僧傳沙門、云、「釋道範、不詳其姓譜、泉州船尾縣人、年甫十四、憑明任法眼、剃染爲驅鳥、住正智院、大乘宗柄、仁治四年春坐傳法院事、謫於讚州、謫居七年、漫如一日、建長元年夏逢赦歸、再住寶光、四年夏嬰於疽疾、而誦觀如常、至二十二日、恬然而化、歷年六十有九、坐臘若干歲、平日述作有遍明鈔、瑜祇鈔、相應秘訣、寶鑰註、二教手鏡等凡七十餘部

二百餘卷、其外有祕記四十餘條、皆爲學人所珍、

○宗要類聚釋政海撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋政海、在無動寺松林房、著宗要類聚若干卷、

○坐禪用心鈔釋經海撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋經海、右丞相宣秀藤公之子、著坐禪用心鈔、本懷鈔、後嵯峨上皇屢召、說止觀之要、因任僧正、

○本義鈔釋宗性撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋宗性、不詳鄉譜、自少出家、居東大寺、後承良禎僧正住大安寺、任權大僧都、文應庚申奉敕董東大寺住職、三年休于尊勝、以享年七十餘、化於所住、性善俱舍論、著本義鈔、香熏鈔若干卷、

○土去鈔釋親快撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋親快、住遍智院、建治二年五月二十六日卒、著土去鈔、幸心鈔數部、

○大乘玄論不審鈔釋英訓撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋英訓、山田氏、山城州人、住東大寺、著大乘玄論不審鈔、

○頌疏鈔三十卷、釋英憲撰

本朝高僧傳沙門、云、「東大寺有英憲字密乘、陶甄三論通包俱舍、著頌疏鈔三十卷、

○聖光行狀釋了慧撰

本朝高僧傳沙門、云、「釋了慧、粗有文才、弘安甲申撰聖光行狀、

○論註記五卷、釋良忠撰

○善導疏記二十三卷同

○要集鈔八卷同

○授手印決答二卷同

○三心私記一卷同

本朝高僧傳沙門、云、「釋良忠、字然阿、石州三隅縣人、相國道長藤公八世之孫、諫議平章賴定子、仁治元年屆相之鎌倉、住住吉谷悟真寺、勸唱念佛、副元帥平經時、請忠館内、受戒聽法、崇信日勤、於佐竹谷建蓮華寺、延爲開山祖、割附武州箕田地、備三寶供、暇日相從問法、平帥夢光明一道從寺起而照日本國、寤而益信、遂革寺額以光明寺、弘安九年初秋六日湛然氣絕、享齡八十九、坐臘七十四、初聖光滅後、檀越要阿夢光、語曰、平昔所演義談疏章、皆契佛意、但涉紛冗、弟子然阿可以削定焉、夢寤告忠、以故

忠所著作五十餘卷、合併名、題以報夢鈔、所謂論註記五卷、安樂集記二卷、善導疏記二十三卷、宗要鈔五卷、要集鈔八卷、選擇鈔五卷、授手印決答二卷、三心私記一卷也、永仁元年賜諡記主人、

○嘉文亂記 垂水廣信撰

茅憲漫錄茅原云、「垂水廣信は伊勢國垂水より出たる人にして、後醍醐天皇に事へ奉り、河内守と號す、延元元年三月に下世、年九十六、廣信嘉文亂記と云ふ書を撰ばれし事諸書に見えたれども、今その書の傳ることを聞ず、」

○安達藤九郎盛長私記

明珍家傳稜威武德錄藤之、奥書上云、「書肆嘗藏藤九郎盛長私記者、吾邦秘而未梓行也、好事之士往々得之、而爲東鑑之事實矣、余嚮有觀、以謂其中有可疑焉者、蓋上古之本未梓、而人々臨寫、則至乎今者、或腐雨濕、或彈蠹魚、而存者亦不多少乎也、近世逢大治之時、山林處士操觚者、拾私記舊本之遺而補之、全成一部、藏之於書肆、而贖千金者、大概本朝之風也、以故其說或可取者、或不可取者、所謂源太產衣冑六十二間者、上古未嘗獲此製、至義

之半乃始造爲焉、文治之時、何有六十二間者乎哉、又曰、薄金之威毛、以似附紫、引韓氏進學解之註證之、然古文後集者、宋朝紹熙進士王迂齋所註也、此文治先於彼之紹熙、既十年矣、則曷有先著書中引後世之註乎哉、是知後人之贗作明矣、是所謂其不可取焉者也、又賴義朝臣以無楯鎧賜新羅義光時、口說兵法十一條、傳于三郎、義朝以產衣鎧授于賴朝等之事實者、是其可取焉者也、雖然此書所貴、以上古冑鏃鍊威毛、而爲不失其實於後世也、以此考彼、盛長私記所傳、不足悉取焉云々、

○地方覺書 廣瀨清忠撰

親民須知撰者不詳云、「地方覺書、元祿十七年、廣瀨清忠、

○新編地方算法集 栗田久巴撰

親民須知撰者不詳云、「新編地方算法集、享保五年、栗田久巴、

○勸農固本錄 萬尾時春撰

親民須知撰者不詳云、「勸農固本錄、享保十年、笹山侯舍人萬尾時春、

○算法集 笹田將監撰

親民須知撰者不詳云、「算法集、延享二年、窪田將監、無稽之書、宜焚、」

○地方覺書二卷

親民須知撰者不詳云、「地方覺書二卷、杉岡彌太郎、元の富山又右衛門、享保初年作、」

○今昔物語

能書事蹟稿積云、「今昔物語は、時代の言葉風俗器物等を考て、據とするには便あり、」

○高野大師書訣一卷

○同註解 屋代弘賢撰

能書事蹟稿積云、「高野大師書訣一卷、此書ふるく刊行せるは訛謬多し、寛政庚戌歲源柳先生の命に依て、真本を求め誤を正し且註解をくはへて、屋代弘賢ふたゞび刊行して世に行はる、」

○大和國大安寺緣起文

能書事蹟稿積云、「大安寺緣起は、後花園院御宇地震に堂塔廢し、緣起文は存在して、于今般若寺と海龍王寺と隔年にこれを預る、」

○百人一首

能書事蹟稿積云、「文曆二年五月末の乙未の日、朝そら晴れたり、我もとより文字をかく事をしらす、嵯峨

の中院のさうしの色紙形予書くべきよし、彼入道ねもごろにすゝめて、見ぐるしき事といへども慙に筆を染ておくる、古へよりの歌天智天皇より此かた家たか、まさ經卿に及ぶ、夜に入て金吾にしめしおくる、明月記、按に、是世にいふ百人一首の事なり、此文にて見る時は、後世にいふ如く歌のえらみにてはなく、専ら筆蹟の事なり、此色紙を小倉色紙と云ひて世に尊重す、相傳云、此色紙東野州常縁の許にありけるを、宗祇法師歌道を學びに、はるくくと東國にまで下りし志にめでて、五十枚を與へられける、殘五十枚は常縁の許にて燒失し、今世に傳ふるは、宗祇の許にありけるが遺りとゞまりぬともいひ、また伊勢國司北畠家に屏風一雙に張てありけるを、宗祇の弟子宗長にかたゞと與へられけるが、北畠家のかたゞは燒失し、宗長が五十枚世に残れりとも云ふ、いづれか是非をしらす、今世に存在せる廿七枚の所持の人を記して、珍貨名物記に出したり、

○和名鈔

能書事蹟稿積云、「和名鈔も、梓行せるは脱簡誤字多し、長門國臨海樓まで記して、宮城の門名なきにて可

知、此外和名鈔にはいふべき事多けれど、こゝに略す。

○東齋隨筆
能書事蹟德積云、「東齋隨筆、真名とかなと二本、文も大同小異あり。」

○元明畫人考彭百川撰
元明清畫書人名錄高濂序方明合、云、「京人故彭百川、以善畫稱、與余有舊厚、輯錄其所展觀、名曰元明畫人考、刊行于世、久矣。」

○徒然草
日本文鈔源世云、「兼好法師贊、龍公美、有奇隱士、卜居芳田、端心直行、希聖慕賢、高志歎今、風流好古、叩儒佛門、入老莊戶、我國神教尤稱精通、其於歌學、頗得古風、當時四子公居其一、宜哉人才千古絶匹、嘗著一卷、題曰徒然、文筆巧下、人物妙宜、離其名利、安其心身、是公所以身虔教人善哉、撰述善巧方便、翻智海濤瀉文房硯。」

○釋親考
九親服屬大塚序云、「東涯釋親考、春臺親族正名、專要習俗之易通曉、以國字解之、而猶且無讀

之者、既無讀之者、則其教亦無由而入焉。」

○兒話草大澤撰
海亭夕話大澤云、「愚兒草と云へる小冊を著し、俚語を以て字間をすゝむる意を述ぶ、今その草を失ふ。」

○讀書要言大澤撰
海亭夕話大澤云、「素讀の次第別法なし、愚かつて讀書要言と云へる小冊あり、大概讀書の法を述ぶ。」

○江上紀譚大澤撰
海亭夕話大澤云、「諸書を勤讀するに、別して簡要なる次第あり、貝原益軒翁の童子訓に出づ、愚鈔出して江上紀譚といへる小冊子に記しおけり。」

○小田原紀行大高季明撰
芝山詩集大高序明林云、「予自居停他國江山、是至羈旅如歸、數年之間、許我竊謂文字之知者、唯芝山大高季明文宗一人耳、明公嘗以其小田原紀行、集其地詩三百餘篇、遠辱賜教、其詞雄麗典興、正言不諱、音律鏗鏘、大費咀嚼、予私心識之云々。」

○春夢草牡丹花宵柏撰
日本文鈔源世云、「吳江牡丹花老人墓碣銘、龍公美、老人名宵柏、姓源、村上天皇苗裔、久我庶流、嘗住泉之沙

界、以風流聞于時、居恆愛酒香花之三、而作三愛之記、世人至今稱焉、最善國風、而其聲賦々於海内、從宗祇法師受其道、而傳之其門下、世稱之沙界傳、又名于聯歌、殊得其妙、一日有牡丹之妙句、泣鬼神、故自稱牡丹花、後隱於津之池田村、村舊名吳服之里、山水勝絶、西土鹿門弗啻哉、老人愛之、結茅而名夢庵、所著書有春夢草及家集等數多云、以大永七年四月某日卒、年八十五。」

○産論賀川玄悅撰
日本文鈔源世云、「賀川玄悅墓碣銘、皆川愚、先生諱光森、一諱玄悅、字子玄、近江彦根人、其先三浦小次郎、駿河人、初依今川氏真、今川氏職、因從神君、神君命屬井伊侯、爲其幢下騎士、井伊侯受封彦根、從家焉、其五世孫軍助、諱長富、以善刺鎗顯、先生其庶子、彦根藩法禁庶承重、以故冒母賀川氏、而寄養焉、先生已長、自奮思立功、德以及人也、因來京攻醫事、年尙壯、自懼耗精、與妻山田氏異寢三年、遂悟理婉之術、有覺驗、因著産論、至如其言、子居孕頭下嚮者、曠古所未聞云、論出而先生技愈彰、明和五年冬阿波侯聞而聘之、初先生有子、玄吾、金吾、

玄吾以不中意絶之、金吾不好醫、別營業、以居之、有女、因養出羽秋田人岡本氏子玄迪、以與之配、乃請曰、臣老矣、雖猶可理技、祿願資之玄迪、藩允其請、因界玄迪祿百石、以家于京師、安永六年丁酉秋九月十四日病卒、于家、年七十有八、葬之其宅西玉樹寺園塋、先生著論、愿爲視草論藉世、後先生每見、未嘗不泣拜以謝、其爲人敦厚蓋如此、門人無慮數千、傳術甚盛、因相共私諡曰景定。」

○百首詠歌
市井雜談集林自云、「高野山金剛三昧院に有之百首詠歌は、尊氏、直義其外吉田兼好、頓阿、淨辨等の名ある歌人と共に詠じたる百首也。」

○本朝統曆安藤市兵衛撰
新廬面命保井春海門人日記云、「安藤市兵衛日本の統曆を作り、八百年の間述候、後に先生の長曆、神武より有りしを聞候て、又神武已來を宣明を以て作り、立林氏序を書き申され候、日本紀の内合申まじく候、をしき物なり、如此不考の書世に多し。」

○日本永代藏
骨董集繁瀨云、「日本永代藏、刻梓の年號なしといへ

ども、按るに貞享の時代なるべし、

○七十一番職人盡歌合

骨董集醒、云、「七十一番職人盡歌合、文安寶徳の時代、」

○異本洞房語園

骨董集醒、云、「異本洞房語園、享保五年の記、」

○節用集

骨董集醒、云、「節用集は林逸の作なり、辨疑書目録植字書目の部に、節用集眞書本二冊、文龜本とあり、其後慶長二年の印本あり、ふるきをしるべし、」

○義理櫻

骨董集醒、云、「義理櫻、刻版の年號なし、畫風を見るに寶永正徳の頃ならん、」

○醒睡笑

骨董集醒、云、「醒睡笑、元和九年作、萬治元年版、」

○守武獨吟千句荒木田守武撰

骨董集醒、云、「守武獨吟千句、天文九年吟、慶安五年刻、」

○故郷歸江戸咄

骨董集醒、云、「江戸咄、先版は故郷歸江戸咄と題す、

後に増補し、元祿七年の本あり、

○一代男後日

骨董集醒、云、「一代男後日、刻版の年號なし、按るに、西鶴が廿五年の追善といふことあれば、享保二年の版なるべし、」

○竹齋物語

骨董集醒、云、「竹齋物語、寛永中の書なり、又云、「竹齋物語は寛永十一・十二・十三年の比に作りたるものなるべし、考證あれどもこゝには洩しつ、」

○御伽婢子淺井了意撰

骨董集醒、云、「御伽婢子、寛文六年、瓢水子淺井了意作、元祿十一年刻、」

○吾吟我集未得撰

骨董集醒、云、「吾吟我集、慶安二年未得著、」

○毛吹草維舟撰

骨董集醒、云、「毛吹草、維舟撰、正保四年刻、」

○崑山集令徳撰

骨董集醒、云、「崑山集、慶安四年令徳撰、明暦二年刻、」

○其袋嵐雪撰

骨董集醒、云、「其袋、嵐雪撰、元祿三年刻、」

○我衣

骨董集醒、云、「我衣、古老の物語を聞書したる物なり、」

○沙金袋山本西武撰

骨董集醒、云、「沙金袋、山本西武撰、明暦萬治の比刻、」

○五箇の津の草紙

骨董集醒、云、「五箇の津の草紙、刻版の年號詳ならずといへども、按るに天和貞享の比なるべし、」

○晉子十七回淡々撰

骨董集醒、云、「晉子十七回、淡々著、享保八年刻、」

○卵子酒

骨董集醒、云、「卵子酒、寶永六年作、享保七年版、」

○三疋猿支考撰

骨董集醒、云、「三疋猿、支考撰、上梓の年號なし、按るに寶永の比なるべし、」

○きのふはけふの物語

骨董集醒、云、「きのふはけふの物語、刻梓の年號なしといへども、寛永の書とさだむべき證あり、」

○あかし物語

骨董集醒、云、「あかし物語、一名女五經、延寶九年版、」

○西鶴織留

骨董集醒、云、「西鶴織留、貞享の比の著述なり、正徳二年印本、」

○庭訓往來

○異制庭訓

○遊學往來

骨董集醒、云、「辨疑書目録に、異制庭訓は玄惠法印作、元遊學往來と同本也といへるは誤也、元祿五年版の書籍目録に虎關作とあるが正しかるべし、其故は、遊學往來は玄惠の作也、寛文二年印本とす、其文異制庭訓と異なればなり、或人云、異制庭訓といへるは本名にはあらざるべし、玄惠の庭訓往來世に行はれて後の名なるべきか、しかれども本名傳らざれば、しか稱ふべしといへり、又云、「一時軒隨筆卷二に、庭訓は玄惠法印元弘四年正月廿一日書之とあり、」

○袖中鈔

骨董集醒、云、「袖中鈔の作者顯昭は、後鳥羽院の御時の人なり、」

○世諺問答

骨董集醒、云、「世諺問答、天文十三年の書、」

○日次紀事
骨董集醒云、「日次紀事、此記は延寶貞享のあひだの著述なり」

○婦人養草
骨董集醒云、「婦人養草、貞享三年著」

○濱松中納言物語
骨董集醒云、「濱松中納言物語、これはうつぼにつづきたる古書といへり」

○むかし〜物語
骨董集醒云、「むかし〜物語、あるひは已往物語と云ふ」

○本朝食鑑
骨董集醒云、「本朝食鑑、元祿八撰、同十刻」

○勸進聖判職人歌合
骨董集醒云、「勸進聖判職人歌合、天文六年以前の物といへり」

○寶物集
骨董集醒云、「寶物集、此書は俊寛とともに硫黄島にありし平判官康頼法師、治承二年の春再度舊里に歸りて後にかける物也」

○東海道名所記
骨董集醒云、「東海道名所記は浅井了意が作也、萬治中印本、鎌倉志首巻引書目六のうちに、東海道名所記浅井松雪とあるはこれ也、元祿六年印本犬張子巻一義端が序の文に、了意大徳晩年におよびて筆力ますます老健なり、元祿四年寂せられしとありて、行年はつばらならねど、おほ方慶長につづきたる元和寛永の頃の生れなるべし」

○物類稱呼
骨董集醒云、「物類稱呼、安永四年撰」

○酒食論
骨董集醒云、「酒食論、此繪巻も室町家の比の物也、作者は詳ならず、或は一條禪閣の御作なりといへり」

○新續犬つくば集
骨董集醒云、「新續犬つくば集、萬治三年撰、寛文七年刻」

○異制庭訓往來

○狂歌咄
骨董集醒云、「狂歌咄、曾呂里狂歌咄と云ふは、後の名也」

○沙石集
骨董集醒云、「沙石集、此書は無住法師、弘安六年にかきをはれるもの也」

○三國傳記
骨董集醒云、「三國傳記、此書は永享三年の著述なり」

○京童
骨董集醒云、「京童の作者は中川喜雲なり、俳諧家譜に、貞室門喜雲、中川氏云々、家書京童部、同後編あり、歿年詳ならずとあり、許六が歴代滑稽傳に、雛屋立圃は書を能す、京童と云ふ名所記自畫也とあり、元祿十五年印本、團水が花見車巻二に、立圃寛文九年九月晦日卒すとあり、俳諧家譜には寛文十二年三月十七日歿す、年七十一とあり、いづれか是なるをしらざれども、慶長中、くにかがぶきのさかりなる頃、立圃はおほかた十五六歳にてありしなるべし、作者喜雲が歿年はつばらならねど、その繪をかける立圃が

○土佐日記
骨董集醒云、「土佐日記、此日記は貫之ぬし承平五年の紀行なれば、いと〜ふるき物也、承平五年より今文化十年まで、およそ八百七十九年なり」

○奇異雜談集
骨董集醒云、「奇異雜談集、天文中の作也、考へ別あり」

○運歩色葉集
骨董集醒云、「運歩色葉集、天文十六十七の間の撰也」

○貞徳文集
骨董集醒云、「貞徳文集、此文集は寛永のはじめ作れり、書中に考ふる所あり、慶安三年印行せり」

○商賣往來
骨董集醒云、「商賣往來、右の往來は元祿以後の物也、考證別にあり」

○野守鏡

骨董集醍醐云、「野守鏡、永仁三年にかけものなり」

○今物語信實朝臣撰

骨董集醍醐云、「今物語、此物語は信實朝臣文治承久の比の人なりのかゝれたる物也」

○走衆故實

骨董集醍醐云、「走衆故實、天文永祿のころの事をかけり」

○塵塚物語

骨董集醍醐云、「塵塚物語、天文廿一年撰」

○桂川地藏記

骨董集醍醐云、「桂川地藏記、弘治二年撰」

○年中定例記

骨董集醍醐云、「年中定例記、これは應仁以後、室町家の事をかける舊記なり」

○撮壤集

骨董集醍醐云、「撮壤集、これは享徳三年の書なり、定例記よりすこし古し」

○俳諧夜錦

骨董集醍醐云、「俳諧夜錦は、寛文五年の撰也」

○禮儀類典

○日本史

常山文集光圀序昭光云、「性素嗜書、經史百家莫不綜該、本朝實錄、曆註、和歌、小説、皆能搜羅蒐獵、最重古禮部、著爲一書、命曰禮儀類典、又起史館、撰本朝史、他所自著及命諸儒、著書不可枚舉焉、蓋宗鼎之重在子典章、哀其廢墜、而有維持、可謂尊尙朝廷之意尤深而輔翼輔衰之志甚大矣、列聖賢臣之可稱者、使之顯無窮、而爲勸戒、則非出于仁厚懇惻之意、而爲本朝世々忠臣乎、而令此書遠播于殊邦、拭目而觀、本朝之可崇、則其有功于本朝、亦爲幾何、一片丹衷、義于朝家、氣足以光天地、而志可震鬼神、壯矣哉」云々

○蕉窓吟二卷、那波蕉窓撰

蕉窓餘吟那波序北村云、「京師鉅族那波氏、自號蕉窓、世以富名、然那波氏自幼嗜學、能屬詩賦、又好和歌、儉以持身、敬以交人、因今日之所絕無者也、嘗有蕉窓吟二卷、蓋平生所著詩歌稿也、既以梓行」

○日本史

熙朝文苑井鼎安積覺復岡島玉成書云、「至於本藩修史之事、則台兄所聞不甚相遠、而或有不副其實」

群書備考卷之十三

○孟津鈔

○紫明鈔

○奥入

○河海鈔

○花鳥餘情

○弄花鈔

○細流鈔

○萬水一露

○泯江入楚

貞徳翁戴恩松永記貞徳云、「九條禪定殿下玖山公と申は、御俗名植通公の御事也、八十八歳にて文祿三年正月五日に薨じ給ひぬる御外祖父道遙院殿の源氏物語を御傳へあり、稱名院殿に再向まで極め、三光院殿と御穿鑿たびく、に及びしかば、此物語の淵底を通達し給ひしかども、猶謙退の御心にて、編立て給ひし鈔を孟津と名づけ給ふ、孟津と申は天川のはじめの津なり、昔漢の張騫が黃川の源を尋んとて、うき木にのりて三とせ餘りのぼりしに、一人の織女にあひ、爰は何といふ所ぞと問しかば、汝は何の用に尋ぬと申、張騫が曰、此川の川上を極めんといふに、織女うち笑て、爰ははじめの津なり、いかにしてか源に至るべき

者、故略陳其梗概、僕本武夫、不習儒學、但以粗知文字、承乏史局、十餘年間、老成凋落、筆削底滯、見史未成、心甚憂之者信如來論、而遍尋天下名儒、拔其尤而致之府下者、非僕之任、而依田小見山之徒亦非僕所薦舉也、網羅英才、徵辟賢俊、固有任其事者、而諮議訪問、竭力輸誠、僕亦非無一得之愚、然何敢遽至誨諭、諸生視之猶子、史書之成、實賴諸生編摩之力、總裁史局者之功也、僕何與焉」

○日本詩選江村段撰

日本詠物詩伊藤序江村云、「今時論詩者有常言曰、作詩難矣、選詩更難矣、彼其之子、奚知鳥之雌雄、亦唯漫言泛說、吠聲爾々、蓋能詩而後知作詩之難、自選而後知選詩更難、而今海内說詩者不多少、選詩者亦少、彼喋々者、非漫言泛說而何也、余才謏劣、能詩、吾豈敢、雖然羊裘之嗜、老而無渝、解組已來、講經餘暇、自忘桑榆、末景再親短檠、重改舊聯、於作詩之難、窺得一斑矣、又近纂日本詩選、選詩更難、余有所試者」

といふに驚て、衣をる機の石をもらひて、夫よりもど
り侍る、黄川の水上は天川といふことを始めてしれり、
蜀の宸平といふ者天を仰見ていふ、今宵織女のかた
はらに怪しき星ありと申せしは、彼張鷟が天川に至
りし夜に當れり、此玖山公の御本卦も張鷟が卦に同、
此鈔を書き終り給ひしも七月七日なれば、源氏の水
上におよばぬ心を持って名附給ひし也、此鈔にも三光
院殿と御穿鑿のありし止觀の説はのせ給はず、世上
の源氏よみ止觀と云ふ事夢にもしらざる事なり、凡
此物語は天台の六十巻をかたどり、五十四帖あれど
も六十帖といふ、日吉山王三千坊を表して、二千六
百丁にたらざれども、三千枚の紙數といへり、それは
何ゆゑといふに、天台大師の法華經一部講し給ふを、
御弟子章安大師末代のために書きしるし給ふに、先
妙法蓮華經の五字を玄儀十巻とし、如是我聞より作
禮而去までの文々句々を記し給ふを、文句十巻とし、
その玄義と文句とに一念三千一心三觀のさとりをし
るし給ふを、止觀十巻となす、以上是を天台の三十
巻といへり、然ども其弟子妙樂大師、十巻に十巻宛の
註をあらはし給ふ、今是を天台六十巻といへり、此物

語にも註の外にふかき觀念あるを、止觀の説と申す
なり、それ此物語は康和の比よりはじまれども、久敷
世に弘まらざりしにより、鈔もなかりしを、河内守
伊行の弟の素寂法師、紫明鈔をはじめてしるす、定家
卿は卷々の末に奥入とて、少づつ註し給へり、其後
五辻殿河海、一條殿花鳥餘情、宗祇、牡丹花兩人して
弄花、三條西殿細流、永閑萬水一露、玄旨法印泯江入
楚、かやうにさまざまの諸鈔は、人々私の閑書ぬき書
き書數をしらず侍れども、いまだ古事引歌さへしれ
ざること多し、まして天下を治めん君臣の御ための
やうには、五經史記漢書を用ひ、又莊子の寓言をふ
まへて、桐壺の御門、源氏の君などといふ人あるやう
に思はせ、一部戀慕の愛執を和語につらね、畢竟は菩
提門に引きいる、やうに佛法を以てかきたる物語な
れば、常の草子にかはりて、歌にもことばにも深き心
得ある事を、そこへにおしへて、此道理をふくみて
かやうに書きたりと口傳するを、止觀の説と申す也、

○新式目鈔里村紹巴撰

○和漢朗詠註同

貞徳翁戴恩記松永貞徳、云、「世はさだめなきもの也、よき

事のあしき事に成ぬるは、秀次關白殿連歌をふと御
稽古ありしかば、悦て紹巴毎日登城し給ひけり、後御
謀叛の御談合の人數にやさ、れ給ひけん、三井寺ま
で流され、百石の知行其外家財屋敷まで、昌叱に太閤
御所よりくだされ、あさましき身となり給ひておは
しけるを、笑止におもひ、其年のしはす雪を分けて、
丸一人忍びつゝ参りき、其時今まであみ立て給ひし
物の本はおはせぬにやとたづね侍しかば、さごろも
の鈔を心がけしかども、才智たらずしてならず、新
式目の鈔、さては稱名院殿にかゝり奉り、和漢朗詠
の註、拾芥鈔のよみぐせをくはしく附置き侍りぬ、此
外はなにもせざりきと有しほどに、それはいづれも
末代の寶なり、さやうの事今の世にする人おぼえ侍
らずと、深くほめ申せしかば、満足ありき、

○古今和歌集

貞徳翁戴恩記松永貞徳、云、「古今一部は、一世界を表し、人
の一生涯をかたどるといへり、いづれの集もみなみ
な此のごとし、」

○千載集

貞徳翁戴恩記松永貞徳、云、「俊成卿の千載集撰はれし時、

われは人を見ず、たゞ歌のみ見ると仰られし、

○明月記

○百人一首

○秀歌大略

○詠歌大略

○雨中吟

○未來記

貞徳翁戴恩記松永貞徳、云、「定家卿の御歌を俊成家隆等に
及ばずと思へり、是第一の僻事也、或時定家卿御父に
向ひてのたまはく、去る建保の比ほひまでは、歌もや
すく出で侍しが、此ごろは讀にく、なりて、人のほ
むる歌も侍らず、いかやうに心を持たほしてよく候
べき哉らんと問はせ給ひしかば、俊成卿の仰には、よ
みにく、とも人ほめずとも、たゞ今のごとく歌をば
よみ給ふべし、其方の今の歌こそ自から骨體にいた
り給へ、われも其段うらやましけれども、年老て稽古
しがたきゆゑ、今に皮肉のあひだにかゝづらひ侍る
もの也との給ふうへは、家隆卿も寂蓮も後鳥羽院も
攝政殿もおよび給ふ事にはあらず、其しるしには、定
家卿をさして、汝月明かなりと住吉明神直に示現し
給へり、さるにより主の御一代の事をするし給へる
書の名を、明月記とは申とかや、殊更百人一首、秀歌
大略、詠歌大略、雨中吟、未來記の書を著して、道に功

をつみ徳をのこせり、此卿の御恩他に異なるにより、常流の秘傳には、人丸貫之定家卿を和歌の三尊とあがめ奉ることなり、此卿の小倉山莊に、百首の色紙を書き置給へるは、なにゆゑとかしれる、抑歌の品は多けれども、古今序には六義をたて、四條大納言は九品に分ち、忠岑十體にさだむ、其外家々に品々をさだしおかれたるとも、定家卿は花實の二つに極め給へり、是花風實體と習ふ、花風には善惡の兩花あり、實體には一實とて無二無三也、たとへば台家に、一代の御經の三教の内に小乗の三藏教をすて、權實の二經となせるが如し、歌道の花風はなくてはかなはぬ儀なり、されど實體を本として花風を次に用るがよきなり、此なくてはかなはぬ花風さへ、實體に過ぬれば惡敷事にするなり、萬葉集以來はや人の心淳朴ならず、實體を忘れけりとして、其實皆落、其花獨殘と貫之はなげき給へり、花風もよきさたながら、女にかたどりて必よはき物なり、よわくても和歌はうつくしきを本意とせば、人丸捨て小野小町を本尊とすべし、古今序に又云、小野小町が歌はあはれなるやうにてつよからず、強からぬはをうなの歌なればなるべしと

あり、されば男のよまん歌によわきをば深くきらふとしるべし、すべてやまと歌と云ふより、何事をよみても俗言を去て三十一字をつらぬれば、はややさしき事は備はれるを、うつくしきやうによまんとたくむは、すなほならぬ心だてなるによりて嫌ふ事、たとへば狐のたそがれ時に美人にばけて人を誑はさんとするが如し、總別女は獨身のたえぬよわき物なれば、人に戀ひられて美人といはれんと思ふにより、ながしめをこらしこゑをほそめ、衣裳にたきものし、顔に紅粉をぬるは、皆まがりたる本性にあらずや、根本歌は戀路のなかだちに頼むものにはあらず、難波津あさか山の詞、みな天下をしづめ君臣の道をと、のへ、教誠のはしとする道なれば、なんぞ花風のよわきを用ひんや、實體は男にたとふ、男と生ては、たとひ武士にあらずとも義を守り禮を存して、身命を捨ても先祖をばつかしめぬ心が有るもの也、されば男のよまん歌に、いかでか態よわからん事を好んや、たゞし後鳥羽院の御とき、春夏は大にふとく、秋冬はからびてほそく、戀雜は艶にやさしくよまんとて、三體を出せり、それも一應の事にて、殊更戀雜ばかりを

こそ艶にやさしきを本とせよとのたまひたれ、四季の歌などを皆やさしくよめとはの給はざりしにしてしるべし、うつくしき歌をよみて人にほめらるゝを樂の至極とするは、更にまことの樂しみにあらず、實體のうへにおのづから花風の有て出きたる秀歌をたのしむこそ、悦の上の悦なれ、實目なる道をおもしろくとおもふ心は、初心の時なき事也、面白なくとも師のをしへは信じて心に數奇、あけ暮舊歌を吟じ、其心を觀念せば、夜のあくるがごとく酔のさむるやうに、今までわらはべのよみたるやうになにの珍しき作もなき古歌の凡慮の妙所あらはれ、花風のあさましき事をおもひしるべき物なり、名をとらんと思ひたくみてよめば、後に惡名たつなり、たゞ人にかまはずすぐなる道を心につけ、朝夕すきぬれば、かならず照名有るもの也、昔はすきといへば、歌の事に人の心え侍り、たいもりもすいたりければ彼女房もすいたりけりとなり、然るを今茶の湯をおし出して數奇といふは、歌道の世にすたれたるゆるなり、丸やさしき歌えよまぬによりて花風をきらふと思ふべからず、一大事の儀ながら少し書あらはすべし、やまと歌の道

は人の心をたねとしてとあれば、歌にて心はみゆる物なり、ちからなき女の歌をよむ男は臆病のをのこ也、不吉の歌をよむは其身の凶あらん瑞相なれば、さしてかまはぬ事なれども、世上にあしき風情を好むといふによりて、今こゝにふかくとがむる儀なり、上古の萬葉集、實體おほくして花風少し加はれり、其後此道すたれて花風に成けるをかなしみて、今の世の中、色につき人の心花になりけるより、あだなる歌はかなき事のみ出くれば、色好の家にはむもれ木の人しれぬ事となりて、まめなる所には花すゝきほに出すべき事にもあらずなりと書て、古今集は花實相對にあめり、後撰は又相對にあまば、花風さかりになるべしとふかくいまして、實體多くいれたり、拾遺は又花實相對なり、其後代々の集こゝろごころに有ける、新古今集には花過たれば然べからずと、定家卿一人歎き給へども、後鳥羽院の御はからひなればせん方なくて、百人一首をばえらみ給へる物也、按のごとく承久の亂出來て、三院はながされさせ給ひ、序をあそばされし後京極殿は早世なりしとなり、

○孔子家語增註太宰純撰
○孔子家語補註岡白駒撰

孔子家語考戸崎、云、「王肅註孔子家語、行于世者十數部、割裂衍脫不少、於是太宰純有增註、岡白駒又有補註、殺訛頗復、然二氏不得復有異同、太宰氏原本汲古閣版與我東方所有舊本全同、衍脫亦同、可爲定本、詳見太宰氏之跋文、岡氏所校亦王氏雍氏舊本也。」

○山槐記中山内大臣撰

山陰雜筆松崎、云、「山槐記、是中山内大臣御記名、

○拾芥鈔

槐記山科道安記、云、「拾芥鈔と申す書は、一方の出處にもなる書にて候やと窺ふ、仰に、拾芥は東山左府實照の作也、左府は和漢の英才にて、又つゞく人あるまじ、随分の入用のことをつまみ舉られて、しかも出處正しく、重寶の書なり、然れども世本甚だ誤字脱簡あり、是を正さんとすれば出處の引書夥きことにて、御意にも思召はあれども、盡くは正されず、随分の好本の書本御所持あり、若正さんと欲せばそれらの本書にて校正して可なり、されども夥しきことなり、

り、昔し水戸黄門に天下の英才を集められし時、仕官を望む人あれば、先古參の宿儒老才の人出合て、初て及第の時の挨拶に、必其方拾芥鈔を見られたるや、盡く濟されたるやと尋ね、答ていかにも見侍り、何にても御尋候へと申す人は、才の程も知れたり、抱ふるに不足と仰らる、又拾芥鈔は中々私式のおよぶ處にあらす、吟味は随分致し候へども、其本書を盡く正すほどは臣がおよぶ處にあらすと云ふ人々は、餘程の英才也とて抱られけるとぞ、黄門も忍せものなりと仰らる、

○醫脈淵源錄山科道安撰

槐記山科道安記、云、「享保九年甲辰四月十日參候、明清の間に醫の傳のしれざるは書出して上ぐべし、此頃明清の間の人物御考のことあり、次手に考下さるべきの由なり、因て兼て思立て、醫脈淵源錄の編集にとりかゝれり、

○僧傳配韻獅子吼院殿撰量令曰、百十二代後西院皇子院院、母新廣義門院、元祿八年四月十六日遷化、五十六、號獅子吼院、

槐記山科道安記、云、「近代の親王家に獅子吼院殿ほどの人はあるべしとも覺えず、英才の上に骨を折られ

し故に、天台一宗に於ては中興とも謂つべき人也、僧傳配韻と云ふ書七十卷計りあり、一生の精力これにあり、最重寶の書なり、唐僧の名ある人を酌よせにして、本書に出處附をしたるもの也、詩も數奇にはあれども、三菩提院殿などの様に、強て骨を折たるにてはなければども、詩集あり、重て見すべし、歌と茶湯は大のきらひにて、俳諧は名人なり、その英才にてせれば何事もなるべきを、歌と茶をあれほどに忌まれしも、見る處ありてなるべし、

○古今和名類聚山科道安撰

槐記山科道安記、云、「享保十二年丁未三月廿九日參候、頃日編集の古今和名類聚を持參して台覽に供ふ、これは珍重なることなり、精出して記すべし、逆もの儀に、延喜式の國々の物産物の處を、のこらず入たらば然るべきか、御前にも前廉あそばせしを御見せなさる、延喜式の本草の分を御抜なされし御自筆なり、恐ながら奉感由を申上しに、延喜式にかぎらず、今もなにも残らず加様に類聚あそばして、何卷何丁となされしは、重て此まで御覽ありし和書の分を、類聚なされんとし思召なりと仰らる、又云、「八月三日參

候、兼て集録せし和名も大方にくみ立候、五部の國史を一部づつ拜借仕度由申上、何時にても彈正に申て拜借すべし、併其方ごときの者の國史見るには見様あり、初より御本紀を見てはあし、先續日本紀を見て後に日本紀を見るべし、左なくては精をつかさべしと仰らる、

○本朝軍器考

○東雅

槐記山科道安記、云、「荒井筑後守が軍器考、東雅など、如何さまたゞものにはあらず、東雅は何とぞ其主意あるべきことなり、未だ通篇見通さねば其主意しがたし、軍器考は扱もく日本紀已來和書の分を精選に載すといへども、カザリダチ、ハチヤナグヒなどのことは、官家拜禮の式にして武家軍用の物にあらず、故に其ことは余はいざしらねば、暫らく其名を記し、其ことはさしおく由を書きたり、和學に委きこと、兼てその方も聞およぶ處なるに、官家のことは官家に譲りておくこと、大器なりと御褒美なさる、及ばぬことながらしりたる事はいらぬことまでも書載せたまものなるに、しりたることを書きのせぬは、一篇の格別正しき故也、わづかに其例が違へば、一書の